

平成22年第6回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9.	8	水	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議 ・発議 		
	9	木	休 会			
	10	金	休 会			
	11	土	休 会			
	12	日	休 会			
	13	月	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（7人） 		
	14	火	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4人） 		
	15	水	本会議（4日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑、委員会付託 常任委員会		
	16	木	常任委員会			
	17	金	休 会			
	18	土	休 会			
	19	日	休 会			
	20	月	休 会			
	21	火	休 会			
	22	水	休 会			
	23	木	休 会			
	24	金	休 会			
	25	土	休 会			
	26	日	休 会			
	27	月	議会運営委員会		議会全員協議会 文教厚生常任委員会調査	
	28	火	休 会			

29	水	本会議（最終日） <ul style="list-style-type: none">・災害復興対策調査特別委員会報告・常任委員長審査報告・議案審議・追加議案審議・特別委員会設置・報告・発議・継続審査、調査・閉会	
----	---	--	--

平成22年第6回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成22年 9月 8日

閉会 平成22年 9月29日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案53	さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	22.09.08	22.09.29	原案可決	総務
54	訴えの提起について	〃	〃	可決	建設経済
55	訴えの提起について	〃	〃	〃	文教厚生
56	平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	〃	〃	原案可決	3 常任
57	平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	文教厚生
58	平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	建設経済
59	町道路線の廃止又は認定について	〃	22.09.08	可決	—
60	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任可決	—
61	し尿汲取収集車（2t車）購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
62	し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について	〃	〃	〃	—
63	平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）	22.09.29	22.09.29	原案可決	—
64	平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について	〃	継続審査		決算
65	平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
66	平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃		〃
報告6	平成21年度健全化判断比率の報告について	〃	22.09.29	報告済	
7	平成21年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	
H21陳情6	川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について	21.06.17	継続審査		総務

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議 8	さつま町議会委員会条例の一部改正について	22. 09. 08	22. 09. 08	原案可決	—
9	臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書（案）の提出について	22. 09. 29	22. 09. 29	原案可決	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成22年第6回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月8日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について	4
（提案説明）	
議案第54号 訴えの提起について	4
（提案説明）	
議案第55号 訴えの提起について	4
（提案説明）	
議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	4
（提案説明）	
議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	4
（提案説明）	
議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	4
（提案説明）	
議案第59号 町道路線の廃止又は認定について	6
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について	7
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第61号 し尿汲取収集車（2t車）購入契約の締結について	9
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
議案第62号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について	9
（提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
発議第8号 さつま町議会委員会条例の一部改正について	14
（趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決）	
散 会	15

○9月13日（第2日）

一般質問表	1 7
会議を開催した年月日及び場所	1 9
出欠席議員氏名	1 9
出席事務局職員	1 9
出席説明員氏名	1 9
本日の会議に付した事件	2 0
開 議	2 1
一 般 質 問	2 1
平田 昇議員	2 1
まちづくりについて	
まちづくり懇話会について	
森山 大議員	2 9
地域福祉について	
川口 憲男議員	3 4
人口増の施策は	
楠木園洋一議員	4 5
農業政策について	
内田 芳博議員	5 3
竹林問題について	
舟倉 武則議員	5 9
移転した宮之城中学校の管理運営等について	
商店街の活性化について	
桑園 憲一議員	7 0
教育と文化の薫る生涯学習の推進について	
延 会	7 5
○9月14日（第3日）	
一般質問表	7 7
会議を開催した年月日及び場所	7 8
出欠席議員氏名	7 8
出席事務局職員	7 8
出席説明員氏名	7 8
本日の会議に付した事件	7 9
開 議	8 0
一 般 質 問	8 0
平八重光輝議員	8 0
町政について	
予防ワクチンの接種助成について	
テレビのデジタル化対策について	
米丸 文武議員	9 1
有害鳥獣被害防止について	
岩元 涼一議員	1 0 2

口蹄疫対策について	
地デジ対策について	
木下 賢治議員	1 1 3
非常備消防体制について	
散 会	1 1 9
○9月15日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	1 2 1
出欠席議員氏名	1 2 1
出席事務局職員	1 2 1
出席説明員氏名	1 2 1
本日の会議に付した事件	1 2 2
議案付託表	1 2 3
開 議	1 2 5
議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について	1 2 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第54号 訴えの提起について	1 2 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第55号 訴えの提起について	1 2 7
（総括質疑・委員会付託）	
議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）	1 2 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 2 9
（総括質疑・委員会付託）	
議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）	1 2 9
（総括質疑・委員会付託）	
散 会	1 4 1
○9月29日（第5日）	
会議を開催した年月日及び場所	1 4 3
出欠席議員氏名	1 4 3
出席事務局職員	1 4 3
出席説明員氏名	1 4 3
本日の会議に付した事件	1 4 4
開 議	1 4 5
災害復興対策調査特別委員会報告	1 4 5
（委員長報告・質疑）	
議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について	1 4 9
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第54号 訴えの提起について	1 4 9

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第55号 訴えの提起について	149
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算(第6号)	149
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号) ...	149
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)	149
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算(第7号)	157
(提案説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について	163
(提案説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について	163
(提案説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	163
(提案説明・一括質疑・決算特別委員会設置による委員会付託)	
報告第6号 平成21年度健全化判断比率の報告について	168
(内容説明・質疑)	
報告第7号 平成21年度資金不足比率の報告について	168
(内容説明・質疑)	
発議第9号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書(案)の提出に ついて	169
(趣旨説明・委員会付託省略・質疑・討論・採決)	
議員派遣の件	170
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	170
(決定)	
閉 会	170

平成22年第6回さつま町議会定例会

第 1 日

平成22年9月8日

平成22年第6回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成22年9月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
環境課長 貴島晃人君	社会教育課長 岩元義治君
介護保険課長 中村慎一君	建設課長 三浦広幸君
町民課長 前田淳三君	水道課長 脇黒丸猛君
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
企画課長 湯下吉郎君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 5 3 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 5 4 号 訴えの提起について
- 第 7 議案第 5 5 号 訴えの提起について
- 第 8 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 9 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 5 9 号 町道路線の廃止又は認定について
- 第 1 2 議案第 6 0 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 1 3 議案第 6 1 号 し尿汲取収集車（2 t 車）購入契約の締結について
- 第 1 4 議案第 6 2 号 し尿汲取収集車（4 t 車）購入契約の締結について
- 第 1 5 発議第 8 号 さつま町議会委員会条例の一部改正について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成22年第6回さつま町議会定例会を開会します。
教育委員会委員長及び農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、8番、平田昇議員及び9番、舟倉武則議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月29日までの22日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの22日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。
一般的なことについてはお手元に配付してありますので、口頭報告は省略いたします。
監査委員から例月出納検査及び備品検査の結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。
これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、日程ごとに印刷をいたしましてお配りしてあるところではありますが、この中で二、三御報告をさせていただきます。

7月21日に行われました県議会の企画建設委員会行政視察が本町に来町されまして、そのときに地元との意見交換会が開催をされたところでございます。それに基づきまして、8月11日の県議会企画建設委員長及び県土木部長への要望をいたしたところでございます。

それから、別件であります、8月17日のJR九州への要望会について報告をいたします。

まず、7月21日の県議会企画建設委員会の行政視察時における地元との意見交換会についてでありますけれども、これは県議会の企画建設委員会の行政視察の一貫として行われたもので、地元4地区の被災者協議会代表者と川内川河川事務所、鶴田ダム管理事務所、県土木北薩地域振興局及び町関係者が出席のもと、現状説明の後、意見交換を行ったものであります。

意見交換会におきましては、工事が本格化することに伴いましていろんな課題がありますが、そういった話や懸案事項につきましてのいろんな意見が出されたところでございます。特に内水対策に関する施設整備、川の流れの妨げとなります寄州の除去、樋門、樋管の管理に伴う施設整備、宮之城大橋延伸工事に伴います安全対策及び商工業の振興対策等についての被災者協議会のほうからの要望が出されたところでございます。

また、町といたしましては、今後の課題解決に向けて一層の取り組みを県議会にお願いをいたしたところでございます。

これらの意見や要望を受けまして、8月11日に県議会の企画建設委員長と副委員長に対しまして、町独自の要望活動を行ってまいったところでございます。この中では、平成22年9月定例議会で審議をし、重要な案件については知事への提言をするなど、国に対しましても要望をしていきたいとの回答をいただいたところでございます。

また、県土木部長、議長並びに関係の課長一緒になっての土木部長室での地元の要望も伝えてきたところでございます。

次に、8月17日のJR九州への要望活動についてでございます。今回の要望につきましては、出水市ほか3市2町の市長と議長等によりまして、九州旅客鉄道株式会社事業本部長対しまして、来年3月の九州新幹線全線開業にあわせて、次の2項目について要望を行ったところであります。

1つは、利便性の向上を図り、利用客のさらなる増加につなげるための九州新幹「つばめ」の出水駅での停車本数の増便をしていただきたいということでございます。

2つは、九州新幹線全線開業の効果を、本町を含む九州西岸の広範囲に波及させるため、新大阪までの山陽新幹線と直通運転をする九州山陽新幹線「さくら」。この時点ではまだ「みずほ」というのが発表になっておりませんでしたので、「さくら」の形で発着駅を鹿児島中央駅としまして、さらに出水駅での停車を多くするよう求めるものでございました。

本町におきましても関係市町村及び関係機関と一緒にしまして、今回の全線開業千載一遇のチャンスととらえまして、出水駅、薩摩川内駅を玄関口とした観光客の誘致や当地域の経済浮揚につなげていくため、イベントの企画あるいは集客施設の整備など、積極的な取り組みを行っていきたいと考えているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第54号

訴えの提起について」、日程第7「議案第55号 訴えの提起について」、日程第8「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第9「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第10「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

日程第5「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から、日程第10「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」まで、以上の議案6件を一括して議題とします。各議案について、町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第53号から議案第58号までの議案につきまして、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がございましたので、それに伴いまして関係条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第54号 訴えの提起について」であります。

これは、町営住宅の使用料等を長期にわたり滞納し、再度にわたる納付の催告に応じられない者で、訴えを提起することによりまして、当該住宅の明け渡しを請求するとともに、滞納しております住宅使用料等の徴収を図り、もって社会的更生と法的秩序を回復しようとするものであります。

地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第55号 訴えの提起について」であります。

これは、佐志地区の公民館用地の所有権移転登記が完了してないために、登記承諾を得られていない者を相手方としまして、民法第162条の規定による時効取得により所有権の移転登記を行おうとするものであります。

地方自治法第96条第1項12号の規定に基づき、議会の議決を求めるであります。

次に、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

今回の補正は、道路橋りょう・河川災害復旧費に要する経費及び予防費、担い手育成費、林業振興費、道路維持費、商工振興費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。特に予防費につきましては、新しく県内では初めてと思われておりますけれども、ワクチン関係の予防接種の一連のものを実施をしていきたいということで計上をさせていただいております。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,730万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億4,050万9,000円とするものであります。

次に、「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、地域支援事業費及び繰り出し金に要する経費を補正しようとするものでありま

す。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ806万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,891万9,000円とするものであります。

次に、「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、収益的支出、資本的収入及び支出の経費を補正しようとするものであります。

収益的支出において26万4,000円減額し、収益的支出の総額を2億2,581万3,000円に、資本的収入において933万円を追加し、資本的収入の総額を9,206万5,000円に、資本的支出において1,488万円追加し、資本的支出の総額を2億2,475万3,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、議案第54号について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第55号 訴えの提起について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、続きまして「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は9月15日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第11「議案第59号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第11「議案第59号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第59号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、農道整備事業に伴う路線の廃止、または認定をしようとするものであります。道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、町道路線を廃止または認定しようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第59号 町道路線の廃止又は認定について」御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。本案はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第59号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

△日程第12「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦
について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員のうち、松尾君子氏が平成22年12月31日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き同氏を推薦しようとするものであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

内容につきましては、町民課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民課長（前田 淳三君）

では、「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

1点だけ確認をしておきたいと思います。人格的には申し分ない人だと思うんですけども、73歳となりますと、3年任期で次は76歳ということになります。健康状態とか、本人も受けられるという覚悟ですから、十分できると思うんですが、その辺の把握はどのようにされたのかお伺いしておきます。

○町民課長（前田 淳三君）

健康に関しては、私ども3月に1回ぐらいですか、顔を合わせまして確認をいたしております。

ただ、今回再任の場合の人権擁護委員の候補者ということになりますと、推薦時の年齢が75歳未満となっておりますので、それについては入っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決します。

お諮りします。本案はこれを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 人権擁護委員候補者の推薦について」は適任と決定しました。

ここで暫時休憩します。再開はおおむね10時45分とします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

△日程第13「議案第61号 し尿汲取収集車（2t車）
購入契約の締結について」、日程第14「議案第62号
し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議案第61号 し尿汲取収集車（2t車）購入契約の締結について」及び日程第14「議案第62号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」の議案2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、「議案第61号 し尿汲取収集車（2t車）購入契約の締結について」であります。これは、環境センターのし尿汲取り用の収集車（2t車）の購入契約を締結しようとするものであります。

次に、「議案第62号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」であります。

これも、環境センターのし尿汲取り用の収集車（4t車）の購入契約を締結しようとするものであります。

いずれにつきましても、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決求めるものであります。

内容につきましては、環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、61ページ、「議案第61号 し尿汲取収集車（2t車）購入契約の締結について」を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

次に、62ページでございます。「議案第62号 し尿汲取収集車（4t車）購入契約の締結について」を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

まことに素朴な質問でございますが、予定価格の算定基準というものはどうなっているのか。最初から、2つともふそう会社のトラックということになっておりますが、ふそう社の車種を特定されているのか。そういったことで、仮にそうであれば、競争性が成り立つのか、そういった思いがあるわけでございますが、その競争に持って行き方を説明してください。

○環境課長（貴島 晃人君）

車種につきましては、別に特定しておりません。

あとそれぞれ仕様書をつくっております、排気量とか、それぞれポンプの容量等々というのを、それぞれ仕様書を設けております、別に車種を特定したものではございません。

○米丸 文武議員

今の平田議員の質問にも関連しますけれども、予定価格と実際の落札価格の差額の割合というのが、余りにも開きがあるというようなことですが、先ほどの予定価格の設定について、それぞれのいろんな車種を限定しないで、業者の方々の価格というものがどういう状況なのか調べた上で設定でされるんでありますが、30%近くの差があるということ、このことについてはやはり予算等の設定する段階にも大きく響いてくるんじゃないかと。いろんな事業もまたこの分でも組み込めるというようなことも出てくるんじゃないかと思うんです。

そのようなところの配慮というのは、どのようにされてるのか。実際の落札価格と予定価格の差というものについても、もうちょっと検討する必要があると思うんですが、その点についてはどのようにお考えなんですか。

○副町長（和気 純治君）

今回の2件の議案の入札につきまして私のほうで執行しましたので、予定価格のほうも私のほうで一応定めております。予定価格を決定しますときには、今回の場合には予算等を編成する段階で、3業者のほうから見積もりも徴収しております。それらの見積もりの額とか、そういうのを参考にし、また過去の実績等も勘案しながら予定価格は決定してきたということですが、

ただ、今回こういう形で開きが出ておりますが、これは後日のこの方にお聞き、担当課のほうでしましたら、非常に強い、今回の件については落札をしたいという強い意欲があったということから、こういう形になったというふう聞いております。

○米丸 文武議員

それぞれの会社、企業等におきましても、入札者にしても、いろんな販売をしたいという意欲というのはあるだろうと思いますが、しかしながら、これが5社の方々にしても2トン車においても100万からの開きがあるわけです。やはりここいらのところは、実際のところが算定をするときの見積もりというのに対して、やはり努力をしてもらったというのか、そういうようなものはできないのか、その点はどうなんでしょうか。

ただ、一般的な定価というもので計上されるというような考え方でいいのかどうかということだと思います。

○環境課長（貴島 晃人君）

当初の予算の編成計上段階で3社のところより見積もりをとりましたところ、2トン車におきましては770万が一番高い金額でございました、776万8,000円。一番低いところは736万5,000円ということで、40万ほどの開きがあったところでございます。

それから、4トン車につきましても一番高いところが1,066万2,000円。それから、一番安いところが1,014万3,000円ということで、51万ほど開きがございまして、組む段階ではある程度適正な価格なのかということで予算を計上したところでございます。

ただ、執行の段階で先ほど副町長も申されましたが、やはりとりたいという意欲があられたと思います。大分安くなったということかと思っております。

○新改 幸一議員

この価格の取り方が、下取り価格もちゃんと見た形の流れなのかということと、旧車、もとの古いほうの車のメーカーは、前の車はどこのメーカーの車だったのか。先ほどから今まで出てお

りますように、強い意欲があったという答弁でございますけれども、今まで三菱さんがずっと旧の車があれば、またほかのところにはとりたくないということで、強い意欲でとられたというふうに解釈していいのか、そこあたりの旧車の車種を教えてくださいと思います。

○環境課長（貴島 晃人君）

下取りの関係でございますが、下取りについては別にこの契約の中に入れておりません。あとで公売をするということで計画しております。

それから、前の車のメーカーについては、あともって調査して返答させていただきます。（「わからんけ、ひまがいつけ」と発言する者あり）前の車の車種でございますが、2トン車につきましてははず、それから4トン車につきましては三菱でございます。

○平八重光輝議員

先ほどの平田議員の質問と若干重なりますけれども、入札率は低いからよくないとか、高いからいいという話でもないんですが、メーカーによって性能、取り扱いいろいろ違うと思うんですが、その辺の耐久性、あるいは操作性、性能等も十分勘案されたものと思うんですが、ただ金額だけでされたものか、あるいはそういう性能とか、将来的な耐久性、いろいろなものも勘案して入札されたものかお尋ねいたします。

○環境課長（貴島 晃人君）

仕様書の中には、将来の耐久性という、そこまでは入れておりませんが、それぞれ馬力あるいは排気量、それから、エアコンとか、パワーステアリング、そういうのを仕様書の中にうたいこんでございます。ただ、将来的に耐久性とまではちょっと仕様書の中には入れておりません。

○麥田 博稔議員

ちょっと直接関係なくて関連になりますが、議長のお許しを得たいというふうに思います。

というのは、きょうの行政報告に8月31日、薩摩川内市長との協議というのがありまして、財政的なことでいいますと、その辺はどうだったのか。

それから、当初予算でこの処理の関連の委託料というのが1億ぐらい薩摩川内市から来てるんです。それで一般廃棄物等の施設補修修理維持費の基金も9,400万、前もちょっと話したんですが、2億あったのが減ってきて、それで昨年なんかは経済対策があつて、もう何千万かあそこの維持補修に金をかけてるんですけれども。

今後23年で終わって24年からなくなると、この8月31日の薩摩川内市長との協議というのは、どのような協議があつてされたのか。多分この問題も話し合われたんじゃないかと、私は推測をするわけですが、今後の一般廃棄物処理場等のあり方について、今度の予算で計画策定、これも400万ぐらい組んであるようですが、いろんなことをされていくと思うんですが、単独町でやるとなると非常に負担も大きくなるというようなことで、こういう車なんかも今のうちに買いかえられて、また民間委託等なんかも研究されてるというような話も聞くんですけれども、町長に全体的な今後の構想というか、その辺のことをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

このし尿ごみ施設の管理運営の関係につきましても、以前から課題になっておりますし、論議もしてきておるところでございます。8月の末に、薩摩川内市のほうがこれまでも報告してありますとおり、平成24年4月から新たな施設をつくって稼働するというところでございまして、当然今こちらに委託をしておいて、受託をしております祁答院、入来の方も含めた処理能力ということで整備をされておるわけでございます。

したがって、その辺の取り扱いが今後どういう形になるかということが1つの大きなテー

マになりますので、このことについてが最大の協議の場になっております。

ただ、過去の合併の協議の中で、一応この問題については終結をして、こういう形が今できておるわけでありますから、これをまたあえて引き続きとなりますと、今度は薩摩川内市としましては、せっかく祁答院、入来まで含めたところの施設をつくったのに、なんで行政区域が違うところに委託しなければならないかと、そういう議論が当然出てくるわけでありまして、その辺のところはどうなるのかということで、今話を進めているところでございます。

薩摩川内市の議会から言わせますと、当然議論になるわけでございますから、その辺のところの感触をどうするか。そしてまた、できることならば私どもとしては5カ町でつくった施設でありますから、引き続き利用できれば、施設の効率的な運営、そういう形もいいと申し上げてはおります。そしてまた、あとの維持管理についても相当やっぱり負担になりますから、その辺のところも考えていただきたいとか、起債の償還が終わるまでなんとかできんかとか、あるいは維持管理基金の問題についても一応話は進めております。

基本的なところ、この前のお話をした段階でございまして、まだこれから事務的な協議をしていきたいと思いますということでございます。まだ結論がどうということまでできておりませんが、そういう話を一応上げてございます。

これにつきましては、もう以前から市長や議長のほうには申し入れをしております、これからはいろんな具体的などころに入っていくかと思っておりますけれども、ただ非常に今までも申し上げましたとおり、そういう状況の中で厳しい環境の中での話し合いですから、必ずしも明るい見通しがあるということにはならないのかなと思っております。ただ、できるだけ、その辺のところはできるところがあれば、こちらをお願いをしていきたいと思っております。

また、薩摩川内市とされましても、市長自身もこれまで合併の協議の段階で、いろいろとお互いに議論をする中の過程においては、いろんな葛藤もあって、そういう思いとか、いろんなあれがあって、非常に感情的にもなったりして、ありましたけど、これからお互いに現職としまして、将来のまちづくりのためにも、やっぱり友好的な関係で、もう何もなかったと、解消して、お互いにいいまちづくりをしましょうと、そういう話し合いもお互いにしておりますので、今後もいろんな形で、この問題に限らず、いろんな行政の連携、まちづくりについての連携は、お互いに友好的な関係で進められていけばありがたいことだと思っております。

このことについては、一応の方向が出ましたら、当然議会のほうにもお知らせをしながら対応していきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

薩摩川内市との関係に大きな課題でもありますけれども、契約案件と少し離れていきますので、ただいま町長からありましたとおり、別の協議の場でまた協議していただきたい。

○麥田 博稔議員

薩摩川内市のことにつきましては、合併の前のいろんないきさつもありまして、ただ県の仲介ということもありますので、その辺はまた十分我々も認識して運動する必要があるかなと思ったりします。

それから、この財政のことについてなんですけれども、9,442万しかない、物すごく金をやはり食うんです。1回何か修理があるともう1,000万、2,000万と出てきて、それで財調ちゅうか、基金の残りが9,400万になってきてると。

伊藤知事は財調に積めと、合併特例債を利用して今のうちに財政基盤をつくれというような話があるんですが、こういうのにも積めるのか。前我々が、前の財政課長に聞いたとき、やっぱりそれも借金になるからというような話だったんです。

だから、ここの維持補修費のこういうものを変える、いろんなことで今後金が入ってくると思うんで、この基金をなんとか積み増しておかんと3,000万、4,000万と一気に出てくると一般計を圧迫すると。それで基金があればいいんですけど、9,400万でも多分近いうちに底を着くんじゃないかという気持ちがするんですけども、その辺の考えはどうなんですか。

○議長（中尾 正男議員）

麥田議員、少し契約案件と議題が離れていますけど、町長答弁することがありましたら、答弁を許します。

○町長（日高 政勝君）

この施設の管理については、本当に今後においても大きな課題になっていくなと思っておりません。昨年度の場合も1億2,000万余りですか、修繕費がかかっております。両施設かなりやっぱりメンテナンスをしっかりとやっていくためには、そういう経費が必要になってるわけがあります。基金の額も御指摘ありますように9,400万余りでありますので、できるだけこういう不測の事態になると、町民生活に直接響いてまいりますので、すぐ対応して修繕なんかをしていかないといけないということになりますので、そうはなりますと当然基金も積み立てをしながら、緊急の場合の対応をしていく必要があるかと思っております。

もちろん、薩摩川内市との応援協定ということも締結はして、過去もそういう例で受け入れをしたり、お互いにやっぱり相互の協力関係というのは維持していく必要はありますけれども、やっぱり不測の事態に備えてのそういう財政的な緊急的な対応ができる体制というのは、今後必要かと思っておりますので、財政の許す範囲で努力はしていきたいと思っておりますのでございます。

ただ、起債のほうも一応23年度末で9,600万余りでもありますし、あと24年度末で1,700万余りという残額になりますので、これが終わりますと、若干この分が財政的にはある程度余裕が出てくるかなと思っておりますので、その分を見越してやっぱり基金のほうに今後は積み立てをしていく努力というのも、今後の財政運営としては大事なかなと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

再度の質問で申しわけないんですけども、環境課長もう一回お知らせちょうか、説明していただきたいと思えます。

このし尿処理車に関して、例えば馬力とか、いろんな表示はあったということです。ですけど、特殊車両ですから、ある程度ポンプとか、あるいはいろんな装備が、例えばくみ上げる能力とか、はき出す能力とか、そんなのを踏まえた、あれがないとこれ出てこないと思うんです。

そして10年ぐらい経過してるちゅうことでしたから、前との対比ができないと思うんですけども、さっきから質問が出てるように300万あるいは200万の差が出るちゅう、そのところが見積もりの状態がちょっとどうだったか、そこらはできませんけれども。

そこあたりを含めて、例えばこういう算定の2トン車の車で、大体馬力がこういうので本体格は幾らだと、そして特殊車両ですから、それを改良したときにはその費用がどれくらいかかって、この車は幾らぐらいになると。

これは環境課の中でも業者から見積もりをとらなくても、ある程度の形ちゅうのは出てくると思うんですけど、どうなんですか、そこらあたりは全然あれがないのか、そこをお聞かせ願いたいと思えます。

○環境課長（貴島 晃人君）

本体価格、シャシーの部分とか、あるいはポンプの部分、なかなかやはり見積もりをとらない

とはっきりした価格は判らないかと思っております。

ポンプの関係につきましても、一応容量、それから、ポンプの型式、それから、ホースとか、そういうやつを細かく仕様書にうたい込んで、見積もりもとったところでございます、こちらとしても3社の見積もりでしか、なかなか実際判らないというのが現状でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案2件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を順に採決します。

まず、議案第61号を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第61号 し尿汲取収集車（2 t 車）購入契約の締結について」は可決されました。

次に、議案第62号を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第62号 し尿汲取収集車（4 t 車）購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第15「発議第8号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「発議第8号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○議会運営委員長（柏木 幸平議員）

さつま町議会委員会条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましては、さきにさつま町課設置条例の一部が改正されたことに伴い、今回本条例の一部を改正しようとするものでございます。これは総務課の所管となっております安全安心

対策室が安全安心対策課として組織の再編がなされたことにより、さつま町議会委員会条例第2条第1号に定める総務常任委員会が所管する事項を改正するもので、別紙の新旧対照表のとおり、ア、総務課の所管の属する事項の次に、イ、安全安心対策課の所管に属する事項を加え、イをウとし、以下サまで順次繰り下げるものがございます。

なお、この条例は公布の日から施行し、平成22年7月1日から適用しようとするものがございます。

以上、趣旨説明を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの発議第8号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号は会議規則第39条2項の規定によって委員会を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決します。

お諮りします。発議第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第8号 さつま町議会委員会条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。9月13日は午前9時30分から本会議を開き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時15分

平成22年第6回さつま町議会定例会

第 2 日

平成22年9月13日

平成22年第6回定例会一般質問

平成22年9月13日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(8) 平田 昇	<p>1 まちづくりについて</p> <p>(1) 町民が幸せであるには、さつま町が健全な財貨（ハード）を確保できる財政力を持つことと、我が町を大事にしようとして私たち町民が互いに労わりあい力をあわせて進もうという心（ソフト）を持つこと、このハードとソフトがまちづくりの基盤であると信じる。</p> <p>これまでの町の歩みを省みてソフト面に関して、まちづくりの後期基本計画策定年度にあたる本町は、これからは町民が心一つにすることを基本計画に強く掲げ、まちづくりに進むべきと思うが、町長の信念を質す</p> <p>2 まちづくり懇話会について</p> <p>(1) 各界の先覚者で構成される懇話会で出された意見の中に、町長の哲学と方向性をどう理解させるかがまちづくりに重要なことである、町職員こそが頭脳集団であるというものがあった。</p> <p>この2つの意見は、正鵠を射たものとして感銘を受けた。町長はどう受け止めているか</p>
2	(1) 森山 大	<p>1 地域福祉について</p> <p>(1) 核家族化や少子高齢化が進む中で、尊厳を持って自立した生活をおくれる社会を構築していくことが急務であると考え。地域の実状・課題をどのようにとらえ、地域福祉施策につなげていく考えか伺う</p> <p>(2) 行政からの公的サービスを活用しながら課題の解決へと結びつける「公助」においては限界があると考え。住民の手による自主的な活動である「共助」の組織（福祉部等）を推進していく考えはないか伺う</p>
3	(5) 川口 憲男	<p>1 人口増の施策は</p> <p>(1) 平成17年新町発足時に2万6,381人であった人口は、平成22年3月には2万4,622人となり、さらに5年後の平成27年には2万3,300人台まで減少することが予想されている。</p> <p>こうした人口減少は、地方自治体にとって喫緊の政策課題であり、農業、商業の活性化を図るためには、後継者育成に取り組むことが重要な課題と考える。町長は、こうした人口減をどうとらえ施策を講じる考えを持っているか伺う</p>
4	(13) 楠木園洋一	<p>1 農業政策について</p> <p>(1) 戸別所得補償制度が2011年度から本格実施されるが、本町として体制づくりをどのように進めていくのか</p> <p>(2) 農林業活性化に向けた農産物のブランド化と販売体制は</p>
5	(14) 内田 芳博	<p>1 竹林問題について</p> <p>(1) 農林業者自らの雇用対策の確保について、放棄竹林と雑竹整備を生かした対策と、これに併せたタケノコ生産による収益対策の</p>

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
		<p>取り組みを伺う</p> <p>(2) 竹林整備振興対策を図るためにはプロジェクトチームの設置が必要と考えるが、見解を伺う</p>
6	(9) 舟倉 武則	<p>1 移転した宮之城中学校の管理運営等について</p> <p>(1) 通学路の交通安全対策は</p> <p>(2) 旧宮中跡地の活用について</p> <p>2 商店街の活性化について</p> <p>(1) 口蹄疫対策でとられた各種の行事やスポーツイベントの開催自粛による売上減対策について</p> <p>(2) 激特事業工事による交通事情の変更に伴い商店街に与える影響への対応策について</p> <p>(3) 激特事業が終盤を迎える中、住民へ与える不安は多くあるが、どのような対策を講じて解消しようとしているのか</p>
7	(15) 桑園 憲一	<p>1 教育と文化の薫る生涯学習の推進について</p> <p>(1) 学校図書における図書選定・推薦・指導による図書整備の状況について</p> <p>(2) 「ブックスタート事業」の取組状況と課題について</p>

平成22年第6回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成22年9月13日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	学校教育課長 有馬修吾君
企画課長 湯下吉郎君	教委総務課長 山口正展君
福祉課長 二階堂清一君	社会教育課長 岩元義治君
農政課長 平田孝一君	
耕地林業課長 山口良一君	
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
商工観光課長 赤崎敬一郎君	
災害復興対策課長 目床順司君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第6回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、8番、平田昇議員の発言を許します。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

おはようございます。私の一般質問は、今町民が幸せになるため、まちづくりに進むさつま町にとって、その土台となるものは何かを論じ、日高町長の信念を質そうとするものです。よろしくをお願いします。

町民を幸せにするため絶対に必要なものは何か。町が金持ちであることです。私は、お金の金貨、銀貨、銅貨をハードルマネーと呼ぶことから、これをハードに置きかえて、通告の文の中に置きました。国民である私たちが幸せになるには、国がお金持ちでなければなりません。それがない。あるのは、国も地方も借金。その借金は、赤ちゃんを入れて1人当たり1,000万円に近づこうとする。国も地方も、そして国内の各産業も必死の取り組みをしています。

先日も新聞が報じていましたが、日本の車製造業の一会社が新しい工場を外国に建設し、これまでの国内の生産を上回る拠点とするとのこと。大工業地帯であぐらを組んでいた都市は税収がうんと減ります。失業者もそれだけ抱え込みます。全国地方の自治体の財政力を示す交付税不交付団体、国からのお金など要らないという豊かな地方公共団体が152あったのに、まさに半分減って77になったとのこと。

大工業地帯を抱え持つ5つの政令市も交付団体に転落し残るのは川崎市だけ。そして、都道府県で不交付団体は東京都だけ。全国の地方公共団体もいかに厳しい財政状況にあるか実感できます。それだから、国、そして全国の市町村、そして我がまち、さつま町も財政再建に向かおうと必死に努力しています。

私が町長に質したいことは、さつま町がこういう厳しい状況にある中で、私たちはどんな心を持って進めばよいのかを聞きたいのです。ソフトです。我がまちさつま町が町民幸せを願って進むべき大筋を定めた総合振興計画、それに基づいて具体的にどう取り組むかを定める基本計画がスタートしてから5年を向かえ、計画を見直す年になっています。

私は、平成17年、本町が合併してつくれた、さつま町総合振興計画に目を通したとき、すばらしい6つの目標、その中の一つに、これからは町政と町民が協力してまちづくりを進める、これしかないと感じました。

しかし、私が大きな期待を抱いたのはほんのしばらくの間でした。総合振興計画がただ絵に書いた餅、きれいな文言を並べているに過ぎないものになったからです。時の町のトップに疑念を持たされたからです。それから私にとって、この議会会場は、町民が町長に抱く不審の念を町長自身が取り払ってくれと、それを求める場になってしまったのです。

小さなことをとらえて個人攻撃はするなという意見も届きました。町長がかわった今になっても言う人があります。「町長がかわって君はおとなしくなった。なぜおとなしくなったのか。カ

エルにとって蛇が、ネズミにとって猫が天敵であるように、君は前の町長にとって天敵だったのか」、議会とは何かを全く理解しない人の言うことです。

思い出したくもないことですが、まちづくりの基本計画を語るときですから言います。まちづくりの先頭に立つ町長が町民に不審の念を抱かせてよいのか。よいはずはない。町のトップが描く町の将来図は、トップが町民の信頼の上に立たなければ目的は果たせない。

町を家庭に置きかえてもよいです。家族を幸せにするという父親が、母親でも同じですが、家族に不審の気持ちを持たせて、どんな立派なことを言ってみても、立派な家庭づくりのプランニングを示してみても、家族の心を一つにできなければ、幸せな家庭はつくれない。

学校、職場、地域社会でも同じです。どんな立派な文言を総合振興計画にうたってみても、一番大事な心を町民が持たなければ、仏つくって魂入れずで終わってしまう。済んだことだからよいではない。貴重な4年間の損失だったのです。町に損失をもたらすことに真っ向から立ち向かう、これが議員の責務だ。この責務を果たそうとただけです。天敵でも何でもなし。ただ、議員だったのです。

私は、1年余り町長としての日高氏に向き合って質すことはあっても、不審を抱くことはないことが判りました。うれしいことです。そのさつま町が、まちづくりの基本計画を更新するときを迎えている。町民を幸せにするまちづくりには、町が直面する重大な問題には町内各界の先駆者、地区代表、組織の代表ばかりでなく、議論に加わりたい人はだれでもが加われる。町の問題が自分の問題だという意識を持つ人が少しずつ増えていく、この基本をつくり出すこのまちづくりへの前進のための第一歩を基本計画に強く掲げるときではないかとの思いを持つ。

次の5年間はまちづくりに向かって、さつま町が心一つにして進むことを基本計画に明記し、それをしっかり実行していく5年間にすべきではないか。日高町長の信念を問う。質問1についてでございます。

通告2に移ります。私は、前回6月定例議会で新聞報道をもとに一般質問をいたしました。報道は、町内外各層の権威筋で構成されるさつま町庁舎建設検討委員会の初会合の内容を伝えるもので、庁舎建設に反対する意見はなかったとしており、日高町長も「庁舎建てかえの方向性は定まっているのではないか」との談話も紹介されたことです。

この住民参加を全く無視するような町長の談話に驚いた私は、議場で町長にこの件を質しました。「町内外各層の権威筋の意見で、町の進む方向が決められようとするのか。町民の意見は問わないのか」を質しました。これに対して、「重要なプロジェクトは町民の理解を得ながら進める」という答弁を得て胸をなでおろしたのです。

私は、質問の中で、町の職員こそが町行政のシンクタンクであり、職員の中にはいろんな意見があることも紹介し、そうした意見を引き出そうとすることが役場内の活動につながることも強調しました。

検討委員会の方々がさつま町についてどんな意見をお持ちかをお聞きしたいと思っており、機会を待っていたところ、町のまちづくり懇話会が開かれるということで期待を持って傍聴に行きました。庁舎建設の委員会とまちづくり懇話会の構成は違うにしても、さすが見識が高いことが判りました。

途中からマイクを使われず、言葉がはっきりわからず退席したのですが、後日会議録を読んで、このような権威筋に集まっていたら、各位の意見を拝聴することは大きな意義があるということを知りました。

たくさんの貴重な意見の中で、私が特にうれしかったものが3つほどありました。ほかにもありましたが、1、町職員こそが頭脳集積であると、シンクタンクである。2、町長の哲学と方針

を町民に浸透させることが大事である。この2つは私の日ごろの思いでもあり、まさしく正鵠を射て的を得ている。

3、さつま町の語りは荒っぽい、人柄はよい。うれしい言葉です。この発言をされた方がどなたかわかれば直接話をしたいのですが、名前は書かれておりません。

この際、町長にお尋ねしたいことは、行政のシンクタンクである町職員のいろいろな意見を聞く場をつくるべきと思うのです。時に個人的な意見に鋭いものもあります。こういう意見が潜んでいて生かされないのかと思うこともあります。意見の交換を公開しづらいのであれば、懇話会のように、だれが言ったかを伏せて、文書で公開してもよい。町民に対する、また議員に対しても意見があるはずで、こうした意見は、私の啓発にもなります。

一つ例を挙げます。ある職員の一人に、これからは行政のプロであるあなた方が、自分の胸の中にあるものを表に出していくべきだと、それが行政推進の一つの大きな力になるはずだと、私の日ごろの思いを述べたところ、「言われるところは判る。では、議会活動を定義する議会基本条例を持つ議会がなぜ眠っているのですか」と返されました。

また、一人のOBの方からは、「例えば議員が職員と対等に立ち向かうとすれば、それなりの勉強が絶対に必要ですよ」とも言われました。私は、議員の一人として、これらの指摘を真摯に受けとめております。

町長は過去の議会で、「職員の資質向上と、やる気をいかに高めるかということが重要なことである」とも述べておられます。職員同士がまちをどうするかで意見を交わす。それが、例えば名前を伏せた文書で公開される。それらの中から私たちも何かを学びとろうとする。

町長はまた、若い職員と、また、女性陣と語る会を持ちたいとも言われているが、相手を特定せずに、ベテラン職員も対象とすべきである。そうすることで、高いレベルから見る職員の資質向上にもつながるのではないか。

私は、職員の行政職務の意識が高まり過ぎて、行政のことは我らに任せろと、素人は引っ込んでいろという国政で言う官僚体質を望んでいるのではありません。皆が理解して、協力して進むさつま町の再生づくりを望んでいるのです。職員が、まちの将来に向かってどう進むかの意見を述べ合う機会を設けてほしい。それをまちづくりに生かすべきだ。これが質問の2です。

1回目の質問をおわります。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

今回の多くの議員の皆さん方の一般質問をいただきましたが、ただいまトップバッターとして平田昇議員からの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

まず、第1点目のまちづくりについての総合振興計画の関連でございます。

健全財政を確保しながらまちづくりを進めろというお話だったと思いますが、総合振興計画の今後期の計画策定に当たっているところでございまして、これにあたりましては、御指摘にありますとおり、単に行政の内部的に決めるということではなくて、町民が心を一つにしたまちづくりに向かって策定をする必要があると、こういった基本的な考え方に立ちまして進めているところでございます。

本年度は、総合振興計画前期基本計画の最終年であるということで、平成23年度から27年度までの5カ年を計画期間とします後期基本計画を策定する必要がございます。

策定に当たりましては、6月に開催をされました議会全員協議会で説明を申し上げましたとおり、さつま町総合振興計画後期基本計画の策定方針というものを定めておりますので、それに基

づきまして作業を進めておるところでございます。

現在までに町民の皆様方からアンケート調査をいたしておるところでございます、そのほか議員の皆様方からの意見、提言、それから、若手男性職員35歳以下、それから、女性全職員との意見交換などを行いながら、5つの策定部会、産業経済、保健福祉、生活環境、教育、行財政、これらを中心に現状・課題の整理や今後の方向性について検討を進めているところであります。

御指摘にありますように、健全な行財政、いわゆる財政力を持つということについてでございます。基本的に行政が安定的に推進をするということについては、もともになるのは、どうしても財政の健全性ということがあるかと思っておりますので、最もそれは基幹とすることであると私は思っております。

やはり、全国の中にも今、先ほどありましたとおり、非常に財政的に厳しくなって、自治の、いわゆる地方自治というのがうまく推進できないということになっております。町民の生活にもいろいろ影響を及ぼさざるを得ないという実態が出ておりますので、決してそういうことがないように、やはり御指摘にありますように、財政の健全化というのは最も基本とすべきことであろうかと思っておりますので、それに、そういうことに配意して現在まで取り組みを進めているところでございます。

特に、行財政改革ということにつきましては、第2次の大綱に基づきまして、今取り組みを進めているところでございます。特に今、少子高齢化が進行するというところでございますし、そしてまた、厳しい経済環境にございますので、そういったことを十分背景に置きながら、今後のまちの発展というのはどこを目指して進むべきかということ念頭に置きながら進めているところでございます。

基幹産業の農林業の振興、あるいは魅力のある商店街の振興とか、あるいは企業誘致による新たな雇用の場の創設、そしてまた、町民の皆さん方が、先ほどからありますように、幸せを実感しながらふるさとに生活を続けていく、このことが大事でありますので、そういったことに配慮しながら進めていきたいと思っております。

そういうことで、町の安定したものを、財源の確保というのは将来にわたっても非常に重要なことでありますので、そのような方向については最大限の注意を払いながら進めてまいりたいと思っております。

特に、後期の基本計画の策定にあたりましては、町民の心を一つにすることを強く掲げるまちづくりを進めるべきであるということでございますので、これについては私もそれぞれ担当の課のほうには、キーワードとしまして「人づくり」だと、これからはどうしても人が中心にならなければまちづくりは進められないということを申し上げております。そのためには、いろんなリーダーの育成ということも大事でございますので、そういうことを大きな柱に据えながら進めていきたいと思っております。

中でも現在進めております地域のほうにおきましては、地域活動支援事業、地域元気再生事業、そしてまた職員につきましては地域担当職員の制度も配置をしまして、一体となった今言われております共生・協働のまちづくりということも念頭に置きながら進めてまいりたいと思うところでございます。

そして、やはり町民の皆様が、自分たちのまちに自信と誇りを持てるまちを目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2番目のまちづくり懇話会についての御質問でございます。まちづくり懇話会につきましては、本年度施政方針でも申し述べましたとおり、さつま町が飛躍発展するまちづくりを創造するために、さまざまな角度から政策提言等の意見を聞く場としまして、こういった組織を立ち

上げて、いろんな意見をお伺いをしているところでございます。

委員のメンバーにつきましては、これまでも申し上げておりますとおり、町内から3名、町外の委員の方が4名ということで、7名で構成をしておるところでございます。これまで2回ほど懇話会を開催いたしております。今月の24日に3回目を計画いたしておるところでございます。

この会におきましては、本町のイメージ、あるいは本町にそれぞれ豊富あります資源の活用、それから各施策などの多岐にわたります、全国の取り組み事例などを交えながら御意見をいただいているところでございまして、私も懇話会で直接意見交換もさせていただいているところでございます。

御質問にありますように、私のまちづくりに対する哲学及びその方向性をどう浸透させていくか、委員の中からもそういう御意見もいただいております。そしてまた、職員の能力をいかに蓄積をしながら引き出していくかということが、まちづくりにおける重要事項との御指摘もありますので、私もそのような方向での理解も十分いたしているところでございます。

これまでも日ごろから、このまちづくりについての政策形成ということについては、いろんな機会に申し出をしているわけではありますが、やはり常にトップダウンということもありますけれども、このトップダウンと職員から上に向かってくるボトムアップ、これをうまくタイミングよく調整をしながら継続をしていくことが、何よりも行財政運営というのは大事でございますので、その辺の取り組みについては、ボトムアップ、トップダウンというのをうまく絡ませて進めたいと考えているところでございます。

私のまちづくりについての思いにつきましては、職員に対しましてはいろんな朝会とか、あるいは課長会とか常々ありますので、その旨私の考え方は伝えておりますので、職員の皆さんも御理解をいただいていると思っております。

特に職員の皆さん方については、先ほどもありましたとおり、まずはまちづくりというのは、常々常勤として考えている者は職員でありますから、職員自らが意識を高めて意欲を持って取り組んでいくんだと、そういう気概が必要でございます。

そしてまた、職員になる、その時点で宣誓を行うわけですけども、私は「宣誓をしたそのときから公務員としてのプロが始まるんだ」といつも呼びかけております。かねがねの課長会においても、プロという意識を持って、そしてまた、自信と誇りを持ってやっていただきたいと、ということも職員には申し上げているところでございます。

そしてまた、町民の皆さんあたりのいろんな私の町政に対する考え方につきましては、今、各地区を中心にいたしまして、ふるさと元気座談会というのをやっておりますが、その中でも二、三十分間かけまして、私の考え方というのをそれぞれ申し述べておりましたが、そのあと町民の皆さんからの意見交換もいたしているところでございます。

とにかくいろんな機会を持ちまして、このまちづくりに対する方向性というものをしっかりと示しながら取り組みを進めていきたいと思うところでございます。

特に、今、中央集権から地方分権という時代に入っておりますので、地方が物事を考えて、そして行動をし、それに対してまた責任を持っていくんだと、そういう時代に入っておりますので、そのこともお互いに自覚をしながら、町民の皆さん方も、こういう町の財政状況についてもお知らせを御理解をいただきながら、傷みを分かち合うところは分かち合っていて、何とか将来に向かって展望の開けるまちづくりに一緒になってやりましょうと、そういう呼びかけもいたしておりますので、今後も引き続きいろんな機会を通じまして取り組みを進めてまいりたいと思っております。

○平田 昇議員

職員の意見交換の場を設置することについては、具体的には触れられなかったようでございますが、次回に述べていただきたいと思っております。

通告1についての2回目の質問です。先月8月の末、女性団体と議員が語る会が開かれました。この語る会が設けられた動機は、女性団体からの申し込みにより、それも議員の個人としての意見を聞きたいというものであることを開会前に聞いて驚きました。

女性団体のこの踏み込み、積極性、今までにないことです。そして、意見交換の場での明確で鋭い指摘・意見は、民主政権の事業仕分けに取り組む女性国会議員の姿を連想させるもので、頼もしく感じました。今までにこういう場に出会ったことはありませんでした。

最近女性が強くなっているということによく言われます。例えば、議会の広報委員会は、広報のあり方についての勉強会の席で、講師の先生から「女性の力が伸びてきている」と、「やがて社会をリードしていくのは女性になるだろう」と話されました。

女性の意識が高まったことの証の一つとして、女性を対象に「もう1回生まれてくるとすれば、あなたは男性、女性のどちらに生まれたいですか」というアンケート調査による回答は、50年前は27%が女性に生まれたいという回答であったが、50年後の現在は70%が女性が生まれたいという回答だということです。ちなみに、男性については87%と90%、変化はないのだということです。

この女性の27%が50年たって70%になったということは、女性がそれだけ自信を持ってきたという数字であると説明されました。

女性団体から意見交換について出された課題は庁舎建設についてのものであり、私の持つ疑問と共通のものがあつたわけでございますが、町民の総意を得て進める町長からは、いずれ納得のいく説明を期待するわけですが。

私が強調したいことは、女性団体が庁舎建設という課題に注目されているように、町が直面している課題を自分たちのこととして受け取るこの意識、この自治意識こそが、さつま町の基本構想で掲げる住民の参加、町政と町民の共同をつくり出すものであり、女性団体のこうした動きがまちづくりの原動力を生み出す一つのすばらしい活動であると信じます。

本町は、基本構想に男女共同参画社会の実現を上げていますが、その基礎づくりのステップとして、または実施計画での具体的な取り組みとして、この女性団体の活動を表記し、まちづくりへの重要な要素となるソフトづくりに進むべきではないか。町長にこの点を伺いたいと思っております。

○町長(日高 政勝君)

女性団体との語る会、今、過去のそういう経緯等も説明もあつたわけでございますが、私もいろんな各地域との、ふるさと元気座談会のほかにも各種民衆団体、そういう皆さん方とも積極的にいろんな機会をとらえて話し合いをする機会を設けております。

そしてまた、女性団体の皆さん方の方とも過去2回ほどそれぞれ話をする機会もございまして、女性ならではの本当にいろんな角度からの町政に対する御意見もいただいておりますので、ときにはやっぱりなるほどなど、我々が気づかない点の御意見等をいただいておりますので、そういうことについては町政の中に生かしていきたいということで、既にいろんな場面で生かしていただいているということでございます。

今までも女性団体の方が自主的に話し合いをされまして、町のほうに提言という形で出しておりますので、そのことについては既に、できるものについては町政に反映をしているということでございます。これからもそういう皆さん方と機会あるごとにお話をしながら、いろ

んな御意見を幅広く承ってまいりたいと思っているところでございます。

それから、職員と語る会の関係でございしますが、これについては先ほど若手の職員、あるいは女性の皆さんと語る会ということで申し上げましたけども、議員のほうからは、ベテランのほうとも語るべきだというお話でございします。

確かに行政経験豊富な管理職等を踏まえて、管理職等は、先ほども庁議という形でいろんな課題については話す機会も設けておりますし、接する機会が多いですので、そういう機会は今までも設けておりますし、今後必要な段階においてそれは実施をしていきたいと思っております。

あと、庁舎建設の問題等についても、確かに女性団体のほうから心配をされまして、本当にそんなに多額のお金を使って大丈夫かというようなお話でございしますので、これについては改めて日程を設定をして、具体的に、財源的にはこういう考え方で進めていきますよと、そして一般的に町民の皆さん方の暮らし向きに、通常の事務事業にしわ寄せをするような財政運営はしないと、あくまでもしっかりとした財政計画を立てながら、一般の事務事業には影響のないように建設を進めていきたいということで説明をいたしまして、納得もいただいているところでございします。

そういうことで、庁舎建設の問題については、いろんなところで座談会等でも私のほうから特に話の中でも上げまして説明をいたしておるわけでございますが、いろんな機会を通じてまた幅広くこういう機会でも説明をしながら御理解をいただくように努力をまいりたいと思っております。

○平田 昇議員

通告1についての3回目の質問です。私は、基本計画が掲げる目標を達成するには、町民が心を一つにすることこそが最も重要であるとする立場から3回目の質問をします。

例を挙げます。さつま町は、基本計画で観光交流として、交流人口200万人を目指しています。それを実現するものは何か。来町者が喜ぶ施設整備、景観づくりなどのハードばかりではない。来町者を迎え入れる町民の心が大事であることを強調したいのです。

ことしの7月だったと思いますが、テレビが佐賀県のある村のことを流していました。人口2,000人にも満たない村で一人の主婦が農産物販売所経営し、年間7億円を上げているとのこと。よそから大勢の人たちを呼び込まない限り到底かなえられない実績です。

何がそこまでさせているか。その秘訣は、その経営者であるその主婦が、その店を自分の家として、心からお客さんをもてなす、汗を流して客に尽くす、決しておべっかなと言わないが、心からもてなす、この心だと報じていました。このソフトだと言うのです。

私にも似た経験があります。1回この議場で触れたことですが、数年前になりますが、数人の飲み仲間と一泊旅行に行きました。行った先は、仲間の一人が熱心に勧めたある港まちです。夜はホテル、一杯飲み屋と、行った先々の心地よいもてなしで楽しく過ごしました。

翌朝、私は地元の有名な神社を訪ねようとぶらっと出かけたのですが、途中、教わった道がわからなくなったので、バス停のいすに背をもたれてかけておられたおばあさんに尋ねました。

「2つ目の筋を右に行きなさい」と親切に教えていただき、歩いてしばらくすると後ろから声があります。「お兄ちゃん、そこを右、右」と手を振っておられます。本当にうれしかった。

「お兄ちゃん」と呼ばれたからではありません。親切な心遣いが本当にうれしかったのです。土産売り場で買い物をしました。店の奥さんに「こちらの方皆さん親切ですね。楽しい旅行ができました」と言ったところ、「私たちのまちを褒めていただいて、こんなうれしいことはありません。サービスします」と、私の買い物袋にどんと商品を追加されたのです。遠慮しようとしたのですが、結局はもらいました。

そこに鹿児島のハンヤ節と同じリズムの音頭が流れてきたので、「鹿児島からのハンヤ節です

ね。このまちには一層の親しみがわきます」と言うのと、「いいえ」と、「ハンヤ節はこちらの発祥の地です」ときっぱり言って、奥に行って、たすきをしてこられました。そして、「こうやって踊るのです」と解説つきで踊りを披露されました。そして、「こちらが発祥の地です」とまた言われました。

自分のまちに誇りを持った人だなと感じ入りました。何事かと出てこられた御主人は、苦笑いしながら奥に入っていられました。私は、この1日の旅行先で、そのまちの来町者に対する心遣い、優しさ、自分のふるさとに対する誇りというものを強く印象づけられました。

この旅行で経験したことを私が近所の人に語ったのですが、一人の方が、「子どもたちが長寿の祝いをしてくれるというので、あなたが話した所に親族10人で行ってきました」と言われたのでびっくりしました。私は、頼まれもせず、ただ強い印象を語っただけなのに、ロコミの働きをしていたことに気づいたのです。

私が自分の経験したことを長々と語ったのは、観光振興に交流人口200万人を掲げるさつま町は、商売をされている人たちばかりでなく、町民のみんなが来町者に親切にして、さつま町は気持ちのよいまちだという印象を持って帰っていただく、これだと思うのです。もちろんその前に、私たちには町民同士が互いにいたわり合い、助け合っというソフトができ上がっていること、これが必要条件です。

このまちづくりのこの土台づくりを基本計画に明確明記し、まちおこしの一つ、例えば今申し上げた観光振興にも取り組むべきではないか、町長の信念を問うものです。

ただいまの観光振興についての取り組みは、まちづくりへの私たちの心の持ち方を例に挙げたことですので、答弁で触れなくても結構です。さつま町民がまちづくりに心を一つにすることの重要性、そのために町民が互いにいたわり合い、助け合っというソフトを築くこと、このことについての町長の前向きな答弁を期待して、私の一般質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

平田議員から常々、まちづくりというのは町民が心を一つにして進めるべきだということやら、町民がもてなしの心というのですか、いわゆるホスピタリティをしっかりと持って、このことがまちを魅力的にするのだということ提唱されておりますので、私もそういう考え方については共感もいたしているところでございます。

そういうことで、今回の振興計画の中には、先ほどから申し上げますとおり「人づくり」というのが根幹をなすものでございますので、このことについては担当課のほうにもしっかりと位置づけをするようにというようなことで指示もいたしておるところでございます。

これまでまちづくりの懇話会の中でも出された意見、それからまた、町外から本町に訪れて感想というのですか、それを私に直接言われた中で、やはり町民の皆さん方の人柄が非常にいいと、非常に温かいと、そういうもてなしを受けて、先ほどありました親切ないろんな対応の仕方というのは、皆さん本当にそうなんだなということを改めて思うわけでございますが、非常にそういった本当にすばらしい町民性があるんだなということをつくづく感じながらありがたく思っております。

そしてまた、先般の口蹄疫の問題についても、これほど町民の皆さん方が一言もいろんな文句も言わずに、一体となってこういう口蹄疫の対策については協力をしていただく、「この姿はすばらしいですね」ということも言っていらっしゃるし、そのほか、先ほどありましたとおり、本当にもてなしの心、そういうところは非常にすばらしいなということも承っておりますので、こういう本当に誇るべきことでありますので、ここについてはこれからもまちづくりの基本となるものであります。

言われましたとおり、観光の交流にいたしましても200万人を標榜している中で、このさつま町を訪れて、本当にいいまちだなというを感じるのは、やっぱりいかにもてなしの心があるかということに尽きるわけであります。

いろんな場所に行った、あるいは乗り物に乗ったとか、そういう場合にも、そういう親切丁寧な対応をしていただくことが一つの印象に残るわけでありますから、そのことについてはやはりいい面はお知らせをしながら、そうなんだなということを町民の皆さんも受けとめて、それをまたさらに伸ばしていただく、このことが大事ではないかと思っております。

特に、私も職員がいろんな職場を訪れて、お客様から「親切な対応をして本当うれしかったですよ」と私に直接何名かおっしゃったときには、必ず職員のほうにも「こうしていい御意見をいただいた」ということで、課長会を通じたり、あるいは直接本人に言ったりしてやりますと、また自信とやる気が出てくるわけでありますが、そういう気持ちでまた今後も取り組む必要があるかと思っているところでございます。

とにかく自分のまちにいかにも自信と誇りを持っているか、町外の皆さん方に堂々とこのさつま町のよさ、そういうものを語れる、そのことが大事であるかと思っております。

そしてまた、訪れた皆さん方には親切丁寧に必要な対応をする、このことも本当に大事なことでありますので、その辺については観光交流と言わず、まちづくりの一つの大きな根底をなすことでありますので、十分そのことは受けとめて対処をしていく必要があろうかと思っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

これで、平田議員の質問を終わります。

次は、1番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従い、質問をいたします。

さつま町は、合併をしてこの3月で5周年を迎えました。11月14日に記念式典や郷土芸能祭など、5周年を祝う行事が計画されているところであります。本町の実態を見てみますと、高齢化率が35%を超えて、3人に1人は高齢者という超高齢社会に入っております。また、高齢化率が50%を超える限界集落といわれる公民会も存在し、高齢福祉施策は町の行政施策の大きな課題の一つとなっていると考えます。

それぞれの地域には、民生委員や在宅福祉アドバイザーなど、地域の福祉を支える人たちが公民館長、公民会長などと連携をしながら、高齢者や地域の福祉を支え推進している状況にあると思います。このような中で、地域福祉について次の2点について町長の考えをお伺いいたします。

1点目は、核家族化や少子高齢化が進む中で、尊厳を持って自立した生活を送れる社会を構築していくことが急務であると考えます。地域の現状・課題をどのようにとらえ、地域福祉施策につなげていくか考えをお伺いいたします。

2点目は、行政からの公的サービスを活用しながら、課題の解決へと結びつける公助においては限界があると考えられる。住民の手による自主的な活動である共助の組織、福祉部等を推進していく考えはないのかお伺いをいたします。1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員からの御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、地域福祉についてであります。その中で、核家族化や少子高齢化が進む中で、尊厳を持って自立した生活を送れる社会を構築していくことが急務であると考えます。地域の現状と課題をどのようにとらえ、地域福祉政策につなげていく考えか伺うということでございます。

今非常に地域社会を取り巻く環境というのが大きな変化を遂げているところでございます。そういう中で、本町におきましても高齢化が急速に進行をいたしております。先ほどもありましたとおり、高齢者の実態としましては、65歳以上の方が約8,600人ということで、高齢化率は約35%を超えていまして、超高齢化社会が続いております。

国が22%ぐらいですか、それから県が26ということでありますから、それからいきますと、それこそ何十年先もこの本町は高齢化が進んでいるということでございます。そういうことを考えてみますと、この高齢者対策というのは本当にこれから重要な政策課題になってくると思っております。

この実態調査を見てみますと、ひとり暮らしの高齢者の方が約2,200人、それから、高齢夫婦の世帯の方が約3,000人となっております。高齢者全体の6割を占めているところでございます。

このように、高齢化というのが確実に進行しておりますことから、地域福祉を考える上で最も大切なことは、お互いが尊重をし、認め合い、いたわりながら助け合う、そういう精神が基本になるのではないかと思っております。地域福祉の実践の場となります自治公民会組織、高齢化率が、先ほどもございましたとおり50%を超える、いわゆる限界集落という呼び方もされておりますけれども、そういう公民会が今11ございます。

それから、地域社会で最も必要な連帯感も最近薄れてきている。希薄な状態になっておりますので、そういう面から集落機能の低下が懸念をされているところでございます。

私も就任をいたしまして、合併して5年目になりますけれども、やはり合併をして地域が寂れるということになると元もこうもないと、合併した意味がないじゃないかということで、やはり地域がまずは基本的な生活の場でありますので、地域がもっともっと元気になっていただきたいというようなことで、公民館ごとに地域づくりの活性化計画を策定をさせていただいているところでございます。

これを進める中で、自分たちの地域の課題とか、今後進めるべき課題は何だろうかということ、いろいろな地域内の皆さん方が話し合いをして、この地域の実情を把握することから始まるのではないかと思っておりますので、そういうことも取り組みを進めているところでございます。

多くの公民館が、高齢化の進行の理由に伴いまして、福祉の充実ということ計画の中にも掲げられてきております。地域の一つの課題としまして、助け合いの精神に基づきますネットワークづくりのこれが必要であると考えて、地域福祉を業務の基本方針に掲げておるのではないかと思っておりますが、このことについては、やはり町の社会福祉協議会の皆さん方とも、ともに一緒になって推進を図っていく必要があるということで、そのような取り組みも進めているところでございます。

この福祉ネットワークづくりにつきましては、民生委員とか在宅福祉アドバイザー、これらの皆さんが主体となって、寝たきりとか、ひとり暮らしの高齢者などの要援護者に対しまして、声かけや話し相手、あるいは日常生活の安否確認、そのほか在宅福祉サービスの情報提供、ニーズの掘り起こし活動等に取り組んでいただいているところでございます。

地域福祉につきましては、住みなれた地域で、だれもが安心して暮らせることができるよう、地域住民が主役となって進める取り組みのことではありますが、特徴としましては、住民の主体的な参加によりまして、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決に向けまして地域住民

と行政とが協働し、地域の実情に即した地域社会を築いていくことであるとされております。

今後の地域の福祉施策というのは、高齢者の方々が住みなれた地域や家庭で自立をし、尊厳を持って時分らしい生活が送れるように、地域住民の協力によりまして、見守り体制の支援強化を主体にいたしましたネットワークづくりをさらに推進をしてみたいと思っております。

あわせて、高齢化の進行が著しい地域をどう取り組んでいくかということが大きな課題でありますので、福祉という枠を超えた地域づくりの実践ができるように努めてみたいと思っております。

地域の課題を、地域独自でアンケート調査をして、近所への声かけとか買い物とか、あるいは電球の取りかえ、ごみ出し、児童の登下校の見守り、そういった支援のためのボランティアグループを立ち上げている事例もございますので、今後もそういうことも地域福祉の中でも検討を進めてみる必要があるかと思っております。

それから、2番目の行政からの公的サービスを活用しながら課題の解決へと結びつける公助においては限界があると考えます。住民の手による自主的な活動である共助の組織を推進していく考えはないかということでございます。

確かに現在の財政環境では、公助そのものに限界があるということを認識をいたしておりますので、やはり地域が抱える身近な問題の解決には、各地域が持っております地域力に期待をしていく必要があるかと、私もそのように考えております。

地域力をいかに発揮していくかということで、先ほども地域活性化計画の策定もお願いしているところでございます。民生委員、在宅福祉アドバイザー、こういった方々につきましては、日ごろ熱心にこの活動をしていただいておりますが、高齢者は増加傾向でもございますので、また、災害時の緊急時の対応も重要となってきております。

そういうことから、地域がお互いに助け合うという共助の精神でつくり上げる災害時要援護者制度の登録を平成20年度から推進をしているところであります。こういった地域におけるネットワークづくりに役立てていきたいと考えております。

今後も高齢化が進行することが予測されますので、地域における助け合い、共助に結びつく組織づくりが重要になってくると思われております。既に幾つかの地区においては、福祉部というのが設置をされておりますので、地域の課題を地域で、みんなで解決をする取り組みが始まっておるところがございまして。

4月にそういったところの先進事例もありましたので、私のほうから4月の全公民館長さんとか、公民会長さんの研修会がありますので、その席で、やはり先進的に取り組みをしております福祉部を設置しながら、地域のネットワークを構築しながらしっかりとやっていращやる地域がありますので、そういったところから講師になっていただきまして話をしていただきたいということで実施もいたしたところでございます。

中津川地区の福祉部会がそういうところもやっていращやるようでございますので、ここには民生委員とか在宅福祉アドバイザー、健康づくり推進員、公民会選出の役場職員、あるいは地域担当職員、16名の方がこういったネットワークを形成をされまして、地域の課題を検討し、平成22年度におきましては健康診断の受診率アップをテーマに活動をされているというようなこともあります。

そしてまた、これらについては班を編成して巡回訪問を実施される、そしてまた、それらの結果についても検証も行われているということでございますので、こういった事例も紹介をしながら、地区、あるいは公民館単位の福祉部の設置の必要性、そしてまた、こういった福祉の関係の位置づけをしっかりとする必要はあるかと思っておりますので、こういったことも呼びかけをしてみたい

りたいと思うところでございます。

とにかく区の公民館組織については、地域の社会福祉協議会も兼ねていらっしゃいますので、地域の社会福祉協議会の活動として、やはりその辺の福祉部の位置づけ等については十分話し合いをして、しっかりとしたネットワークづくり、いろんな約束がございますので、お互いに連携をしながら、それこそ共助の精神でやっていく必要があるかと思っております。

先ほどからございますとおり、役場にもやはり限界があります。財政的にも人にも限界がありますので、地域のことでできることは地域の皆さん方がお互いに助け合っていく、このことがこれからの時代には大変必要であるかと思っておりますので、御指摘にありますような取り組みを今後も進めていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○森山 大議員

ただいま町長からの答弁がありました。民生委員や在宅福祉アドバイザーなど、ネットワークづくりを進めるという答弁でございましたが、地域によっては民生委員と在宅福祉アドバイザーの連携がうまくとれていないところや、福祉アドバイザーの地域における位置づけや認知度が低いところもあるように思いますが、その点について、町長はどのような認識をされているのか伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに地域によりましてはいろんな約束がありますけれども、お互いのそういったネットワークづくりまで到達していないところもあると思っております。

そしてまた、位置づけについても、今先ほどの答弁にお答えしましたとおり、中津川地区とか、そういうところは先例的にいろんないい取り組みをしておりますので、そういったことを事例としながら、こういう活動を皆さん方にお知らせをして、少しでもそういう地区の社会福祉協議会、あるいは区の組織、あるいは公民会の組織の中に福祉関係についても位置づけができるようなことが今後必要になってくると思っておりますので、それについては今後も引き続き関係の役職員の皆様方には推進をしてみたいと思っております。

○森山 大議員

ただいま町長のほうから答弁がありました。そのことについては、私も全く町長と同じ考えで、このあと福祉部のことも言いますが、在宅アドバイザーを地域の公民会などの役員に位置づけをしてやって、そして、高齢者の皆さんに認識をしていただく、このようなことをぜひ実現をしていただくよう要請をしておきます。

次に、福祉部についても、既に町内の公民館では組織ができているという話ですが、福祉部を20の区の公民館すべてに組織をつくったほうが、高齢化施策として効果があると考えますが、このような考えは町長はないものか伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

基本的に地域のいわゆる公民館組織というのは、自主団体、いわゆる自主組織でありますので、行政のほうから強制的にこういうことをしないとまでは言えない部分がございます。

やはり地域は地域なりの考え方で、過去歴史的にもそういう運営をされてきております。ただ、町内の公民会組織の年齢構成を見たときに、少子高齢化がどんどん進んでいく、これからもそれは著しい傾向になっていくのではないかと思います。そういう実態にあることを、先ほどもありましたとおり、自分の地域をしっかりと見つめてもらって、どこにそういう課題があるか、どういう手を打っていくべきかということをお互いに認識をしなければならない。そのためにこの活性化計画をつくっていただいているわけでありまして。

したがって、そういうことがわかれば、これはほうっておけないなど、自分たちの村づくりをしっかりとこれからもやっていくとなると、やっぱり高齢化がどんどん進む、そうなるとお互いに助け合っていけないかなということ、自然的に出てくるのではないかと出てくるのではないかと考えております。

町としましては、先ほどから申し上げておりますとおり、それぞれ今既に組織されている地域以外にもこういう取り組みをされておりますよということを事例として申し上げながら、そしてまた体験発表もしていただきながら、できるだけそういう組織ができる場所はつくっていただくというふうにお願いしたいと思っております。

また、地域によって全くやり方というのは、地域ごとにそれぞれあるかと思っておりますので、強制はできませんが、それだけの地域にふさわしい組織の位置づけなり、それぞれの地域で話し合いをしていただくようなことはあるかと思っておりますので、その辺はまた地域のほうで十分御判断をいただきたいと思うところでございます。

できれば、20の公民館、そういう位置づけができることが望ましいのかなと思っております。

アドバイザーにつきましても本当公民会によっては「どの人がアドバイザーじゃろうかい」という人がおったり、「民生委員がだれじゃろうかい」とか、なかなかその辺も福祉の享受をされる方にとってはわからないところがありますから、その辺やっぱり位置づけをしっかりとしながら、私は福祉アドバイザーです、民生委員です、そしてまた、保健推進委員だということもお互い認知をし合いながら助け合っていく、そのことも大事でありますから、そのためにはやっぱりこういった組織の位置づけということも大事かと思っております。

○森山 大議員

町長の答弁の中に「地域には強制的はできない」ということでございますけど、20の地区については許すことがあれば、福祉部の組織を進めるという答弁でしたので理解をいたします。ぜひ実現をしていただきたいと要請をいたします。

ここで、公民会ごとに福祉部を設置していきたいという話でございましたけど、今度は、大きな公民会には福祉部は必要でないものかどうか、この件について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

公民館については20ありますが、公民会についても非常に今、大小さまざまでございます。やはり、できたら適正規模としての規模になっていただいて、そういういろんな時代に即した部の編成というのは大事かと思っております。

今、町で進めておりますのが、適正規模としておおむね80戸程度、そういうところについては公民会の運営上支障なくやっていけるのではないですかねと、会費的な問題とか、あるいは役員体制の問題、いろんな公民会の活動についてもそういうことは大事だということを説明をしながら推進もいたしておりますけども、これについては自分たちの組織として十分な話し合いをする必要があるかと思っております。

大きな公民会組織は200とかいろいろありますので、できたらそういう組織の中の位置づけというのは、小さいところよりもやっぱりやりやすいのではないかと考えております。大きな公民会の組織になれば、かえってそういう位置づけをすることはたやすくなるのではないかと。小さい公民会にとっては、「役員がもうずんばい増えたら困っど」ということで手当も増えるとかなんとかあって難しいのでありましようけど、大きな組織はかえって組織はつくりやすい面があるのかなと思っております。

○森山 大議員

先ほど20地区に福祉部をつくるという話でございましたけれども、旧町のとき行政が指導し

て、地区社協を組織されたという経緯があると聞いておりますが、私の住んでいる山崎地区の地区社協の活動を聞いてみますと、敬老行事、ひとり暮らしの高齢者や子どもたちへの声かけ運動、高齢者のグラウンドゴルフ等などがなされており、全体的な地域活動としての取り組みが非常に弱いと考えます。

今後、公民館における区の福祉部と地区社協との関係やあり方、それから活動内容等を町はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

やはり、公民館組織と地区の社会福祉協議会、表裏一体ではないかと私は思っております。全く別組織なのでしょうけども、表裏一体の活動でやっていかないと、実態として動けないのではないかと。それぞれ地区社協の組織を、会長をどなたかがされておられて、各公民会にも社協のそういう役員を置くということは、恐らく別立てでということはなかなか難しいのではないかと思いますので。

今の公民会組織の役員の方が、そういう地区社協にかわった形で、兼務の形でしていかないと、実態の活動としてもやりにくいというのがあるかと思っておりますので、そこは区の館長さん方が地区社協長に恐らくなられているのではないかと思います。

そういう中で、公民会長さん方も公民会の社協の組織としてやっていただいて、その中でまた福祉部をそれぞれ別途組織を位置づけされるかについては、また話し合いをしていただいて、そういう活動の中でやっていただければ結構ではないかと思っておりますのでございます。

○森山 大議員

ただいま町長のほうからの答弁をいただきました。多くの公民館が高齢化の進む理由に福祉の充実を掲げております。地区や公民館単位での福祉部の必要性や位置づけを今後さらに呼びかけていただくように要請をして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、森山議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告いたしました人口増の施策について町長にお伺いいたします。

平成17年新町発足時に2万6,381人であった人口は平成22年3月には2万4,622人となり、さらに5年後の平成27年には2万3,300人台まで減少することが予想されている。

こうした人口減少は、地方自治体にとって喫緊の政策課題であり、農業・商業の活性化を図るためには、後継者育成に取り組むことが重要な課題と考える。町長は、こうした人口減をどうとらえ施策を講じる考えを持っておられるのか考えを伺います。1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、川口憲男議員の御質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

人口増の施策についてでございます。人口減少というのは、地方自治体にとりまして喫緊の政策課題であり、農業・商工業の活性化を図るためには、後継者育成に取り組むことが重要な課題と考えるというようなことでございます。

人口減をどうとらえ、施策を講じる考えかというお尋ねに対しましてのお答えでございます。

御承知のとおり、日本人口の関係につきましても、おとしあたりから国全体の人口が減少傾向に入ったということになっておるわけでございます。その中でも、やはり東京・大阪・名古屋、こういう三大都市圏に人口が集中をしている。この傾向が非常に最近になっても強いわけでございます。

地方におきましては、過疎化がやはりどんどん進んでいると、そしてまた、地方におきましても大きなまちに一極集中と申しますか、そういう実態にあるわけでございます。

本町の人口の推移につきましても、先ほどありましたとおり、合併当初としますと減る傾向でございます。毎月の人口動態を見ましても、転入歳出の関係については、そう大きな差というのはないわけですが、やはり少子高齢化が著しいという実態が如実に現れております。

例えば、極端な月によりますと、出生に対しまして死亡者がその3倍と、あるいは3倍を超えるという月がございますので、それに伴います自然減というのが、やはり社会減としますと著しいところから、総体的に人口が減っていくというような状況にあるところでございます。

この人口減少につきましても、住民生活の活力の経過、あるいは先ほども出ましたとおり、地域コミュニティの弱体化、そういったことも招くところでございます。このようなことから、地域経済とか、あるいは町財政基盤へも大きな影響を及ぼしてくるわけでございますので、地域の存立基盤に係る深刻な問題として受けとめているところでございます。

このような中で、本町におきましても人口増対策を重点課題として取り上げておるわけございまして、総合振興計画のもとでも住みやすい、住んでみたいというまちづくりを進めるということを取り組みを進めております。

お尋ねにありますとおり、農業・商業における後継者育成というのは、将来の地域経済のみならず、地域社会を支えていくための喫緊の課題でありますので、それぞれフレッシュファーマーの育成事業とか、商工業者の新規参入者の支援補助金というものもいたしております。

そういうことで後継者の確保・育成に努めておるところでございますが、新規就農者につきましては、本町を含めて鹿児島県の場合は、非常に毎年増えているということでございます。ただ、商工業者の方も、この町内におきましても最近では虎居とか、屋地のほうでも幾らかあるというお話も聞いておるところでございます。

これまで若者定住をとにかく促進をする必要があるかというようなことで、そのためにはやっぱり働く場というのを確保するというのが第一の課題でございますので、企業誘致対策室を設置をいたしまして、私も機会あるごとに関東・関西、そういったところの企業の皆さんとの接触を図ったり、そしてまた、町内のいろんな企業の皆さんとも、そういう懇話会等を通じながら雇用の促進をお願いをしているところでございます。

非常に企業誘致については、このような時勢のところでございますので、なかなか新規の立地というのは難しいわけですが、先般は竹の関係でさつま林産株式会社の誘致が決定をいたしまして、若干なりとも雇用の促進が図られたわけでございますし、そしてまた、町内の企業におきましても、ようやく経済の回復があったということで、設備投資等も行われて2社ほどいわゆる増

築のための雇用の促進、そういうこともありまして立地協定を締結をいたしたところでございます。

そういうことで、とにかく少しでも雇用の増大がつながるようにということで努めております。

ことしから特に東京の県の遊楽館のほうにも職員を1名派遣をいたしまして、そういった首都圏の企業に対する情報収集等も行うようにしておりますけれども、私も先般も一緒になって首都圏の企業も回ってきたところでございます。いつというところまではいきませんけども、また倉内のほうに出たいというような意向は示されておりますので、それも期待をいたしているところでございます。

とにかくそのようなために、御承知のとおりことしの4月には県内でも先進的な取り組みとしまして、企業の立地に関する支援制度の条例改正も行いまして、新たに工場の建設、設備投資に対する助成措置を追加をいたしたところでございます。とにかく企業がより活用しやすい制度の整備とか、あるいは立地環境づくりに努めておりますので、これからも引き続き取り組みを進めていきたいと思うところでございます。

そのほか、定住化の推進策としまして、住宅団地の整備も進めておりますし、これまでそれぞれ整備をされた団地につきましては、佐志ニュータウン等については2割の引き下げも行って促進に努めておるところでございます。佐志のニュータウンについては、現在まで4区画新たにまた契約ができたところでありますので、引き続き早期完売に向けて努めてまいりたいと思っております。

とにかく人口増対策については、いろんな政策を総合的に進める中でやはり定住が図れると思っております。医療・福祉・教育・商工業、そういった幅広い総合的な整備を進める中で、条件整備というのを整えて人口増につなげていきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○川口 憲男議員

今、町長にお答えいただきました。平成22年3月の一般質問で、若者定住をいたしました。そのときの答えの中に、就業場の確保、先ほど企業立地、あるいはいろんな種々定住についてお答えいただきましたが、3月のお答えの中に企業立地助成、地方への企業進出の話し合いとか、それから、団地周辺の環境整備を行いたいと。そしてまた、農村環境、農家所得向上が大きな課題だというのが大きな答えだったと思っております。

そこで、今回質問します人口減についてですが、この問題は1年か2年で解決できるものじゃないと、答えが出てくるものではないと私も考えております。しかし、これまで数回対応をしましたが、対策が全くなかったとは申しませんが、現状を見ますと1年に300人強の人口減が続いています。私は、今この問題を取り組まなければ、後世に悔いを残すと思っております。

先ほど答弁の中にありましたように、国も人口減で悩んでいますし、いろんな地域もこの人口減ということに対していろんな対策等を講じております。

町長は、まちのリーダーとして、このことをいかに考えておられるのか、以前お答えをされたと思いますが、再度人口減についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これだけ自然減が大きくなると、やっぱり国全体としてもですが、子どもさんたちが生まれる環境をいかにつくっていくかということが、やっぱり国を挙げての取り組みが必要かと思っております。

一人の女性が産むいわゆる合計特殊出生率が1.73まで回復をしたにしましても、過去はそれ以下であったわけでありまして、やはり子どもさんを生み育てる環境整備というのは幅広いも

のがあるかと思えます。経済的な援助も今いろんな手だてもされておりますけども、やはり、育てやすい環境、子を産む環境をつくるということがまずは大事かと思っております。

これだけ高齢化が進んでいきますと、高齢化が進むということは、お子さんたちが生まれにくいからその割合が高くならざるを得ないということでもありますから、過去においては生まれる方が多くて、死なれる方が少なかったわけですから、それ自体は人口増というのがありますけど、今逆転をしておりますし、国はどんどん減っていく。

そしてまた、企業のほうも、今円高とか、あるいは法人税が40%強とか、そしてまた、環境の問題についてもCO₂の削減を26%とか、非常に厳しい条件がそろっておりますから、必然的に日本での産業のいわゆる生産拠点もこれからずっと続けていくかとなると、非常に厳しいところがあるということで、いわゆる海外のほうにアジアの中国、インド、あるいはベトナムとか、そういうところに出ていかざるを得ない。

やっぱり企業さんも世界と競争をしていく中では、生き残っていくためにはコストの高い日本で生産活動をするということについては非常に難しいということで、海外に出ていかざるを得ないというのがありますので、当然として国内で新しく企業誘致をするとなると、まことに厳しい状況がうかがえております。

そういうことで、これについては国を挙げて、何とか国内で生産拠点をして雇用をしていく、そのことが大事であるかと思えます。政府自体がもっとその辺を考えていかないと、一小さなまちで幾ら活動をしていても限界があると私は思っております。

そういうことで、活動自体は、先ほど申し上げましたとおり、首都圏とか、あるいは近畿圏に行って活動を今後はやっていきますが、なかなか実態として、全体としては厳しい環境にあるということは否めない事実でございます。そういうことで、いろんな手だてもしていきたいと思っておりますが、そういうことを努力したいと思えます。

先ほど申し上げますとおり、とにかく子どもさんたちが生まれる環境をどうしていくかということですから、私は、先ほどからも申し上げますとおり、町政の推進の大きな柱にこの「子ども健やか育成宣言」というのを出しまして、子どもが生まれやすい、子どもを育てるならさつま町というぐらいにいろんな手だてをしていきたいということで、今回も新たにワクチンとか予防接種の関係も、全国では例のないようなワクチンの接種とか、あるいは県内でも初めての一連のものもやっておりますけども、そういう取り組みは必要かなと思っております。

そういう人口減というはどめをするためには、何らかのやっぱりこうしていかないと非常に難しいところが今後もあるかと思っております。

○川口 憲男議員

町長、おっしゃるとおりで最重点に長期的に視野にたった政策が必要ということ、1番目、2番目の議員の中の質問の中にもこういうのが出てきましたけれども、全くそのとおりのことではないかと思えます。

一つ例を申しますと、先ほど出生者に比べ死亡率ということがございましたけれども、ここに統計を、4年間の統計といえますか、町民課のほうでとられたのをしてみますと、出生703人に対して死亡が1,572名、約倍、870名の死んでいかれる方が多くて出生が少ないと。と、今おっしゃられました子どもを育てる環境をどうしていくかということが大事なところではないかと思えます。

ただ、町民課のほうでいろんな資料をもらってこれを見ていきますと非常に面白いことが現状的には出てくるのですが、例えば、これは18年から21年までの統計ですので、参考にさせていただければいいと思うのですが、転入者が3,165名いらっやって、転出者が3,575名と。

1年に100人程度は転出の方が多いというような実態が出ているような状況です。

これは統計ですから、必ずこれが人口減につながっているとは思いませんけれども、先ほど町長のお答えの中にありました「住みよいまち、住みたくなるまち」、これは基本構想の中でさつま町がうたっていることなのですからけれども、中身は自然環境・温泉・山・川・大きな財産である、先ほど同僚議員の中にもありましたけれども、人情味あふれる人・地域、これが重点プロジェクトの中にあります。

その中で定住促進、資源の活用、あるいは一番大きな健康、子育て、これがまちの重点プロジェクトです。

先ほど、当初通告のところで申し上げましたけれども、この3つの重点プロジェクトには、すべて人がかかわってくる。かかわってきて、その成果が見えてくる。その活用策が見出せると考えておりますけれども、先ほども「いろんな手だてをし、子どもを育てるような環境づくりを行っていく」ということでした。

そこで1点、子どもを生み育てやすい環境づくりということをお願いされましたけれども、今、さつま町内に12保育園数がありまして、その中で7保育園が定員満杯と。しかし、残りの園は定員を満杯していないと。それはどういうことかと申しますと、若いお母さん方が仕事をしなければ保育園というのは入れないということがありまして、定員が埋まっていない状況。

先ほど、子どもを育てる環境をよくしようということだったのですけど、これは国の施策で、どうしてもできないところもあるのですけれども、そこあたりに町長、もう少し町独自として、リーダーとしてメスを入れられるような方向性はないものなのか。国の方向性だったら、これが押し切らないかんのか。

そこあたりの考え方、町長独自でこういうことをやっていくという考え方がないのか、それも一つに若いお母さん方が子育てをしやすい環境づくりになるとと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

子どもを育てやすい環境づくりというのは、いろんな幅広いものがあるかと思っております。その中で私がいろんな取り組みもしておるわけですが、乳幼児の医療費の就学前まで無料化とか、中学生まで入院費については無料化とか、あるいはインフルエンザ等のワクチン等についても今回新たにいろんなものをしておりますし、新型のインフルエンザについても中学生以下は無料とか、いろんな取り組みをしております。

その中でも、やはり仰せの保育園の問題です。お子さんたちが入所をされて、一番保護者の方が心配、負担に思っているのが、保育料が高いということでございますので、これについては、1人とか2人とか、3人以上になると大学生並みの保育料だというようなことで、大変なことだということでございます。

そのようなことで、保育料の軽減についても今まで3割とか、多子世帯についても軽減もいたしておりますので、その辺のところはありますが、今のところ保育園の関係については、待機児童というのは本町の場合はないということでございます。新聞では、都会のほうは待機児童がおるということでありますけれども、本町にはそういう方はいらっしゃらないと。

保育園というのは、親御さんが見れるところは家庭で見るとというのが原則で、どうしても保育に欠ける状態でないと保育園に入れないというのが原則であります。

そういうことで、幼稚園とは違った性格です。保育園は厚労省の関係、それから、幼稚園は文科省の所管になっておりまして、それぞれ目的が違うものですから、この辺を幼保一元化をしようと、いわゆるこども園をしたらどうかというのが今、政府の中で議論になっている問題であり

ます。

保育園の中でも教育的なものをやる、そしてまた、幼稚園の場合も早く時間を終わらせるということではなくて、保育園並みの時間をするとか、そういういいところをお互いに、幼保一元化も議論もされておるところであります。よくよくそういう方向が新しい時代の流れかなと思っておりますので、私はそういうことができればいいことだなと思っているところでございます。

今の制度では、なかなか制度的に、保育園は保育に欠ける状態でないと預けれんわけですから、そういう問題があるかと思えます。

○川口 憲男議員

町長、先ほど保育園のを申し上げましたけども、12保育園で5カ所が定員満杯で、7カ所がまだ埋まっていないと。埋まっていないということじゃなくして、先ほど町長のお答えにありましたように、お母さんが自分の手で育てていきたいという方があって、待機児童ではないということの話だと全く一緒だと思います。

もう1点申し上げれば、うちのまちには1幼稚園がございまして。昨年だったですか、定員枠を広げまして、働いていないお母さんの子どもでも認めるよということで定員増も図りましたけれども、町長、実態的に今その定員がどれだけいっているかということをおっしゃると、やはり、これもいろいろ問題がございまして。例えば、通園の状態、それから、地域の問題、それから子どもをお母さん方が連れていかれる通園の状態ですけど、非常にそれで形的にはそれだけ枠を広げましたけれども、なかなかそこも満杯になっていない状況でございまして。

先ほどお答えにありました「子どもを育てるなら、さつま町」ということで、子ども手当、それから、ひとり親家族の手当、そういう手厚い方策はできました。そしてまた、今度の9月の議会で補正で、先ほど町長の答弁にもありましたように、6の接種事業、私もこのところをより深くこの子育てにいい政策はないかということで根回ししておったのですが、いち早くこれが出てきましたものですから、これを頭に持ってこれなかったのもひとつあるのですが、これは非常にいいことだと思います。

きのう県外に出る機会がありまして、よそのところもチェックしてみますと、まだ、こういうのも非常に有識者の方々が盛んに呼びかけはしていらっしゃるんですけども、各市町村でいち早く取り上げてやっていくということはまずないようです。

その点では、やっぱり子どもを育てやすい、あるいはこういう予防接種がさつま町にあるよという言葉ができますけれども、この対策は非常によかったのじゃないかと私は自分なりに考えております。こういうことは一つの子育てのしやすいまちづくりにもなっていくのじゃないかと思えますけれども。

それともう一つ、子育てをされる方で、もう少し欲しいというのが、今、まだはっきり出てきておりませんが、学校統合問題が出てきております。統合になるのか、あるいはこのままでいられるのか、今、教育委員会等で審議されておりますけれども、一番最後の一番大目玉のところでおっしゃるかと思っております。

永野にアロン電機でございます。今大体3分の1とお聞きしたのですが、町外からの勤務者が多いということをお聞きしています。それで、御主人が勤めておられて、なかなか通勤的に遠いからどうしてもさつま町に住宅を置きたいなということをお聞きされておいて、これは建築業者の方がもろに私に訴えてこられたのですけれども。

ところが、そうしたときにさつま町の今の団地、佐志ニュータウン、あいているところがありますけど、そこに建てたいという希望もあられたみたいですが、先ほど申し上げますように、学校統合の問題、あるいは保育園の問題、そういうなので二の足踏んでおいて、どうしようかな

と。

先ほど町長の答弁の中にもありましたけども、保育料もよそに比べてある程度、これぐらい、さつま町いいんじゃないかなということもございましたけども、そうしたときに、どうしても都市圏に近い川内東郷、あるいは市比野のほうが時間的に通勤的にも便利だと。そしてまた、保育料のことに關しましても川内のほうが手厚い方向性ができているということをお述べられております。

それから考えますと、もう少し、先ほど申し上げました予防接種事業がどういうふうに今度地域の方々に、あるいは町外の方々に影響とか、いろんな反応を示されていくのか、大きく声を上げて叫んでいかなきゃならない、いいことだよということをしていかなきゃならないと思うのですけれども。

そんなところで、先ほど申されましたように、「子どもを育てるなら、さつま町」と、そういう育てやすい環境づくりにいま一步踏み込んで、やっぱりその住宅とかみ合わせて保育料等を考えたときに、町長、もう一回対策を講じられるべきと考えますが、そのお考えをお聞きます。

○町長（日高 政勝君）

子育て環境の整備につきましては、先ほど申し上げたとおり重点施策の一つに掲げておりますので、これについてはいろんな対策を講じていきたいと思っております。

今、医療費の関係から保育園の問題、それから、ソフト的な、ブックスタートにしましてもそういうこともしておりますし、なかなかお金も大変要するというようなことで、先般1億円の基金も設置をして、こういった施策に充てていきたいということを考えておりますので、これからも時代に即したいろんな子育て環境のためのことが出てくるかと思っております。

できたらそういう日本一の子育てのまちだというぐらいにできて、若い人たちが移り住んでくるぐらいのことを考えていけばいいのかなとは思っておりますけど、これも一挙にできることではございませんので、そういう目標を高く掲げながら、それに向かって努力をしていく。

そしてまた、本当に子どもを育てやすいまちだなど、そこに住んでいる若い人たちが実感としてわかるようなまちづくりが必要だと思っております。そして、そのことが町外の皆さん方に声として届いて、やがてはこのさつま町で子育てをしたいということになるぐらいになっていけばいいかなと、そういう希望も持っているところでございます。

いろいろ周辺の皆さん方もそういう気持ちでいらっしゃるわけでございます。今まで子育てについては働く場所もなければいけないし、預ける保育園の整備も必要でございますし、いろんな教育の環境の整備、そういうことも大事です。幅広くしていかないと、ただ一つだけとらえてもいけないところがあるかと思っております。

そういうことについては、またお子さんをお育ての保護者の皆さん方との意見も聞く場というのは、今、乳児健診の場でも設けておりますので、幅広くそういう機会も設けていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、さっきの平田議員の言葉の中にも、お答えの中にありましたように、やっぱり町民の心をつなげる、あるいはいろんな人づくりが大事、それと職員の考え、若い職員の思いを引き上げる工夫をしたらどうですかという声もありまして、ぜひそれもやっていくということでしたけれども。

やっぱりこういう政策の中にも、先ほど町長のお答えの中にありましたように、日本一子育てのまちをつくっていくんだという思いがあったら、それをいかにブレーンの職員の人たちにそれを投げかけていかれるのか、それも大事じゃないかと思っておりますが、町長はどう考えられますか。

○町長（日高 政勝君）

やはり、まちづくりを進める上において、本当に人の問題というのが一番大事でございます。先ほど平田議員からもいろいろ御指摘もあったとおりでございますし、今、川口議員からも申されておりますとおり、やっぱり人は城、人は人垣というぐらいに、とにかく人の大事さというのは本当に大事なことでございますので。

まちづくりについては、特にそういう仕事に携わっておる職員、職員がやっぱり、さっきから申し上げておりますとおり、プロ意識を高めて、本当に自分の職場の与えられた職場はもちろんでありますけども、それ以外の幅広いところに目を向けて、将来にどういうまちづくりをしていくかということは、それぞれの職員が専門化として考えていくことが大事でありますし、いろんな機会に職員の意見も聞いていく機会もつくりたいと思っております。

トップダウンとボトムアップ、うまく調整をすることが大事でありますので、先ほど申し上げたとおりでございます。

○川口 憲男議員

トップダウンの方向性を示されていくということで、職員がプロ意識を持って取り組んでいただけたらということ、そういうことです。

町長の答弁の中にありましたように、確かに人口減ということに対しましては、行政一辺倒で行ってもできないことだと感じております。もちろん議会、あるいは地域を挙げていかにしていくか、以前の答弁の中にもありましたように、さつま町にいて何が自慢できるのか、さつま町の町民は何を自慢するのか。

よくテレビであるのが、ここの一番の自慢は何ですかとか、この町の誇れるものは何ですかと言われたときに何を答えられるのか、そう言われたときに、さつま町と言われて、今のところ何だろうなということを感じます。

先般ある、生まれは町内だと思うんですけども、町内から出ていらっしゃる企業の方にお聞きしまして、旧薩摩町が今取り組んでいますさつまの梅、梅のことでお話がありました。ことしはたまたま不作といたしますか、天候の影響がありましたけれども、その方が梅を使ったある6次加工の製品をつくっていらっしゃるそうです。熊本から20トンぐらいを毎年仕入れてそれを使っているということでした。

「さつま町にも梅は栽培してあるんですけど、ぜひ使ってくださいね」ということもお願いしたのですけれども、そういう風にして何が自慢ができるのかなということを考えますと、ひとつ不安を感じます。余談になりましたけれども。

人口増を図るためには何が必要かということ町長に申し上げましたけれども、確かに人口増に関しましては、私もこれがいい、こういうことをされたらとか、こういう方法がいいですよということを提言できるようなことも持っていませんけれども、ともに意見を述べ合って、先ほど職員のプロ意識、そういうところ、それからトップダウンして、いろんなことで話し合いをしていって、このまちにはこれというのをつくっていかねばならないと思うんですが。

その中で、ひとつ提案なのですけれども、旧鶴田町、それから、旧薩摩町で住宅取得の定住促進事業みたいなのがありました。旧薩摩町におきましては1坪1カ月100円で12年でしたか、定住しますとその権利を得られまして、そのあれを確保していくというような定住促進住宅、これは今新しいまちのさつま町に移行されまして、湯田原ニュータウン、赤坂ニュータウン、それから佐志ニュータウンの温泉区画を除くそういう一部の政策。

それと、旧鶴田町で行っておりましたのは定住促進事業、こういうので例えば住宅取得対策事業というのがございました。例えば、鶴田のこの分で申しますと、合併したあとも相当外に出

られてというか、お金が入らない状況等があって、完璧な事業じゃなかったんじゃないかというようなこともございましたけれども、これをそのまま取り上げてくださいということではないのですけれども。

やはり、この中身的な、交付資格は別といたしまして、例えば町内在住者59歳以下、世帯主か建物名義にいずれかの年齢のものが町内に自宅の用に居する住宅の新築等をし、引き続き定住する場合及び町外在住者の59歳以下、世帯主の年齢です。者が定住意思を持って町内に住宅の新築等を要する場合とか、こういうような、以前とっていました定住促進事業、まちで新たなこういうのを考えられる方向性はないのか。

それともう一つは、旧鶴田が行っていたのはウエディングベル対策事業というのがありましたけれども、今、企画開発のほうで補助を行っています出会いふれあい交流の補助事業がございます。これを拡大するような形で、これは、それをされる場所にたしか補助をされていたと思うんですけど、こういうなのを使った振興策をされるような考えはないのか。

私は、住宅に関しましては、いろいろ所得税とか、あるいは子どもさんが保育園にいれば保育料とか、住民税とか、いろんなのが入ってくるような可能性があると思うのですが、町長、どうでしょう。そういう、これを取り入れてくださいということじゃなくして、こういう施策も大事じゃないかと思うんですけど、その考えをお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

まちづくりのいわゆる人口増対策として過去、各市町村独自のいろんな政策を打ち出したことがございましたけれども、定住促進のための仰せの宅地取得資金、そういうこともやった経緯があって、結果的に定着をせずに、途中で出ていかれて、いわゆる滞納が残ったということもあって、余り効果についてはいろいろされておるようでありますが。

これらについては新たな財源というようなことが必要でありますし、本当に定住促進につながるのかなというところもありますので、これについてはまだ一考を要するかと思っております。

ウエディングの、若い人の出会いの機会、これはなかなか今の若い人たちの出会いの機会というのは少ないということでもありますので、仕事が一生懸命で、そしてまた職場内でしかいわゆる行動の半径が今、昔みたいにそんなに広いということまでいなくて、いろんな機会に恵まれないというようなことが言われておりますので。

役場の企画のほうでも昨年も実施をいたしまして、それなりの方がお集まりいただいて、カップルもできたという話ですが、結婚までいったかどうかについての追跡がまだできていないというところがございます。

それで、今新たに女性会議の皆さん方も、ほたる舟で「ホテルで会いましょう」の企画をされておったんですけど、口蹄疫の関係でそれができなくなったわけですが、来年はそういう形で、役場がすると非常に硬くなって集まりも悪いということで、やっぱり女性の皆さん方が中心になって、やわらかい形で自由に参加もいただけるのではないかということで、そういう企画もしていただいておりますので、非常にユニークな取り組みかなと思っております。それについてはまた支援をしていきたいと思っております。

そして、今、京セラのリゾートのホテルのほうでも大変独創的なそういう出会いの機会の、楽しみながらそういう機会をつくっていただくことも実践をされております。これも数組、たくさんいらっしゃるようですが、こういったことについては、できるだけ民間の企画サイドで進めていただくということが、より効果が上がるのかなと思っておりますので、これは行政も支援できるところは支援をしてみたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、その結婚サポート事業、町がすれば中身がまずいんじゃないかということなんですが、町でとられるような施策は、やっぱり何かをしていかんと、この人口増の対策はこのままでいいのかということをおしやいますか、大変申しわけないんですけど、ここでこういうことは。

ですから、何かをやっつけていかなきゃ、今何かをやらなきゃ遅いといひますか、大変申しわけないんですけど、ここでこういうことは。

私も幸いにしまして10年議員になりましたけど、その中からずっと、「今起こさなければ、今始めなければ」という言葉をずっと言っているんですけど、その流れが10年何年たちました。さつま町も合併して5年目です。やっぱり何かを少しずつ起こしていかなきゃ、先ほどお答えの中にありましたこの予防接種事業、これを取り組まれる一つは方向性もあるんですけども、やっぱりこういうことを大きくうたっていかなことには、人口減の対策にはならないんだと思ひます。

先ほど町長答弁の中に、この人口減に対しては国が声を上げなきゃということをおしやいました。しかし、考えてみますと、今の状況の中で子ども手当にしましても2万6,000円来るのが途中から1万3,000円になってしまいましたと、果たしてどうなっていくのか、国を待っておいていいのか。

かえって、先ほど申し上げましたように、5年後には2万3,300人台で推移いたしますよということでしたけれども、もう一つの、私のはるか遠くの話でしたから余り言いたくはなかったのですけれども、2035年、平成47年、これは国がとっている統計ですけども、さつま町は1万7,511人という、1万6,000台の人口に落ち込みますよというのが出ております。ですから、増になる対策も必要ですけど、せめて今のを横ばいにするような対策。

それと、東京都の話をおしやいます、若者が東京都にどっと来て、状況をおしやいましたけれども、実際の東京都の方がおしやったのは、若者の増というのはそう対してないんだそうです。年寄りが増えていって人口減を抑えているということだそうです。

さつま町も、先ほど森山議員も質問されましたけれども、うちのまちの統計を見ましても、先ほどおしやいましたように3分の1は高齢化の人たち、65歳以上、敬老会といひますか、高齢者状況を22年度されてもそういう状況で、元気な高齢者の方々が増えていると、実態が出ております。

寝たきりの人たちが町で、病気、寝たきりの人たちが何%でしたか、11.4%、こういうふうにして高齢化で亡くなっていかれる方、これはどうこうということではできないのですけれども、やっぱり今何か対策を講じていかなければ、先ほど申し上げました2035年、あるいは2025年を申しますと、私が10年後で73になるとこです。2万人を切って1万8,000人、これは町の予測じゃなくて、国の予測の結果ですから、これから時代違うと思ひますけど、大体2万台を切っていくという状況になります。

そこで、先ほどから申し上げますように、今何かを対策を講じなければならぬということをおしやいますけど、再度町長のお考えをおしやいます。

○町長（日高 政勝君）

単にそういう認識のもとにこの大きな政策の一つに少子化対策である「子ども健やか育成宣言」をいたして、さまざまな取り組みを就任以来しているわけでございます。

手をこまねいては、おしやるとおりということが要るわけですから、ずっとこの子ども健やか育成宣言につきましても、重点的な柱としていろんな政策を今も進めておるわけでございます、今回の9月議会でもワクチンの問題も、それも一つの一環でありますし、これまでもいろんな手だてを行ってきておりますので、さらに時代に即したいろんな課題等についても取り

組みを進めていきたいと思っております。

子どもの少子化対策に限らず、人口減に歯どめをかけるということについては、いろんな手だてをしていくことが必要でございます。やはり企業の働く場の問題とか、あるいは教育の問題、あるいは農業にしろ、商工業の振興の問題、すべてが関連をすることでありますから、そういうことを効果的に進めていく、お互いに有機的に連携をしながら進めていく、このことが大事であるかと思っておりますので、今後もそういう方向で取り組みを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

非常に難しい問題といたしますか、いろんなことがかみ合ってくる問題ですので、今すぐにはできないと思うのですけれども、人口歯どめにいろんな対策を講じていくということです。

その中で、先ほど申し上げました例えばこの住宅取得事業、こういうようないろんな対策もあるかとは思いますが、いろんな方向性があると思っておりますけれども、ぜひ取り組みの方向性をお聞きしたかったんですけども、今まだ二の足を踏んでいこうかなと、踏んでおられる状態のところでお答えがうまく引き出せなかったんですけども。

ぜひ、町長も答弁の中でお答えのありましたように、今やらなければ、とにかく、もう2万台を切るんだというのは目の前に来ております。ですから、どうにか2万台をキープしていくような方向性はどうしたらいいかということ、せつかく企画室というのがあるわけですから、定住対策もあるわけですから、そこあたりもう少し投げかけていただいて。

先ほど職員の活用策、いろんなことのトップダウンということも申されました。「日本一の子育てまち」、これを掲載するにはどういうことをしたらいいのか、町長の考え方を、トップダウンで下に投げかけるというのも一つの手だと思いますけれども、そのところをお聞きしまして、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

先ほど出された定住促進の住宅取得資金等に対する助成、これらについては過去どこの市町村もやって、それなりの効果というのははっきり言って出ていないわけです。非常にお金が要るだけで、結果的には、場合によっては途中で出ていかれて、滞納まで徴収もしなければならぬという実態もありますので、それをまた振り返って取り組んでいるかということについては、いささか、そこまでは考えておりません。

とにかくいろんな新しい時代に即した人口の減を歯どめをかけるいろんな手だてというのがありますので、そういったことについては職員の皆さんと一緒に知恵を出し合いながら、有効的な対策を講じていきたいと思うところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

これで、川口議員の質問を終わります。

次は、13番、楠木園洋一議員の発言を許します。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

先般通告いたしました農業政策について質問いたします。

戸別所得補償制度として、農家に国が直接支援する制度の一つとして、欧米でも農産物への法律関税による農家保護の方式を転換し、貿易自由化による安い農産物の流入などの影響を受ける農家を直接援助することが主流になりつつあるとなっている。ただ、作付面積が一定の規模以上などの条件がつくと言われております。

骨子は、ただ販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付するこ

とにより、農業経営の安定と国内生産の確保を図り、もって食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的となっております。

それで、1点目、戸別補償制度が2011年度から本格実施されるが、本町として体制づくりをどのように進めていくのか。2点目、農林業活性化に向けた農産物のブランド化と販売対策は。以上で、1回目の質問を終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

楠木園洋一議員の農業政策についての質問に対しましてお答えをさせていただきます。

戸別所得補償制度、2011年度から本格実施されるが、本町として体制づくりをどのように進めていくのかということでございます。戸別所得補償制度、新しい政権の中で発足した制度でございますが、販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象に、その差額を交付することによって、農業経営の安定と国内生産力の確保を図って、もって食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的にこういった制度ができて、来年度から本格的に実施されるということになっているところでございます。

先般、農林水産省によりまして概算要求の骨子が出されております。戸別所得補償交付金の対象とすべき作物として、米、それに新たに麦、大豆、てん菜、でん粉、原料用のパレイショ、そば、菜種が示されたところでございます。

また、水田においては、本年度のモデル対策同様、米の所得補償交付金、10アール当たり1万5,000円と、水田作の麦、大豆、飼料作物、米粉用の飼料用米、WCS用の稲、そば、菜種、加工用米を戦略作物と位置づけ、水田活用の所得補償交付金が支払われるところでございます。

なお、畑作物の所得補償交付金については、面積払いだけでは農業者の単収増とか、あるいは品質向上の努力が反映されないということから、数量の関係についても行うということで、数量払いと面積払い、併用した仕組みとしまして、いずれか高い額が支払われるということになります。

ほかにも本年度限りの激変緩和措置にかわりまして、産地資金を創設すること、あるいはまた加算措置も講じられる計画でございますが、まだ詳細については、要綱、要領が示されておられませんので、なかなか不明なところがございます。今月の15日に県の説明会があるということでございますので、その時点で何らかの方向が示されるかと思っているところでございます。

来年度の農業者戸別所得補償制度本格実施に先立ちまして、本年度をモデル対策としまして、まず国は水田作物に取り組みをいたしたところでございます。本町が水田地帯でございますので、この交付金が交付されることとなりますと、一定の評価に値する結果が現れたことと理解をいたしております。

しかしながら、一方では米の所得補償交付金の交付に伴いまして、全国的に水稲作付面積が増えることが予想されることから、一層米価の価格低迷というのが拍車がかかるのではないかと、そういった懸念もされているところでございまして、現に米価がことしの場合も非常に低迷をいたすのではないかと危惧をされております。

2009年のいわゆる過剰米の分を国がどうするかということでございますが、国は買わないということも言っておりますので、非常にこの辺が微妙なところでございます。

国におきましては、食料農業農村基本計画で定められました平成32年の生産数量目標達成に向けまして、区市町村が農業団体、実需要者の関係機関の参加を得た農業再生協議会の設置も検

討をしているようでございます。

また、現在種々の事業ごとに設置をされております協議会についても、この協議会に整理統合をするという考えもありますことから、現在の米政策において重要な役割を担っておりますさつま町の水田協議会、これを中心とした新しい体制の確立も視野に入れた検討が必要になってくると思っております。

町といたしましても、戸別所得補償制度実施に向けまして、なお一層国・県の動向を見極めながら対処をまいりたいと思っております。

また、米を初めとする農産物の価格安定、あるいは流通につきましても、JA北さつま、あるいは関係機関等と連携を図りながら、農業者の戸別所得補償制度の事業実施に向けて十分に耐え得る体制の構築が必要であると考えておりますので、そのような方向に基づいて努力をまいりたいと思っております。

次に、農林業活性化に向けた農産物のブランド化と販売体制についてであります。

産地づくりにつきましては、さつま町の農林業いきいきプランというのを策定をいたしておりますので、この推進と、私の考えておりますマニフェストの目標に向けまして、これまで農協を初めとしまして、関係機関と十分な連携をとっておりますので、今後もそういった方向で取り組んでまいります。

御承知のとおり、農林業の中でも水稲作が多く占めておりますので、これまで水稲作だけの作付の形態から新たな作物の産地づくりを図るために、ゴボウ、里芋、カボチャの3品目をこの重点品目として推進をしてきているところであります。

21年度の実績においても、この3品目で約21ヘクタールが産地づくり交付金の対象としまして取り組まれておりますので、一定の成果が出ていると考えております。これからも引き続き進めてまいりたいと考えております。

また、本年度は振興局、農協、町、地元青果市場が一緒になりまして、野菜等の推進座談会を開催をいたしております。重点品目のほかに小規模でも取り組める新しい野菜、契約栽培の説明、それと農協や青果市場が持っておりますそれぞれの流通形態による販売対策を説明をいたしまして、参加された方々にぜひ栽培をして所得を上げていただくようお願いもいたしたところでございます。

さらには、ことしの3月に合併をされました北さつま農協が掲げております産地づくり、あるいはこの販売対策についても農協と連携をとりまして、本町も豊かな農林水産を全国に向けてブランドというところのトップセールスについても努めてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

質問の途中ですけれども、ここで暫時休憩します。再開はおおむね1時5分とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○楠木園洋一議員

先ほど町長より答弁がありまして、農業再生協議会で基本計画を進めていくということでした。今後こういう制度ができましたら、担い手支援と地域条件への配慮はどのようなことを考えておられますか。

○町長（日高 政勝君）

担い手支援室につきましては、今、集落営農とか、あるいは認定農業者、こういった担い手の確保というのは極めて重要であるということで、JA、それから、本年度から鹿児島県の振興局の関係も入りまして、同じフロアでやっているわけでございます。

水田農業の関係につきましては、また別途の組織でやっておりますので、今の水田農業の協議会のそこが中心になりながら、また今後の対応については整備をしていく形でなろうかと思いますが、今のところ具体的にどう取り組むところまではっきり制度そのものが明らかになっておりませんので、そういう状況を見極めて対応をしていきたいと考えております。

○楠木園洋一議員

今その制度が進行中ですけれども、今後、認定農家も9,000万戸台ということで、鹿児島県も。今後認定農家も高齢化になっていくんです。そうなった場合、集落営農、今後やっぱり一番集落営農は取り組まないといけないと思うのですけれども、集落営農もどのような体系で持っていくか。集落営農だから集落で持っていく、ただ、農作業を一時的に受託をやっていく。

集落営農の先行き、集落営農だけで生活できるような体系を持っていくのか。集落営農はただ一過性の集落営農をしていくのか、どのような見解をお持ちですか。

○町長（日高 政勝君）

集落営農の形態につきましては、今までも各地域で話し合い活動をされまして、その地域に応じたやり方というのはあるわけでありまして、行政のほうで一つの累計をつくってこういうことをやりなさいと、それも一つの方法かもしれませんが、あくまでも地域の実態に即したあり方というのはあるわけでありまして、要は話し合い活動というのを十分やって、そこに即したやり方というものを見出していきたいと思うわけございまして。

町の担い手支援対策室についても、そこに基本を置きながらいろんな支援活動、あるいは相談相手になっているというようなことございまして。

理想的には、今、集落全体をみんなが一つの営農組織だという形のこと、みんなが参加しながらやっていくのが理想的でありますけど、一気にそこまで持っていけるかということについては並大抵のことではないわけでありまして、十分な話し合い活動をしながら、いろんな形態を踏まえながら、最終的にはそういう方向を見出していく、それも一つの方策かと思っているわけございまして。

とにかく地域の実態に即したあり方というのを見出していればありがたいことだと思っております。

○楠木園洋一議員

すぐということではないんですが、10年後、20年後を見据えてどのようにしていくか。地域にこのような対処をしていったらいいのではないかと。この前、集落営農じゃなくて、作業部会が消毒をするときに、高校生なんかを頼んで使ったら、集落営農じゃなくて、たくさんもらったということで、この高校生なんかは喜んで。10年後その子どもたちも集落営農組織に参加してもらえるような形態、地域でも話し合わなきゃいけないんですけど。

今、農業後継者がいるんだけど、作物を選定してじゃなくて、集落全体の後継者としてできるような形態を、町のマニュアルというか、作成しちよったほうがいいんじゃないかと。

10年後どうなるかというので、今ままいったら集落営農、ただ消毒だけじゃなくて、そのような形態を、すぐやるんじゃなくて、10年後このようにしていったらいいんじゃないかというビジョン、そういうのをつくったほうがいいんじゃないかと私は思うんです。

そして、集落営農をやるんだったら、担い手のあれで3,600万ぐらい無利子の事業があるんですけど、そういうのを取り組む先駆的な考え。集落営農だったら金が回ってこないわけです。一過性であって、金を取って、金を支払われると、それだけのビジョンを持ってするような組織を展開していけばいいんじゃないかち、私の考えですけど。集落営農でせんないかんと思う、今から今後一番そういうところは、そこを集落営農で向けてやるように。

それと、集落営農もですけど、地域の条件、集落を守っていくのに。地域もそれぞれいいところばかりじゃないわけです。そこにどういうしていくか、そこを一番考えていかなくてはいけないのではないかと。今我々は旧鶴田町で、耕作放棄地とか遊休農地が50町ぐらいずつ増えていくということで危惧しているんです。そういうところを考えると地域条件の配慮。

そこで、集落で話し合っ、この地域はどうやっていこうかち。先ほど言われましたけど、集落の話し合い。その中から、将来子どもたちが帰ってくる。この子どもたちをどうするか、そこまで聞き取りをしてマニュアルを作成して、今後地域にどういう作物をつくっていくか、どう進めていくか。そういうところを考えていくような考えはないですか。そういう組織というか、そういう集落の今後のあり方、ビジョン、そういうところは、あつたら。

○町長（日高 政勝君）

今おっしゃるそのことが地域でアンケートをとって、そしてまた、将来ビジョンというのを策定をどのようにしていくかと、それこそが話し合い活動でありまして、その集落営農を目指すには、そこから出発していかないと、地域の問題ということもいろんな課題も見えてこないわけですので。実際農業に従事をされる、あるいは兼業農家とかいらっしゃるわけですから、そういう方とも一緒になって、この集落のあり方、いわゆる農村の活性化にもつながることでもありますし。

単に農業の経営にかかわらずですから、やはりその辺の基本的なところを話し合いをしっかりとやって、我が地域はどういう形の営農のビジョンを立てていくか。そしてまた、そのためには水稲に限らず、水稲にかわるような作物をどうして収益性のあるものを栽培していくか。その辺のところを、その地域に応じて話し合いをしていかないと、ただ画一的に町が定めてこれをしなさいじゃ、地域の特性があるわけですから、必ずしもそういうことにはならないと思いますので、やはりこの地域で常にお互いに話をする、これが基本になるかと思っております。

それで、先ほどから申し上げておりますとおり、将来的には集落営農ということに目標を掲げても、当分は先ほどありましたとおり、防疫が今大変だから、高齢化も踏んで防疫作業から始めようとか、あるいは育苗についてのことから始めようとか、いろんなやり方というのはあるわけで、将来的にはぐるみ型でやっていこうという目標を立てるならば、そういう方向にだんだんと近づけていく、いろんなやり方があると思うのです。そこをお互いに話し合いをしてもらわんといかんと思っております。

そのために、我々も担い手支援室を持っているわけですから、そういうところも積極的にこの地域に張り込んで、皆さん方と一緒にひざを交えて話し合いをしていくわけでありまして、大いにまた活用もしていただきたいし、そういう役割も果たしていかなければならないと思っております。

○楠木園洋一議員

そうなんですけれど、地域にはそれぞれ特徴あるんです。どうやれということじゃなくて、マニュアルとか、聞かれたら答えていける。話し合い活動も多種多様でありまして、どうしたらいい

いかと、みんなあるんです。うちのほうも遊休農地が増えて、これをどう活用していくか。

農政サイドでもこういうのは、作物とか年間、集落営農をしていくんだったら、このような作物の累計とか、一応のマニュアルを持っていたら聞きやすいんです。

集落営農だったら年間、米だけじゃなくて、水田の活用とかいろいろな問題が出てくるんですけども、そういうマニュアルを持っていて、聞かれたら答えて、するせんは話し合い活動で行うんですけども、そのような体系を考えて持ってほしいと思うんです。

我々は集落営農を最終的にはせないかんですけれども、耕作をしない遊休農地相当出てくるんです。それをどのようにするか、我々も水田協議会とかいろいろあるんですけど、そういうところで相談を受けたら、あなた方の地域で話し合いでしなさいとか言われたら、どう持っていくか、作物の種類、そういうところまで突っ込んで、聞かれたら話し合いができるような体制があったら欲しいなと私は考えるんです。

やっぱりないと遊休農地、耕作放棄地をどうやっていくか。そこが一番問題になるもんですから、そういう対策をするち、それぞれあるんですけど、考えはないか、遊休農地いろいろ、耕作放棄地あるんですけど、話し合い活動で行うのが当たり前ですけども、そういう対策ないか。

それと、この前テレビを見ていましたら、レンタルも一というのがあって、耕作放棄地に牛を放して、前やったけれど長く続かなかったんです。そういうところをマニュアルを出してもらったら、中山間地で荒廃農地で活用しようち、農政サイドであったんですけども、これらも続かなかったわけです。そういうマニュアルとか、そういうのを持って、やる人に提供をするような考えはないか。

○町長（日高 政勝君）

話し合いの過程において、農政課にしろ、あるいは担い手支援対策室にしろ、作物の収益の関係というのはいつでも提供できる準備はしておりますし、そういう説明は常々やっていると思いますので、改めて一から十までそれぞれ示してということは、今までもずっとやってきているはずです。

例えば水田、ゴボウにしましてもカボチャにしましても、里芋、これについてはいわゆる重点作物として今までも推奨をしておりますし、それなりの成果でも出ておまして、先ほど申し上げましたとおり21町歩まで拡大をしてきておるわけです。

そしてまた、今度の水田の戸別所得補償につきましても、いわゆる激変緩和措置としても対策を講じられてきましたので、これらについても、これをしたらこれだけの収益が上がります。

つくればつくるほど高収益が上がるようなシステムになってきていますので、その辺のところもちゃんとお示しをしながら、それぞれ営農座談会とか、あるいは集落のこういう営農組織の話し合いの中では出しているかと思っております。

これからもそういうことは常々担当の職員は努力をしていくと思っておりますので、お申し出をいただければ、いつでも提示はできるかと思っております。

○楠木園洋一議員

集落の座談会なんかでも行ったら人数は少ないわけです。今までいかにしてその人たちを呼び戻せるか。みんな仕事いろいろあって、とれるとわかっているんだけど、農政サイドの試算では、それをいかに生かしていくか。それが一番の行政としての、それは行政が言っているんだから、それ言うち、それはそれだけのことでですけども、今後もう少し、こまめに地域、地域でこういう、ここは耕作放棄地が幾ら出ている、遊休農地は出る、どのような活用をするか、そこまで集落で話さないけないんですけども、どう活用したらいいですよとか助言をできればと思うんですけど。

先ほど言いましたレンタルカウでした。レンタルカウということで、前あったそのようなマニュアル、前少しはやったんだけど、今全然、遊休農地の活用策とかなないもんだから、そういうのを聞いたらできるのか、せつかく県の指導で飼料作物の集団転作をすることができたとなっているんですけど、そういうのも進めていけるか。マニュアルがあれば。

○町長（日高 政勝君）

耕作放棄地については、農業委員会のほうでそれぞれ調査をしまして、いわゆる水田等については復元ができる、あるいはまた何とか努力すればつくれる可能性があるとか、赤とか緑とか、あるいはそういう段階の区分けまでして、面積の調査もしてありますので、これについては町のほうで水田耕作放棄地の対策協議会もできておりますので、その中でしっかりと今もやっているわけでありまして。

まだ地域のほうではそこまで進んではいないとは思いますが、協議会の中でも既に荒廃地を、ジャガイモをつくるとか、そういうところまでやっているところもあるわけですから、少しでもそういう、本当にそれだけの危機意識があればあるほど話し合い活動をして、何とかこれから村を活性化せないかんとか、荒廃が進まないようにせないかんと。

そこをやってもらわん限りは、なかなか「行政が、行政が」と言っても進まないとしますので、行政は、先ほどから申し上げておりますとおり、そういう体制でやりますということで体制も組んでおるわけですし、地域に入って一生懸命話し合いもやっていますので、どんどん申し出をいただいて、耕作放棄地の防止、そういった過去においては水田放牧に利用したり、いろんな利用の仕方もありましたので、もっともっとその辺の地域にあったようなやり方というのを、もっと積極的に入ってもらえれば大変ありがたいことだと思っております。

○楠木園洋一議員

我々がリーダーとして地域をまとめていかななくてはいけないと思うんですけども、そこをどうするか、自分のビジョンがわかなかつたものですから、我々も中山間地の耕作不便なところだったらどうしようか、今後どのように持っていこうか、10年後どうなるのだろうか、子どもたちはどうやって地域を守ってくれるのだろうか、そこを考えたものですから、それがちょうど戸別補償制度としていろいろありましたので、そして、実施に向けた課題としてありましたので、地域の条件の配慮、担い手の支援というのがありました。

それと、今後米価が下落するんじゃないか、テレビをこの前見てみましたら、普通の人が食べる米は大体2合として、365日食べたなら100キロぐらいだそうです。今は米の消費量は減少で、米価は下落傾向に続いていると。6月末の現在で米の在庫は316万トン、昨年より18万トンも増加した。10年産は、流通業者は戸別補償の1万5,000円を当て込んで、米価を下げる圧力が出てくるんじゃないか。

それと、11年産の生産目標数は減少をしていくんじゃないか、それが一番みんな危惧されているんです。これが戸別補償があって、米の値が下がれば田んぼはつくらんち。田んぼをつくらんち米をつくらんちということですね。我々も聞かれるんです。どのように対策をしていったらいいかな。米をつくるよりも仕事に行ったほうがいい、1日行けば米を1俵ずつとる。それじゃいかんち言うんですけども、どのような対策を私もしたらいいか、答えができなくて質問をしたわけです。

戸別補償があって、銭にならん、つくいやんせち言わならんし、今度はそうなったらどうしていかんち。それで、最終的には地域は地域の考えで持っていかななくてはいけないんだけど、そこまで持っていけるようなこういう、我々が勉強が足りないわけですけど、どのように進んでいかん。「行政、行政」ち言うのは失礼ですけども、我々も行政の一員ですけども。

そこで、どのようにしていこうかなち。レンタルカウ、そういうのもありますよというのだけでも、条件のいいところはいいのです。我々は中山地の条件の不利地のところは相当考えるんですけども、行政としてどうしなさいということではなくて、そうなったもんだから質問をしたのです。

米の値が下がったらどうしようかち、あるところの町長は、大きなところの町長でした。これが契機に、米のあれを変えていこうち、米粉です。町長のマニフェスト6次産業化ですね。これを契機にやっっていこうち考えているところがあるものだから、町長のマニフェストとどうかなと思ったものですから。飼料米とか、米粉とかいろいろあるのですが、どのように6次産業化ですけれども、水田をどのように活用していくか。これで中山間はやめていくところが多いし、今度は戸別補償になってしていく。

私も迷って米粉をしていく進め方、その町長はこれを契機にやっっていこうち、6次産業化です。町長はどのような見解をお持ちか、あれば。

○町長（日高 政勝君）

米の値段については新聞にも報道がされておるとおり、非常にデフレの関係もありますし、そしてまた、米の消費がなかなか伸びないというようなことで、2009年産米も在庫が相当あるというようなことでございます。そしてまた、本年産の関係についても恐らく価格がまた下がるのじゃないかと、そういう懸念があるわけでございます。

そういうことで、政府のほうに何とか備蓄米として買い上げをしていただきたいという要望もあるようでございますが、なかなか政府としましては今度新しい米所得補償の中で価格を下げた場合の制度も設けておる関係から、それまではできないとか、そんなやりとりもあるようでございます。

今回の米所得補償の関係によりまして、本町の水田の地帯においては、過去の転作の制度化しますと相当のお金が来るようになっておりますので、農家の所得では結果的には増えていると考えております。

ただ、米価の関係については、おっしゃるとおり非常に厳しい環境にありますので、これについては、政府がつくった制度というのが、一つは安定装置という形でできましたけれども、一方では諸刃の剣だと言われております。

やっぱりこういう制度があるから米の買い手が、それだけ下がっても補償をされるからということで買ったたく。そういう結果の関係が出ておりますし、一方ではまた消費も伸び悩んでいるということでもありますから、非常に制度の関係についてはいろんな問題もされておるようでございます。

また、新たに農水省のほうでも、制度設計の中で価格が下がったり、あるいは災害によって減少した、収入を賄うための収入保険制度、今も共済制度とありますけれども、そういったことも総合的にこれもひっくるめて保険制度に切りかえていきたいというような考え方も出ておるようでございますが、とにかく農家の所得の維持については、米については今の制度をうまく活用していくこと以外に今のところはないかと思っております。

そのほか、産地のこういう関係についても引き続きやるということでもありますから、先ほど申し上げました重点3品目については引き続き町としましては推進をしていきたいと思っております。

そういうことで、農家の所得の目減りというのは何とかしても減らしていくような努力は必要かと思っております。

○楠木園洋一議員

先ほど質問が、2番目の活性化に向けてのブランドのほうに入りましたけれども、今度はブランドのほうです。今は産地づくりで、町長は6次産業化をマニフェストですけど。今、ゴボウ、里芋、カボチャ、3つがその重点作物ということで、今21ヘクタール、そしてまた、今度は新しい野菜、契約栽培に流通体制のつくり方。

それで、流通を、農協と一緒にせないけんですけど、そういう情報を、この作物があったらやっぱり入れちゃってもらって、こうしたらいいですよ。今は、失礼だけど、カボチャ、里芋もあるんだけど、安ければ、みんな市場とかあっちに持っていくんですよ。せっかく産地づくりだけど、そこをどういう作物をどうやって進めていかしていけないと、10年続けばいいかな、10年すればブランド産地化になるのですけれども、みんなそれぞれいろいろあって出てきているんです。

そして、やっぱりこういう契約栽培流通体制、今はスーパー、いろいろなところで契約していくような、情報、それを集めて出してほしいな。今いろんな野菜をつくっていかないと産地としてできないものですから、そこまで情報を、せっかく東京の遊楽館に職員を派遣されているわけですから、それだけ情報を出して、行政はそこまでできないと言えばそれだけですけれども、そこまで情報を発信してほしいな。

しゃいも作れ、作らんじゃなくて、こうしたらよかったですよというような、そういうところまで言ってほしいと思うんです。契約栽培もどのようにして契約したらいいか、スーパーとの契約、そこまで行政でこういうネット、ネットを利用したあれなんですけど、そこまでできないのか、情報の提供だけでいいんです。

こんな作物はどうですかとか、前は水田の裏作にブロッコリーとかいろいろあったんですけども、このごろはちょっと違ってきて、売れないわけです。そこまで突っ込んでできないか、行政としても、情報の提供だけでいいんです。何がいい、かにかいいというのではなくて、そういうところまでは突っ込んで考えられないか。

○町長（日高 政勝君）

農産物のブランド化と販売の関係につきましては、今申し上げておりますゴボウ、里芋、カボチャの重点3品目、これを今推進をしておりますので、これについては、先ほどの制度にのっとってさらに推進を図っていく必要があるかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、振興局、あるいは農協、町、それから青果市場、一緒になって、農家の皆さん方には、今、流通の品物としてこういうものはうれしいとか、あるいは新しい野菜、そういう契約栽培の関係、そういったことについては情報提供として、座談会の席上で一緒になって説明しております。

そういうことで、あとは自分たちでどう取り組むかということでもありますから、そういうことで説明をして、流通形態にこうしてやりますよということで説明をしているわけですので、あとは農家のやる気です。そこをどう構築していくかだと思います。

非常に難しい取り組みについては、一挙にすぐやりますよということまでは難しいところがありますけれども、関係機関一体となって、そういうことで情報提供をしながら進めておるわけがありますから、あとは農家自身の「ならやみましょう」というそういう意気込みがないと、なかなか先に進んでいかないと思っておりますので、それについては、皆さん方におかれましても一緒になってこの推進をしていただければありがたいことだと思っております。

いろいろ山形屋の青切りレモンとか、あるいはイオンがブロッコリーの契約栽培とか、ツムラの薬草栽培とかいろいろあるようでございます。そういうこともいろいろ情報を提供しながらやっているわけでもありますので、もちろん青果市場においてもふるさと便として非常に人気が出て

おるようでありますから、そういうところを出していただくとか、そういうものをつくっていただくとか、いろいろあるかと思しますので、そういう取り組みができれば非常に幸いなことだと思っておるところでございます。

○楠木園洋一議員

我々も推進していく立場ですけれども、今後やっぱり、特に今は農家の後継者とかも少なくなってきた、それぞれの専門的な部署は増えてくるのですけれども、水田経営になってもやっていけるのかということ、みんな半信半疑の人がおるものですから、集落営農も進めて、集落営農も産業としていけるような体制を構築したいな。そのためには行政、農協一体となって考えていかななくてはいけないのではないかと。

せっかく戸別補償制度が始まった、これが転機だと言われている、農政の転機になるのではないかと、これをどう生かしていくは、その地域の実情、特性をしていかないと、水田地帯のそういう東北のそういうあれでは、地域は廃れてくるんだと。米も作り手はいなくなるのではないかと、今相当みんな努力しているんです、米に対して。

今後、せっかくこういう戸別補償制度が始まったものですから、ここで本格実施に当たって、実態に即した形で推進体制のあり方を見直して、その現場に、特に、今は農業政策協議会というのがあるんですか。それが一体となって地域を進めてくるような機能を政策に位置づけて頑張っていけるように、さつま町の農政、そのようなことを考えて。我々も推進していかなければならないですけれども、そういうような政策を進めていけるような、一体となることができるような、さつま町の農政のあり方を進めていければと思うのです。

以上で、質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

次は、内田芳博議員の質問を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

私は、質問通告書に従いまして順次質問をさせていただきます。

竹林問題についてでございます。農林業者自らの雇用対策の確保について、放棄竹林と雑竹整備を生かした対策と、これにあせたタケノコ生産による収益対策の取り組みについてお伺いをいたします。

2番目に、竹林整備振興対策を図るためにはプロジェクトチームの設置が必要と考えますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員からの竹林問題についての2点ほどの御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

まず、放棄竹林等の整備を生かした雇用対策と、タケノコ収益対策の取り組みについてであります。本町の竹林面積は1,030ヘクタールということで、そのうちタケノコ専用林というのが100ヘクタール余りとなっております。森林所有者の高齢化が進行する中で、竹林の荒廃化が振興している現状にあります。

一昨年タケノコ偽装問題等によりまして、国産タケノコの需要の高まりがございまして、加工タケノコにおける価格が安定傾向にございます。生産者のほうも意欲を持って取り組みを進められていると思っております。

このような中で、豊富な竹資源を有効活用し、所得向上に結びつけるためには、何と申しましても竹林の整備が欠かせない作業となっております。しかし、森林所有者が自ら整備できない場合もございまして、竹林整備を委託をし、タケノコ生産に結びつけていくことは、新たな雇用も生み出すということもございまして、そういった面のことも考えていく必要があるかと思っております。

このようなことから、町におきましては今回の補正予算にもお願いをいたしておりますが、鹿児島県の補助事業で竹林街道を4.6ヘクタール、管理路を4,200メートル開設を予定をいたしております。新たにまた里山林の機能回復事業を導入をいたしまして、荒廃竹林の整備を進める計画でございます。

これらによりまして、農家の収益増、あるいは雇用の場の確保につながっていくのではないかと期待をしているところでございます。

次に、竹林整備振興対策でございますが、竹林の整備には竹材を主に生産するものと、タケノコ生産を主に生産する整備に大別されると思います。いずれにいたしましても、専門的な知識が必要でありまして、町内でも北薩森林組合、竹を専門に扱う業者に限られているのが現状であります。

昨年から北薩地域振興局が中心になりまして、町内の竹林専門業者、筍生産振興会代表、建設会社等の御協力によりまして、放置竹林と企業、民間グループ等を結びつける竹林作業、竹の生産を促進するプロジェクトの企画が進められておりますので、本町もこれに参加をしているところでございます。こういったプロジェクトの中で具体的には進めてまいりたいと思っております。

高齢化とか不在村化によりまして、放置された竹林においては、竹林所有者にかわって伐竹、あるいは掘りとり作業等を請け負う受託体制の整備、放置されました竹林の情報収集を集約化しまして、竹林所有者と民間企業などとの管理協定を締結するため、モデル的なシステムを検討をいたしているところでございます。

このように、行政と民間グループ等がタイアップいたしまして、竹林の整備が促進できるのではないかと期待をいたしているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

ただいま町長から答弁をいただいたわけですが、私もまた角度を若干変えてお尋ねをしたいと思えます。

本町の竹林の整備は、泊野、山崎の一部の方々もタケノコ生産に取り組まれることにより、本格的な整備が進んでおります。また、本町の北部の地域の平川、紫尾、求名方面でタケノコ生産と収穫時期のタケノコ掘りで高収益により、竹林整備に年寄りの方々も取り組まれるようになったと聞いております。

タケノコ生産に従事された方々に聞きますと、竹林の伐採整備に多大な労力を費やされ、だが、その結果、夫婦で5,000平米のタケノコ生産で、水田の収益よりも多大な収益と聞いております。

町内一円竹林の放棄林は見たとおりでございます。その整備が収益となる施設が今回進出されたことによって、伐採の条件は新聞情報等で町民に知らしめてあります。伐採で整備された南側は、タケノコ生産に相当適しているということをお聞きします。この際、伐採整備とタケノコ生産の双方をとり合わせた収益の振興策を町長はどのように考えてられるものか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

現在、タケノコの生産におきましては、お尋ねにもありましたとおり、町内早掘りタケノコの産地としまして日本一だということで一生懸命取り組みをしていただいております。

久富木の長地区、泊野地区、それから薩摩地区、それぞれ筍生産振興協議会ができておりました、その中でいろんな研修をされたり、あるいはいろんな取り組みもされておるわけでございまして、できれば町内非常に竹が豊富な地域でありますので、過去みたいに竹林同好会とか、そういう形での普及ができて、本当に仰せの農家所得につながれば本当にありがたいことだと思っております。

非常にタケノコの場合、一時中国産が出てまいりまして、向こうの価格に押されて、一時は生産に影響が出てきたところでもありますけど、非常に、先ほど申し上げました偽装問題が生じましてから、国産タケノコについては非常に需要がまた戻ってきたというようなことでございます。

そういうことで、改めて竹林の産地として、もう一回竹についてはいろんな整備を進めながら、タケノコ生産等には力を入れていきたいということで、先ほど申し上げましたとおり、今回の補正につきましても竹林改良とか、あるいは荒廃竹林の整備についても補正をお願いしているところでございます。

伐竹が、何しろ高齢化が進んで大変だなということもございます。そういうことで、森林組合とか、あるいはまた建設業のいわゆる公共工事が少ない時期等については山に入ってもらって作業をしていただく、そういう新たな雇用についても関係のところも話し合いをしているわけでございますので、できるだけ自分でそういう伐竹作業が困難なところはそういうところに委託をするなりして、タケノコ生産のできる体制づくりができればありがたいなと思っております。

そしてまた、新たな竹100%の紙をつくるという企業も出てまいりましたので、そこに持ち込むところも近場にあるというようなことで、稲刈りが済んだあとは、恐らく農家の皆さん方も山に入られて、そういう伐竹の作業に入られるのじゃないかと思っておりますので、その辺のことについても期待をいたしているところでございます。

○内田 芳博議員

町長も期待されているとおり、私もその点は期待をするところでございます。現在、竹の値段というのはキロ7円50銭で、業者等にお聞きしますと、日当にするのは非常に難しいと。しかし、甘い汁は曲がった竹でも刈ってもらえるということでございます。この仕事は年寄りには向いているが、現段階では若い方々には若干厳しいのではなかろうかと、こういうことも言われております。

60歳以上の方々が、仕事はしたいが仕事がないとよく聞きます。人には合った仕事と合わない仕事があります。過疎地域の方々は、少額の年金生活者が多く、働ける間は働き、それが生活の支えであります。たとえ日給は安くとも、働く場を与えることが大事であります。そのことが竹林整備も進み、自然環境も整ってまいります。また、山に人間が入ることによって、鳥獣害の被害等も少なくなるプラス面もあるということもお聞きしております。

60歳以上の方々は、男女ともに山歩きは小さいときから慣れておられます。山の危険性は十分身につけておられます。伐竹とタケノコで収益を上げる働く意欲を引き出すこともまた大事かと、このように考えます。この事業は、ややもすれば私は初段階では60歳以上の方々が主体になるのではないかと、こういうふうにも考えます。

そしてまた、今回の企業の進出において、そういういろんなプラス面も出てきておりますので、そういう方々の働く場として、何とかこれを拡大し、地域に広げて竹林整備を進めていくことこそが、これからの私たちが新たな取り組みとするものではないかと、このように考えるのですが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回の伐竹をされた竹については、非常に搬出に利便性の高い、交通の便もいい場所に立地をしていただきましたので、それぞれ多くの方が持ち込みをしていただけるのではないかと、それによって山の整備がされる、改良が進んでいくのではないかと、本当に期待もいたしておるところでございます。

一方では、持ち込みのキロ当たりの単価がどうなるかということでも関心の高いところでしたが、何とか少しでも持ち込みをたくさんしていただくためにも、料金についても考えていただきたいということで、7円であったようですが、7円50銭まで一応見たいというようなことになっております。

これでもちょっと安いかないという感じも無きにしもあらずでしょうけども、当分はそういう状況を見ながらされるかと思うんですけども、近場にこういうことができましたことによって、山の手入れが進んでいくのではないかと考えております。

とにかく竹林も含めて、いわゆる杉、ヒノキの間伐についてもできるということでもありますので、山全体がもう一回再生をする、そういう機会にもなるかと考えております。農家の皆さん方が、新たな収入源となって、この地域の活性化が図られれば本当にありがたいことだと思っております。

伐竹に当たりまして、労力の関係もやはり新たな雇用の創出の機会というとらえ方もあります。60歳以上のこういった経験のある方がされることも多いかと思うんですけども、若い人も、最近では全国を見ましても、森林組合に若い職員が、全く農家の出身でない、林家の出身でない方が新たに入られて一生懸命頑張っているという、テレビ等でも放映がされておりますけれども。

山に対する若い人たちの新たな見方というのがあるようでございますので、場合によってはそういう若い人たちの就業の場になっていただくことがいいんですけども、簡単にはそういうこともいえないと思うんですけども、非常にいろんな選択のできる場になるのかなと思っております。

○内田 芳博議員

町長、キロ7円50銭というのは底値だと思います。市場がやはり繁栄いたしますと値段も上がってくるのではなかろうかと。ですから、踊り場的なところまで値段が上がってくれば、また従事される方々も、若い方々も、目を向ける方々も出てくると思いますが、現段階ではやはり値段が私は底値だと、このようなふうを考えておりますので、若干若い方々飛びつくというのは、そこにはまだまだ時間がかかるのではなかろうかと思いますが、そこでまた再度お尋ねいたします。

今回、このチップ事業が進出によって、一般の集落でも有識者たちで竹林整備グループを設立して、竹林整備に取り組みたいという方々もいらっしゃいます。しかし、自分たちが竹林の所有者でないので、放棄竹林主と話し合いの中で、相互の協定により生かされます。働く意欲のある方々に希望を与えるためには、このようなグループづくりも、今回の事業を生かす大事な施策と私は考えます。

また、活力のあるグループは、集落の力として集落行事等の原動力にも生かされると、このように考えます。

町長は、このようなグループをつくるのをどのように考えておられるものか、その取り組みについて伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

山の伐採作業というのは、非常に労力的にも、また危険性も伴うわけでございまして、専門性が要求をされるかと思っております。そういうことで、現在でも森林組合とか、あるいはシルバー人材センター、そういう活用の仕方もあります、できたら、そういう山の再生をしていくためには、今仰せの竹林整備グループですか、そういうものができて、お互いに所有者との間で高齢化が進んで、どうしても自分ではできないから、そういうところをお願いをしたいという話も出てくるかと思えます。

山が荒廃をして、山の価値がなくなっていくということについては、また所有者の方も非常に将来に対する不安もお持ちですから、できたらそういうところをお願いをして、自分の財産として価値のあるものにしていく、これがやっぱり変わらない願いではないかと思っておりますので、こういうグループができて、そういう話し合いがされて、整備がされたら本当にありがたいことだと思っております。

○内田 芳博議員

ぜひ、そのようなほうに目を向けて取り組んでいただきたいと思えます。

今回の事業進出は、地域に長期的にわたり竹林整備事業に貢献していただけるものと期待をするわけでございます。事業が軌道に乗りますと、竹林面積等によっては、竹林道の整備も必要と考えられます。国も雇用拡大になるものならば、優先的に予算もつけるということをおっしゃいます。あわせて、県庁の事業等も導入し、整備を考えておられるものか伺いたしますが、先ほど町長は、県、町のやっぱり事業で今回の9月予算にも計上されているということでしたので、この点についてはそういうことで取り組んでいただけるものと考えております。

さらに、竹林整備は早急に取り組んでいただきたい場所は、努めて国道、主要県道沿いを早く整備し、景観等を生かして、町がきれいになりますと、自然と皆様方がまちに目を向けていただけます。今回の事業を生かし、できるものならば歳月はかかりますが、新たに北薩公園等、また他の施設も生かし、新幹線開通による地域興しになるように、町に人が来てくれるように取り組んでいただきたいと考えます。

また、目標は高く掲げて、若干歳月はかかりますが、事業が成功することを築かなければならないと思えます。この事業を築いてこそ町長の事業に対する私は実績として高く評価されることになるのではないかと、このように考えます。

また、議会側も時期を得た質問となるように考えるところでございます。町民に明るい話題を与えるように、そして笑顔を与えるように、町長の決意を力強く町民に向かって、答弁をいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

過去、竹といわれれば、宮之城町時代はありましたけれども、今さつま町になっておりますが、町のイメージをやっぱり高めていく、そのためには合併をいたしましても、竹の分布というのは、先ほど申し上げましたとおり、かなり多いわけです、1,030ヘクタールありますから。日本一の分布面積を持っているんじゃないかと私は思っております。

それをやっぱり地域資源として生かさなければならぬと思っておりますので、今度の竹のまち、さつま町というイメージアップを図る。そのためには竹の第2ステージの構築をしていきたいと思っておりますので、とにかく仰せのとおり竹林整備等を図りながら、あるいは作業道等も入れながら、そういういろんな竹にまつわる、竹林のタケノコだけじゃなくて、竹の製品とか、あるいは竹にまつわるようないろんなイベントもありますので、そういう一連の中で竹のまちとしてのイメージアップに取り組んでいきたいと、こういう気持ちでございます。

○内田 芳博議員

そういうことに力を入れて、そして現段階では若干60歳以上の方々になると思いますが、収益を上げる場をつくっていただき、明るい話題をムードをつくっていただきたいと、このように強くこの点是要請をさせて、次のプロジェクトの設置について入りたいと思います。

自然の恵み、自生する恵みを生かし、資源の薄い地域の再生は、内部の資源を活用し、新たな挑戦を目指すことが必要であります。

伐採とタケノコの生産、雇用対策、グループの結成設立、竹林道の整備、環境と景観を生かした収益事業の対策を図るためには、作業の指導者、技術の指導者の必要と、竹林整備のできない所有者、また県外居住者の所有者に働きたい方々の相談の調和をとっていただくために、仲介者が必要と考えます。借り手、貸し手の双方が安心して取り組める内容をしっかりと築くことが大事であります。そのために、プロジェクトチームを設置して取り組むことが重要と考えますが、町長、この点について見解をいただきます。

先ほど、この中ではいろいろな事業の中で取り組んでいらっしゃることも言われましたが、私はやっぱり一般の素人のところを、所有権者いない場合のところを、そういう方々との話し合いを仲介をとっていただく方々がいらっしゃれば、なお一層この事業の進展が図れると思います。

それにはやっぱりプロジェクトチームをつくって、そしてそういう仲介者を立てていただくと、そして技術の指導者等が立っていただくということが、この事業の安心安全にもつながり、そして貸し手、借り手が気持ちよく事業に取り組める一つの私は仕事ではないかと、このように考えますが、町長は、この点についてどのように考えていらっしゃるものかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

プロジェクトの設置につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、既に北薩地域振興局のエリアの中で、町内の竹林専門業社とか、タケノコ生産振興会、あるいは建設業者、こういった方とともに竹についての、振興についてのプロジェクトのあれが出ておりますので、当然本町も加入をいたしております。

この中で、先ほど申されましたこと等についても、一緒に検討していくことにいたしておりますので、その状況を踏まえて、どうしてもさつま町はさつま町なりに設置をしてせないかなという事態になれば、その時点でまた判断をしながら設置をしていきたいと思っております。当面は、こういった組織の中で十分検討がなされると思っておりますので、そういった状況を踏まえて対応をしまいたいと思っております。

○内田 芳博議員

一つそういう時期が来るような事業の盛り上がりが出てくれば大変ありがたいことでありますので、どうかそういうことができるように全力を尽くして取り組んでいただきたいと、その点も強く要請をさせていただきます。

そこで、町長、人のめぐり合わせちゅうのはあるものだなということを考えます。手塚町長時代に、旧の宮之城町時代ですが、町長は課長の時代であったわけです。ちくりん村を開設し、その当時は全国的に村とか、国とかというようなのが流行した年でございましたが、名前だけが先行して、そして施設がなかったことに非常に苦慮した経験がございます。

今回の事業は、まちの景観を生かし、特に農林業者、一般の方々に働く意欲のある方々へ働く場として働く取り組みをしていただきたいと、このように考えます。

そして、この事業は長期的な事業となってくるので、やはりそれで働く方々は、生活の糧になるということも事業の中で、成果を十分上げてこられるのではなかろうかと、このように考えますので、町長、さきの旧の宮之城の町長の手塚町長の場合は、竹林ということで、やはりまちおこしということを力を入れてこられました。

人間のめぐり合わせによって、あなたの場合には町長、そういうチップ会社、竹を切って出すところの会社、それを受け取ってくれる会社が進出してきたということで、地域の竹林の整備もできて、そしてまちもきれいになります。

そうなる人々の見方も違ってきますので、そういう点では町長、私は恵まれたのではなかろうかと、こう考えます。このときにこのことを十分生かして、私はこの事業に取り組んでいただきたいと。そして、町民にそれなりの、やはり関係者に収益を上げていただく喜びとして、日当、日給は安くても、そういう働く場があればいいと、喜ぶ方々もたくさんいらっしゃるわけですから、そういうところからまず生かしていただいて、資源の薄い我がまちが、そういう資源から立ち上げていくのも、私はこういう厳しい経済の時代として取り組んでいかなければならないことではないかと、このように考えますので、町長の最後の決意をお聞きして、私の一般質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

仰せのとおり過去48年でしょうか、パロディー王国というのがあっちこち生まれまして、本当に地域活性化に大きな貢献をしたと思っております。我がまちについても若手の皆さん方が、なんとか地域おこしをせんといかんということで、いわゆる地域に豊富にある竹を1つのストーリーとして、ちくりん村という形で名乗りを上げまして、非常に大きな名声を高めたところでございます。

そのことがいろんなまちおこしの原点になって、今までも続いているものがあるわけですが、そういう意味でも今ありまして、地域に豊富にある竹林を生かしていくことが、このまちの将来に向かっての大きな発展にもつながるということを考えておりますので、先ほどから申し上げますとおり竹のふるさと、さつま町という形で、竹の第2ステージに向かって取り組みを進めていきたいということでございます。

景観団体としても、指定も受けるように準備が進めておりますけれども、やはり先ほどから言いますとおり国道沿線の竹林の整備をしながら、そういうイメージを図っていく。そしてまた山、いわゆる里山の竹林についても、伐竹をしながら、そしてまた農家の皆さん方の所得向上につなげていく、そういうことが非常に大事でありますので、またさらにこれを契機に頑張っていかなければならないと決意をいたしておりますので、また今後ともよろしく願い申し上げます。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね2時25分とします。

休憩 午後2時13分

再開 午後2時24分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次は、9番、舟倉武則議員の発言を許します。

〔舟倉 武則議員登壇〕

○舟倉 武則議員

質問します。2学期から旧宮之城高等学校に宮之中学校が移転し、新校舎で授業を開始されましたが、8月23日付け南日本新聞紙上で取り上げられ、学校職員、教育委員会職員、保護者、

ボランティア、生徒らによって、去る8月17、18日の2日間で、膨大な荷物の運搬が終わったとあります。

さらに、移転先では、町の土木建設業35社でつくるさつま建友会のボランティア40人が活躍、重機数台を投入、テニスコートやグラウンドの整備、植え込みの手入れなど貢献されたとあります。議員として、また一町民として、感謝の念でいっぱいであります。よりよい教育環境となることを願っております。

質問の第1点、移転した宮之城中学校の管理運営に等についてであります。①の通学路の交通安全対策をどのようにお考えかお尋ねいたします。船木五日町線方面、信教寺、八坂神社、旧古川百貨店など、多くの路線からアクセスが考えられます。これらの安全の具体策についてお尋ねします。

②の旧宮中跡地、学校統合後の新宮中の跡地と2カ所になりますが、呼び方を今後どのようにすることが住民に判りやすくなるのか。また、有効的な利活用の基本的な考え方をお知らせいただきたい。

そのほか、記念植樹や卒業記念品、歴史的に残したいものなども含め、よりよい保存の方法等についてお尋ねします。

次は、商店街の活性化についてであります。宮崎県で発生が確認された口蹄疫は、隣接する鹿児島県にとりましては多大な影響が心配されたところであり、また、優秀な種雄牛を有する我がまちにとりまして、まさに危機的状況になるところでありました。

3カ月近くにわたる関係機関各位の懸命な防疫作業により、食いとめたことはまことに幸いであります。競り市が開催できなくなった影響で、畜産農家の方々は精神的にも、経済的にも大変な御苦勞をされたことと思ひます。心からお見舞いを申し上げます。

ところで、畜産農家に対しては、消毒液の配付や飼料代など、十分とはいえないまでも助成がされましたが、商店街への個別助成はなされていません。会議など、イベントの開催自粛により、商店街は火が消えたような状態になりましたが、それでも皆さんはじっと歯を食いしばり耐えてまいりました。

防疫作業が終了してからは、客足も徐々にではありますが戻ってきているところであります。それでも8割程度であります。今回プレミアム付き商品券を発行されるようでありますが、この程度の金額では大きな期待はできないのではないかと思います。

内閣府は8月16日に、ことし4月から6月期のGDP国内総生産速報値を発表しました。それによりますと物価変動の影響を除いた実質GDPの成長率は、年率換算でプラス0.4%と、前の期の1月から3月期のプラス4.4%から大きく鈍化しました。

この結果、日本経済は目下、回復基調にある景気が一時的に停滞する踊り場にあるのではないかと危惧されております。中央で景気の伸びが鈍化すれば、地方末端においては、なおさら一層の景気刺激策が必要ではないかと考えるところであります。今回の景気刺激策のほか、今後においてさらに何らかの対策を計画されているものかお伺いいたします。

次は、激特事業工事による交通事情の変更に伴い、商店街に与える影響の対応についてであります。

今回、宮之城橋の延伸工事が始まります。そして、片側通行のようでありますが、交通の渋滞が発生し、各商店への出入りが困難になり、客離れが生じ、その結果売り上げが減少することは日を見るより明らかであります。工事による騒音や地響き、ほこりや不便などは我慢できますが、一時の客離れや売上げ減は小さな商店にとっては死活問題であります。何か対策はないものか伺います。

次に、激特事業が終盤を迎える中、住民に与える不安は多くあるが、どのような対策を講じ解消しているのかについてであります。橋が架け替えられ堤防が整備され、川の流れがよくなり、下流の皆さんや改修済みのところも内水の問題などが解決されていません。また、激特事業の終了年度までに完全に事業が終了する見込みがあるのでしょうか。

不安が募るばかりです。安全についての説明が必要かと思いますが、町長の考えを伺って、1回目の質問といたします。

〔舟倉 武則議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

舟倉武則議員から大きな項目で2点ほど御質問がございましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、移転した宮之城中学校の管理運営等についての2番目の旧宮中跡地の利活用についてお答えをさせていただきます。

宮之城中学校は9月1日移転をいたしまして、2学期がスタートしたところでございまして、昨日も体育祭が盛大に開催をされたところでございます。旧宮之城中学校跡地の利活用についてでございますが、校舎、体育館につきましては、築40年近く経過をいたしまして、老朽化が進んでいる施設となっております。また、平成9年の鹿児島県北西部地震による被害も受けておるところであります。このようなことから建物の安全性の確認ができていないために、現施設を現状のまま利活用するという点については、今のところ考えることができないと思っております。

しかしながら、一方建物をすべて撤去して利活用するとなりますと、撤去費に多額の経費がかかりますことから、当分はこのままの状態を管理をいたしまして、改めて活用の方策を検討していきたいと考えております。

グラウンドの活用につきましては、水道、トイレの整備が必要となりますが、各種スポーツ大会、あるいは合宿等による活用を図っていきたくと考えております。

なお、跡地の名称、記念植樹、記念品等につきましては、今後中学校やPTA等の関係者、地域の方々とはできるだけ早く協議をいたしまして、町民の方々へもお知らせできるように検討をしてまいりたいと考えております。

次の大きな2番目の商店街の活性化対策についてであります。口蹄疫対策でとられた各種の行事イベントの開催自粛による売上げ対策についてでございます。宮崎県において発生をいたしました口蹄疫の予防対策では、5月初めから7月末までの3カ月間イベントの中止、あるいは開催の延期、会合等の自粛など、町民の皆様には多くの御協力をいただき、心より感謝をいたしているところでございます。

一方、口蹄疫の終息までの間、町主催行事の春まつりを初めとしまして、ホテル舟の運行、鶴田龍舟祭、さつま町夏祭りなどのイベント中止によりまして、町内の旅館や飲食店など、多くの事業所において売上げが減少し、私どものところで調査した段階では、約3,500万程度の影響が出ているところでございます。

幸いなことに、8月からスポーツコンベンションによるスポーツ合宿が例年どおり開催をされまして、それぞれ旅館等活性化が図れてきているということでございます。

町におきましては、当初商店街活性化対策として計画いたしておりましたプレミアムの商品券額面3,300万円を本年6月に発行をいたしたところでございます。今回さつま町の5周年記念、それとお尋ねの口蹄疫の影響によりまして売上げ減少の経済対策の1つとしまして、第2弾の

プレミアムの商品券、額面5,500万円を再度発行いたしまして、景気浮揚を図りたいと考えているところでございます。

あわせて、商工業の皆様には、一昨年より実施されております景気対応緊急補償制度の活用、あるいは昨年度新たに創設いたしました特定中小企業緊急補償制度利子補給金制度等によりまして、町が利子補給等も行っておりますが、そういうことで口蹄疫等については、これも対象と、適用されるということでございますので、引き続き支援を行っているところでございます。

景気につきましては、依然厳しい状況でございます。また、最近2番底が出るんじゃないかという懸念もされておりますけれども、町といたしましては、今後の景気の動向とか、あるいは今民主代表選が行われておりまして、その中でも新たな経済対策というのが論議になっておりますので、選挙後におきまして、こういった新たな経済対策が講じられるんじゃないかと思っておりますが、そういった動向等も見きわめながら、町としては対応をしてまいりたいと考えております。

次に、商店街の活性化対策の激特工事によりまして交通事情の変更に伴う商店街に与える不利益対策、それから、住民への不安解消対策等についてでございます。

川内川の河川激特事業につきましては、平成18年度の事業採択後、築堤工事、推込分水路、掘削、橋梁の架け替えなど、国、県において鋭意事業が進められておりまして、本年度が事業のピークを迎えるところでございます。特に、虎居地区におきましては、分水路掘削と築堤工事、宮之城橋の延伸工事が同時に行われることから、交通渋滞、騒音、これらによりまして客足の減少など、屋地、下屋地側も含めまして、天神地区につきましても、商店街の影響が懸念をされているところでございます。

これらにつきましては、川原地区の皆さんには、川原橋架け替え工事によりまして、約1年半近くに及ぶ全面通行止めということで多大な御苦勞をいただいた経緯もございまして、今回の虎居地区、天神地区も含めまして、いろいろと検討はいたしましたけれども、現状では売上げ減少による緊急補償制度の活用とか、利子補給制度等によりまして支援等を御活用いただくということで考えておりまして、特に売上げ減少に対する直接的な個別の補償、税の減免とか、そういうところまでは至っていないというところでございます。

このようなことから、本会議の行政報告の中でも触れましたとおり、国土交通省川内川河川事務所長や県知事、あるいは県議会に対しまして、今回の自然災害を受け、その後の復興対策事業においても、長期間経営を圧迫される商工業者に対する新たな支援制度の創設について、要望活動も行ったところでございます。

これらのことにつきましては、制度の実現については全国レベルの声としまして、国へ上げていく必要があるかと思いますが、商工業者の皆さん方の御負担を軽減するような制度の創設が望まれるところでございます。

また、工事関係につきましては、まず工事に関する地元説明会を開催をいたしまして、交通誘導員、迂回路の案内、周知、これらについては地元の意見を反映した適切な場所への人員配置、看板設置をすること。工事業者に対しましては、商店街への進入路確保、騒音、振動など、極力商売や住民生活に影響を与えない工法、対応に努めていただくよう、これまでも国、県に要望してきているところでありますが、これからも引き続き強く要望をしてまいりたいと考えております。

なお、今後も町に寄せられた事業に対する住民の苦情、要望につきましては、速やかに国、県に伝えまして、迅速な対応を要望いたしますとともに、そのような対応に心がけていただいておりますのでございます。住民の皆様には長期間にわたりまして、多大な御迷惑、御苦勞をおかけ

いたしますけれども、激特事業の1日でも早い完成に向けて、より一層の御理解、御協力をお願いをするものでございます。

次に、激特事業が終盤を迎える中、住民へ与える不安は多くがあるが、どのような対策を講じて解消しようとしているかということでもあります。

現在、築堤、推込分水路などの工事は着実に進みつつあるものの、激特事業によりまして今後の豪雨による家屋、土地への被害は妨げるのかなど、住民から不安の声も聞くところであります。

このことにつきましては、4地区の被災者協議会、あるいは各地元説明会でも何回となく国に対して質問が行われているところでございます。御存じのとおり国においては、平成18年豪雨災害に対して築堤の整備により、川内川からの外水を防ぎ、推込分水路の完成、ダム再開発事業により洪水調節容量を増やし、洪水時の水位を下げる計画であります。この事業によりまして、平成18年豪雨に匹敵する洪水を妨げるということでございまして、事業の早期完成により安全、安心なまちづくりが進むものと考えております。

しかしながら、当然事業完了を築堤、分水路、ダムの洪水調節等が計画どおり機能するかということについては、常に注視をすべきところがございます。このことについては、国に対して情報提供を求め、仮に再検討、改善すべき点は、早急に対策を講じてもらうように引き続き要望をしております。

現在全国の各地でゲリラ豪雨の発生など、予期せぬ災害が発生しているところであります。これら突然の災害に対する常日ごろからの準備、防災対策については、危機管理の上からも住民の皆さん方の防災意識の高揚というのが、まずは大事であるかと思っておりますので、このことについても、さらに防災意識の高揚については、一生懸命努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

宮之城中学校の通学路の交通安全対策についてでございますが、まずはただいま町長からございましたように、宮之城中学区は多くの皆様方の御支援、御指導を得まして、9月1日より旧宮之城高等学校跡地に移転し、無事2学期をスタートすることができました。議員の皆様方を初め、PTA、さつま建友会、地域等々、関係されました皆様方に心から御礼を申し上げます。

新しい学びの場が整いましたので、9月3日付けの南日本新聞でも報道されておりましたが、この移転を機に中学校の新たな歴史をつくるべく、学校と連携して努力してまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

そこで、この目的を達成いたしますためには、御指摘のとおり生徒の安全対策は重要な課題の1つであり、中でも交通安全対策は最重要課題と認識しております。現在の生徒の通学状況ですが、徒歩通学生が268名、330名の中の81%、8割でございます。

それから、自転車通学生が46名、14%、バス通学生が14名の4%、その他2名となっております。御指摘の4路線から通学しております。どの通学路につきましても道路が狭い割には交通量が多く、また地域の方々の生活道路はもとより、盈進小学校児童の通学路にもなっていることから、十分な安全確保が必要であります。

このため、安全・安心な通学路の環境を確保していく観点から、現在2つの側面から対策をとっております。

まず1つは、各機関等の連携を図りながら、道路の舗装改修や歩行用のライン引き、横断歩道の設置などを行っておりまして、ハード面の整備を図りながら、これに基づき生徒の交通マナー

の高揚に努めております。

2つ目は、教職員の通勤の方法、保護者が生徒を送迎する方法、生徒による登下校の方法として、できるだけ1路線に集中しないように指導し、徒歩通学生、自転車通学生、バス通学生、自家用車通学生、自家用で送ってもらう人ですが、それぞれの通学方法についてルールを定めております。

例えば、自転車通学生につきましては、時吉、佐志方面が多いことから、これまでの通学路を基本としまして、愛宕入口から右折し、プラッセだいわの駐車場横を通り、八坂神社方向へ直進するルートで登下校し、学校周辺の坂道では降車して、手押しで登下校する。

自家用車通学生、自家用車で送ってもらう通学生につきましては、鹿児島銀行駐車場付近や屋地楽習館で降車し、その後徒歩で登校するなどして、他の生徒の安全な登下校や地域の方々の交通の安全を確保するように努めているところでございます。

今後とも生徒への交通安全指導を徹底し、交通事故等が発生しないよう、関係機関とも連携を図りながら、安全対策を図ってまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○舟倉 武則議員

1番目の通学路の安全対策については、ただいま教育長からありましたように、細かなところに気遣い、事故が発生しないように安全対策が図られているようであります。

私たちも宮高にいったわけで、四十七、八年前ですが、あのころは田原団地もできていなくて、住宅もなくて、交通量も少ないでした。現在は、たくさんの住宅ができて、交通量も多いようであります。

そのころを思い出して見ますと1学年300人、900人でした、生徒数は倍でありました。先生も多かったと思っておりますが、それぞれ高校生でしたので単車通学が多くて、やっぱり下りの坂でのトラブル事故等が多かったように思っております。その点、高校生ですので、注意義務はよく図っていたと思っておりますが、中学生ですので、いろいろやっぱり悪ふざけやいろいろなあると思っております。

本当に、きのうも運動会で行って帰り道見てみたんですが、下り坂が加速がついて危ないような気がしますので、その辺についてもいろいろ安全対策を練っていただきまして、これから先まだいろいろ改善すべき点が出てくると思います。そのときには柔軟に対応して、子どもたちの安全に努めていただきたいと思いますと思っております。

これからいろんな経験をするわけです、いろんなことが出てきますので、それに柔軟に対応していただければと思っております。

安全対策についてはこれで終わりたいと思っておりますが、2番目の旧跡地の利活用についてであります、町長の答弁では当分このままの状態管理をして、改めて活用対策を検討するとのことあります。

私が宮中が宮高に移転するのを聞いたときが平成20年の9月議会でした。そのとき平成22年度の2学期には移転することを、当時の福満教育長が言うたわけです。その時点から利活用についてはテーブルで話し合いをして検討すればできたはずではないかと思っておりますが、前の執行部の引き継ぎがなかったこともあるのではないかと思っております。

そういう点から、住民は気の早い人がおって、宮中が直ったで、小学校を直して、役場はこっちくりゃよかと。盈進小学校は歴史があつて、そいはいかんがとか、いろんな話が出てきていますので、ただ利活用については、早目に方向性だけは示さなければならぬと私は思いますが、町長の考えを伺います。

○町長（日高 政勝君）

宮高のところに宮中を移転することについては、そういう経過がありますけれども、以前宮之城の時代に役場の付近の関係、盈進小学校、宮中、宮高、一体的なことでそういう構想も打ち立てたことがございますけれども、ただ全く内部的な検討でございまして、ただ、今のところは宮中の移転だけが実現したということでございます。

これについては宮中の現在の跡地についての構想というのは、近い将来またいろいろ活用の方策は出てくるかと思っておりますので、今の時点でそこをどうということまでは、解体をしてまでということまではいかないと思っております。一応解体の経費が2億円というぐらいの多額な経費が見込まれております。現在すぐ活用をするということが具体的にあれば、そういうことも検討を進めなければなりませんけれども、取り立てて今すぐ解体をして利用するんだということまでは、そういう緊急性というのは、私はないのではないかと考えております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、グラウンドの活用については、やっぱりあのまま放置すると雑草が生えたり、仮に住宅も、いわゆる教職員住宅もありますし、その辺の防災上の管理というのは当然考えていかなければならないし、グラウンドは先ほど申し上げましたとおり、いろんなスポーツ大会とか、合宿とか、いろいろ利用の関係がありますし、そうしたほうがグラウンドの管理上もしやすいのかなと思っております。

ただ、校舎のほうは今申し上げましたとおり、あれを更地にしてまで今しなければならぬかという緊急性は、今のところ考えておりません。多額の経費が必要でございますし、新たな生産を生むような、そういう方策があればする必要がありますけど、今そこまで至っておりませんので、防災管理上、例えばフェンスをして、入らないような手立ては必要かなと思っております。今はそういう方向しか考えておらないところでございます。

○舟倉 武則議員

ただいま町長のほうから何か目についていろいろありましたが、私がいいたいのは、お金はかけなくても民間的な考えでいけば、9月1日からグラウンドも使えます。駐車場の有料でもあるし、ひよっと見てみますと役場敷地の車も精いっぱいとまっているようであります。常時使わない車はあそこに置いて、自転車でも単車でもとりにいって、住民がここに来やすいようなスペースを確保するのもまたいろいろ考えられるのではないかと私は思ったわけでありまして、お金をかけてまでどうこうちゅうことじゃなくて、やっぱりそういう考え方も持っていけば、駐車場も確保できるんじゃないかと思っております。それはそれでゆっくりと考えていただいてもらえればいいと思いますが、2番目の売上げ減対策についてであります。

売上げの減少も先ほどありましたように3,500万円程度等のことであります。このようなときこそ私たち個店におきましても、やっぱり特色、特徴を出しながら、知恵を出して汗を流し、自助努力をしなければならぬと思っております。営業ですので、努力をしないでおって、やっぱり執行部をお願いしたばかりじゃいかんと思っております。まず自助努力が肝心であります。必要ではないかと思っておりますが、町としても今後の景気や国、県の施策などを見きわめながらとのことであります。

商工会と連携しながら、営業努力を私たちは大事と思っておりますし、これから先11月にもなりますと、町制5周年記念行事が予定されておりますが、このときに商店街を巻き込んだ、町民全体が明るくなるような活性化策はないものか、何か手立てをお考えではないでしょうか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

今後の商店街の活性化対策についての元気策でございますけれども、今回は補正予算として新た

に5,500万円のプレミアム付きの商品券ということで発行をさせていただくようお願いをしているところでございます。

商工会ともいろいろ協議をいたしておるところでございますが、今ありましたとおり5周年記念という1つの節目になりますので、口蹄疫も含めまして、歳末商戦まである程度一定の期間をとりながら、地元の商店街の購買力を高める、元気策をしていく、そういう手立てをやりたいということで、このほかに計画もしておるところでございます。

商工会と今提携をして考えておりますのは、「合併5周年、元気だ、祭りだ、さつま町」ということで商工会のほうにネーミングをつけておりますけれども、こういう企画の中で例えば11月14日に記念式典をして、午後から郷土芸能祭を行います、今度は夜、夕方からだいわの駐車場、それから、盈進校通り、ここにねぶたを引き回しをしてやるということ。それから、新しく5周年を記念をいたしまして、さつま町の町民音頭というのを作成をいたしました。

記念式典の日に歌の披露と、それから、踊りまで振り付けができるという段取りまでできるようでありますから、そういうことをしながら、そしてまた商工会のイベントの場にも歌手を呼んで、歌と踊りの振り付けの披露もしたいということで考えております。

そしてまた、できるだけ皆さん方が楽しみになるような抽選会も、やはりこの地場産品を活用した、あるいはいろいろ今回の口蹄疫で影響を受けたところの利用券を発行して、何らかの元気策がとれたらいいかなものかなと思っております。これも今回予算として計上いたしておりますので、十分御検討賜りたいと思っております。

そういうことで、何とか商工の皆さん方についても、こういった疲弊した経済環境にありますので、ここで元気をつけていただきたいと、そういうねらいを持っております。

それから、先ほどありました経済対策は、鹿児島県も今ちょうど県議会を開いておりますが、商工業者に対して新たな商品券については助成をしたいと、口蹄疫の関係で。それが出ておりますので。今回は町の単独で上げておりますけれども、それが明らかになったら、大体相当な額の助成があるみたいですので、さつま町の場合は90%補助ぐらいになるようですから、それが明らかになったら、もっとあと総額で、今回5,000万円ですので、あと5,000万円ぐらい、1億ぐらい出して、これは単独も含めて90%の補助になるというような、そういう見込みがありますので、できたら最終日に御提案して一緒にできたらなと思っております。

ここはまだ調査中でありまして、確固たることはいえませんが、そういう考え方を持っております。

○舟倉 武則議員

ただいま元気の出るような町長からの回答をいただいて、喜んでいるところであるところでありまして。

2番目の商店街に与える影響の対応策についてであります。いろいろ気遣って国、県に要望などがなされております。本年度2回目のプレミアム商品券の発行が計画されて、私たちも心強く感謝しておりますが、平成20年からこれも始まっております。やっぱり費用対効果なども考えていかなければならないと思っておりますが、売上げの中身については、タイヨー、だいわ、ベスト、ナフコなど大型店が48.7%でありまして、その他の会員が10.5%、一般会員、商工会員です、地元の個店が40.8%のことです。もう少し地元の商店街での売上げが望まれるところであります。

また、昨年してもらいました12月賞与の時期、6月の時期です。職員の皆さんにもいろいろ商品券の購入をしていただきまして、12月賞与分が町長ほか職員の皆さんが200名で184万円買っていただきました。議員が20名で27万円買っていただきました。また、こと

しの6月は町長ほか職員が176名で154万円、議員が20名で27万円でありました。

本当にありがたいことではありますが、お盆や12月クリスマスになりますと、いろいろ買い物が多くて3万、4万と買われると思っております。現金が商品券に変わったわけでありまして、その商品券を買ってもらえばかりで商店街の皆さんは元気がつくわけです。目安がつくし、役場のしも買ってくいやったと。

6月で見ますと176名でありまして、買ってもらった方には本当にありがたいんですが、360名ぐらいの職員がいらっしゃいますので、聞いてみますと2,000円以上ということがあります。雰囲気をつくるということで、現金と一緒にものですから、考え方をちょっと変えていただいて、本当に500も1,000も買ってくれやっとなれば、商店街もやっぱり品ぞろえにも工夫をするし、安く入れて、いいものを安く売らないかんというに目覚めたり、いろいろ活性化につながっていくと思います。その辺をもうちょっと積極的に推進していただければと思っております。

ちなみに私たち川原は、平成20年からことしの3月31日まで工事がありまして、20年の12月からことしの3月まで16カ月通行止めでした。売上げはみんなやっぱり青色申告でピシッと出ていますが、30%ダウン、自動販売機におきましては80%だそうです。人と車は通りませんから買わないわけです。そのような実績があります。

このような結果を見て、これから続く宮之城橋の改修に伴う具体的な策について、町長の決意のほどをお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

プレミアムの商品券の購入割合については、先ほどありましたとおり、過去においても何回か発行いたしました。承るところによりますと一般の小売店が半分近くを占めてるとするのは、やっぱりさつま町の商工会が元気がある証拠だといわれておりますけれども、ほかのまちによっては、ほとんど割合が低いということ承っておりますが、それなりに個店の方が努力をされて頑張っておられるのかなということがいえるかと思っております。

職員についても、今までは商品券を、一般の商品券についてはなかったと思うんですけども、職員自ら地元商店街を活用していただくようにと、地元愛着運動をしていただきたいというようなことで、課長会当たりでも呼びかけをいたしまして、過去2回ほどですか、賞与の時期等で買っていていただいております。

職員も最近非常に給料が下がること自体が今までなかったんですけども、やっぱり賞与のカットがある、給料も減るという中で、やっぱりこういうことの協力を呼びかけて、協力してもらっているわけで、それぞれ御家庭の設計というのがあります。やっぱり学校を出さんにやいかんとか、いろんな事情がありまして、なかなか100%まではいきませんが、できるだけ皆さん方こういう厳しい経済状況の中です。お互いに助け合っていくところは、地元で買い物をしていただくような、そういう意味合いからいきますと、やっぱり商品券が、現金から商品券に変わったということもありますので、その辺は今後も引き続き呼びかけをしていきたいと思っております。

虎居地区の今後架け替え工事に伴います、いわゆる購買者の減少、商店に与える影響というのが懸念をされるということで、以前から数回にわたりまして、そういう要望も受けております。何とかその辺の対策をということでございまして、先ほどもお答えしましたとおり、国、県のほうには再々直接お伺いなりして、お願いもいたしてきております。

渋滞によりまして、店に入りにくいということもあるということで、その辺の案件については、駐車場に入りやすいような誘導員の配置をしたり、あるいはまた事前に出水とか、鹿児島島当たり

で迂回路をつくっていただきたいとか、そういう表示をしていただきたいということも申し出をさせていただきますし、何とか購買に影響がないような形の取り組みはお願いをしているところでございます。

具体的に、減ったことよっての対策というのは、先ほどもございましたとおり、今のところ先ほど申し上げた利子補給補償制度、あるいは利子補給金制度の活用をしていただくとか、そういう意味でない、町がすぐ減免をすとか、あるいは減収に対して補てんすとか、そういうところまでは今の制度的なところではございませんし、国のところには、災害等の工事等に伴って、何とか補償制度はできないかとか、いろいろ再々はお願いはしておりますけども、今それについてはどこもそういうことはやった事例はないし、難しいということでお答えをいただいております。

先ほどもありましたとおり、何とかそういう制度ができないものかということの要望はいたしているところでございます。

○舟倉 武則議員

町長が話されることは、再々聞いてよく判っております。例がなく、減免とか、そういうのを望んでいるわけではありません、あればいいんですけど。だからこそ、こういう商品券とか、こういうので盛り上げていただいきたいという気持ちを私がいったところでありまして、最後は住民に与える不安の解消についてであります。

住民の防災意識の高揚に努めるとのことですが、改修が進んでいきますと、住民は安心するんです。私たちの川原地区を例に挙げますと、湯田と川原は抜本改修が済んだということで、安心してたんです。3メートル嵩上げがあつて、絶対こんじゃろうと。そういう安心感があつて、やっぱり大きな災害に陥りますので、これからどんどんでき上がってくるわけですが、その辺の町民の認識ですか、そういうことにはやっぱりお互いに気をつけていっていかなければならないと思っておりますが。

推進のショートカットがなされますと、九大でも実験がありましたように、2メートル水位が下がるわけです。それは真水での実験でありまして、濁った水などではなくて、真水での、実験上のあれでありまして、下がるちゅうことはよく判りました。しかし、47年は8メートル11でした、水位が。今回の18年度は11メートル66なんです、3メートル50差がある。

私たちの集落も3メートル上がりましたが、それからいけば3メートル50水位が上がりますから、やっぱり2階まで届かなくても、2メートル差し引いても、あと1メートル50残って、やっぱり床上浸水状態なんです。そのためにはやっぱり保険というのは抜け穴がありまして、私が火災保険で台風で商品が濡れたんです、水で。そしたら丸々くれました。今度の水害は5%なんです、見るのが、2,000万円かけさせて100万しかくれないです。台風で水ぬれはくれる、それでも外水から来た水害に対しては5%と書いてありますよと、印鑑ください、それだけでした。

そのために、私たちも商品を守らんにはならんから、年間かけ捨てで、書類をもらいましたが、6万1,000円要ります。2,000万円で12万です。10年かけたら120万、いらん出費が要るわけです。普通の火災保険でいいのを、わざわざ水害保険ちゅうのをかけなければいけません。

そういうことで、やっぱりいろんな出費が重なってきます。それやらまた、おしどり橋から下流は、流れが速く水位も一気に上がると、私素人ですから、上がらんちや上がらんかも知りませんが、そのようなことが思われますので、このようなことに対しまして住民の不安を解消するような具体策を考えておられるか、再度伺ってみたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

数度にわたりまして、被害を受けられた町民の皆さん方にとっては、本当に今回の激特事業によりまして安全が期されると、大いに期待をされているかと思えます。国の説明によりまして、築堤と分水路とダムの再開発で、18年規模のああいふ水害については、外水からは十分対応ができるんだという説明をされておりますので、1日も早い完成を望んでいるところでございます。

そういう中で、さらなる安全対策をとということについては、これまで内水の対策というのが、今後やっぱり課題になるということでございますので、これについては町のほうでも御承知のとおり排水ポンプも12基購入をいたしまして、配備の計画をしておりますし、また、虎居地区につきましては、国のほうで排水ポンプ車も配置をしていただくという決定もいただきました。

今後引き続きやっぱり排水機場の設置については、今後の河川整備計画の中にしっかりと盛り込んでいただくということがございますが、この辺も実現がすぐかなうかという、なかなか厳しいところがありますので、河川の激特事業が終わったあとの一般の河川整備計画の中で、予算がどう確保がなされていくのかというのが、今後課題になるかと思っております。

引き続き、排水機場の設置等については、国のほうに強く要請をしていきたいと思っておりますのでございます。

○舟倉 武則議員

最後に総合的にいろいろちょっと書いてきたんですが、読んでみます。激特事業の進捗や工事中による住民の対策、その後の内水面事業の対策、商店街の被災者の今後について、町行政の執行者として御答弁をいただき、一応の了解を得たところでありますが、最後にいま一度住民が、「うん、こりゃよかか」と納得のいただけるような御答弁をいただきたいと思えます。

昔は各集落に魚屋さん、肉屋さん、八百屋さん、豆腐屋さん、下駄屋さんであったわけです。そこでみんな茶を飲みながら、コミュニケーションをとりながら、あそこの人が入院しやっただとか、何かよかことがあったとか、いけんとかいろんな話があって、縦横の連絡がとれたところではありますが、現在はそれをいっても始まりませんが、大型店など商店街の構成や形態が変わる中で、昔の緩やかな町並みから、幼少のころ想像していた生活基盤が大変な変遷を期しております。流れに逆らうことはできませんが、こころで新町5周年をして、何らか商店街の活性化に寄与するような事業を興すことはできませんか。

今回11月には、東北のねぶたも商店街の一大奮起の事業として生かしてほしいと切望するものでありますが、各地域におきまして、枕崎のかつおラーメンや、市来串木野のまぐろラーメンなど、地元の商業マンと行政が一体となって、活力ある商店街にロマンを求めることはできないものでしょうか。

食べ物ばかり出てきますけれども、やっぱり食べ物しか思い出せませんでした。例えば山太郎ガニラーメンとか、鮎ラーメンなど、研究を重ね、何かをつくり出す時期になっているのではと思います。

記念行事にとどまることなく、住民がともに躍動するような事業をつくろうではありませんか。今一度町長のまちおこしに対する決意のほどを、そしてそれらを実現する力強い答弁を求めて、私の質問を終わりにいたします。

○町長（日高 政勝君）

新たなまちの活性化対策については、今後振興計画も策定いたしますし、その中でも明らかにする必要があるかと思えますが、やっぱりこれだけの経済の低迷が続く中では、非常に閉塞感も漂っておるわけですので、これを打ち破っていくためには、行政はもちろんでございますけれども、町民皆さん一体となって、まちを何とかしようという、そういう気運をつくっていくことが

まずは大事かと思っております。

その契機となるのが、5周年の記念のいろんな取り組みだと思っておりますので、先ほども商店街の活性化対策でもいろいろ出ておりますけれども、今回また新たな第2弾、第3弾の商品券の関係も出しますけれども、とにかくこの地域の経済が高まっていくためには、総合的に取り組んでいかないと、ただ単発的にこれをやったからちゅうことにはいかんと思っておりますので、幅広く今後も皆さんの御意見も踏まえて取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともいろいろ御助言等をいただければありがたいことだと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで舟倉議員の質問を終わります。

次は、15番、桑園憲一議員の発言を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○桑園 憲一議員

非常にお疲れのところ、あとしばらく質問をさせていただきたいと思えます。

私は、教育と文化の薫る生涯学習の推進ということで通告いたしました。

まず1番目に、学校図書における図書選定・推薦・指導による図書整備の状況について、2番目にブックスタート事業の取り組み状況と課題について、この2項目を含めて第1回の質問をさせていただきたいと思えます。

新しい年度が始まりまして半年が過ぎようとしています。日高町長は、平成22年度予算編成に伴いまして、施政方針の中で青少年の健全育成のための取り組みと、ブックスタート事業の実施、読書が児童、生徒の豊かな感情を育むために重要な意義を持つことから、各学年に応じた図書の選定・推薦・指導を図ってまいりますと述べておられます。この半年の間に各学校においてはどのような取り組みがなされたのか、教育長にお伺いいたします。

また、子育て支援活動としてブックスタート事業が、本年6月から始まったと聞いております。これら取り組みの状況と課題について町長の見解をお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

桑園憲一議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

まず、私のほうからはブックスタート事業の取り組み状況と課題についてということでございます。

ブックスタート事業についてであります。小さいときから本に触れ親しむということについてはもちろんでございますが、特に赤ちゃん時代はお母さんや大切な人の胸に抱かれ、心のこもった温かい声と言葉に包まれることが、その後の成長に大きな影響を与えるといわれておるところでございます。

したがって、家族の触れ合い、あるいは家族のきずなを深める活動としても取り組んでいくところでございます。

取り組みの状況としましては、平成22年1月生まれからの赤ちゃんを対象にいたしまして、6月の4カ月児健診から毎月実施をいたしております。既に4回実施したものでございますが、本年度は10回を計画をいたしております。対象者は130人から140人程度を見込んでおるところでございます。

送呈の方法としましては、健診時に保護者の皆様に、この事業の趣旨を説明をいたしまして、

4冊の絵本から2冊選んでいただき、その場でお母さん、保護者の方、お子さん、指導者と一緒に読み聞かせを行いまして、絵本2冊の送呈とあわせて、よだれかけやバック、イラスト集、赤ちゃん用図書貸出カードをプレゼントいたしております。（登壇後方席にて送呈品提示あり）

私も6月の第1回の送呈式に出席いたしましたけども、出席されました保護者の皆さん、大変反応がよろしくて、7月1日付けでの南日本新聞のひろば欄には「ありがたかったブックスタート」という題名で投書もございました。事業導入の効果の1つとして大変喜んでおります。

今後も事業を積極的に推進することといたしております、将来の健全な青少年の育成のために努力をしまいたいと考えております。

課題といたしましては、健診に参加できない赤ちゃんへの対応がありますが、現在は保健師が家庭訪問することになっておりますので、その際に絵本等を届けていたしております。この事業の趣旨の浸透も図っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

この1学期間の学校における具体的な読書指導の取り組みでございますが、図書の選定、推薦につきましては、幅広く図書に親しませ、読書の量を増やすことも大事ではございますけれども、当該学年でぜひ読んでほしいと。あえて申し上げれば質の観点から、質の向上を図るために、学年ごとに読んでもらいたい図書を、各学校の先生方から選定してもらい、学年別の推薦図書といたしまして、ここにございます（冊子を掲げ示す）、このようなお届けいたしましたけれども、ピンクの「さつま読書のすすめ」としてまとめております。

指導といたしましては、まずこの冊子を活用して、各自が読書に親しむよう、町内の児童生徒全員に配付してございます。そして、いつも身近に1冊の本を合い言葉に、推薦図書の中からも興味のある本を選び、読み進めていくように指導しているところでございます。

また、この冊子には、読書活動の結果が目に見えますよう、読みを終えた日付を書くようにしたり、読書の足跡として、低学年では心に残った場面を感想画に書いたり、中学年以上では心に残った言葉を書き写したりするよう指導し、読書がより一層の心に届くよう工夫してあり、それに沿った指導をしております。

さらに学校では、学年別推薦図書コーナーを図書室などに設置したりして、児童生徒の読書への意欲の高揚を図りますとともに、家庭にも学校だより等で知らせ、学校、家庭、地域が一体となって読書活動の取り組みを指導しているところでございます。

その結果、1学期末の貸出冊数の平均が、小学校で1人当たり40冊、中学校では若干ペースが遅いですが9冊という状況でありまして、小学校100冊、中学校40冊という本年度の年間目標冊数に向けまして、引き続き指導をしままいります。

また、町の指導を受け、本年度から求名小学校が県の読書指導の研究協力校として指定を受けております。小学校では県下1校と聞いておりますが、研究を進めておりまして、今後研究成果につきましては、町内の各学校に波及させていこうと考えております。

読書活動は、児童生徒の豊かな情操や想像力などを醸成するだけでなく、読解力や語い力などを育成するといった効果が十分に期待できますことから、教育委員会としましても、町長のマニフェストも踏まえ、より一層本町の子どもたちが読書に親しむよう指導をしまいたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○桑園 憲一議員

2回目の質問をさせていただきますが、まず学校における学校図書の選定、あるいは推薦でございますが、平成13年12月12日付けをもって法律第154号として公布施行された子供の読書活動推進法が制定されまして、ちょうど9年になろうとしています。毎年4月23日は子供読書の日、読書のすばらしさを子どもに伝えることが大人の責務であるといわれております。

文部科学省の調査によりますと、30年前は1人で約16冊ぐらいしか貸し出し数はなかったと、それが現在では36冊ほどに伸びているといわれております。

その伸びた原因は、家庭や地域で取り組んでいる読み聞かせ運動であるといわれております。先ほど教育長先生の答弁の中で、学校で貸出目標を小学校で100冊、中学校で40冊と、非常に目標を高くして全校で取り組んでおられると、すばらしいことだと思っております。

そのような中で、町内には子ども育成会というのがあるわけでございますが、この町内の子ども育成会では、どのような活動がとり行われているのかお伺いします。

○教育長（東 修一君）

読書は御指摘のとおり環境づくりが非常に重要でございまして、学校、家庭、地域が一体となって、その体制を整えていくことが大事であると考えております。4月23日も2、3を文の日として設定されたというふうに考えておりますが、その中で町内の子ども育成会での取り組み状況でございますけれども、本年5月時点での読書活動実施状況アンケート調査によりますと、年間を通じて読書活動を実施している子ども会が3団体、夏休みなどの長期の休み期間中、親子ラジオ体操のあとなどに公民館放送を通じた読書活動を実施している子ども会が15団体ございます。

特に7月2日付けの南日本新聞で紹介されました白男川区の浅井野の子ども会では、昭和42年から現在まで43年間の長きにわたり集落放送による朝読みが実施されておまして、県下でも珍しい取り組みである事例でございます。町長のマニフェストによる指導も追い風になっているものと考えております。

また、親子読書会等につきましては、幼稚園1団体と小学校8団体が、本の紹介や読み聞かせなどの活動を実施しております。特に、児童文学者の椋鳩十氏の提唱で全国的にも有名になりました親子20分読書運動の発祥の地であります流水小学校では、ことしその活動が50周年を迎えますことから、親子読書会でございますいもむしの会を中心として、著名な児童文学作家等をお呼びなどして、7回の親子読書に関する会を持つなど、活発な活動を展開しております。

公立図書室におきましても、屋地楽習館で毎月第2、第4土曜日にビデオ鑑賞、紙芝居、読み聞かせなどのお話の部屋を開催し、さらに年3回、3つの図書室でお話の部屋スペシャルとして、大型絵本、紙芝居、エプロンシアター、読み聞かせなどを実施し、読書活動の推進に努めているところでございます。

今後とも読書活動の重要性から、子ども会育成会等の読書への取り組みをさらに図ってまいりたいと考えております。

○桑園 憲一議員

今読み聞かせ運動で、町内のいろんな団体で取り組んでいらっしゃるわけでございますが、先ほど教育長先生のほうからさつま読書のすすめ、私はこの中を見まして、椋鳩十さんが流水小学校の校長と昭和34年ですか、母と子の20分間読書を本町の流水小学校で始めましたと。いわゆる県下の発祥の地であるということがいわれているということで、ちょうどことしが50周年に当たるということとなっております。

学校のほうでは推薦図書ということで、小学生から中学生まで、この中に（冊子を掲げ示す）推薦の本が載っておりますが、これを見ますと小学校で501冊、中学校で105冊、合計

606冊の推薦がなされております。

そういうことで非常に学校においては素晴らしい本を推薦されているようなんですが、3回目の質問の中でお尋ねいたしますが、児童文学作家は子どもの健やかな成長には読み聞かせが大切であると。また、コミュニケーションを深める絶好の機会でもあるといわれております。

また、朝の10分間読書運動、いわゆる全国に組織されております朝の読書推進協議会によりますと、全国の小中高等学校全体の70%に相当する学校で実施されておると。学校においては不登校や保健室登校が減ったとか、いじめがなくなったなどの報告がなされているようでございます。

そこで町長にお伺いしますが、今回の予算編成の中で学校の図書費が小学校で215万9,000円、中学校で91万組んでございます。これを小学校の1校当たりの平均で図書費を計算いたしますと、小学校で平均15万4,000円、中学校で22万円、施政方針の中で述べられた特色ある教育活動として、これで十分であると思っておられるのか。

また、学校における本の貸し出しを簡略化するために、バーコードシステム化が図られている学校とないのが町内にあります。合併して5年にもなるわけですが、旧鶴田町の小中学校では全部バーコードシステムになって、非常に貸し出しの把握とか、あるいは整理がしやすいと聞いております。

旧宮之城町、それから、薩摩町、これは以前どおりカードによる貸し出しとなっているようでございますが、やはりこういうところはきちんと整理して、学校の図書司書補が整理やすい、貸し出ししやすい、そういう環境をつくってやるのもいかがかなと考えるわけでございますが、そこについて町長の見解をお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

図書費等についての質問でございます。確かに子どもの読み聞かせは健やかな成長には欠かせないものであると認識をいたしております。また、小中学生の朝読書についても、御指摘の成果があると考えているところでございます。

現在、本町では、朝読書などはすべての学校で導入をされておまして、大変ありがたく思っております。1日の教育活動が落ちついた雰囲気の中で進められている。そういうふうを感じているところでございます。

お尋ねの図書費の件であります。学年別推薦図書に限っての充足率を見ますと、小学校が約4割、中学校が約7割、小中学校の平均充足率がおおむね5割強となっております。まずはこの推薦図書の充足率が100%になるように、年次的に努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、お尋ねの2番目のバーコードシステムの導入の関係でございますが、現在旧鶴田町内の小中学校には既に導入がされておるわけでございます。バーコードシステムの導入によりまして、児童生徒の貸し出しの作業というのが簡略をされたり、図書がパソコンによりまして管理をされておりますので、検索の場合も簡単に行われるというような利便性があるわけでございます。

今後、学校の再編等も考える必要がございますので、そういった諸般の条件も勘案した上で研究を進めてまいりたいと思っております。

読書活動は、子どもたちが自分から進んで積極的に読書する姿でありまして、その成果があるところとらえておりますので、今後とも機会を見て学校訪問をするなどして、実態を把握しながら、ソフト面、ハード面、両面からその充実を図ってまいりたいと考えております。

○桑園 憲一議員

今町長のほうから推薦図書が5割ということで答弁があったわけですが、ぜひせっかく学校でこういう立派な推薦図書のあれができて、私も学校を見に行きましたが、図書室の前のカウンターに学年ごとに図書の推薦というのが掲示してございました。子どもたちはやっぱりそういうものを大事にして学校に来ると思いますので、ぜひ100%充足率が達成できますように、予算編成のほうを配慮していただきたいと思います。

それから、バーコードシステムですが、やはり合併して5年になって、まだこういうのが学校内であったのかなと思って、私もびっくりしたわけですが、ぜひこれらもできてない学校については、しっかりと予算編成をして、司書が貸し出しの把握、整理がしやすいように環境づくりに努力していただきたいと思います。

4回目でございますが、さきのブックスタート事業をお尋ねいたしました。この事業は平成4年、いわゆる1992年、暦年で行きますと、イギリスで始まって、そして日本に入ってきたということで、全国の自治体で約4割、約700団体で取り組んでいるようです。本町もことしの6月にスタートしたばかりで、いろいろ問題もあり、また課題もあると思います。

担当課においては今のような進め方でよいのか、私といたしましては、いろいろ全国の自治体で取り組んでいる状況を聞いてみますと、女性団体の協力、いわゆる支援活動、あるいはボランティアによる仲間同士での読み聞かせ活動、そういうものなんかで非常にそれぞれの自治体で取り組んでいるようでございます。そういうのも検討するのもよいのではと持っているところでございます。まさに子どもに絵本を見せることにより、子どもの表情が変わり、喜んでいるといった声をお聞きいたしております。それこそ親子のきずなを深める機会ではないでしょうか。

そこでことしは国民読書年と聞いております。読書の親子20分読書運動が始まって50周年、そのスタートが、この発祥の地さつま町であるということで、これは町長に提案ですが、町制5周年記念事業が計画されております。合併して5周年ということで、地域で親子読書活動に取り組んでいる団体、こういうものを1つ表彰するのはいかがなものかということも提案をさせていただきます。

町長のマニフェストであります子育て支援事業の一環として、今後も全力で取り組む姿勢を、町長に再度お聞きまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

ブックスタート事業に対するボランティアなどの活用策、あるいは今後の取り組み姿勢をということでございます。

ブックスタート事業の送呈時におきます読み聞かせにつきましては、現在図書室の司書補の方に参加をいただいております。図書室職員としての読み聞かせ等の技術、能力向上につながる、そういったことがあるわけですが、司書補としての資質向上にもなりますので、しばらくは今の形で進めていきたいと考えております。

町内では盈進小学校のあおば塾の会というのがございます。そしてまた流水小学校のいもむしの会などございまして、今までも各読書グループや子供会が読書推進運動に取り組まれております。今後、御提案にありますようにブックスタートの趣旨に沿った仲間同士による読み聞かせ活動等の広がり、あるいは指導者の育成を図る中で検討をしてみたいと思っております。

また、今後の取り組み姿勢ということでございますが、この事業は読書活動の重要性にかんがみ、私の公約でありますマニフェストの1つとして取り組んだものでございます。

先ほどの新聞投稿等に見られますように、好評でもございますので、御指摘のとおり単に読書推進運動ということだけにとどまらず、子育て支援や将来の健全な青少年育成、家庭教育の充実への波及、こういったことなど事業効果が大変大きいものと考えておりますので、私もできるだ

け参加をする中で、子育てをされる、特にお母さん方の意見も直接お伺いしながら、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思っております。できるだけ幅広くこういう活動が町内に広がっていくことを願っているところでございます。

読書団体の表彰につきましては、表彰に値する活動として、今申し上げましたような団体もございまして、これについては担当課のほうでそれぞれ調査をさしていただきまして、表彰団体として、また選考委員会もございまして、その中で選考させていただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで桑園議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は、午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後3時42分

平成22年第6回さつま町議会定例会

第 3 日

平成22年9月14日

平成22年第6回定例会一般質問
平成22年9月14日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(7) 平八重光輝	<p>1 町政について</p> <p>(1) 子育て日本一のまちを目指して1年余り経過したが、その成果と今後の課題を伺う</p> <p>(2) 職員の待遇についても日本一を目指しているが、その成果と今後の対応を伺う</p> <p>(3) 今後の職員・臨時職員の待遇を含め能力向上研修の方針を伺う</p> <p>2 予防ワクチンの接種助成について</p> <p>(1) 子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチンは、女性、高齢者、乳幼児への接種により高い効果が期待されるが、その認識と助成について伺う</p> <p>3 テレビのデジタル化対策について</p> <p>(1) 平成23年7月にはすべてデジタル放送に変わるが、生活困窮者に町独自の助成を講じる考えはないか伺う</p>
2	(4) 米丸 文武	<p>1 有害鳥獣被害防止について</p> <p>(1) 有害鳥獣被害防止計画に基づく、被害防止の実施計画について</p>
3	(10) 岩元 涼一	<p>1 口蹄疫対策について</p> <p>(1) 宮崎県で発生した家畜法定伝染病である口蹄疫は、4カ月ぶりに終息宣言が出されたが、再発する可能性も否定できない。不測の事態に備えた対処法について伺う</p> <p>2 地デジ対策について</p> <p>(1) 来年7月から、地上デジタル放送が完全開始されると同時に、これまでのアナログ放送が視聴できなくなる。テレビを通じて周知が図られてはいるが、地域によっては高額を負担を強いられる場合も想定される。難視聴対策も含め、地デジ放送へ円滑に移行するための対策について伺う</p>
4	(19) 木下 賢治	<p>1 非常備消防体制について</p> <p>(1) 詰め所及び資機材の取り扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行財政改革の一環でこれまで組織の再編や資機材の平準化が進められてきた。いよいよ来年4月から詰め所や小型ポンプ等の資機材は地元は無償譲渡し、積載車は引き上げることになるが、非常時の対応や点検・広報等の予防消防活動にも影響する。 <p>住民の安全安心を確保するためにも再検討する余地はないか</p> <p>(2) 出動区域の見直しについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線の一元化を待って行うとなっているが、用途は立っているのか

平成22年第6回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成22年9月14日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	耕地林業課長	山口良一君
企画課長	湯下吉郎君	農政課長	平田孝一君
福祉課長	二階堂清一君	消防長	高木卓朗君
健康増進課長	村山茂樹君	安全安心対策課長	松尾英行君
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第6回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

まず、7番、平八重光輝議員の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○平八重光輝議員

町民に約束された施策に、行政サービス日本一のまち、子育て日本一のまちがあります。町長が、町長選挙に出られる前に出されましたマニフェストの中に、行政サービス日本一運動、役場はさつま町最大のサービス産業です。提供されるサービスは真に町民のためのものでなければいけません。各種事業を優先性、緊急性、重要性、町民ニーズを視点に再度見直し点検します。窓口以案内係を置き、親切、丁寧を心がけるなど、目標は大きく行政サービス日本一を目指しますとあります。

もう一つ、職員の意識改革と能力開発ということで、行政サービス日本一を実現するためには、職員の意識改革は不可欠です。行政サービスの目標定め、徹底した研修制度と積極的な人材登用により、日本一の職員を育て、やる気を喚起しますとあります。

町が実施する事業のほとんどは行政サービスになるものと思われれます。例えば、交通や道路、河川、子育てを含めた健康や医療、教育、福祉、文化やスポーツ、行政情報や統計、公共施設、人権や住まいのことなど、多岐にわたりこれらのものすべてをもって日本一にするには、多くの時間や人員、そして予算が必要となるものと思われれます。

その中で比較的予算措置を要しないサービスとして接遇があります。接遇はだれにでも簡単にできるが、一面、非常に難しいところもあります。行政サービスの一つとして案内係を設置し、接遇を含めた改善策が実施されております。

また、子育て支援策も実施されていますが、まだまだこれからではないかと思われれます。しかし、総合的に見れば、町民に約束されたことを確実に実行されていることは高く評価するものであります。行政サービスの一部である次の3点についてお伺いいたします。

まず、町政について。子育て日本一のまちを目指して1年余り経過したが、これまでの成果と今後の課題についてお伺いいたします。

職員の接遇についての成果と今後の対応を伺いいたします。それから、今後の職員、臨時職員の接遇を含めた能力向上研修の方針をお伺いいたします。

次に、予防ワクチンの接種についてであります。この予防ワクチンにつきましては、先ほど提示されました9月予算の中に6種類ほど助成をする旨、計上されておりますが、私がこの質問を出したあとにそれを知ったものですから、若干違いがありますけれども、一応質問の趣旨を申し上げます。

子宮頸がんワクチン、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ菌b型ワクチンは、女性、高齢者、乳幼児への接種により高い効果が期待されるが、その認識と助成についてお伺いいたします。

最後に、テレビのデジタル化対策についてであります。現在、来年の2011年7月24日のデジタル化へ向けていろいろな施策が行われておりますが、生活困窮者に町独自の助成を講ずる考えはないか、以上、お尋ねいたします。

[平八重光輝議員降壇]
[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平八重光輝議員の御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、町政についての子育て日本一のまちを目指して1年余り経過したが、その成果と今後の課題を伺うということから、お答えをさせていただきます。

御承知のとおり、核家族の進行、共働き家庭の増加、地域コミュニティの希薄化など、子どもや子育て家庭をとりまく環境は大きく変化をしてくれているところでございます。また、子育てに関するニーズも多様化し、子育て世代に対して地域や行政など包括的な支援が求められている現状にあります。

私はこのような状況をとらえまして、「子どもを育てるならさつま町で」を目標に、「子ども健やか育成宣言」を掲げまして、各種の子ども育成支援の充実に努めてまいったところでございます。

これまでにブックスタート事業、未就学児の医療費無料化、子ども健やか商品券の発売、子ども健やか育成基金の積み立て、保育料の軽減事業、学校教育の環境整備などに取り組みをいたしてきております。

そのほかの健康の関係につきましては、新型インフルエンザのワクチン接種については、中学生以下は無料ということや、中学生までの入院費につきましては無料化をするということにいたしてきておるところでございまして、それなりの効果を上げているものと考えているところでございます。

また、近年発達障害児に対する療育に対する関心が高まってきておるところでございまして、これまでこの問題につきましては、行政の谷間という関係のところがあったんじゃないかと、谷間に置かれていたと、そういう認識をいたしてしております。したがって、本町内においても早期に実現すべく関係機関と協議を重ねているところでございます。

子育て支援につきましては、役場全庁的に取り組みをしまして、効果の上がるものにしていくことが必要でございますので、お互いに連携をしながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

今後の課題となっておりますのが、やはり医療の関係でございますが、先ほどもちょっとふれられましたとおり、また後ほどお答え申し上げますけれども、ワクチンの接種の関係、これがほとんど町内でもいままで十分なことがなされていなかったということでございますので、これらについても今回補正をお願い申し上げているところでございます。

そのほか、小児医療機関の関係でございます。どうしても子どもが少ないということで、小児科のこういう専門的な医療機関が少ないということになっております。町内でも3軒はございますけれども、専門的にそういうところが望まれているというがでございます。

それから、2番目の職員の待遇についても日本一を目指しているが、その成果と今後の対応について。それから、今後の職員、臨時職員の待遇を含め、能力向上研修の方針を伺うということでございます。

私が町長選挙におけるマニフェストの一つに、行政サービス日本一運動を掲げまして、行政サービスの向上と職員の待遇の向上を目指しまして、全職員で取り組んできているところでございます。

その取り組みの一つとしまして、昨年6月から本町1階のロビーに総合案内を設置いたしました。職員が半日交代で案内業務や簡単な手続き、あるいは相談などに対応をいたしているところ

ろでございます。

総合案内の設置から1年3カ月を経過いたしておりますけども、1日平均、約30件余りの案内や相談などを受けております。来庁者の方々を初めとしまして、一般の町民からもスピーディな対応や親切、丁寧な対応に対しまして、役場の雰囲気が変わった。役場の接客対応がよくなったと、そういった声も承っているところでございます。

また、窓口で実際に携わることで、役場全体の業務内容も職員としましては理解をしなければならぬということ、職員一人一人の能力向上とか、あるいは職に対する意識の高揚につながったと思っております。

高齢者の方に対する理解されやすい表現を心がけるなど、日本一の行政サービスの実現に向けての職員の意識が高まってきているというふうに考えておりまして、接遇の改善にも効果ができてきているのではないかと考えているところでございます。

なお、本年3月に接客を業としている民間の研修も新たに取り入れまして、接遇研修会を実施をいたしましたところでございます。今後におきましては、実施研修センターで実施しております経験年数や職階級ごとの一般研修や、町独自で行う研修を継続的に実施いたしまして、接遇の改善と行政サービス向上に一層に努めてまいりたいと思っております。

次に、今後の職員、臨時職員の接遇を含め、能力向上研修の方針についてでございますが、職員等の能力向上を職員等の人材育成という観点からお答えをさせていただきます。

職員の人事育成につきましては、平成18年に策定をしておりますさつま町人材育成基本方針、これに基づきまして、職員一人一人の能力改革と意識改革を促しまして、行動ほか、多様化する住民ニーズと本町の抱えるさまざまな行政課題に適切に対処するために、求められております職員像というものを明確にし、その実現に向けてさまざまな研修に取り組んできているところでございます。

また、御承知のとおり、地方分権により委譲されます事務、年々複雑化しいろんな多様化しているわけでございます。量もかなり増えてきておりますけど、行政事務並びに税を含む収納対策など専門的な知識も要しますので、その手法を学ばせるために、自治大学校への派遣、そしてまた鹿児島県市町村会への派遣、県の鹿児島遊楽館等への派遣研修、国土交通省九州地方整備局との人事交流など実施をしてきているところでございます。

今後におきましても、各種の研修に参加しやすい職場の環境づくりに努めてまいりますとともに、職場外研修なども組み合わせながら、それぞれの個々の能力向上に努めてまいりたいと思っております。

また臨時職員につきましては、これまで職員と同様に町独自の接遇、人権啓発、男女共同参画等の一般的な研修には参加をしていただいているところでございまして、外から見た場合は正規職員、臨時職員区別はないわけでありまして、やはり一体感となつて、こういった接遇等の関係につきましては、一層努力をしてまいりたいと思っております。

次に、大きな2番目の予防ワクチンの予防接種助成についてでございます。

予防接種は、皆様御承知のとおり、多くの疾病の流行の防止に大きな効果を上げまして、感染症による患者の発生や、死亡者の減少をもたらすなど、感染症対策上、極めて大きな役割を果たしてきております。

私は今回、こういった医療の関係については、かなり全国的にも1人当たり34万、——かなりの医療費になつてもんですから、とにかく皆さんが健康に士気を高めまして、予防に力を入れたていきたいと、その一環としまして、今回もこういった予防に対するワクチンの接種について予算の計上をお願いしたところでございます。

予防接種法に基づきます定期の予防接種につきましては、市町村長が行うこととされておりまして、ポリオなどの一部疾病の予防接種の対象者は、予防接種を受けるよう努めなければならないとされているところでございます。

提案されました子宮頸がんのワクチン、肺炎球菌ワクチン等につきましては、任意の予防接種に該当いたしますけれども、ワクチンの効果につきましては、有効性が実証済みであります。特に、子宮頸がんのワクチンにつきましては、がん発生を予防できる唯一のワクチンとして、テレビ等でも取り上げられておりまして、来年度の国の予算への計上も予定をされておるところでございます。

また、肺炎球菌やインフルエンザ菌b型につきましては、乳幼児に多く発生をいたしまして、細菌性髄膜炎や敗血症の重い病気を引き起こし、死亡例、後遺症例も発生をしているところでございます。しかしながら、このようなワクチンはいずれも高価である。接種者が少ないというのが課題でございました。

したがって、そのようなことから、今回の9月補正におきまして、子供を育てるならさつま町で実現の一環としまして、肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ菌ワクチンの関係、それから、今までございました水痘、いわゆる水疱瘡ワクチン、おたふく風邪ワクチン、そして女性のため子宮頸がんワクチンの助成事業を新たに計上をさせていただいたところでございます。

このような助成事業につきましては、全国的にも希でありまして、県内でもこの一連のワクチンの接種については初めてではないかと考えているところでございます。接種時期につきましては、できるだけ早い時期から開始したいと考えておりますが、医師会等とも十分協議し、10月中旬か、遅くとも11月初めからと考えております。

また、肺炎球菌ワクチンの高齢者への助成についてであります。今後検討を行ってまいりたいと考えております。今後とも予防に重点をおきまして、乳幼児の健全育成とまちぐるみの健康増進に努めてまいりたいと考えております。

次の大きな3番目のテレビのデジタル対策についてでございます。

御質問にありますように、これまでのアナログ放送では平成23年7月24日以降、完全にテレビを見ることができなくなるということになっております。総務省におきましては、経済的理由で地上デジタル放送が受信できない方に、簡易チューナーを無償給付する支援を実施いたしております。

給付対象世帯は、生活保護など公的扶助を受けている世帯や、障害者がいる世帯で、市町村民税非課税の措置を受けている世帯、社会福祉事業施設に入所している方で自らテレビを持ち込んでいる世帯で、NHK受信料全額免除の世帯となっております。

総務省デジチューナー支援実施センターに確認をいたしましたところ、本年8月末現在の本町内の状況は、200世帯の申請がありまして、87件の工事が完了し、113件が工事未完了の状態になっているとでございます。工事未完了の中には、申請されました世帯と連絡がとれないケースや、申請はしたものの既にテレビを地デジの対応に買え換えた世帯、あるいは子どもと相談して対応したいなどの世帯が含まれているようでございます。

町としましては、こうした国の対策で地上デジタル放送を見ることが可能であることから、町独自の助成策は特に考えておりません。また、8月31日付け南日本新聞に総務省の来年度予算要求が出ておりましたけれども、この中で地デジチューナーの給付対象世帯枠を広げて給付する案も出ていましたので、こういった動向も見極める必要があるかと思っているところでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○平八重光輝議員

まず子育てであります、先般答弁の中にもありました。町民の子育て世帯の皆さん900名の方からのアンケートの結果を書いておりますが、一番多かったのが、安心して子どもが医療機関にかかれる体制整備してほしいと。次に、子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい。3番目に、保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減してほしいと。

3番目については、幾らか軽減措置もよそのまちよりはしてあるかと思いますが、この3つほどが非常に多かったわけですが、これを見られて、何か一つでも具体的に何かやろうかというふうにはお考えにはなりませんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

アンケートの結果でそれぞれ回答もいただいておりますけれども、この中で小児科への関係でございます。医師の確保につきましては、郡の医師会のほうとも語る機会がございます、そういう中でもこのことも話題になっておりますけれども、なかなか難しい状況もあるようです。

医師会とされましても、この問題につきましては苦慮されておまして、本町の出身の医師の方もよそにいらっしゃいまして、それなりの活動もされておりますけれども、そういう方に対するアンケートも実施をされておりますけれども、本町に帰ってやりたいというところまでは至っていないということでございます。

今後におきましても、郡の医師会と協力しながら、大学の医学部等へも働きかけをしながら、医師の確保につきましては、引き続き努力していく必要があるのかなと思っておりますのでございます。

現在のところ、この乳幼児の関係でございます。こちらの専門的な小児科というのを、例えば、郡の医師会も設けるとなると、現在でも小児科を標榜されております医療機関というのは、町内にも3カ所ございますが、要は夜間時の対応というのが保護者の皆さんからの意見としては多いようですから、その辺の対応をどうするかということになると、この薩摩川内市のほうの済生会、そういうところにかからざるを得ないというところもあるようでございます。

そのようなことで、専門的なそういうところを設けるとなると、子どもの数の問題、対象者がそれだけの小児科専門医としての経営的な面を考えると、なかなか難しいところがあるということでもございますし、また、小児科医の場合、非常に医者にかかる率、割り合いとか、時間が24時間、そういうことで労力的にも大変なところがある。

そしてまた、診療報酬の関係等もあるし、なかなか最近では小児科医にしろ、あるいはこの産科にしろ、リスクが非常に多くてなり手が無いというんですか、そういうところもあるようでございまして、国としましてもこの辺の対策は、なんらかしていただかにかいかんというのは課題になっているようでございます。

あと、いろんなアンケートも出ておりますが、できるだけこういった子どもの遊ぶ場所等についても、今あちこち児童公園等もできておりますけれども、身近にそういう施設があるということも大事でございますし、町としましては、今の施設の中で対応はできるようなことはしていきたいと思っておりますのでございます。

○平八重光輝議員

確かにおっしゃるように、乳幼児の医療機関については、非常に勤務実態が厳しいということなどがあって、お医者さんが少ないということでもあります。しかし、子どもはというより、病気は時間や場所を選ばないものですから、特に夜間等の場合は親御さんが非常に心配されるわけです。心配されて今おっしゃったように、川内市に走ったり、夜間、診ていただく病院に走って行かれるわけですが、できるだけさつま町にも夜間も診ていただけるような病院といいます

か、子ども病院をあってほしいなあと思いますが、その辺もぜひ医師会と協議されて、できるだけさつま町で安心して子どもを診てもらえるような体制をつくっていただければと思います。

それと、先ほど言われました診療報酬につきましても、また県のそういう首長会等でも統一されて、国のほうに産婦人科、小児科については、診療報酬を上げて、そういう体制をつくっていただきたいというようお願いをされてもいいのではないかと思いますので、その辺もまた検討方をお願いしときます。お願いというより、ぜひやっていただきたいと思っております。

次に、少子化、子育て少子化対策といいますが、子どもをどうしても増やすといいますが、人口を増えるためには、若い世帯がたくさんいらっしやらないと子どももなかなか増えないわけですが、若い世代といいますが、若い世帯を増やす具体的なお考えというものはお持ちでないでしょうか。

例えば、昨日も出ましたけれども、定住促進の補助金制度は薩摩川内市が出しております。薩摩川内市は住宅取得補助に、地域によりますけれども、薩摩川内市の中心部については、30万円、離島にあります甬島については最高200万円というような助成を出しております。また、リフォームについても最高100万円の助成を出しております。

それと新幹線で鹿児島、出水方面に通勤される方につきましても、1カ月当たり最高5,000円というような制度をつくっておられまして、10万人を割らないための施策を一生懸命やっておられるわけですが、川内市も現在10万人を割っているようなところであります。

ただ、こういうような施策をされて、増やすことはできなくても減る人数をできるだけ少なくしようということでもあろうかと思えます。ちなみに、この補助制度でどれぐらいの方が利用され、どれぐらいの方が薩摩川内市に転入されたか調べていただきました。

平成20年度で47世帯、127名の方が新たに転入されているそうでありまして、21年度が55世帯、155名、リフォームにつきましても、リフォームは20年度で8世帯、17名、新たに転入された方、21年度で12世帯28名だそうであります。

財政規模もありまして、なかなかたくさんのお金をこういうのに使うということもできない状況ではありますが、薩摩川内市の場合は住宅取得に21年度で約4,000万弱、リフォームに500万弱、それから、新幹線の補助が80万円というふうになっております。

我が町も、きのうも川口議員の質問の中でもありましたけれども、リスクをあるからそういう考えはないというような答弁でもありましたけれども、何か事業をやればリスクはつきものであります。

かといって行政がやるのに余りリスクが高いのもやれないわけでもありますけれども、例えば、地元の材木を使って、地元の業者による施工をされた場合は、金額は幾らがいいか判りませんが、例えば、100万円、薩摩川内市の200万の半分として100万、町のほうで補助しますから、このさつま町に転入してつくられませんか、若い世代の方にされれば、100万円というお金は当初は高額ですけれども、固定資産税、住民税、それと国からの交付税等を考えれば、何年もしないうちに100万円は、ペイという言い方はちょっとおかしいですけれども、入ってくるといいますか、取り戻すお金でもないんですけれども、そういうお金が十分町の歳入として入ってくるとも考えられますが、その辺は、全くお考えになりませんか。検討の余地はございませんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

やはり人口の減少に歯どめをかける。これは非常に今増を図るということはなかなか厳しい環境にありますので、できるだけ減少に歯どめにかける、このための対策というのは非常に重要なことだと認識はいたしております。

そのことでいろんな政策的なものも考えて取り組んではおりますけど、昨日もありましたとおり、定住促進を図るために、過去も各市町村そういったような個人に対する住宅の補助等も実施をされてきた経緯がありますけど、なかなか住宅をつくるとなると、そこには世帯の中で相当な決断をされてつくられるわけございまして、それでそのまちにつくるか、あちこちどこに建てようかとなったときに、一つの永住になるわけでありまして、出身の町につくるということになり得んのかなと思っております。

一つの誘導策にはなるかと思っておりますけども、その補助金が何がしかあったから、そこにわざわざほかのところから入って来てそこにつくるかとなると、なかなか一概にはいえないのかなという感じもいたしております。

薩摩川内市あたりは原子力という自主財源を豊富に持っておりますから、そういう弾力的な運用もできますけど、我々のこういうまちにとっては、自主財源というのはそんなに大きなものではございませんし、非常に特別な財源というものもありません。行革を進めながら、その中でできる範囲で、財政運営というのをしていかなければならないというところがあります。

非常にそういうものができればありがたいんですけども、そこまでなかなかすぐ実施できる状況には、私はもう今のところないのかなと思っております。御指摘にありますような、そういういろんな手立てをしながら、少しでも歯どめをかけてということは大事なことでありまして認識しておりますけども、今そういうところにはちょっと足を踏み入れるところまでいかないと思っております。

○平八重光輝議員

5、6年前に、東郷町の団地ができておりますけど、新幹線の廃土を利用した団地ができております。あそこをちょっと調べ。まだ薩摩川内市の合併前であります。あそこは80万円の補助を出されました、東郷町は、当時の。残念ながらといいまかすか、我が当時の宮之城町から4名の方が80万円があったから行ったちゅうことではないかもしれませんが、いろんな事情の中でされたんでしょうけれども、向こうに家をつくっておられました。それ以降、何名の方がつくられたか調べておりませんが、そういうのもあります。

私になぜ100万円程度でも出したらと申したのは、単に100万円をただやればよいという話じゃないんです。地元の木材を使い、地元の施工業者を使ってつくっていただければ、例えば、1年間に10軒あるか、20軒あるか判りませんが、1,000万、2,000万の助成で仮にここにつくっていただければ、1,000数百万いたします。家は。そのお金が回りまわって、例えば、1,000万円の補助で1億円のお金が動いて、それ以上のお金がこのまちで動くんです。経済の活性化になるんです。そういう意味で申し上げております。

具体例を申し上げますと、ホープタウンが何年か前に約60軒ほど家が建てました。前にも申したけれども、私は少し聞いてみましたら、約50軒が外の、町外の業者での方でつくられております。10軒ぐらいが町内といいますか、在来といいますか、そういう工法でつくっておられます。

あと10軒ぐらいまちの業者でつくられたら、電気、水道、ガスはもちろん、屋根がわら、つくられる方は庭までつくられます。業者の方がさつま町といいますか、当時の宮之城の方を利用されます。電気工事にしても。そのお金の大部分は町内で回るんですけども、残念ながら、大部分数億円というお金が町外のほうに、流れたと申しわけないんですが、そういう形でつくられたのもありますので、できればこのまちの商工業の中の商業の活性化も大事ですけども、そういう工業になりますかどうか、建設業、そういう方の活性化のためにも、その1,000万、2,000万というお金がそんなにたくさんは必要ないと思います。何千万ものというようなお

金は必要ないと思いますが、十分生かされるのではないかというふうな認識を持っております。そういう考えもまた頭の中に置いていただいて、ぜひ施策の中に取り入れていただければありがたいと思います。

次にいきまして、接遇でありまして、接遇は庁舎内だけではなくて外での仕事の全般についてももちろんであります。また、職員の皆さんについては、町民の皆さんは私生活の中まで厳しく見ておられるところもありますので、ぜひその点については十分認識をされて指導していただきたいと思います。

1つお尋ねしますが、これまでに行政サービスについて苦情等はなかったものか。もしあったとすればどういう処置をされたか、具体例は要りません。ただあったかなかったかで結構です。それとどのようなふうに処置されたか、あったらお答えいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの定住のいろんな施策のことについてでありますけども、やはり町政全般を見た中で、今何をなすべきかということをしていかないと、単発的にそういう一つの政策も考えれば非常にいいとは思いますが、今さつま町におかれている現状の中で、何から緊急的に対策を講じていかなければならないかということを考えますと、この今例えば住宅の問題にしまして、分譲住宅がつくったものがたくさん残っているわけです。この前も3月議会で、議会にお願いしまして、佐志ニュータウンも2割軽減をさせていただきました。そういう残った懸案事項を早く片づけていかないと、次のステップにいけないところがございます。

そして、今は高齢化がどんどん進んで、介護の問題、医療費の関係、物すごく年々増えてきてまして、将来的にはやはり相当な社会補償費というのは出てくる。そういうことを想定しながらしていかないと、その対応というものをしっかりとする必要がございます。

全般的な視野の中でいろいろ手がけていく必要がありますので、ほんとおっしゃるとおり、そういうところまでやれる状況がくれば、本当ありがたいと思っております。確かに、御意見にありますようなことは、今後視野の中に入れながら、そういう時期がきたら考えてもいいかと思っておりますが、今の段階ではなかなか厳しいところかなと思っております。

それから、2番目の職員の関係についてでありますけども、職員というのは、公務員という目で見られますので、役場内で仕事をしている以外も、全くこの自宅、地域での生活の中で、全く変わらなく町民の皆さんから見られているということでございますので、いつも職員の皆さんには信用を失墜するようなことがないように、しっかりと生活面もやっていただきたいということは、もう常々申し上げておりますし、職員一人一人がまたそういう自覚は、しっかりと持っているものと考えているところでございます。

今でもこの中でも苦情としまして、数件ちょうだいをいたしております。苦情の内容につきましては、お客様の対応、電話を町民の皆さんからされたときのそのときの対応、あるいは直接お見えになったときのそういったこともあるかと思っておりますけど、一番多いのは電話でのそういった対応というのがあるかと思っておりますので、その辺も顔は見えなくても、その辺のところはしっかりとやっていただくようにということでしております。

いろんな研修の内容、いろんな事例を上げながらやっておりますけれども、なかなか、全般的にいまのところいいなあというところまではまだまだいってないのが、実情ではないかと思っております。

いろんなあいさつの関係にいたしましても、そういうことでございまして、そういう基本はあいさつからということによってありますけども、なかなかその辺もまだまだというところがあるかと思っております。大体そのようなところが主なところではないかなと思っております。

ざいます。一番多いのが電話ということを理解をいたしております。

○平八重光輝議員

時間が残り少なくなりましたので、ちょっと飛ばします。今町長にありましたあいさつの徹底もぜひやっていただきたいと思います。先般もちょうと紹介しましたが、役所で言えば、私も県内の役所を相当数周りしましたが、志布志市役所、非常に皆さんあいさつをされます。

もう会う人、会う人が、私が行ったからちゅうことじゃなくて、もう皆さんにあいさつをされます。受付の方にお聞きしましたら、「市長の方針ですか」とお聞きしましたら、市長はもちろんですけど、課長会で徹底してこの話をして職員の周知しておりますというようなお話でしたので、あいさつは何回されてもさっきしたよと、何度もすんなという人はまずいらっしやいません。あいさつをされて気分を害される方もほとんどいらっしやらないと思います。

ぜひお金も訓練も何も要りません。その場ですぐできますから、あいさつはぜひ徹底していただくように指導していただきたいと思います。

それと1つ、行政サービスの中に入るかどうか判りませんから、電話交換機がちょっと不具合があるんですが、これは取りかえ等は予定されておりますか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、電話交換機の不具合の関係が発生をいたしております。合併を機に、旧町ごとになりました電話交換機を本庁に一本化しまして、これまでも利用してきておるところでございますが、電話がつながりにくいというようなことも含めまして、年間数件のトラブルが発生をしているところなんです。

電話がつながりにくいことについては、月曜日、あるいは金曜日の始業時などが多いようでございますが、交換手を2名配置をしまして、その処理に当たっております。また、トラブルの原因につきましては、さまざまな要因がございますけれども、電話サーバー機の不具合によるものが多いようでございまして、そういったトラブルの発生時には総務課の職員がその対応をしております。

保守業者が県外であることなどから、スピーディな対応ができないというのが実情でありますので、これについてはもう既に導入をしてから5年が経過をしているというようなことで、更新の時期を迎えていることと考えております。スピーディな対応ができるようにするため、今年度更新にかかります予算を計上しまして、現在、更新作業を進めているところでございます。何とかそのようなトラブルの解消に、早急に努めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○平八重光輝議員

もう割愛いたします。ワクチンについての総合的な質問をいたします。

このワクチンは年齢制限をされるものかどうか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

例えば、子宮頸がんのワクチンにつきましては、対象者を中学校1年生から3年生、それと高校生は希望者ということと、中学校1年生から3年生も当然希望者になろうかと思うんですけども、高校生まで。

それから、ヒブワクチンにつきましては、それぞれ年齢に幅がございます。乳幼児期ですので、生後2カ月から6カ月、それから、7カ月から1歳未満、1歳から5歳未満ということで考えておまして、それぞれ月齢によりまして接種回数が違ってまいるかと思っております。

一般ら肺炎球菌につきましては、やはり幼児でございまして、生後2カ月から6カ月、あるいは7カ月から1歳未満、1歳から5歳未満とそういう乳幼児期を対象にいたしております。水疱瘡についても同じく1歳から5歳、おたふく風邪についても1歳から5歳ということになります。

新型インフルエンザにつきましては、今までどおりでございますので、これは幅広くあろうかと思っております。対象としましては、高校生以下と、それから、65歳以上を補助の対象にしているというようなことでございます。

○平八重光輝議員

肺炎球菌については、9歳ぐらいまではいいということで1回で済むそうでありますから、それと、肺炎球菌の高齢者は対象にできないかということでお尋ねなんです。

非常に高齢者にも有効であると。大人用の肺炎球菌ワクチン、インフルエンザと併発する肺炎を防ぐため、予防接種費用を助成する自治体が増えていると。70代後半の接種率が高い長野県、波の田んぼと書いて波田町とお読みするんですか、接種をしましたら、冬季の入院患者が激減したと。救急医療によい影響が出たとか、医療費抑制効果があったというふうに出ております。

治療と予防に同じ金を使うなら、もう予防に使うと、先ほども町長もおっしゃいましたけども、そういう形でこれぜひ75歳以上の高齢者の方も対象にしてはどうかと思うんですが、その辺はお考えになりませんか。

○町長（日高 政勝君）

今回、少子化対策というんですか、この子ども健やか育成宣言の中のことで、先ほど申し上げました乳幼児の方を対象に考えておりますけども、65歳以上の高齢者についても感染の危険性が高いということでありますので、できたらそういうことも考える必要もあるかと思っておりますが、今後、財政の関係とかいろいろ状況を見ながら、それについては検討させていただきたいと思っております。

○平八重光輝議員

あとテレビのデジタル化についてお尋ねをいたします。

私が質問書を出したあとに、国のほうがチューナーの無償給付を拡大すると、先ほど答弁の中でありました生活保護家庭を含めたNHKの受信料を納めなくていい家庭などは、最初はチューナーを差し上げますよということでしたが、私も個人的に総務省に何回も電話をしまして、生活保護手当以下の収入で生活される方もたくさんいらっしゃるんだと、そういう方にもぜひ手当をしてほしいと、何回も何回も電話して交渉しました。

私が申したからこういうふうになったとは申しませんが、一つのきっかけにはなったんじゃないかと思っております。そういう形で340億円を計上するというふうに出ております。

ちなみに生活保護手当以下で生活されている方が全国で229万世帯あるというふうに出ております。我がまちの住民税非課税のところにこのチューナーを差し上げますということなんです。どれぐらいあるか、数は把握されておりますでしょうか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまの御質問でございますが、現在、市町村民全体の世帯数が1万332世帯で、そのうち4,833世帯が非課税世帯であると聞いております。

○平八重光輝議員

非常に数的には私が考えている以上に多いんでありますが、こういう方にチューナーを配布されるということで、国からの補助は恐らくチューナーの配布だけだろうと思いますが、チューナーをもらっても映らないところもあるんです。

といいますのが、アンテナをかえないとどうしても映らないという家庭もあろうかと思えます。また、チューナーだけもらってもしっかりと見れるまで取りつけて設定までしていただかないと、高齢者の場合どうしたらいいかわからないという方もたくさんいらっしゃるかと思えます。

私が助成をと言いましたのは、お金だけの助成ではなくて、最終的に見れるまで設定をしてい

ただ助成を含めての助成であります。そういうのをお考えになりませんかという質問ではありますが、その辺まではもうお考えになりませんか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま申されている世帯が非常に心配されるところでございますが、今後の国の対策としては、こうした方々を拾い上げるために、いろんな相談会もしておりますけども、今後は高齢者等の100万人の声かけ運動ということで、郵便局の配達員の協力をいただきながら、そういう世帯把握いたしましたり、今度は、相手からの要望だけではなくて、国のほうから訪問アドバイス制度というのを設けて、国のデジサポ等から出ていってそうした設置もしていくということが検討されておりますので、そこらを活用しながら、設置、あるいはそうした難視対策をしていくということになっているところでございます。

○平八重光輝議員

先日の新聞記事に、国はテレビすら高齢者生活弱者から奪っていくのかというような論文も出されております。また、放送局が流す電波の向こうには、テレビを楽しみにしている視聴者がいることを忘れてはならないと、まさにそのとおりであります。

現在の国の施策は、テレビは高齢者やひとり暮らしの人にとって人生の大きな楽しみの一つでもあります。国はお金を出せない人からテレビを取り上げようとしているのかと。このままではテレビ難民が出ることは予想されます。

国の助成対象以外の困窮者に、ぜひ最終的にテレビがみれるまで配慮していただきたい。そのために、一つの手段として、町長にぜひやっていただきたいのは、市町村会でも何でもいいです。県を挙げて、ぜひ国にこれをもう徹底してやってもらうように申し込んでいただきたい。申し込んでというか、できればもう決議書を出して、絶対テレビが見ることができなくなったという人が出ないような、社会といいますか、世の中にしないという、テレビが非常に楽しみだという方が非常に多いんです。

そういう方から、テレビを奪うという一つの施策になりかねないんです。人ごとではなくて、我が事として認識していただいて、今見ていらっしゃるテレビでも十分満足していらっしゃる中に、国の施策でこういうデジタル化という、確かに映像は美しくなります。データもとれます。しかし、高齢者の方は今のテレビで十分満足されているんです。データもそんなにとられないんです。そういう方に何万円ものお金を出せとっているのがこの施策なんです。ぜひその辺を十分認識されて、国に強い要望書といいますか、出していただくように申し上げて質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで7番、平八重議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時40分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は4番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

有害鳥獣質問担当の米丸でございます。通告に従いまして、また今回も有害鳥獣の被害防止について質問をさせていただきます。

ことしもあと1カ月ぐらい後に実りの秋、収穫の秋を迎えます。今のところ、台風の被害もなく、稲も順調に育っておるようでございますが、野菜、果物などは、ひでりや高温によって収穫が減少し、品薄で価格も高騰しているように聞いております。

ことは本当に大変な年でありまして、冬の梅の幼果の凍結被害により生産者は大きな打撃を受けられております。また、畜産農家におかれましては、宮崎県での口蹄疫が発生したことにより、大変な影響を受けられたわけでございますが、畜産農家ではなくて、商店、それから、旅館、飲食店など、大変経済的、精神的な被害も受けられたところでございますが。

口蹄疫のウイルスが本町にも侵入してくるのではないかとということで、いち早く町の職員初め、農協、地区連、建設業、そしてまた議会、町の職員皆さん一体となった防除、消毒の体制をとっていただきまして、幸いにして患畜の発生を見なかったということには、本当に皆さん方の御協力に対して心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

また、一般の方々からも心温まる御支援と寄附金等をいただきましたことに対して、本当に重ねてお礼申し上げたいというふうに思っております。

そのほかに青果、野菜等も温暖化の関係なのかどうか判りませんが、減収ということで大変厳しい状況のようでございます。ここで台風の被害でもあればまた大変でございますが、台風被害のないことを祈るばかりでございます。

そのようなときでございますけれども、いよいよ秋の収穫を迎えるということでございますが、まず人より先に、この農作物を狙っているのが、本日の質問の主人公でございます。

昨年3月にさつま町の鳥獣被害防止計画が策定されました。その計画に従った具体的な実施計画に大変期待をしているところでございます。

今回の補正予算の中で、有害鳥獣捕獲事業費303万円が計上されておりますが、具体的にどのような形で事業を実施される予定なのか。また、当初予算と合算しまして、643万4,000円となりますが、20年度の推計被害額5,700万をどれぐらいまで減額できるというふうに見込んでおられるものかどうか。この点をお伺いいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員の有害鳥獣被害防止の実実施計画についての御質問にお答えをさせていただきます。

御存知のとおり、昨年度、さつま町鳥獣被害防止計画を策定いたしました。これにつきましては、既に広報「さつま」及び町のホームページでも公表をいたしましたところでございます。

計画を策定いたしました市町村が実施できる国の補助事業につきましては、さきの国の事業仕分けの結果を受けまして、県による交付金事業という形に見直されたところでございます。その影響で今年度の前半は、県において事業体制づくりが行われております。

これから実施予定の本年度事業につきましては、さきの3月議会の一般質問に対する答弁でも一部触れたところでございますが、まず、ソフト事業につきましては、1つは、花火取扱の規制に対応するための追い払い花火講習の開催を計画しております。

それから、猿の対策につきましては、有効的で的確なものにするための生息、行動状況調査を実施することにいたします。そのほか、捕獲用の箱罠の購入を計画をいたしております。中型動

物用の時期でございます。

それから、猿用の電気ネット柵の効果を確認するための実証試験を3カ所で行う計画でございます。以上を事業費192万4,000円で実施する計画でございます。

また、ハード事業につきましては、電気柵2万1,480メートルの設置、事業費で110万6,000円で計画をしておるところでございます。これらの事業費につきましては、今回の補正予算に計上しておりますので、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

動物用の花火による追い払い、生息状況調査等の事業においては、地域の方々も一緒になって進めていくことが不可欠でありますので、鳥獣を寄せつけない集落づくりを、住民自らが主体的に取り組めるように運動の展開をしていきたいと考えております。

このような事業について取り組んでいく計画でございますが、限られた交付金でありますので、この中でより効果が上がるように実施をしていきたいと考えております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○米丸 文武議員

ただいま町長の御答弁で県の交付金に変えられたというようなことで、これを活用してソフト的に花火での追い払いの講習会、住民が取り組める講習会を行うと。それで、猿等におきましては、生息調査、箱罟ですか、それから、電気ネット等、これの評価をするための調査ですか、そういうものが計画されておるといふようなことでございますが。

今までも状況については、質問のたびにお話しをしておるところでございますが、これまでも2年ちょっと前までは、国道の267号線より東のほうの境田とか、搦、熊田、戸子田、広橋、永野にわたって、多く日本猿が集団でおったというようなことでございましたけども、もう一昨年ぐらいから、国道をどんどん集団で渡ってくるというような状況が進んでおまして、今、狩宿、橋掛、上中そういう集落へどんどんきて、被害がどんどん発生してきている実情でございます。

鶴田の大平のほうも先日お聞きしますところによりますと、やはりもう猿の被害が発生しているんだというようなことでございまして、実は、日曜日に敬老の会が集落のがあるということで、ちょっとお祝いにお伺いしたんです。

その中でも、これは何とか対策はできないのかどうかと。もう本当に我々が精魂込めて、わずかな、いけば収入として、また生活用としてつくっている農作物が、猿によって被害をこうむっているんだというようなことでございまして、ことしの5月には橋掛で20アールぐらいの春カボチャを生産されている方でございますけども、約500個ぐらいのカボチャの被害を受けたと。かじられたり、引っかかれたと、出荷できない状態になってしまった。それも小さいものから入れましてでしたから。本当に大変な状況だと。秋カボチャを植えましたと、今からですけれども、これの被害が出ないかどうか大変心配をしているんだというふうなことでございまして、電柵等も張っておるんだけどもというようなことでございました。何とかできないのかなというふうなことでございました。

またすぐ近くでは、桃を植えておられると、桃園、ナシ園を少しですけれども、しておられる。それがまた被害に遭っているということで、この方も70歳代なんでございますけども、切実な思いで何とか対策してもらえないというようなことで、話をされてところでございまして、ぜひこの野生のこういう猿、それから、イノシシ、シカもですけれども、本当に生産者の皆さんが精魂込められて生産されて植えられているものが被害を受けるということは、大きな問題ではなからうかというふうに思っております。

ほとんどの方が、高齢にもかかわらず、その生産に一生懸命取り組んでおられる。年金では食

っていけないんだというようなことで取り組んでおるのに、こういう被害を受けたらこれはどうしようもないと。今後はもうあきらめていかにやいかにのかどうかというところまで考えているんだというようなことでございましたので、今回もこういう形での質問をさせていただいたおるところでございます。

今町長のほうからソフト面、またハード面での御説明がありましたけれども、この被害防止の計画の中で、22年度の事業を私はどれぐらい5,700万あった被害が、どれぐらいまで減少させるような目標というものを持っておられるのか。それを上げるためにどのようなイノシシにしてはどのような対策、日本ジカに対してはどのような対策で、また日本猿に対してはどのような対策でそういう減少を計画されているのか、そういう点についてお聞きしたかったところでございますが、担当課長でも結構でございますので、この計画の中で23年度を目標値として上げられておりますけれども、余裕をもっておるわけにもいきませんので、どのような対策を具体的には、この電気柵で今言われたこれだけでそれが可能なかどうか、その点についての御判断というのを聞かせいただきたい。

それから、また猟友会の方々も高齢化されております。会員が本当に少なくなったんだということで話も聞いておまして、橋掛の中でも2人ぐらいしかおらないと、1人だというような話をされております。

そのようなことで、こういう猟友会の方々も協力をいただいております。そういう方々の今後の対策もまたあともってお聞きしますけれども、そのような状況でございますので、その計画についてお伺いしたいというふうに思っております。

○耕地林業課長（山口 良一君）

まず被害の軽減目標でございますが、今言われましたように、年度を平成23年度ということで、21年から23年度までの計画ということでこの被害防止計画はできておまして、最終年度を目標を持っております。

鳥獣ごとに一応目標値を持っておりますが、イノシシで現状で、平成20年度の値でありますけれども、2,316万1,000円という被害であります。これは23年度末で1,341万3,000円にしたいという計画でございます。

日本ジカにつきましては、2,450万9,000円を1,470万5,000円。それから、日本猿につきましては、171万8,000円という数字でございますが、これを133万1,000円という目標値を掲げて、捕獲と被害防止、いわゆる電柵等での被害防止という両面から対策を取りながら、この目標数値まで被害額を減少していかうということで計画を持っているところであります。

その上で先ほどございましたように、ソフト事業で190万円余り、それから、電柵の関係で補助金としまして110万6,000円を計上させていただきました。22年度の対策を取っていかうということにいたしているところでございます。

○米丸 文武議員

今の数値の目標については、あくまでもこれはそういうような目標で設定されているんだろうと思いますが、この花火での追い払い、それから、電気ネットで、要するに、その被害を受けないように地域を保護する。また、地域に入ってきたものを追うというような形での計画のようでございますが、これだけで今のおっしゃるような効果が実際期待できるんですか。

私はちょっと無理だろうというような気がしてならないんです。もうちょっと具体的に、例えば、猟友会の方々にどれぐらいを目標にして、その捕獲をお願いしたりとか、追い払いでどれぐらいの効果を上げたいとかというそういうようなものを、一つの計算の基礎としてお持ちではないの

かなというふうに思っておるものですから、お聞きしているんですが。

だんだん増えてきているんです。この計画書にもございます。ほとんど減ってないと、増えていってるんだというようなことを書いてございます。

そういうような中で、今の状態で今のここで発表されましたこの程度の私は規模で、果たしてこういう目標は達成されるんでしょうかということなんですが、その点、間違いなくそれをやるんだとおっしゃればそれに言っていたいただければ結構でございますけど、どうなんですか。その点については。

○耕地林業課長（山口 良一君）

ソフト面で、今申し上げましたこの事業は、あくまでもこの事業にかかわる内容でございまして、これまでどおり猟友会にお願いしながら、捕獲についても実施をしていくことにしております。

一昨年から銃器のみではなくて、くくり罠の捕獲ということで、主に夏場でございましたけれども、実施をいたしておりますが、非常にその効果も上がりまして、ことしは、その夏場だけで罠のみで非常にたくさんの捕獲ができたということでありまして、もう既に8月末現在で昨年の実績を超えているということでございます。

今後9月、10月にまた現在捕獲を、銃器を中心に実施をしておりますけれども、さらにまた捕獲ができるというふうに考えておりますので、捕獲面ではそういう形で今実施をしているところでございます。

被害防止としての電柵の関係につきましても、この事業と合わせて、今中山間地域総合整備事業で、薩摩地区が終わったわけですけれども、防護柵の設置を電気柵じゃなくて、防護柵の設置もやっておりますし、宮之城地区においても防護柵の計画もございまして、そういう被害防止の観点からも、これの事業のみならず、ほかの事業も活用しながらまた進めていくということで計画をしておりますので、実績等を踏まえながら、また来年度も継続してこの事業はございますので、また見直しも含めながら、効果的な方法を取ってまいりたいというふうに考えております。

○農政課長（平田 孝一君）

イノシシ、シカ類の被害防止に係る町の単独事業としまして、電気柵の設置助成を出しておりますけれども、21年度で43件の助成をいたしております。受益面積で18.7ヘクタールということであります。そして22年度も一応現在も進行中でありましてけれども、一応27件の設置の予定をいたしているところでございます。

○米丸 文武議員

私はもうひっくるめていろいろ言うと、なかなか対策が違ってくるんじゃないかと思っております。まずこのシカの問題から入りたいと思うんですが、シカも本当に増えてきているんだということが言われております。それらの実態の調査というのは、捕獲も増えておられるようでございますが、実質増えていく数と捕獲の数が増えても、どっちがどっちか実態の調査をしないと判らないといわれればそれまでですけれども、それが追いついていってるのかという気がしてならないんです。

頭数は増えて、防護柵で、要するに入らないようすれば、今度はそれのないところへ行ってしまうんですね。だから、なかなか防護柵等では自分の農地ですとか、耕作地を守ってしまっただけではいいんです。今度はそうでないところまで行ってしまおう。

とすると、結局集落全体を柵で囲ってしまわなきゃいけないというようなことになって、これは大変な事業費もかかるんじゃないかという気もしてならないんです。しかし、これは事実がそうだから、少しでも個人で補助しながら、そういう方を増やしていこうということだろうと思っ

ておりますけれども。

具体的に、じゃ日本ジカに対してはどのような対策を思っただけで対処するつもりなのか。それから、イノシシに対して、また日本猿に対して具体的なところで私がお聞きしたいと思うんですが、この計画の中で5ページにございますが、捕獲に関する取り組みということ、22年度、23年度を見ますと、被害を受ける農家自らが有害鳥獣を捕獲できるように、県や猟友会等々と連携して、狩猟免許取得のための講習会受講に対する助成を行うなど、狩猟者の確保、育成を図るとともに、猟友会で捕獲機材、箱罠等を整備して広く貸し出しを行うということがございますが、23年度も全く同じような計画のようでございます。

もっと私はこれ以外の対策というのでも必要なのではないだろうかというふうに思うんですが、今検討された段階ではもうこれでないと仕方がないというふうに御判断なっておられるのかどうか、その点はいかがなんでしょうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

被害を防止するためには先ほどから申し上げますが、もう捕獲柵等による防護、両面からするというところでありますが、従来、銃器、鉄砲による捕獲が猟友会員が非常にたくさんおられた時期は、それで非常にバランスが取れていたというふうに思います。年々その数が少なくなって、今非常に危機的な状況になっているという状況であると。

そういう中で、罠の免許については、高齢の方でもできるということでありまして、昨年、一昨年ぐらいからですか、銃器よりも罠の免許を取られる方が多くなっているということでありまして。

昨年は16名の方が罠の免許を新たに取られたということでありまして、これは今後もその傾向は続いていくと、また伸びていくんじゃないかなというふうに思っておりますし、そのことによって、捕獲の数量も増えていくんじゃないかなというふうに思っております。

先ほども言いましたけれども、くくり罠の許可を7、8月にしたら、非常に伸びたということもありますので、そういう面で数の減少を図っていったらというふうに思っておりますし、あわせて猟期中でも罠による捕獲もできるわけですので、そういう面で罠の免許を取られる方が増えるような対策をとっていきたいということが、まず第一じゃないかなというふうに思っております。今回は、予算の計上をしておりますけれども、といいますのが、従来7月に、例年この免許の取得の試験があるということで、今回は間に合わなかったということで、来年度についてはそういう助成を行っていきたいというふうに考えております。

そういう捕獲面で罠による捕獲を増やしていくことによって、対策は一つはできるんじゃないかというふうに思っております。

また、被害防止の観点からいきますと、電動ガン等を活用した被害防止、これも非常に効果があるというふうに聞いておりまして、試験的にこれまでも何箇所かで行っておりますけれども、そういう防護方法もいろんなのがあるんじゃないかなと思いますけれども、そういうのを研究もしながら、対策が図られたらというふうに思っているところであります。

○米丸 文武議員

私もしつこくお聞きして申しわけないんですが、今のお話はシカとイノシシに対するそういう形を対象にお考えなんですか、それともこのくくり罠というのは、日本猿に対しても効果があるわけですか。どうなんでしょう。その点は。

○耕地林業課長（山口 良一君）

今申し上げたのは、日本ジカの場合ということで考えております。

○米丸 文武議員

今先ほどから申し上げておりますけれども、シカも以前は山で木を実を食べたり、皮をはいたりしてそれで食べ取ったんですね。ところが最近はどうも里へ出てきて、稲を植えたあともきれいに食べてしまうと、ゴルフ場のグリーンみたいな形になってしまうぐらいの食べ方をやってしまう。また実ってきたら、そのまま穂をきれいに、何ていうんですか、そぎ落とすというか、そんな感じで食べていきます。

イノシシの場合は、もう田んぼの中をごろごろ寝たうつといわれておりますけれども、寝転がって、踏み込んでどうしようもなくなってしまうというような被害が出てくるんです。そのようなことで、それぞれ習性もあるわけですが、私はさっきから申し上げておりますように、シカに対してはくくり罠、イノシシに対してはどのような対策で、こういうようなものをどれぐらい何基ぐらい設けて、それに対応していくんだというふうなことをお聞きしたいわけですが、この日本ジカ、イノシシについては、町内全域を生息区域というふうな形になっておりますが、相当な私は数も必要になってくるのかなと思うんですが、今の段階では出ている場所に設置して、ある程度置いて、そこで捕獲したらまた次へ移していくというような形を検討されているんだろうと思いますが、具体的にそれぞれ種類によっての対応というのをお聞きしたいと思っておったところですが、イノシシにおいてはどのような対策をお考えなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思うんです。

○耕地林業課長（山口 良一君）

イノシシにつきましても、手法としては日本ジカと同じようなやり方になっていくと。あくまでも捕獲と被害防止の観点、両面から対策はとっていくということでございます。

日本猿につきましては、今回生態調査等も行うようにしております、まず実態を把握した上で、また来年度の計画に向けて対策をとってまいりたいというふうに思います。

○米丸 文武議員

来年度に向けてというようなことでございます。被害はどんどん発生をしております。皆さんの厳しい残念な思いというのは、まだまだ続いていくのかなというような気がしますけれども、やはり、少しでも早く何らの形で、先ほども町長も御答弁なさいましたけれども、計画にうたってございます。住民の皆さんが、要するに自分たちで出て来たときに追い払うなり、何なりできる、そういう対策というようなことで、花火もできるようにするということでございますので、そういうことにも大変期待をしてみたいというふうに思っております。

次に、私は今害虫駆除を委託をされておる猟友会の件について、少しばかりお伺いしたいと思うんですが、猟友会の会員の方も高齢化のために減っていくというようなことで、先ほどお話ししたところですが、免許取得の受講助成をするんだというようなことで計画が書かれて、上げておられますが、これは銃の免許なのか、罠の免許なのか、両方含んだものに対してのその助成を見込まれているのか。どれぐらいの形で助成をされる考えなのか。その点についてお伺いしたいと思うんですが。

○耕地林業課長（山口 良一君）

狩猟免許の講習会が毎年7月に実施をされておまして、本年度ですけれども、銃を3名、それから罠を7名の方が取っていらっしゃいます。昨年は、倍ぐらいの罠でしたけれども、ちょっと22年は減少しているということでもありますから、来年については、この自己費用が大体1万2,200円かかるということになっておりますので、このうちの一部を助成するということになろうと思いますけれども、そうしながら、1人でも多くの方々に参加といいますか、講習を受けていただきまして、免許を取っていただくように特例をしてみたいと思っております。

○米丸 文武議員

この1万2,200円の受講料に対して一部ということですが、具体的にはどれぐらいの額で助成されるか。やはり私も免許を取りたいという方がおられるわけですよ。もうこれは人をお願いしちよつても間にうたんということですが、これだけかかるんだけど、町もそのための免許を種地区するために助成をしますから、ぜひ取ってくださいということも進めていかにかいかなと思うんで、ここの、この金額等についてもお示しいたきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

現在、一応補助事業ということで実施をしていくわけですが、今、対象になる分としては、まあテキスト代等が対象になるということでありまして、うち2,200円程度ということですが。

○米丸 文武議員

皆さんがやはり、今花火ばかりじゃ効果もなかなか期待も、こうしにくいんで、罨でも取ったり、何だりして、自分たちでもしようという気持ちでおられるんですが、私はもう少し、少なくとも町の単独で枠をつくって、半額ぐらいのこの助成というものをしながら進めていっても、私はいいんじゃないかというふうに思うんです。

これは、今ただいまテキスト代の2,200円程度とお聞きしましたから、ないよりはましだと思いますので、そのようにはお伝えしますが、その点についても御検討を私はずいしていただきたいと思うんですが、町長はいかがお考えですか、その点は。

○町長（日高 政勝君）

とにかく、私も鹿児島県の特定鳥獣保護管理検討委員会、この中の委員に町村代表で入っておりまして、いろいろその鳥獣被害の実態というのは、県下の状況をずっと県のほうでも把握をされておりまして、非常に深刻な問題として受けとめておるところです。

いつもこの米丸議員のほうから鳥獣被害については御質問をいただいて、もう当然この何とかせんにいかんなあというのが、私もあちこち回ってみて、そういう声が強いですから、これはほんとに本腰を入れていかないとだめだなという感じを持っております。

ほんと、農家の皆さん方が大事に育てられた農産物が、あつという間に被害にあうということは、再生産の意欲というのがやっぱ欠けてくるという気持ちになりますし、非常に農業所得の向上にも影響があることでありますから、これはやっぱし真剣に、せっかくこうして鳥獣の被害防止計画もつくって、これからやろうというところありますから、これはもう十分配慮しながら、来年のそういう予算の中には反映をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○米丸 文武議員

ほんとに前向きな検討をしていただくということで、期待を申し上げます。ぜひお願いを申し上げたいと思いますが、次に、猟友会の駆除隊、これの編成の状況というのはどのような形に推移しておりますか。

どんどんどんどん、先ほどメンバーが減って来ているんだというようなことで、この駆除隊の状況についてはどうなのか。と言いますのは、免許を取られました、猟友会に入りましたけれども、あなたは経験がないと、危ないというようなことで駆除隊にはまだ何年いれやならんというような話があるようなんですが、免許を取られるということは、それなりの、いろんな法的にも、安全面においても認められて免許を与えられるわけですから、そういう方々も駆除隊に入りたいというような希望がある方は、やっぱり率先して猟友会の中でも駆除隊として

の、私は認定をしていただければ、もっと効果も出てくるんじゃないかと思うんですが、その点についてはいかがお考えなんですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

新たに駆除隊に入られた方ではありますが、現在のところは隊員になるには3年続けて狩猟者登録をした方ということでこれまで進めてきておりますので、これは県の指導から、以前からそういう形でやってきております。

やはり、銃器、鉄砲を扱うということで、非常にこの危険性が高いと。やっぱりそういう場に慣れた方、経験のある程度するということの方が大事だろうということから、そういう形になっているというふうに思っております。

これはもうだれもいなくなったということになると、また考え直す時期もあろうかと思えますけれども、今現時点では、やはりそういう形でやってきておりますので、トラブルというのが非常に怖いわけで、そこは今のところはそういう形でやっていくと。また、状況を見ながら県とも協議をしながら、どうしてもこれを2年にするなり、あるいは1年にするなりということもあろうかと思えますけれども、現時点ではそういうことで進めているというのが現状でございます。

○米丸 文武議員

今、説明をお聞きしまして、確かに銃を扱いますので免許を取っても経験がなければ、ほんとに人に対して、また自分も害を受ける可能性もあるでしょうから、やはり厳しいのかなというようにお聞きしたところでございますが、この狩猟者の登録をしてから3年ですか。それとも免許を取得してから3年ということですか。ちょっとその説明を、私はよくわからなかったんでお聞きしたいと思うんですが。

○耕地林業課長（山口 良一君）

免許取得をしたあとに、最初の、いわゆる猟をされる前に、狩猟者登録というのをいたします。で、その狩猟者の登録を3回、3年続けてやって、3年目からできるということです。

○米丸 文武議員

いろいろとやっぱり危険な銃の扱いと、またいうようなこともございますので、いたし方ないということだろうなあと思っておりますが、ぜひ、早い段階で取得をしていただいて、3年経ったときには、この駆除隊等になって御協力いただければありがたいというふうに思っております。

その次に、今、町で掲げております捕獲の委託報償金でございますが。

○議長（中尾 正男議員）

マイクのスイッチを入れてください。

○米丸 文武議員

ああ、済いません。町で定めております捕獲の委託報償金でございますけれども、今シカが1頭8,000円、イノシシ6,000円、日本猿が2万円、それからカラスが600円、ウサギ600円、タヌキ、アナグマが3,400円というふうになっております。

私ども、昨年熊本の多良木のほうに、この調査で委員会としてまいりましたけれども、その隣のあさぎり町でも、この日本猿に対しては4万円の報償金を出しているというようなことで、そのおかげでもって大変な効果を上げられているというようなことをお聞きしてきたところでございますが、先ほどもこの計画書の中にもございますけれども、心情的な問題もあって、なかなか追い払い、また捕獲したものを山の奥へ持って行って、また離して来るといったようなことを繰り返しておったわけでございますので、また里へ出て来て同じようなことを繰り返すというふうなことにもなりかねない状況であったわけでございますが、そういうふうな方法を具体的に御検

討いただくわけにはいかないのかなというふうに思ってるんです。

というのは、もう私も、その猟友会の方も、実際のところが、このイノシシ、シカにしても、今猟友、実際捕獲された方に対しては半分がその人の費用弁償というような形で入っているんだということでございますが、これを今8,000円の、シカを1頭取って4,000円ったら、油を使って1日走り回って、弾を使ってって、それも1発で当たればいいですけど、何発も打たにゃいかんちゅうようなことで、しとったってのは、ほんとにボランティア的な感覚もしますし、また、今はその捕獲した肉をほんとに売れにくい、そういう状況にあるというふうに聞いております。

もう少し価格でもすれば、そっちのほうでもカバーできるんだけどという話も聞くわけですが、イノシシにしては6,000円でございますから、3,000円しかないんだというようなことです。

それで、これは猟友会の方々の話し合いの中で決められておることなのかどうか判りませんが、これを少なくとも、その方々が捕獲された場合ですから、されなかったら無駄足で、油を使って行かれるわけですから、少なくとも1万円なり、猿当たりにおいては、手取りで2万円ぐらいのものを、ほんとに計上して、そういうふうなものを出せば、もっと積極的に働いていただけるんじゃないかという気がするんですが、その金額にして、私は何千万も上がらんというふうに思うんですが、その点などについてはいかがでしょうか、町長、いかがですか、その点は。

○町長（日高 政勝君）

確かに、もう猟友会の皆さん方も高齢化が進んで、適切な時期にやっぱり班を編成して、この駆除に回れないといういろんな実態もあるようでございます。やっぱりこの駆除の計画が的確に行われて被害を防止するということになりますと、その辺の報償費のあり方ということもいろいろ考えていく必要もあるのかなと思っております。

そういうことで、市町村によっては、非常にそこに見直しをしたところは非常に効果ができて、いわゆる捕獲の頭数も上がったということもお聞きしておりますので、その辺も含めまして今後十分検討をさせていただきたいと思っております。

○米丸 文武議員

ぜひ御検討いただきたいと思います。

そのほかのことについて、ちょっとお伺いをしたいと思っておりますが、計画の中に、日本猿を捕獲専門の実施隊の編成を検討するというふうには、こう上げられておりますが、これについては、現在どのようなどころまで進んでおるのか、その点について課長のほうへお伺いしたいと思うんですが。

○耕地林業課長（山口 良一君）

現在、まだ着手をいたしておりません。関係者の方々の聞き取りを今現在やっているところでございます。できれば、年度内に大体の案ができればなというふうには思っておりますけれども、この実施隊自体が、今、菱刈のほうで、県内では唯一、実施隊をつくっておられるということですが、なかなか機能してないという話を聞いております。

ですから、できたあとがどうなるのかまで、ちょっといろいろ検討しながら、最終的にはつくるんだったらそういう対策を取った上で進めたいというふうに思っておりますけれども、そこらあたりも研究をしながら、一応できるものなら年度内につくっていければというふうに思っております。

○米丸 文武議員

菱刈のほうで取り組んでおりますけど、機能していないということは、何らかの、やはり、ま

あ言え先ほどの心情的な面もあるのかというような気もいたします。また、その等についても、ぜひ御検討いただいて、こういうようなものができれば、皆さんほんとに助かるんじゃないかなというふうに思っておりますので、御検討いただきたいと思います。

次に、追い払いについて、先ほど町長のほうからも答弁がございましたが、花火というような形の中での追い払いを計画されておるようでございますが、これも多良木町のほうで実施されておりました猿撃退の電動ガンによる効果を上げられておると。要するに、そのときに被害があう、また見つけたときに、猿に対してのその「痛い」というものを実際覚えれば、なかなか近づいて来なくなってくるんだというようなことで、それを実施されておりました。

これは、猟友会に2丁ぐらいつつ、10丁ばかり買って、それぞれの猟友会に預けられて、それを実施されているんだというようなことでございまして、これはプラスチックの弾でございまして、近くですりゃあ、けがもするでしょうけれども、猟友の免許も要らないということふうなことですね。何かそういう実施も取り組んでおりますが、これについて検討をされたのか。

それから、モンキーダッグについてはどうだったのか、検討はされたのかどうか、その点についてお聞きしたいと思うんですが、今私がいろいろ話をして出ておるところによりますと、もう我々の公民会にも、できれば猟友会じゃなくて、公民会でも、猟友会の方も人数は少ないんで、1丁か2丁ずつでも町が買って、貸してやってくだされば、ガスのガス代とか弾代は自分たちで負担してもいいから、そういうのができたらありがたいんだけど、というふうな声も聞くんですが、その点などについては御検討はなさっておられませんか。どうなんですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

電動ガンの関係でございまして、実は旧宮之城時代にはぐれ猿が1匹出て、どうしても居座ってしまって、約1年いたことがありました。その対策として、電動ガンを1丁購入をした経緯がございまして、その分を保有をいたしておまして、今、支所のほうに1丁持っております。何かあったらということで、今しておりますけれども、今まだその使っていないということのようではありますが、できれば、その銃で効果があれば、また検討はしてみたいというふうに思っております。

モンキーダッグの関係につきましては、いろんな情報は聞いております。2005年に初めて長野県のほうで導入されたというふうに聞いておまして、非常にこの効果は出ているということで、近隣の市町村も取り組んでいるところが多いという話は聞いておりますが、その半面、また、いろんなその問題点もあるというふうに書いてございました。

1つが、その育成に半年ぐらいかかると。経費も数十万かかるとかいうふうに書いてございまして、今度は管理の問題で、飼い主が常時一緒に行動をしていかないといけないというようなこともありますので、受け皿といいますか、受け入れる農家といいますか、が、果たしてあるのかどうか。そこらあたりも検討しながら、そういう体制が整ったら、この事業がある間に対応をしてみてもいいんじゃないかなとは思っておりますけれども、どうしても受け皿がないと、あとの運用に困るというのがありますので、そこらあたりは、今後また検討していければというふうに思っています。

○米丸 文武議員

段々時間がなくなりましたけれども、いろいろ今後の電動ガンについても、1丁はあるというようなことでございまして、それも実際活用していただいて、またモンキーダッグもいろんな効果もあるようでございまして、御検討いただきたいと思います。受け皿の問題もひっくるめていただきたいと思います。

先ほど申しました、捕獲しました獣肉、イノシシ、シカ等のこれの活用というものも大きな課題だろうというふうに思っております。これについて、要するに先ほどもございました菱刈のほうでの取り組みをされておりましたけれども、なかなかうまくいってないというようなことでございましたけれども、私も多良木でしたか、獣肉処理共同組合というところの視察も行ってまいりました。

まあいやあ全国的な取り組みの中で、それを扱っておられるというようなことでもございました。こういう面についても、ぜひ御検討をいただきたい。どっかで共同で活用、共同ちゅうんですか、そういうようなところへ出荷するのがどうなのかどうか。こっちから生きたまま行くのか、死んだのをそのままどうするのかというような、いろんな問題もあるようでございますので、こういう面についても御検討いただきたいというふうに思うんですが、これも1つの計画の課題の中に上げられておるようでございますが、現在の段階ではまだ計画に上がっているというような段階なのかどうか、その点についていかがでございますか。

○議長（中尾 正男議員）

残り時間5分を切りましたので、お知らせしておきます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

食肉の加工場でありますけれども、これもイノシシの肉については、非常に加工品は、販売といたしますか、売れるということ。これも、菱刈に行って研修をさしてもらったんですけど。ところがシカの肉については、加工してもなかなかこの売れないということで、我々が行って勉強したときには、売れたのは大体3割ぐらい、7割がもう余っているというふうに。やっぱりこの販売といたしますか、そこがやっぱりネックだということを言われました。

それと、非常にこの処理の本職といたしますか、処理をされる方も、それなりの経験がないという肉にならないということで、これも売れる、のにかかわってくる。いい精肉といたしますか、しないと売れませんよという話も聞いておまして、非常にそこらあたりを考えますと、加工場をつくっても、販売まで考えますと、非常に厳しいのかなという印象は受けたところでありますが、ただ、それだからといってそのまま放置する問題ではありませんので、いい方法がないか、やはりこここのところは我々も研究をしながら、できるだけハンターの方々に影響がないようにしていきたいというふうに思っております。

○米丸 文武議員

本当にぎりぎりまでなってしまいましたけれども、最後に、御検討をいただいて、ぜひいい方向に向かっていただきたいんですが、皆さんも御存じのように、静岡では離れ猿が、これまで89人の方たちにかみついて、その被害がしてるという、テレビでこう一生懸命報道されております。

もう今のこのような状況の中で、我々の町もきょうはそのだいわの跡地のどっか、そこですか、1匹猿が出て来とったということでお聞きしますけれども、こういう被害があれば大変なことになるなというふうなふうに思っておりますので、ぜひそうふうなことにならないように、いろんな対策を取っていただきたいというふうに思っております。ぜひ、このいろんな被害についての対策を、具体的にまた御検討をいただきたいというふうに思っております。

それともう1つ、建設経済常任委員会で今年度、今まだ予定をしておりますが、兵庫県の丹波のほうに。

○議長（中尾 正男議員）

残り1分です。

○米丸 文武議員

はい。町長のほうから御紹介もいただいたわけですが、生息地やら習性とか、いろんなデータの分析をされているところ。それから、奈良でもまたこの調査をしようということになっておりますが、同じ課題を持つ担当課としても、一緒に研修に行く気はないかどうかお聞きしまして、最後の質問とさせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

鳥獣のこういった計画を策定をして、やっぱり具体的に計画をつくっただけではもう意味がないわけですから、県のほうとも協議をしていこうということになりますよということになっておるわけですから、計画に従って、やっぱり実行が果たせるように進めていくことがより大事であるかと思っております。

先ほどからありますとおり、非常にこう深刻な状況があるということも十分に認識をいたしておりますので、先般も事務局のほうに、こういうところもあるよと、できたら議会の皆さん方も調査の時間的な余裕があれば見ていただいて、いろいろまた御提言もいただければありがたいということを申し出ていたと思います。早速そういう方向に取り組んでいただくことについては、ありがたく思っております。

やはり、こう執行の立場は、もう私どもでありますから、できたら、そういう機会がありましたら、一緒に行く方向でいけばありがたいなと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで米丸議員の質問を終わります。

次は、10番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず初めに、口蹄疫対策について伺います。ことし3月宮崎において発生いたしました家畜法定伝染病である口蹄疫は、牛、豚を中心に約28万9,000頭余りが殺処分され、対象農家はもちろん、その関係会社や地元商店街などに甚大な被害を及ぼしたところであります。本町におきましては、口蹄疫発生の一報を受けられると同時に、いち早く町境での防疫作業を実施され、その進入を阻止されたことは、的確な判断と対応策であったと評価するところであります。

しかしながら、その影響で競り市が中止されたことから、畜産農家の方々が被られた経済的損失は、経営を大きく圧迫するとともに、先行きの見えない状況にいら立ちを感じていたところでありましたが、各関係機関や自治体による防疫作業が功を奏し、宮崎県において8月4日を最後に感染疑いの家畜が確認されなかったことから、鹿児島県では大島地区を皮切りに競り市が再開され、8月に入り、薩摩中央家畜市場でも競り市が実施され、ようやく出口が見えてきたところであります。

また、発生地域に残されていた排泄物の処理が終わったことから、8月27日に宮崎県全域における終息宣言がなされたところでありますが、その直後の9月1日に、えびの市において口蹄疫に似た症状がある牛が見つかったことから、一時関係者に緊張が走りましたが、検査の結果陰性と判明したため、とりあえずは一安心したところであります。

今回のえびの市の事例は、幸いにして口蹄疫とは無関係とのことでしたが、これまでの発生地域及び制限区域が広範囲であったことや、処理済みとされる排泄物が完全に安全な状態といえるのかなど、今後も予断を許さない状況であります。さらに、感染経路がいまだに解明されていないことを考えると、将来どこでも発生する可能性を否定できません。あつてはならないことではあります。管内での不測の事態を想定した対処法をマニュアル化するなどの対策をどのよう

に考えておられるか、町長にお伺いいたします。

次に、地上デジタル放送への移行に伴う対応策についてお伺いいたします。来年7月から、現在のアナログ放送からデジタル放送へ切りかわるため、今のテレビでは視聴できなくなることから、国も国民への周知として、テレビ放送を通じて、現在のテレビでは視聴できなくなると繰り返しお知らせとして流しているところですが、電波が切りかわることにより、受信状態が今より悪くなる地域が発生することが予想されるため、その対策も進められているところであります。

本町でも、難視聴地域における新たな共同受信施設の設置など移行対策が取られておりますが、個別の難視聴世帯の発生も予想されます。また、高齢者世帯などでは、地上デジタル放送への対応がわからないという世帯や、受信するための施設改修に多額の費用の負担を余儀なくされる世帯もあるかと思えます。

今回のデジタル化は、日本全国で使用されている放送電波や通信電波が許容量の限界に来たため、周波数の再構築を行うとのことであり、警察無線や消防無線など、緊急を要する電波を確保するための施策と理解しますが、一方で、国民に負担を求めるものであります。アナログ放送からデジタル放送に移行しても、これまでと同様にテレビが視聴できるように配慮することが国の務めではないかと考えます。

放送の完全実施まで1年を切り、個別のケースには自治体が直接対応せざるを得ない面もあることから、電波の受信状況の調査や国の助成制度の活用など、来年7月に混乱を来さないよう、対策を急ぐべきではないでしょうか。町長のお考えをお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員からの2項目にわたる質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、第1点の質問についてであります。宮崎県で発生をいたしました家畜伝染病であります口蹄疫は、8月27日に宮崎県での口蹄疫終息宣言を受けまして、さつま町の口蹄疫対策本部も同日付をもちまして解散をいたしましたところでございます。

対策本部設置から91日間、主要道路3カ所での消毒作業は87日間の長期に及びまして、町民一体となつての危機管理意識のもと、御理解と御協力をいただきまして、町内への口蹄疫進入を阻止することができたところでございます。特にこの梅雨時や暑いさなかでの車両食毒作業は大変な作業でありまして、心から感謝を申し上げる次第であります。

口蹄疫の発生によりまして延期となつておりました県内の子牛競り市も、7月20日から再開をされまして、薩摩中央家畜市場におきましては、延期されておりました5月、6月、8月の子牛競り市が8月5日、6日、7日と9月1日、2日の延べ5日間に実施をされたところでございます。

価格的には、特に県外購買者が少なかったという関係もございまして、4月子牛競り市より3万円から5万円の安値での取引でございました。関係農家の皆さんにおかれましては、口蹄疫の防疫作業など不安の中で、短い方で28日間、長い方では82日間と、待ちに待ったこの競り市再開に一安心されたと思うところでございます。

今回の宮崎県の口蹄疫発生につきましては、畜産農家はもとより、地域経済に大きな影響を与えるところとなつたわけでございますが、近年、人と物の国際移動というのが、もう短時間で、この可能となるような状況となつて来ておまして、こういう移動が広範囲にこの活発化している現状を考えますと、我が国におきましては、常に口蹄疫などの悪性伝染病の侵入の危険性にさらされているんだということをやはり認識をしながら、危機管理体制の強化をこれからも1つの

教訓としていろいろと対応することが必要でございます。

今後口蹄疫が再発する可能性は、これまで以上にあるということを認識しながら対応をしてまいりたいというところでございます。

このようなことから、万が一、このさつま町内での口蹄疫発生した場合の対処法についてありますが、基本的には早期発見、感染拡大防止策の実施であると思っております。発生がありますと、県の口蹄疫対策本部が中心になりまして、防疫対策が講じられることとなりますので、町でも直ちに対策本部を設置をいたしまして、県の対策本部との連携を図りながら、防疫措置、情報の一元化に努めていく必要があると考えております。

まず第一には、初動の防疫体制が大事でございますので、続発を許さない防疫体制が重要であると考えております。発生農場周辺でのウイルスの封じ込めが第一ポイントになると思っております。人、車両の出入りの封鎖、感染家畜の迅速な埋却処理、処分というのが急務でございますので、人員の配置、そして重機等が必要になりますことから、建設業との関係の皆さん方とのこの応援の協定も必要かと思っております。

鹿児島県は、今、宮崎県の事例を参考にいたしまして「口蹄疫対策マニュアル」づくりを急いでおるところでございます、11月に肝属地区で異常家畜の病性鑑定から殺処分、埋却までの一連の防疫作業についての実演型の防疫研修を実施する計画でございます。

演習によりまして、口蹄疫対策の実効性を点検、検証し、不測の事態に備えた対策を講じていく考えでございます。

なお、国におきましても、今月の24日ですか、机上ではございますけれども、各県に合同で発生したということでの訓練も予定がされておるところでございます。

いずれにいたしましても、この初動対処法といたしましては、発生農場の位置、飼養頭数の規模、埋却地の有無、こういったことによりまして対応策も異なってくると思われましますので、現地に適応した対策が実行できるように研さんに努めてまいりたいと思っております。

一方、予防も大切であります。口蹄疫の進入防止対策の基本はウイルスを持ち込まないということでもありますので、畜産農家におきましては、畜舎周りにおける踏み込みの消毒槽、車両消毒、専用作業着、長靴の未設置などもあるようでありますので、農場レベルでのバイオセキュリティの意識を高めていく必要がございます。

異常農家の発見の遅れは、初動防疫体制の遅れにつながって、感染の拡大となっていくことでもありますので、異常家畜の早期発見と獣医師の関係、あるいは家畜保健衛生所への速やかな報告の励行を指導していくことが大事であるかと思っております。本病の蔓延防止には、早期発見、早期通報が重要でありますので、畜産農家における消毒と農家への立ち入り制限等を徹底して継続していただきますよう、今後も機会あるごとに強く指導をしてまいりたいと思っております。

次に、地デジ対策についてでございます。先ほども平八重議員のほうからもいろいろと御質問を伺ったところでございますが、平成23年7月、地上デジタル放送へ完全移行ということでございます。これまで、アナログ放送をばらばらになっていた地域の中には、山間部や地形の影響でデジタル放送が見られない地域、いわゆる新たな難視地域が発生するという可能性がございます。

こうした電波の受信が良好でない地域の中には、施設の改修費用が高額になる場合がございます。本町では、個別当たり3万5,000円を超える額のうち、国庫補助金や県補助金等を除いた額に対しまして、町単独の継ぎ足し補助を行いまして、負担軽減のための対策を行っております。

こうした難視対策で、これまでそれぞれ共聴組合をつくっていただいたところ、あるいはこの個別対策につきましても助成を行ってきておるところでございます。今後におきましても、広報

紙、防災行政無線、広報お知らせ版等の媒体を活用しながら、新たな難視地域の把握とその解消に向けたサポートを、国と一体となって進めてまいりたいと考えております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（中尾 正男議員）

質問の途中ですが、ここで暫時休憩します。再開は、おおむね1時5分とします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

○岩元 涼一議員

午前の部に引き続きまして、午後の質問を続けさせていただきます。

口蹄疫についてでございますが、町長の先ほどの答弁でも初期の対策、発見等が一番大事であるというような答弁をいただいたわけでございますが、農家の皆さんに関しましても、その口蹄疫の症状自体がわかっておられるかどうかという疑問があるわけです。

いろいろ写真等でのあれも見たこともあるんですが、しかし、小さな四つ切りといいますか、そのような形でもありますし、また、白黒の状態でしたので、ちょっと判別がつきにくいなあという感じを受けたものですから、やはり症状自体を皆さんに理解していただくためにも、カラーの解説したような、何ていうんですか冊子、パンフレットっていいですか、そのような形で農家の皆さん方にその症例として紹介するべきではないかというような気がします。

牛、豚につきましても、よだれをたらす、高熱があるというような症状があるようですけども、しかし、他の病気といいますか、それでもそのような症例が出ておりました、また牛、豚のよだれをたらすのが、ひょっと見た目は、いつもそういう状態でもあるような気がしますので、そこ辺の状態についてどのような対策を考えておられるかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

なかなか口蹄疫そのものの症状をしっかりとやっぱり見極めるということが、この畜産農家にとっては大事なことであろうかと思っております。カラー写真を印刷をしまして、農家向けの防疫のパンフレットを作成して配付するようにいたしておるところでございます。

先般もえびのでちょうど競りがある日だったですか、9月2日やったですか、そのような情報が入りまして、ほんともうみんなびっくりして心配をしたわけでありまして、結果的に陰性ということでありましたので、安堵したところでございます。

そういうことで、ほんとに各農家がしっかりと、その症状を見極めるということも大事でありますから、その辺の判別ができるような、しっかりとしたパンフレットも作成をして、啓発をしていきたいと思うところでございます。

やはり発見、疑いがありましたら、すぐやっぱり関係の機関にすぐ通報するということがまた大事ではありますので、そういう取り組みについてもまた再度指導をまいりたいと思っております。

○岩元 涼一議員

仮に発症したという想定のもとでのことなんです、宮崎においてはウイルスを封じ込めるた

めに24時間以内に殺処分して、周辺の立ち入りを禁止してというような、マニュアルではないかもしれませんが、そのような形で出てきているように聞いております。

本町にいたしましても、もしそのような想定という、発生というような状況になれば、やはり24時間以内の殺処分、そのような対策を早急に打たれるつもりかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

一応、そのような事態が発生をした場合、まずやっぱり県のほうが一応本部をつくるということになります。あくまでも、この都道府県が主体になるということでございますので、それ通した中で、発生をした市町村のほうでも、当然この対策本部を設置をいたしますので、お互いに連携を取りながら、その辺はマニュアルに従った取り組みをしていきたいと思っているところでございます。

○岩元 涼一議員

県のほうでその対策本部ができて、そちらのほう为主体となってやるというような形である、県知事が本部長になって、その例えば24時間殺処分を決定するとか、そのような形ですか。

○町長（日高 政勝君）

まずは、この都道府県知事がそういうことをやるということになっておりますので、すぐ、国のほうにはそれなりにまた対応する必要がありますけれども、責任を持っているのはやっぱり県の立場になるわけでありまして。

県のほうの指示を仰いで、市町村の対策本部、そういう対処をすることになるかと思っておりますが、やはりこの発症のその市町村においては、やっぱりそれに24時間のうちにこの殺処分ができるような体制を組んでいくということはありますので、やはり周辺の道路の閉鎖とか、あるいは発生農場の消毒とか、あるいは消毒ポイントの設置、あるいは埋却地の確保とか、そういうことは、やっぱり直接のそういうところがそれなりの準備をやっぱりしていくことが大事でありますから、その辺については、やっぱり日ごろからそういうことを想定をしながら、やっぱり対応をしていくということが大事かと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

町内の畜産農家におきましては、埋却地を既に確保されているという調査結果が出ているというようなことでありますけれども、さきの24時間以内にすべてのそういう作業を終えるというような答弁があったわけですが、本部長が知事であるとすれば、その本町に対する指示というか、そこも知事がされるのか。あるいは、その作業の手順とか重機の手配、そこ辺については町でやるのか。それはどちらの判断でされますか。

○町長（日高 政勝君）

町も本部を当然つくりますし、県の本部ともやっぱり連携を取るということではあります。基本的にはやっぱりこの県が中心になってやるということになっておりますので、お互いにその辺の連携というのは十分やっぱり取らにやいかんと思っております。現地対策本部とか、そういうことが、やっぱり当然とこの設置をされるわけですから、その辺の現場の状況に即した、やっぱりこの迅速な対応というのが必要かと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

町のほうで県と連携を取りながら、その人員、あるいは防疫資材、機材、器具などの確保と備蓄を当然図っていくというようなことになっておりますけれども、実際に想定して、そういう、例えば人員が何人必要かとか、どの部署から人員を確保するとか、建設業者と連携してそういう埋却地の機材、重機等については確保したいというような考えであるようではありますけれども、具体的にこうシミュレートされたようなことがあるのかどうかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

先般の場合も、もう埋却地を持っているかという、確保がされるかどうかちゅうことも、ある程度の調査もいたしておりますけれども、やはり具体的になりますと県のマニュアルというのが、鹿児島県の場合は独自に宮崎県の例をとってさらにまた本県については本県なりのマニュアルを策定をしているということでもありますから、それに基づいて市町村もそれに応じた対策を講じるということになろうかと思っているところでございます。

まだ、その辺のところについては11月、県のほうが市町村一体となってやるということになっておりますので、そのときに具体的なところは出てくるかと思っておりますのでございます。

国のほうも全国の都道府県と、今月の24日、先ほども申し上げましたとおり、机上ではありますけれども、それぞれ各都道府県、それぞれ出たという想定のもとで訓練が実施をされることになっておりますので、そういったこと等も踏まえて、さらにまたマニュアル等については整理がされると思っているところでございます。

○岩元 涼一議員

その機材、重機等はですけれども、いろんな機材、器具等が必要になってくると思います。そこは、国、県と十分協議をしながら、本町だけでそろえるというような問題でもございませんので、県あたりにこれはそろえるように強く要望していくように、11月のそのマニュアルが策定されてからということでございますので、そのマニュアルの中に盛り込まれるような形の意見を、町のほうからも出していただきたいと思えます。

それと、今回えびの市で疑われた例につきましては、幸い口蹄疫ではないというようなことだったんですが、それもたしか東京のほうですか、動物衛生研究所、そちらのほうへ検体を送ってというようなことになると、1日とか、そういう形でかかると。検査結果が出るのに、それだけの時間がかかると。24時間ということを見ると、少し時間がかかり過ぎるのかなという気がします。

そこで、国は簡易に検査できるキットを県のほうへ配備したいというような話も聞いているわけですが、その辺については具体的にどのようなになっているか、情報をつかんでおられたらお知らせください。

○農政課長（平田 孝一君）

ウイルスの検査キットでありますけれども、今回の宮崎の発生を受けまして、国がまた特別措置法を5月28日に可決されまして、そのあとまた口蹄疫措置の実施マニュアルというのを策定されておりますが、この中にはそのキットは出てきておりませんで、一応東京までの検査機関まで送って、確定するまで時間がかかるということで、デジタルカメラでそういった病変部の写真を撮って、それを送って、それを農水省のほうで判断するというような、そういうふうなことが新たに改正をされているところであります。

ですから、そういった意味では写真判定でできると、そういうようなことも新たにできているようではありますが、キットの配置についてはまだ私ども具体的には聞いておりません。

○岩元 涼一議員

写真判定というような形であるかと思いますが、写真判定でできるような、私はちょっと納得はいかないんですが、やはりこの検体の検査というのは、遺伝子とか、いろんな総合して血液検査みたいなものを作って初めて陽性か陰性かを判断されると思いますので、国のほうはそういう簡易キットを県のほうへ配付したいというような話も聞いておりますので、そこはまた国のほうが判断するかと思います。

それと、先ほどのその農家の意識の問題ですけれども、宮崎県が終息宣言を出したということ

で一安心、先月の9月1日のえびの市の例はちょっとドキッとしたんですが、農家自体も市場が再開されまして落ち着きを取り戻すというか、そういう面があるんですが、逆にこれが油断につながって意識が弱くなるといいますか、町長のほうでは機会あるごとに、強く農家の皆さん方にはお願いしていくという答弁であったかと思うんですが、しかし、人間ときが過ぎるにつれて、のどもと過ぎればではないですけども、この意識が、注意力が散漫になっていくと。そしていつの間にかその口蹄疫という言葉自体が忘れ去られるような気がいたしますので、そこ辺については、計画的といいますか、効果的な指導というものも今後必要になってくるんじゃないかならうかと思うわけですが、その点についてはいかがですか。

○農政課長（平田 孝一君）

口蹄疫に対するそういった予防の関係であります。終息いたして農家の方々も今一安心されてる段階なんです。ほんとまた油断というのも大敵であると思います。先ほどありました早期発見、そういった意味から、白黒のそういった異常部のパンフレットは農家の方々に全部配付しましたが、見にくいと、判りづらいということで、カラーの今度チラシもつくって一応配付すると。

それと、今月の末に、これまで口蹄疫で延期されておりました畜産振興会の総会を開催することにいたしております。その中でまた再度会員の皆さん方へのそういった注意喚起の問題、そしてまた11月21日には、同じくまた口蹄疫で延期をしておりました和牛振興大会も一応開催することにいたしております。その中で、一応家畜保健衛生所のほうにお願いをして、一応そういった口蹄疫関連の、一応また勉強会もその中でやっていこうということで、今計画をいたしているところであります。

今回の口蹄疫の問題で多頭飼育農家の方々についてはやっぱり一生懸命だったんですが、やはり2、3頭ぐらいの少ない農家の方が、ちょっとやはりそういった消石灰の配付が少なかったりとか、あるいは少し足りないのではという声もございましたけれども、畜産振興会の中でもいろいろそういったことをみんなでもた原点にかえてやろうというようなことで、一応また話したところであります。

昨日一応、振興会の役員会をしまして、またそういった問題もほんと「のどもと過ぎれば熱さ忘れ」ではないですけども、やっぱり再度気を引き締めていこうというようなことで話し合いも持たれたところでございます。

○岩元 涼一議員

宮崎のその口蹄疫の発生の原因というものは、まだ特定をされていないということでありますが、しかし、えびの市、都城市へ飛び火した例については、車両運搬車あるいはいろんな関係車両がかかわったのではないかというような指摘がされております。

その点について、まだその感染経路、私は先ほど解明されていない、究明されていないというような言い方をしたんですが、その点についてはまだ国のほうからは全然こう情報とかそういうものは流れて来ないものかお知らせください。

○農政課長（平田 孝一君）

感染経路の究明につきましては、なかなか国のほうで調査研究チームを立ち上げられてされておられますが、9月の中旬に中間取りまとめをするということで、先般の、これは新聞報道でも見させていただきました。まだ、私どものほうには中間の取りまとめ案とか、そういうものについてもまだ一切いただいておりません。

○岩元 涼一議員

えびの、都城の発生例があったあと、他の地域への飛び火というか、鹿児島県内への侵入とい

うのは食いとめたところを考えますと、車両消毒、これが今のところ一番効果的な防除法という認識は私も持つわけでございますが、感染経路が特定されていない以上、先ほど申し上げました車両消毒、それぐらいしか対策が打てていないのが現状ではないかなと思う感じがいたしますが、ただ、口蹄疫、こういうウイルスというのは、変異する可能性もないわけではありませんし、変異してこれがまた特別強力なやつになる恐れもないわけではないわけでございます。

もう、今宮崎のほうではワクチンを接種をして殺処分ということだったんですが、その効力がないようなウイルスというようなことも考えられないわけではないわけでございます。県あたりとは、その辺の協議というか、県からの指導というか、そういうものはないもんですか。

○農政課長（平田 孝一君）

感染経路、そういった疫学的な問題になるかと思えますけれども、そういった防疫措置と並行して、発生直後からのそういった疫学調査というの、やっぱり最も大切な作業になると思われまます。発生農場における人、物、車両の移動、そういったもののやっぱり調査というのを怠ると、後々の今度は防疫作業に大きな影響が出てきますので、そういうのが一番大事だろうと思えます。具体的には、まだそういった県の、今私どももそこまでというのは、県のマニュアルが年内につくられると聞いておりますし、また11月にはそういった実演型の演習も行われると聞いておりますので、そういった中で研さんをしていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

いろんな症例を参考に、県のほうでも11月をめどに防疫マニュアルといえますか、そのようなものを策定されるということですので、また詳しい内容につきましては、そちらのほうに町としてもお任せして、そちらのほうを参考にしたいというような形であろうかと思えます。

これは、町長にお伺いいたしますが、宮崎の事例におきましては、民間の雌雄牛、これは殺処分という形を取られたわけですが、これは県乳牛の雌雄牛については1頭感染して殺処分したにもかかわらず、残りの5頭ですか、それについては特例措置という形で、国も認めて生かしてきたというようなことがございます。

発生時期等によって、県有牛が発生した時点と、民間の雌雄牛が発生した時点においては、その拡大の範囲等が極端に違いますので一概には言えない面があるかと思えますけれども、本町におきましても、優秀な雌雄牛を飼育されている農場が、牧場がございまして。もうこれが、全国に影響を及ぼすのではないかなというぐらいの雌雄牛をお持ちですので、その点については、町長は今回の宮崎の件について、どのような感覚、感じを持たれたかお聞かせいただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

宮崎県の場合は、雌雄牛については、県有牛にこのすべて統一をしようという動きがありまして、結果的には1件だけですか、そこには入らないということで残ったようでございますけれども、その方がまたあのようなことになったようでございますが、農水省の判断としましては、県有牛のあれについても、同じやっぱりああいうことで、特例的なことを認められたわけですけど、結果的にはやっぱりこの農水省も反省をされておるようですが、特例の特例だったということで、ほんとは殺処分というのが通常のやり方で、ああいうこと、やっぱり全部後々やると、やっぱり先例となって、やっぱりこういう口蹄疫の撲滅にはなかなか厳しい面が出て来るというふうに考えておりますので、やっぱりマニュアルにあるような、やっぱり原則は貫いていくということが大事ではないかと思っております。

もちろん、鹿児島県の場合は、その県有牛のほかに、民間のそういう雌雄牛の方もたくさんいらっしゃると思いますので、それなりにこの畜産の振興のためには、同じような取り扱いをやっぱり最

初にこうやっていかないと、県有牛だけということにはならないのかなと思っています。

○岩元 涼一議員

今、町長も申されましたように、特例の特例、民間種雄牛の取り扱いということで、農林水産大臣の山田大臣の文書といいますか、これインターネットで引いたやつなんですが、その中にはもう全然その県有牛を特例として残したというような、そういう文言は一切出てきません。そして、その民間種雄牛について殺処分したことにつきましては、そのウイルスが蔓延していると、ワクチンを打って、その中での種雄牛だから、それだけはもう絶対に認められないというような、そういうことなんですよ。宮崎県知事が、この範囲はもうどうしようもないから殺処分してくれということを言っておきながら、その種雄牛だけ生かしてくれと嘆願するのはなっちょらんというようなことなんです、ここには。

しかし、その中においては、県有牛をなぜ残したか、特例で残したかということは一言も触れられておりませんので、これでは民間の種雄牛を飼育されている方は納得できないのではないかなど、私は個人的に思ったもんですから、町長にもこうした聞いたわけです。

それで、いろいろ事例が違いますので一概には言えませんが、やはりこの我が町における雌雄牛というのは大変な財産でございますので、この点については最大限の配慮といいますか、県のほうのマニュアル等におきましても、そのような対策を、ここだけではなく県内にはたくさんの民間牛もありますので、そういう対策もマニュアルのほうに入れていただくようなことを、県のほうにも伝えていただきたいと思うところでございます。

それと、口蹄疫特別措置法は22年6月4日施行されたわけですが、これが24年3月31日までの一応時限立法となっているようでございます。で、いろいろ不備な点があるから、これを24年3月31日までで見直して、また新たな時限立法としてやるつもりであるのかどうか、そこはちょっと判りませんが、この24年3月31日以降も時限立法という形でも残していただくように、国のほうへも伝えていくべきであると思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

宮崎県の今回の口蹄疫の発生によりまして、今までのこの法ではなかなかこう現実的にそぐわないというものがあって、この特例的に時限をもってこの制定をされたわけでありまして、やっぱりこのいろんな事例というのが今後は予測をされると。現場の実態にやっぱり即していない。やっぱりこの蔓延を防止するためには、もっと有効的な手立てをせにゃいかんということで、法的にはやっぱりこのいろんなことが考えられるわけでありまして、やっぱりそういうところについては、宮崎の例を1つのいい教訓としながら、やっぱり実態に即した法のあるべき姿というのをやっぱり追及をすることが大事であるかと思っておりますので、その辺については、いろんな機会に、また意見を申し出る機会があれば申し出をしていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

口蹄疫に関しましては、先ほど来言っておりますように、早期発見と拡大防止が一番の手段でございます。それに、そのためにはやはり徹底した消毒、それと農家の皆さんの意識づけ、ここが一番大事になってくるかと思っておりますので、常に家畜の異常等を見回って、ああ、見回って、異常等発見したらすぐ、例えば獣医師、そういう保健所、関係機関等への連絡する体制といいますか、その辺の構築を再度意識を持って農家の皆さんに指導していただきたい。そしてまた、担当課におかれましては、県とも連携して、日ごろの防疫体制等の意識づけ等していただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、地デジの件についてでございますが、本町内には、町のほうでも難視聴地域という地域

については、ただいまその地デジに対応できる施設ということで、予算を組んで対応されているんですが、別にもう難視聴地域と言われるのは町内にはないということでしょうか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

これまで難視聴地域と言われるところは、共同受信施設をつくって難視解消に努めてまいりまして、町内で約30カ所の難視聴地域があって、それを解消するための共同受信施設が設置されておりますが、このデジタル化によって、新たな難視地域というのが発生しておりますし、また発生する恐れがあるといこうこととございますが、これについては、共同受信施設については、もうそれぞれ対応を行っております。1カ所が今対応中なんですけれども、個々の場合にはなかなか把握がしづらいということで、現在いろんな広報、それから媒体を使って周知をしておりますけれども、まだそれが何世帯あるかという最終的な数字はつかんでいないところです。

○岩元 涼一議員

実際、そういう地デジ対応のテレビに変えてみたら、うちは電波受信の状態が悪いと。そこでまあ判明したというようなことになってくるかと思いますが、そこについては、その民間の、例えばテレビを販売した業者とか、そういうところがすべて対応するのか。地デジセンターにつきましても、ただ電波の受信ができるかできないかの判断しかできないのか、そこについてはいかがですか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

難視聴の本人の申請があれば、地デジのサポートセンターにこちらのほうから連絡をして、どここの地域をはかってくださいということではかっていただいて、それが受信が不可能な新たな難視地域となれば、そこから直接また国のほうに申請をしていただいて、そして業者が設置をして、そこからまた国から直接助成金が流れるというシステムになっております。

今回、今、共聴施設組合等の場合は、町のほうで国、県、NHK等の補助予算のほうを町か助成するというシステムにはなっておりますけれども、個別対応の場合はそのようなことで、現在のところでは新たな難視というところに対しての助成ということになっております。

○岩元 涼一議員

既存の共聴施設、デジタル化されることによって視聴できないということはない地域と申しますか、既に受信もされているその共聴施設もあろうかと思いますが、そこ辺については、もうだんだん助成の対象ではないと。要するに、それを対応するためにいろんな施設の改修とかされた施設もあろうかと思うんですが、そこ辺についてはもう対象外ということでしょうか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

この既存の対象施設の場合は、NHKが対応した組合、それから補助対象外の組合、補助対象組合ということで、3段階に分かれておまして、これは3万5,000円以上費用がかかる分については補助対象になりますよということとありますが、3万5,000円以下のところは、NHK等が個別に1戸当たり平均的には7,000円を超える分については、NHK等の補助もあつたようでございますので、そうした全く補助がないという、最終的には補助を入れられて、単独の負担が3万5,000円以下ないし、7,000円以下になっているところでございます。

こうした地域も、新たな、先ほど私がその新たな難視地域はないかということとございましたけれども、これを今把握をしておりますし、また新たに個別の受信施設組合も8組合申し込みをしていただいておりますので、これらの対策については、今回9月の補正予算でも計上してお願いをしているところでございます。

○岩元 涼一議員

先ほど7番議員のほうからも、この高齢者等の世帯、それと低所得者世帯については対応を正されたところでございます。いろいろ生活保護世帯より少ない年金生活の低所得者の方も含まれるということでございますが、一応対象者が4,800戸ぐらいあるということでございました。

その辺につきましても、できるだけ、できるだけといいますか、これは国がやる政策というか、そこでございますので、やはり国への負担というものを求めていく、国もまたそういう施策をやっているようでございますので、そこ辺につきましましては常にこの何ていいますか、負担を軽減できるような施策を常にこう注視しながら、町として、事務事業としては大変でしょうけれども取り入れていただきたいと思うわけでございます。

それと今、テレビ放送では、我が家のテレビもアナログという文字が最近うつるようになって、これ何かなと思ってたら、地デジということでございましたけれども。これの下にまたテロップが流れるですね。見れなくなりますと。このままでは、この放送は見れなくなります。詳しくはデジサポへお問い合わせください。そして、後ろのほうに電話番号が出ると。

高齢者の方には、どうもこう、何のことやらという世帯もあろうかと思うんですよ。その辺については、いろいろ町のほうでもチラシといいますか、あれにも何回か載ったようではございますが、どうもぴんと来ないというような世帯もあろうかと思うんですが、そこ辺について周知というか、それについてはどのようなふうを考えておられるかお聞かせいただきたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

これまで難視対策につきましては、周知活動を広報紙等で2回、それから広報のお知らせ版で5回、それから防災行政無線で3回、それから地区の公民館に出て行って説明会を21回と、まあ延べ回数ですが、で、また、あす、あさっては、地デジの相談会というのもするようにしております、これも防災行政無線で流すようにしてるんですが、とにかく、この新たな難視というのは自分で手を挙げていただかなければ、なかなかこのやっかいなあれで把握はできません。

そして、手を挙げられたところは、私たちが市町村を通じてデジサポにその難視の電波の状況を依頼して、測定をしていただきますので、それについては対応ができるんですけども。ただいま岩元議員が言われるような方が非常に発生するおそれがあるんじゃないかということで、国が、我々も一生懸命頑張りますけれども、先ほど平八重議員のときにも申しましたように、高齢者等の100万人の声かけ運動ということで、郵便局の配達員の皆様方の御協力をいただきながら、テレビのあれはどうですかといったような声かけをしていただくということと。

それから高齢者向けの戸別訪問制度ということで、とにかく、そうした方に詳しい方の電気店等お願いして、訪問アドバイザーという制度をつくって、そして来年の7月までには、そういう世帯がないようにということで、国も最終的な対策の段階に入っていくというようなことでございますので、先ほど言われたように、国がした制度で100%見ていただければいいんですけども、市町村の協力を得ながらやっていくということでございますので、我々も一生懸命になって、その対策に努めていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

国がやった制度、5年くらい前から、こういうふうになりますよと周知はしてきましたけれども、その直前になって混乱が起きるとというのが、こういうものの常でございますし、国がといても同じ行政といいますか、そういう面からいきますと、もう直接窓口となる自治体にいろんな苦情が出てくるのがあろうかと思っておりますので、その辺の対策を当然とらなければなりません。

それと、この期間が迫ってまいりますと、特に高齢者の世帯等におきましては訪問販売といいますか、お宅のテレビはどうですかみたいな形でいって、いろいろと悪質な訪問販売詐欺とい

ますか、そういう事態が全国でも頻発してると。そして、この期限が特になくなってまいりますと、テレビ等でいろんなテロップが流れて見れなくなりますよというようなのを逆手にとって、高齢者をだましてるような事例等もあるようでございますので、その辺についての相談会、あるいは、そういうところでもやはり皆さんに周知をしていく必要があるのかなと感じたところでもございます。

それと、実験的に導入された、確か、石川の能登だったと思うんですが、このデジタル放送を既に試験的に導入された地域がございまして、それはたまたまテレビで見たんですが、やはり、それだけ周知していたにもかかわらず映らないという事例が発生しておりました。ですから、そのときには、村の電気屋さんじゃないですけども、その小さな地域で営業なさってる電気店さんが対応されておりました。その事例では、ただし、その中では行政もその映らない範囲内でやっていたかもしれないんですが。

来年7月に、このような混乱というか、そのようなものが発生したときの対応ですね、これについては、例えば、民間任せでデジサポ任せなのか。例えば行政としても、何らかの対応策を打たれるのか、そこ辺について伺いたします。

○議長（中尾 正男議員）

残り約5分ですので、てみじかにお願いします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

国のほうもそこを心配しておりますし、私たちも、もちろん心配しておりますが、これが絶対起こらないということはありませんので、国の場合は1日最大60万件の問い合わせに対するコールセンターを体制整備を図るとか、あるいは1,000カ所の相談コーナーを設けるとかいうことでございますが、国の対応に従いながら、私たち一生懸命努力をしていきたいと考えておりますし、また、先ほど言いましたような広報周知活動とあわせて、そうした郵便局の皆さん方がどのようなことをされるかということも情報をつかみながら、そういう情報を共有しながら、そうした難視聴対策をとっていきたいと考えております。

○岩元 涼一議員

テレビというのは、もう最近では情報を伝達する、媒体とする大きな手段でございますので、これが見れなくなるというか、そういうのになってくると大変なことでございますので、そのように対応するための施策というか、それは国のほうも現在発信してるということでございます。そういうところを常に注意しながら、個別に対応できるようなあればもちろんですけども、いろんな情報等を集めながら、来年の7月にこういう混乱ができるだけ起きないように、今で対策を、手を打っていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで岩元議員の質問を終わります。

次は、19番、木下賢治議員の発言を許します。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

私で最後の質問となります。今しばらく、おつき合いをお願いしたいと思います。回答次第では早目に終わりたいと、頑張ってみたいと思います。よろしく申し上げます。

先ほど通告しました非常備消防体制について、いわゆる消防団の体制について伺います。

行財政改革の一環で、これまで組織の再編や資機材の平準化が進められてきた。いよいよ来年4月から詰所や小型ポンプ等の資機材は地元は無償譲渡し、積載車は引き揚げるということになっております。非常時の対応や点検・広報等の予防消防活動にも影響すると思っております。住民の安

全安心を確保するためにも再検討する余地はないか伺います。

もう一点は、出動区域の見直しについてですけれども、防災行政無線の一元化が図られてから、見直しは実施していくというふうになっておりますけれども、その一元化のめどについて伺います。

これらの方向性は、新生さつま町の初代の執行部が行財政改革で大なたを振るう一貫として示された一つであります。私の地元の分団は団員40名を25名にのりさいという指示でありました。当初、本当にショックでしたし、消防団への思いも旧町間で温度差があるなというふうにも感じましたし、また合併したんだからある程度足並みはそろえないかなというのも思いました。

当然、行革の一環で歳出削減も判りました。これが合併なのかなという思いでした。そういう自問自答したものです。

その後、間もなく、あの大水害に見舞われました。私も議会活動の傍ら、3日間でしたか、消防団員として後片づけ等の出動に参加もしました。団員の中から、「消防団の必要性が判いやれんとかいなあ」ちゅう声もありました。やはり、ああいう災害が起きたときにわかってもらっては困るんですけれども、それ以前に判断が欲しかったなちゅうのがあって、一抹の期待もしてたんですけども結局変更はありませんでした。

いよいよ新体制のスタートが来年4月からと迫ってきた今、本当にこれでいいんだろうか。新しいニューリーダーの日高町長は納得されてるんだろうかという、そんな思いで、きょうの一般質問を決意しました。

団員削減につきましては、今では全区災害支援隊が結成されましたので、一応の理解はできます。しかし、一分一秒でも早さを求められる非常時の初期活動なのに、ポンプ車に小型ポンプを搭載して出動する。おかしいんじゃないかというふうに思えてなりません。また、月2回、夕方の水利や資機材の点検・広報、それらの予防消防活動にも一台の車では無理があるのではないかというふうに思います。

各分団の条件が違うので、一律にはいけないとは思いますが、せめて今ある積載車の有効活用と、年次的にでもポンプ車と小型ポンプの双方を管理する分団に、軽トラックでもいいから配備は考えられないか伺います。

日高町長のマニフェストの4番目の「安心・安全さつま宣言」には、消防に対する記述はないですけれども、消防団もその一翼を担っていると思います。3つの町長の施政の中に、「住民視点・現地現場主義による対話と協働の町政」と示された町長の施政に期待をもって、質問の提示といたします。よろしく申し上げます。

〔木下 賢治議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

木下賢治議員からの非常備消防体制についてのお尋ねの2項目につきまして、お答えをさせていただきます。

薩摩方面隊の再編につきましては、これまで平成17年から平成20年にかけて、団の本部会議、幹部会議及び薩摩方面隊会議で協議をしていただきまして、再編につきましては合意をされておられるところでございます。それを受けまして、各地区の消防後援会長さんたちも交えまして、薩摩方面隊会議を開催して説明を行い御理解をいただき、再編計画を策定をしたと、そういった経緯になっておるようでございます。

この再編計画によりまして、第一次再編としまして、平成20年4月から定数を見直し、3分団8部制から、部制を廃止して4分団制に再編をいたしたところでございます。

まず、詰所と資機材の取り扱いにつきましては、再編計画によりまして、平成23年4月からは、消防団詰所は各分団に1カ所とし、その他の詰所及び小型動力ポンプを含む資機材は地元は無償譲渡をして、消防車両は引き揚げることとしてございます。基本的には、そういった協議の経過を踏まえまして、その方向で進めてまいりたいと思っております。

ただしかしながら、薩摩地域は地形的に非常に山間部が多くて、あちこち、そういう地域が広がりがありまして、そしてまた住家も点在してる。それぞれの地形が異なってるということもございまして、高齢率も非常に高い状況がございまして、土砂災害の危険箇所も多くありまして、過去におきましても、大雨によって主要道路が寸断によって孤立したと、そういう危険な集落も存在したということもあるようでございます。

地域のこういった特性を考えまして、また引き揚げ対象の消防車両につきましては、購入してから、まだ10年、普通通常は20年で更新ということになっておりますけれども、まだ平成8年購入、平成9年購入、平成11年購入ということで、まだ耐用年数が10年もあるというようなところもあるようでございます。このような状況を考えますと、これらを総合的に勘案しますと、経過期間としまして、特例的に、これまでの車両更新期間までは有効活用する。こういうことに考えておりまして、求名分団、永野分団及び中津川分団の各1台を耐用年数までは継続しようということにしたいと考えております。

次に、出動区域の見直しについてであります。再編計画では、出動区域は当分の間現行どおりとしまして、役場、防災行政無線の一元化にあわせまして見直しを行うことといたしております。防災行政無線につきましては、平成6年から平成9年にかけて、旧町ごとに整備されておりますけれども、メーカーがそれぞれ異なるということもございまして、現在は本町からの予約放送や一斉放送ができないという状況にございます。

そのため、将来のデジタル化にも対応した、デジタル・アナログ統合卓へ本年度更新することといたしております。これによりまして、本町から予約放送や一斉放送も可能となると思っております。

なお、統合卓に更新をいたしましても、両支所の親機を起動して、両支所管内で放送するシステムになりますことから、現在のサイレン吹鳴パターンはそのまま踏襲することになります。将来、防災行政無線もデジタル化すれば、区域ごとの吹鳴が可能になりますが、整備には多額の経費を要するというところでございますので、他の事業との優先度、緊急度を総合的に勘案しながら、今後、整備地区については十分検討をしてみたいと思っております。

しかしながら、旧町枠を超えました全町的な消防団の出動区域の見直しについては、急務の課題であるということを考えておりますので、今、十分その辺のところも検討を行いまして、サイレン吹鳴等の消防団員への周知方法等についてもあわせて検討をしていこうと考えております。

なお、薩摩方面隊につきましては、再編に伴いまして災害発生における初動体制の確立を図り、消防力の低下をきたさないようにするため、これまでの出動区域を見直しをしたいと考えておるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○木下 賢治議員

ただいまの答弁で、薩摩方面隊については、当分の間は現状のままでいくような答弁をいただいたわけですが、私が思うには、ほかの23分団になるわけですが、ポンプ車と小型ポンプを併用している分団の場合、やはりポンプ車に小型ポンプを積んで非常時で行く。水利、あるいは、その地域の条件によって違ふとは思いますが、水利が近くにあつて、1カ所の水利で、2つのポンプ、3つのポンプ賄える条件のところには問題はないかもしれません。

山間部に行けば、水利から離れておって、中継をして消火しなければならない。また、水槽に1本のポンプで補充をしなければならない。場所によっては、火点に向かって、右から左から、あるいは後ろから前から消火活動しなければならない。いろんな条件が、非常事態そのものによって違います。

私個人の考えですけれども、火災は万に、やっばし同じ形態の火災は、私はないと思う。同じ家が2回燃えても条件は違うと思う。時間帯、季候、参集する団員、いろんなことで、同じ条件で消火態勢がとれるということはないと思いますので、その辺はやはり消防署含め消防団、そういう経験から判断する判断力で補って対応してる現実じゃないかと思うんですけれども。

そういう意味でも、水利に、小型ポンプを積んで、小型ポンプをおろして、小型ポンプのホースを展張をして、ポンプ車の位置に行って、ポンプ車のホースを展張をして、火点へ消火活動をする。場所によっては、5分はおろか10分、それ以上かかるところも私はあると思う。

先ほど言ったように、いろんな、そういう火災の現場の違いはありますけれども、現在の町内の地域の中で、やはりそういう一分一秒を争うときに、10分、あるいは下手すると20分かかるともかもしれない。そういう対応が遅れて、火元はおろか隣まで延焼でもしたもんなら、消防団員はもう目も当てられないというようなことも感じられるわけですけども。

そういう意味で、ポンプ車と小型ポンプを持つ分団に対して、やはり軽トラックでも、軽い装備でいいですので、広報器具とポンプを固定する装置、それに給水管、ホース等を詰めるような簡単な、そういう経費削減の装置でいいですので、やっばし配備をしていただくことが消防活動の充実に、私はつながると思うんですけれども。私、きょうの質問は薩摩方面隊のために質問してるわけではありませんで、町長、その点についての考え方を伺いたい。

○町長（日高 政勝君）

確かに、長年この消防の現場におられて、実態は一番把握されておられまして、そういう御意見が出るかと思っております。ポンプ車の関係と小型動力ポンプ、そういう搬送車両がないとか、いろいろあるようでございますので、これについては、今後、町全体の消火活動のあり方、効率的ないわゆる初期の消防のあり方というのが問われるところでもありますので、これについては、また、今後十分検討させていただきたいと思っております。

○木下 賢治議員

検討をよろしくお願いします。

そういう自動車の配備についてもなんですけれども、新しい、そういう消防団の方向性を定められて、来年4月から運用をされるわけですけれども、いろんなことについて私も感じているわけですけれども、1から全部とは言いませんけれども、本当にそういう改革のためにできた方向性なんですけど、私は新しい日高町長に、やっばそこ辺を検討していただいてから、実施に移っていただきたいという思いで質問をしております。

団員等の数、それから分団の区分につきましても、後ほど言いますけれども、最初のこの機材のことについての質問ですので、資機材は地元へ譲渡するというふうになっておりますけれども、基本的には、これを遵守するという町長の答弁でしたが、資機材のポンプ等を地元へ譲渡して、その意図を私は伺いたいと思うんですけれども。

○町長（日高 政勝君）

確かに今は、消防のこの体制については、非常にサラリーマン団員とかも7割を占めてる。そういうことで非常に昼間の消防力の低下が叫ばれておられて、今、災害支援隊と消防のこういう支援隊を結成をしていただいたところでもあります。すべての結成が終わったわけですが、そういう後方支援の形で、今、そういうことになっておるわけではありますが、やはり町の

全体的な消防の体制を考えたとき、一方では常備の、消防の配備のそういう体制の整備もあわせて考える必要がございますので、やはり、そういう消防全体の中でしていくとなりますと、ある程度町の財政的な問題ということも当然考えていかなければならないし、先ほどからありますとおりの行革の問題とか、あるいはいろんな消防団組織を含めての協議の中で、一定の方向は出ておりますので、とにかく資機材についても地元の団員を中心に、そういう災害支援隊への皆さんの御協力をいただきながら、地元でできるものについては地元でそういう初期の対応ができるようなあれができれば、本当にありがたいと思ってるところでございます。

そういう意味での地元の無償譲渡という、いわゆる自衛消防というんですか、ところも、今、あちこちでできておりますけども、そういう形の活用ができればありがたいと、そういう意味で、このようなあれができたんじゃないかと思ってるところでございます。

○木下 賢治議員

町長がおっしゃる、自主活動で消防活動されてるところ等に譲渡する分には支障はないかと私も思います。特に、会社で自衛消防団等があれば、なおさらなんですけれども、しかし、単に今のそれぞれの地区の地元にもうポンプは要らんで、あんたたち地元で使ってくださいちゅうようなことでは、もし非常のときに、消防団の来方が遅かったで、ここにあったポンプを、もう下、水利にすえちゃって、その次をつないでくれちゅうようなことで活動した場合に、かねて点検もされてない物が当てにされて、いざちゅうときに効能が出なかったということも想定されるわけです。

やはり、そういうものをして負の財産になってしまうような危険性も伴っておりますので、もし、譲渡されるのであれば、町長が言われるようにそれなりの組織の中に与えるべきじゃないかというふうに考えておりますので、検討の一つにさせていただきたいと思えます。

出動区分について伺いますけれども、今、1回の火災で、少ないところでは2分団で消化を当たります。多いところでは6分団で当たっています。やはり最低1分団、所有する機材を運用できる数の団員は必要ですし、それプラスアルファの団員もいなければ、火元での現場活動はできませんので、ただ、水を送りさえすれば消防団の活動は適えられるものじゃないですので、やはり必要団員数というのがあるかと思えます。

分団、町内23分団を見ますと、少ないところで、1分団10名、多いところで25名、改革案が実行されてからのことなんですけれども、やはり、そういう大きな差があります。確かに、こういう町中と山手とでは条件も違いますし、もろもろ一律にするということは難しいかもしれませんが、この出動するときの消防団員の能力を発揮するために必要な最低限の数というもののある程度統一して、分団を編成すべきじゃないかというふうに考えるわけです。

私が見た書籍の中にも全国の消防団の状況、あるいは優良消防団の事例等の広報を見たわけですが、その中でもやはり平均的に1分団20から30名だそうです。もちろん、多いところもあれば、少ないところもあるようです。

それと町長のほうからもありましたように、全国でも団員のサラリーマン団員が7割以上だそうです。本町もサラリーマン団員がどれくらいか押さえていらっしゃれば、後ほど教えていただきたいんですが。やはり昼間のそういう仕事に出ているときの非常時の団員の集合というものを考えたときに、本当に平日の場合は、恐ろしくなるくらい本当に団員が集まるだろうかという不安が募ってまいります。

そういう意味で出動区分を考えるときに、団員のそういう数というものの予測の上で、出動区分を検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、その点について、今後そういう検討していくという答弁はいただいたわけなんですけれども、こういう私の指摘について

の考え方を伺いたいと思います。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま議員御指摘のありました出動区域の見直し、まして、これの出動車両、並びに出動団員、適正な規模と策定しまして、区域を見直すべきではないかということでもあります。これにつきましては、先ほど町長の答弁でもありましたとおり、旧町の枠を超えた出動等につきましては、サイレン吹鳴が現在不可能でございます。一斉吹鳴がです。そういったもの等の考慮もあります。

しかしながら、これらについては取り組まなければならない喫緊の課題でございます。まず、薩摩方面隊につきましても、これまでは南求名分団が基幹分団としまして、発生地の方分団と南求名分団、この2分団が出動しておりました。先ほど議員が御指摘のありました地区によりましては6分団、5分団出動する地域もあります。

そういったことも踏まえまして、今回の薩摩方面隊の再編に伴いましては、この2分団だけではなくて、隣接分団も出動するというふうに出動区域を見直そうと、来年4月からです。そういうところで考えております。

そしてまた、分団数の多い地域。これは多いからどうだろうか。かえって、また、消火活動等については混乱を来すということで、必要があれば第2出動をかける。第3出動をかけると。応援出動をかけるということの規定もございますので、そういったところも、旧町枠を超えた見直しというのにも必要になってきます。

それと、先ほど団員数の数も申されておりましたが、小型動力ポンプだけを所有する分団については12名ないし15名でございます。ポンプ車等につきましては20名等というふうになります。鶴田方面隊、これは4分団ございますが、ポンプ車に小型ポンプを積載しております。これは4分団で活動してありますが、鶴田方面隊につきましては1分団22名というふうにしております。

そういったことで、これらの車両の数、あわせまして団員数の数、できるものから出動区域を見直しまして、早速来年4月からの薩摩方面隊の出動区域の見直しにつきましては、取り組みをさせていただきたいと思います。

なお、これにつきましては、時期的な問題もございますので、消防団員を周知方法と、また今後検討して、方面隊会議でお示ししたいと考えております。

それともう1点、サラリーマン団員の数、正確な数はここに資料持ち合わせておりませんが、約7割がサラリーマン団員でございます。そういった中で、薩摩方面隊につきましては7割を超える。平成19年だったときは77%という数字が出ておりました。そういったことで、約7割がサラリーマン団員ということでございます。

○木下 賢治議員

ただいま出動団員の数もあったわけですが、2分団から6分団の差があります。団員数にしてみましても、少ないところで40、1回の火災に48人。多いところで116人の消防団員。これだけの差があるわけです。そこ辺こう、がっつい同じ数に統一するという事は、もう難しいというのは重々判ります。

ですけれども、余りにもこう差があり過ぎると思うんです。そういう行革の一環でとられた、こういう団編成のマニュアル、方向性なんですけれども、やはり既成概念にとらわれないで改革するのであれば、やっぱり全域をそういう対象にして検討してもらいたいという要望です。

今のこの方向性には、私はそこ辺が感じられないものですから、こういう質問をしますし、本当にそこを町長にわかってもらって、今後の消防のあり方について判断をいただきたいという思いで質問をしてるわけです。

やはり、先ほど言いましたように、一様に区切りをつけて、同じくらいの規模にすることはできるとは思いません。また、やむを得ない判断もあって当然だと思います。だけど、今の中身では、どうも私としては納得いかないものですから、願する次第であります。

とにかく、今一度町長に検討してもらって、やはり消防団の充実することは、その地域の地域力にも私はつながると思いますので検討していただきたいし、消防団員は非常勤の公務員ですので、町長がこの方向で行くと言われれば、全員従うと思います。

そういう意味で、町長の勇断を期待して質問を終わりたいわけですがけれども、私の思いに一言でもいただければありがたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

消防のこの団の編成に当たりまして、合併をいたしまして、その辺の均衡とか、いろいろ勘案をされて、いろんな検討がなされてきたんじゃないかと思っております。

旧薩摩の関係については、こういう形の協議がなされておるようでございますが、過去においては、それぞれ宮之城地区におきましても平川地区、白男川地区、あるいは山崎、二渡、久富木、こういった再編も行われておりますし、鶴田町におきましても、過去の鶴田方面隊の役場分団廃止というようなことや、いろいろ経緯があるようでございますけども。

今一つの過渡期のところに来ているのかなと思っておるところでございますので、やはり、これが最終的に終わりだということじゃなくて、こういう今ありましたような町全体の消防団のあり方というのは、また経過を踏まえながら検討していくことが必要であると思っております。

その辺のところ、このさつま町に住んでおって、どこも安全で安心して暮らせるというのが基本になるわけありますから、その辺が不都合が出ないような形の整備のあり方というのは、今後引き続き検討は進めていきたいと思っておりますので。こういうふうに決まってるから、そのとおり行きますということじゃなくて、先ほどもありましたとおり、消防車の関係についても、それぞれの分団のところには残すというような体制でやっていきたいと申し上げたところでございますが、とにかく、今は改革の途中にあるというふうに考えていただければ、総体的には、均一な、公平な、そういう安全安心がしかれるような消防体制の整備というのは必要かと思っておりますので、その辺については御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ散会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は散会することに決定しました。9月15日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後2時22分

平成22年第6回さつま町議会定例会

第 4 日

平成22年9月15日

平成22年第6回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成22年9月15日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
健康増進課長 村山茂樹君	社会教育課長 岩元義治君
商工観光課長 赤崎敬一郎君	文化課長 北原美義君
介護保険課長 中村慎一君	建設課長 三浦広幸君
消防長 高木卓朗君	水道課長 脇黒丸猛君
総務課長 紺屋一幸君	耕地林業課長 山口良一君
財政課長 下市真義君	福祉課長 二階堂清一君
企画課長 湯下吉郎君	税務課長 萩原康正君
農政課長 平田孝一君	
環境課長 貴島晃人君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 5 3 号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第 5 4 号 訴えの提起について
- 第 3 議案第 5 5 号 訴えの提起について
- 第 4 議案第 5 6 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 5 議案第 5 7 号 平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 6 議案第 5 8 号 平成 2 2 年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	53	さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の一部改正について
	56	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 10款 地方交付税 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入 17款 寄附金 18款 繰入金(関係分) 19款 繰越金 21款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費(関係分) 3款 民生費(関係分) 8款 土木費(関係分) 9款 消防費 人件費全部 第2条 地方債
文教厚生 (第1委員会室)	55	訴えの提起について
	56	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 18款 繰入金(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 3款 民生費(関係分) 4款 衛生費 10款 教育費
	57	平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

委員会	議案番号	件名
建設経済 (議場)	54	訴えの提起について
	56	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第6号)(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 13款 使用料及び手数料 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 20款 諸収入 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費(関係分) 11款 災害復旧費
	58	平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第6回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、9月8日提案がありました議案第53号から議案第58号までの議案6件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、さつま町議会運営に関する申し合わせの定めに基づき、総括的、大綱的な事項についての質疑を願います。

△日程第1「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

まず、日程第1「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

総括的にと言われますと難しいんですが、今度の改正とか、これによりまして、非常にとりやすくなるというか、とってもらわないかんという感じがするんですよね。それで先般、東京のある区長は、区長自らということで育児休業をとられたりしたんですけれども。

実際の私たちのまちで、今何名ぐらいがされてて、そして、そのあとの体制ですね。休業させるとそこに穴があくというか、1人いなくなるわけですから、ほかの人がカバーする体制にされるのか。

それから、この前もらった資料によりますと、転勤についてとありますけど、うちの場合は転勤は東京遊楽館だけですけれど、やっぱり本庁、支所、いろいろあると思うんですが、そういう職員異動についても、その辺の配慮はされるのか。基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○総務課長（紺屋 一幸君）

現在の育休の状況でございますが、本日現在で6名の者が育児休業中でございます。今後取得の予定は職員が4名となっております。合併から、これまでの間に延べ25名が育休を取得しております。

それから、育休の職場での対応についてでございます。育児休業の取得が予定された場合は、基本的には新たな職員を配置するという方向でございますけれども、御承知のとおり、行革等で職員の削減を進めている最中でございます。正規職員を充てることは非常に難しい状況でございますことから、特別な業務、例えば、税務課の課税とか、そういった部分の業務については正規の職員を配置したいと。特例の事情がない限りは、代替の臨時職員等で対応をさせていただいてるところでございます。

それから、育休中の手当関係についてでございますけれども、基本的には町のほうから給料は一切出ないということでございますが、育児休業により勤務に服さなかった期間につきましては、市町村共済組合から給料の約50%が支給されるというふうになっておるところでございます。

○麥田 博稔議員

職員の異動とか、そういうことだというようなことですが、保健婦さんとか、女性の健康増進課とか、介護保険の向こうは、非常に本当に女性の方が多いわけですけども、その辺の場合は基本的にどのようにお考えなのか。

それから、今度育児休業をすることができない職員から、非常勤職員等臨時的に任用される職員、これは外すとなっているんですけども。そうなりますと、今、臨時で採用されてる方にも育児休業というのはあるのか。それから職員組合から50%補助になりますと、職員組合の人たちはもちろん入ってないと思いますけれども、その人たちは完全無給ということになるんですか。その辺のことは、今度のこの新旧表によりますと、そういう非常勤職員と臨時職員にされる。できない職員から、これが外れると、できるとなるって理解したんですが、その辺のことの検討されてれば、検討されてないのか。そういう該当者がいるかどうか。

○総務課長（紺屋 一幸君）

基本的に短期の臨時職員については、取得はできないということでございまして、嘱託の職員につきましては、規則等の改正等も必要になりますけれども、対応ができるという部分もございます。保健婦等の資格を持った職員が産休に入った場合には、基本的には新たな職員の配置ということで、新規に、例えば、新規に採用を検討するとか、あるいは、もともと資格をお持ちの職員を嘱託で採用するとか、そういった対応を図ってるところでございます。

また、給与の50%につきましては、職員共済、市町村職員共済からの手当の支給ということでございまして、組合からということではございませぬ。

○麥田 博稔議員

ここで町長、お伺いしますが、こうして育児休業法で、介護で、職員の方が休暇をとるなにかかてなりますと、前からちょっと課題になってますけど、合併のときの申し合わせであります430何人を300名の職員にすると。ここが非常に厳しくなると思うんですけど、職員の定数のあり方の見直しとか、その辺はお考えにならないのか。あくまでも、やはり休業されたら、職員の異動と、それから臨時的に採用する。それで乗り切っていかれて、合併の申し合わせに沿って300人程度まで減されるお考えなのか。基本的な考えで結構ですけども、答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

定員管理計画につきましては、一応、行革の中で決められておるわけでございますが、この辺については、以前も私のほうから申し上げたこともあるかと思っておりますけれども、やはり、過去一部事務組合でそれぞれ業務を行っておりました職員。これらが結果的に合併によって、さつま町がすべて職員として引き受けるということになった関係で、その分が結果的に類似団体としますと増えてるんじゃないかという感じがいたしております。

そのことについては、やはり、一般的な300人という形でいいのかどうかということについては、ちょっと見直しをする必要があるんじゃないかと私は思っております。そういう専門的なところについては、先ほどの保健師もですが、これだけ高齢化が進む、あるいは健康増進の關係の業務が幅広く出てくるということになりますと、果たして、専門職のあり方というのは、育休とか、あるいは病気休暇とか、いろいろやむを得ない事情で休まれる場合は、何らかの対応をしていかないと、非常に町民の生活に影響が出てくるようになりますから、この辺については柔軟な対応をしていく必要があるのかなと思っておりますので、必ずしも300人というところにこだわらず、やはり、今後の行政需要の実態に即した形での定員管理のあり方というのは、見直しが必要かなと思っておりますのでございます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

先ほどの非常勤職員の取り扱いの関係でございますけれども、今回の条例改正によりまして、非常勤職員等につきましては、地方育休法で直接規定したことによりまして、条例で規定する必要がなくなったということで、これらの職員については、引き続き取得することができないというふうに規定をしたものでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案第53号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

**△日程第2「議案第54号 訴えの提起について」、日程
第3「議案第55号 訴えの提起について」**

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第2「議案第54号 訴えの提起について」及び日程第3「議案第55号 訴えの提起について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案2件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

54号についてであります。長期間68カ月間の滞納ということで提訴されたわけですが、この方が、町側が勝訴されて、出された場合、新たに住宅を探さなければならないわけですが、その辺で収入と申しますか、そういうのの心配はないものか。

それともう一つ、68カ月は長いとしましても、これより短くても滞納を長期間されている方がいらっしゃるものかどうか、お尋ねします。

○建設課長（三浦 広幸君）

まず、第一点目の明け渡し、強制的に出された場合の件でございますけれども、御本人は収入はほとんどないと。ただ、知人から生活費等はいただいておりますということでございまして、私なんかもその点を心配しまして、既に生活保護のほうもサポートしております。御本人も行かれたようであります。ただ、あとの件についてはいろんな関係がありまして、今の段階ではちょっと我々も把握しておりませんが、そういうことで。

住宅が見つからない場合は、どうするのかということで、一般的でございますけれども、今後、裁判をした上で裁判所、弁護士を入れても、そういうサポート体制は協議をするということにもなっておりますので、御理解いただきたいと思っております。

それとあと、今回の場合は68月という非常に悪質な場合でございましたけれども、じゃあ、どこで訴えの提起をするかという御質問でございますけれども、これにつきましては、公営住宅法、並びに条例、あるいは要綱に基づけば、3カ月以上の未納があった場合となっておりますが、それでは余りにも規定がちょっとあいまいでございますので、今後そういう要綱基準の制定を行った上で、どこでするかということを考えていきたいと思っております。

あと、どれぐらいいらっしゃるかということでございますけれども、例えば21年度決算におきましては、3カ月以上の滞納者が19名いらっしゃいます。すべて納入誓約書をいただいております。いろんなリストラされたとか、いろんな条件がありますので、数カ月に1回とか、そ

ういう形でお金を払っていらっしゃる。先ほど申しましたように、それが長く続くようであれば、どこで裁判に訴えるかという基準は、今後、今から制定していかなければならないというふうに考えております。

○平八重光輝議員

54号につきましては、よく判りました。55号について、町長にお尋ねいたしますけれども、たまたま今回は役場と申しますか、支所の所有地でありまして、役場のほうで手続をされるわけですが、町内には公民館用地、公民会用地たくさんあります。このほとんどが個人名義と申しますか、当時の代表者といえますか、役員の名義等に、2名、3名の登記もありますけれども、なっております。

ある一部では、もう非常に100年近く前から、何年か判りませんが、当時の方の名義であって、もうお孫さんの代になりますと、これはおれの土地なんだと。じいちゃんの名義なんだから、私の土地なんだから、返してくれとか。あるいはお金を払って買ってくれとかちゅうような話も聞いております。

こういうのは非常にたくさん出る可能性もありますので、できれば町のほうで音頭をとっていただいて、すべて、そういう土地は、この15年、10年だったですか、この時効等もありますから、公民館、公民会の土地であるというような登記をしていただければ、非常にトラブルもなくなると思うんですが、この登記がまた非常に法律的に面倒で、一公民館、一公民会でするには、非常に手間暇、時間とお金がかかる手続になっております。

その辺を、もう町内のそういう施設は全部問題のないように公有地の登記ができるような手続をしたらいんじゃないかと思いますが、その辺のお考えがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、各公民館なり、あるいは集落の公民館については、その名義ではなかなか登記し得ないということで、できるだけ、この公民会内の若い人に、2人、3人の名前で届け出をしているところがあるわけで、私どものところもそうしておりますけども。長く、やっぱり代が変わると、おっしゃるとおりの、そういう財産の分与の関係で、いろんなトラブルが発生する可能性も出てくるわけでありまして。

できることなら、今、法的に認められておりますのは、その集落が総会をして認可団体として登録をしていただければ、認可団体として、地縁団体ですね。地縁団体として登録ができますので、そういう手続をしてもらえば、一番問題なく行くんじゃないかと思っております。

既に町内でも、今2カ所ぐらいですか、そういう手続をもうしてるところがありますので、そうした例を倣ってしていただければ、非常にあととのためにはいいんじゃないかなと思います。若干、面倒くさそうですが、宮之城町の時代も公民館長、それから公民会長の研修会の際には、そういった説明もしたり、あるいは広報紙で、その辺のことも周知をした経緯がございますけれども、なかなか皆さん、その当時の役員の方の皆さん方のハマイですかね。それがあかないかで違ったりで、なかなか先に進んでいないようでありますので、やっぱり機会を見て、そのようなところは。

そういった実際やられた公民会のところに事例発表でもしていただいて、そういうことをしたらいいんじゃないかと思っております。今度また16日に公民館長の連絡協議会がありますので、その中にまた、この地縁団体のことについては説明をするという予定にしておりますので、できるだけ、そういう団体が出てくることを願っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第5「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第4「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」から日程第6「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。

ただいまの議案3件に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

何点かですけれども、基本的になるかどうか判りませんが、お伺いしておきたいと思います。

16ページの2款1項7目、友好交流事業費ですけれども、これ50万ですか組んであるわけですが。当初予算で326万組んであるわけですが。それで今度また食糧費と20万ですか、一般需用費組まれるわけですけれども。

当初の説明のときに、旧鶴田町との姉妹都市であって、今後いろいろ5周年でねぶたをもらうのですということだったんですが、きのうも町長は行財政改革を進めて、いろんな話があったんですけれども、やはり行財政改革を進めていって、財源が厳しいから、歳出については慎重にせないかんという話もあったんですけれども、ちょっと突出してるんじゃないかなという、私は気がするんです。

5周年で記念事業されますけれども、郷土芸能。これが総額で250万で、謝金が200万です。各地区でしますと10万です。10万で郷土芸能をつくって、出てきて発表するとなると、非常に厳しいものがあるのかなという気がするんですけれども、その辺の地元のそういう郷土芸能と兄弟、姉妹都市を友好盟約をするからする。そこの差が私にはちょっと納得がいかないんですけれども、その辺の基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

それから、ちょっと細かいことですが、情報システム。今度、億という金をつけて、新規にされるわけですけれども、これを当初で予算を338万需用費組んでます。使用料と賃借料3,326万組んで、そっちは75万して、細かいことですが、需用費が75万。これは338万で足りない修繕費が何か出てきたのか。新しくシステムを全般的に取りかえるのに、何でこういう組みかえをせないかんのかなという気がしますので、お伺いします。

それから18ページの、2款2項1目、税務総務費。たばこ税が、去年が1億1,000万ぐらいですか予算を組んで、それでことしは9,500万。町としては、公共施設ではたばこは吸うなとか言いながら、たばこの販売の促進ののぼり旗を作成するということですが、町として基本的に健康を考えてたばこを吸わないようにするのか。それとも、こうして健康増進課では、た

ばこは吸わないようにしましょうと。片っぼうでは町税のほうで税金が足りないから、たばこを地元で買って、吸ってくださいということだと思んですが、そういう旗をつくるためにお金を使うと。

判るんです。2,000万ぐらい減って、システムが変わって、町内で買わずに、同じ吸うなら地元の店で買ってくれという運動をしたいちゅうのは。やっぱり売れ行きが、いろんなそういう都会から来ている新しい組織のお店で売れるということで、名前を言えば、ファミリーマートとか、そういうところでたばこはどんどん売れてますけれども、町内の店で売れないから、たばこ税が入ってこない。その辺をできればそういうふうに基本的にされるつもりなのか。そういうことをお伺いしたいと思います。

それから、22ページの乳幼児の医療助成ですが、今度は2,728万組まれるわけですがけれども、この財源について、しょっぱなからするのに、この「子ども健やか育成基金」を1,000万取り崩すということでもあります。

これは基金を積み立てたときの目標が各種事業、事務事業を長期にわたって安定してできるようにするために財源を積み立てたと思うんですけれども。1番最初的时候に1,000万、この基金を取り崩さないといけないような、こういう事業で果たして長期にできるのかな。最終的に3月決算をすれば、また積み戻すということもできますけれども。

やはり、財政をこうして切り詰めて深めていくと。それで、先ほどちょっと触れましたけれども、この前の一般質問のときに、町長も痛みをやはり分かち合ってもらわなければいけないとか。それから医療・福祉・教育、総合してやっていくということですが。

行革のほう全然進まないで、歳出のほうだけはこうして出てくるとなると、やはり痛みを分かち合うためには、今度の、私たちは全協でされました指定管理者制度なんかについても今までと同じようなということで。行革のほうは遅々として私は進んでないのかなと思うんです。

だから、平成26年ごろに120億ぐらい予算をすと言っていたのが、職員の人件費と公債費が下がってきて、その辺で何とかできるのか。それが交付税が減ったときに、それでペイできて120億まで行くのか。だから物件費というか、維持補修費というか、そっちのほうを抑え込む行革をこう、があっち進めていって、それで、こっちの金をこっちに使いますよってしないと、新しい政策をつくっていくと、どんどん膨れていくと思うんです。

だから何かをやめて、何かをするという政策が私は必要だと思うんですが、町長のその辺の基本的な考えをお伺いしておきたいと思います。

それから、消防の施設。37ページですけど9款。今度、虎居消防で用地を490万買われますけれども、今まで基本的にというか、町有地じゃなくて区有地とか、そういうところを借りてされて、今でもあると思います。前の決算委員会のときにも出ましたけれども、旧薩摩なんかは、防火用水なんかも借りてるけれども、借料ですか、賃貸料も払ってないとか、いろいろあって、それで宮之城のほうは払ってるところがあるということで、ちょっと問題になって、是正してくれというような話もあったんですが、その辺が、基本的な考えをどのように思われてるのか。

今、賃貸で借りてる消防団の施設なんかもあるのか。それから、ここは今の虎居の土地を買って、また町がつくるというような話をちょっと聞いたんですが、賃貸でできなかったのか、その辺。さっき言ったように、基本的に消防車庫は町有地にするという考えなのか、その辺をお伺いします。

それから39ページ。これは教育長と町長と関連あると思う。10款1項2目、理科支援員の実践研究事業ですが、事業説明では、国の事業仕分けで予算がなくなると。それで財源を見ますと、やはり県の委託事業ということで、271万ですか、これが減るということで返還せ

ないかんということで、理科支援はやめるということですが。

当初で369万組んで、途中まで来てると思うんです。私なんかは文教の委員のときに学校でも聞いてみますと、非常にありがたがっておられたんです。これは小規模校とか、複式で理科の専門の先生がいないところに支援をするということでありました。去年は理科の、国の指針で理科の教育を力入れないかんということで、理科の資材もいっぱい買って。それで今度の補正予算でも小学校で95万、中学校で7万8,000円ですか、理科の教材をそろえると。その中で、県から補助が来ないから、この270万を削ると。

ここで町長、お伺いしたいんです。ねぶたとか、あっちには300何十万とか、400万ぐらいの金をどんって使うのに、県からの補助がないから理科支援の270万を金が捻出できなくて、やめますと。小規模校と複式学級にとっては非常に厳しい問題があると思うんですが。

学校教育というか、そういう子どもの教育についての基本的な考えを、私は一般財源で270万積んでも、ことしは計画をつくってたんだから、やるべきだと思うんですけども、その辺の考えをお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

たくさんありましたので、ちょっとわかっているところだけを答えさせていただきます。

基本的に、友好交流の関係が出てまいりましたけれども、これはもう過去もずっとお話をしているところでございますが、今回、鶴田町との姉妹盟約ではなくて、友好交流という形でございますので、今、中種子町と結んでおります、そういうレベルの交流が図れたらと思っております。

基本的には、行政がすべて中心になってという考え方よりも、民間レベルでいろんな物産の交流とか、そういうものが中心になっていけばありがたいなと思っております。今回は5周年ということで、向こうから、ぜひとも訪問をしたいと。向こうも新幹線が、いよいよ東北新幹線がこの12月からもう開通をすると、開業をするというようなことございまして、青森県が一生懸命これについては、新幹線を利用した交流促進ということが高く政策として掲げておられます。

物産、観光、そういう意味で、この鶴田町についても、九州新幹線も来年は開業するというようなことございまして、そういうことで鹿児島県の伊藤知事とか、あるいは青森県の知事とも、一生懸命そういったことでの既に交流が始まっておりますけども。

やはり、私どもも、いろんな人的な交流もありますが、物的なそういう交流。いろんな異文化と触れ合う機会というのは、ある面、非常にいい面が出てくるのかなと思っております。ただ、経費的には、これは初年度でありますから、この額が出ておりますけども、今後はそういう経費の節減については十分配慮をしなくてはいけないと思っております。

特に今回は青森県のほうからも、そういう意味合いから、交流の見てまいりたいということでございますので、こちらも来ていただいて、ねぶたの関係もございまして、交流の機会が初年度としてあれば、大変ありがたいことだと思っております。ただ、経費的な問題もありますけど、これも県の振興局にも、こういう新幹線の関係がありますよということで、また財源のほうも60何万、特別にまたお願いをしまして、いただいております。

それから、予防費の新型インフルエンザのワクチンの関係ですが、私は子育てのために「子ども健やか育成宣言」ということを出しながら、やっぱり重点的な柱を立てながら、町政を続けていかないと、総花的にやるということについては、これだけ財政が厳しい中ではいけないし、やっぱり将来展望を見詰めたときに、光としては夢を描いてやっていく必要がありますので、重点的なことで進めてまいりたいと。それで、そのほかについては、この行革というのをしっかりと進めながら、メリハリのある行財政運営というものをやっていきたいということでもありますから、

行革が決してとまっているわけではありません。

すべて第2次行革の中でも定めておまして、人件費とか、公債費とか、おっしゃるとおり、もうすべて何億か減じてしているわけでありますから、その辺のところは決してとどまっているわけではないということをごさいますして、そういう財源が出た分については、重点的な所得に向けていくという考え方になっておるわけをごさいます。

特に今回のインフルエンザの関係については、これは例えば、この薩摩川内市、あるいは諫早市も先進的にやっってるわけですね。ゆうべ若い青年の方と商工会の皆さん方で交流する中での声を聞いたんですけども、やっぱり、こういったものをやっていただかないと、谷間に我々は置かれていくというようなお話を伺ってるわけです。

やっぱり、こういうことをやりながら等しく若い人たちが住んでよかったというようなまちをしていかないと、なおさら、よそのまちに若い人が出ていくということになりますので、何とかそういう努力をしたいということで、基金のほうも、いろんな子育てに対しては財源が要ということで、保育所お問題もありますし、あるいはそのほかソフト的な、こういう予防注射の関係もあります、幅広くあるわけですので、それを子育てのためには長い期間必要だということで基金を設置しているわけで、このような経費がいる場合のために基金を積み立ててる。それを十分活用する意味で、基金設置をしたねらいがあるところをごさいますので、そのようなところで、今回は取り崩しも1,000万いたしているところをごさいます。

それから、消防施設の関係をごさいます、従来、ほかの旧町の時代がどうだったか判りませんが、過去ずっと地方自治の流れからいって、消防については、地元の寄附のもとで消防車を買ったり、あるいは土地についての借地だというようなことで、ずっと来た経緯がございすけども、それじゃおかしいということで、すべて公有地ということで取得する。自動車もすべて寄附じゃなくて、もう補助金をもらってやる。そういうことに流れがなっているわけですから、やっぱ町の財産として位置づけをするためには、町が取得をしてやっていくことが大事であると思っているところであります。

ここもうずっと最近はこの形になっているかと存じております。まだ賃借料をやっているかどうかについては、また後ほど担当のほうからお答えをさせていただきます。ほとんど賃借については、もう町のほうで借地代払ってるか。あるいは、今までは無償で借りていたという経緯があったところもありますけども、今ではもう借地料も町で払っているところもあるかと思っております。最近においては、ほとんど土地については町有地のところに建てるとか、あるいは、この前の柏原もそうだったと思うんですが、そういう形になっているかと思っております。

あと、教育の関係については、「子ども健やか育成宣言」を出しておりますので、教育については特別な配慮をいたしているつもりでございす。今回の減額の分については、それなりの補助金がなかったということになっておるようでごさいますので、内容については、また教育委員会のほうでお答えをさせていただきたいと思ひます。

○教育長（東 修一君）

理科の支援員のことでございすが、御指摘のとおり、非常に、そうして先生を支援員であっても配置していただくと、非常に効果は高いわけでごさいますけれども、基本はやはり学校の職員でやるべきものでありまして、あくまでも支援でございす。

それで今回なくなったわけではなくて、8校から3校になったということでごさいます、継続はしているわけでごさいます。こういうことの指導の波及は私どものほうでするような形で、波及の効果をいたすような形で努力はしていきたいと。それで御指摘のとおり、非常に今後の課題等も長期的な見通しを立ててということになりますと、学校の規模が小さいということは、そ

れなりに職員が少ないわけでございまして、今、議会のほうからも指摘していただいておりますように、学校の再編等も考慮に入れながら、こういうことにつきましては検討をさせていただきたいと。

基本は、あくまでも支援でございまして、基本は学校でやるべきものだとすることを私どもは念頭に置きながら、できるだけ今までの指導の効果がそれ以下にならないように努力をしていきたいというふうに考えております。

○総務課長（紺屋 一幸君）

総務課の情報システム係の情報システム管理費の関係でございますが、75万6,000円につきましては、日本語のラインプリンターの使用料を当初使用料という形で見込んでおりましたけれども、契約いたしました内容が印刷料金に関する契約ということでございましたので、同額を需用費の印刷製本費で支出するというところで組み替えをお願いしたものでございます。

○税務課長（萩原 康正君）

2款2項1目、税務総務費のたばこ販売協同組合の補助金でございますけれども、たばこ税につきましては、議員のおっしゃるとおり19年度1億6,600万約あったものが、今度の決算、21年度の決算では1億3,200万、3,400万ほど減少いたしております。ただ、国も今回のたばこの値上げについては健康の観点からというようなことで、町のほうでも健康の観点から、たばこの消費を抑制する方向でありまして、町としては、増収対策という取り組みについては非常に微妙なところがあります。

しかしながら、せめて喫煙者がいらっしゃるわけでありまして、たばこを購入する際には税が町に入る店で買っていただけるような方策はないものかと考えていたところで、たばこ販売協同組合のほうの販売店のほうが減少傾向にありますので、ちょうど向こうのほうから、たばこの税がさつま町に入る店でありまして、それを売りにして、のぼり旗をつくって啓発したらという申し出がありましたので、町としても需用費に補助を出して、税収につなげたらと考えて、御提案を申し上げているところでございます。

○消防長（高木 卓朗君）

先ほどの消防団車庫の件であります。現在、町有地以外、地区で所有しているところに消防車庫を建設している箇所が4カ所ございます。そのうち2カ所につきましては、借地料をお支払いしてると。また私有地が1カ所ございまして、そちらについても借地料をお支払いしてるという状況でございます。

なお、虎居地区、虎居分団の消防車庫につきましては、民有地を購入するというところでございます。

○麥田 博稔議員

2点だけ、ちょっとお伺いし、2回目の質問させていただきます。

4款1項4目の子どもの予防接種については、私は基本的には賛成なんです。伊佐がしたときに村山課長とは行って、6月議会で一般質問するちゆって、いろいろ話をして。ただ、そのときに、町長が前向きに検討せえちゆうことで、いろいろ資料を見せてもらいました。来年度からという話で、これはOKだということでした。ここは非常に大事なことでOKなんです。

ただ、私が言いたいのは、行革を進めないで、こうして歳出のほうが増えていくと。例えば、そういうことで乳幼児の医療が3,000万ぐらいになって、それから中学生までの入院が200万ぐらい増えたと。ブックスタートは微々たる金ですけど、50万ぐらいですか。そういう、いろんな政策を、いけば、コンクリートから人へ、民主党のあれではないんですけども、

振っていく中で、やはり、こっちのほうにシフトしていくためには、町長は行革も進めていると言われましたが、私が言ったように人件費と公債費だけですよ。

ここは公債費は、自然に3年間の公債費適正計画やらつくって、やはり町民の方にも協力してもらって、15億以内に抑えるということでやってきて、財政の明るさが見えてきたということだと思います。

あとは、こういう財源を捻出するために、町長がさっき一般質問でも言われましたように、やはり痛みを分かち合う改革をやらないと財源はこないと思います。同じような規模のまちで、ちょっとまちのあり方は違いますけれども、やはり阿久根とか、枕崎にしますと、100億ちょっと超えたような予算です。人口規模でいきますと。ただ、うちは303という、物すごい広さがありますので、やはり道路とか、いろんなことでお金が要るということは理解できますし、また、そのために交付税もいろんなことで余分に入ってくるんでしょうけど。

だから、行革はやはり厳しく進めていって、財源を町民の方に、子どものこういう子育てに使うけど、やはり、こっちのほうは減っていきますよと。やはり、ここの施設がなくなったりして、財源の組み替えをやっていかないと、総額が増えていくということを私は危惧するものですから。政策的には私は非常に賛成なんです。これがうまく行きますと、ヒブとか、何とかがなくなれば、国保税に関する、前に言われた入院とか、なんだかんだでないし、健康に産まれた赤ちゃんがそのために髄膜炎とかなって、一生をそういう身体障害者とか、いろんな発達障害とか、そういうことになるわけですから。それは1人救っただけで、こんな2,000万や3,000万の金じゃ終わらんぐらいの大きなものがありますので、そのことには賛成なんです。ただ、やはり財源を生み出すために行革を進めてくださいということです。

それから、この理科の支援員については、全く教育長が言うように、教育は学校の先生がするのが当たり前だと思います。ただ、この説明が最初あったときに、やはり先ほど言われたように、小規模校では専門の先生もいないし、複式ではいろんな授業の実験の準備もできないと。だから、そういうことをして支障がないようにするんだと。

そんで実際やるんですよって言うけど、8を3にしたら、残った5校はできないわけですから。これは同じ町民として、さつま町に行く子どもとして、極端に言うと、小規模校に行くから、そういう先生が回らなかったということになりますよね。だから、ここは基本的にやはりするのなら、町内の極端に言うと一斉に。モニターの場合は別だと思います。ここをモデルにして、そこで1年間研修して、次に進めるときには全校一斉。町内全部ではできませんけれども。やはり、これは実績もあって進めてきたわけですから。やめるんだったら、やっぱり4月から何とかして一斉にやめるとか。その辺は教育を地域によって、学校によって、ないようにしていただきたいということで質問したわけです。あとの詳しいことについては、また委員会であるでしょうから、そこで答弁とか、いろいろしていただければ結構ですので、私の意見としてはそういうことでございます。

○町長（日高 政勝君）

予算の関係は、確かに120億円台に当初持ってきておりますけども、昨年の場合も、やはり、これだけ景気が落ち込んでくるということになりますと、国が第三次にわたって景気対策をして、それに応じて必要になっておりますような行政需要については、この景気対策の中で十分やれて、そのことによって町の持ち出しも余り一般財源としてはなくなって、十分、今までの懸案となっていた事務事業等は実現できたわけですから、結果的には財政規模は膨れてはおりますが、内容的には、この一般財源というのはほとんど使っていないわけで、国の事業を大いに活用して、今までのいろんな事業ができたというふうに、私は思っております。

実質的に財政が非常に圧迫になってきているという状況は決してなくて、決算の指標でも、今度の決算の状況でも、十分審査はしていただければ判ると思うんですけども、経常収支比率にしましても、あるいはいろんな指数関係については、ほとんど改善をされてきているわけですので、その辺については御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それと、教育委員会の支援事業の関係については、国の政権が変わりまして、仕分け事業に入ってしまった、もう国がこういうものが必要かどうかということで、結果的に判定をされたわけございまして、町としては当初説明があったとおり、非常に必要なことだということでやっておりまして、やはり国がこういう形で必要性を余り認めなかったというようなことで。やっぱり、現職の先生のほうでしっかりやってくれというようなことであったんじゃないかと思えますので、その辺についてはまた各学校で均衡のとれた教育ができるように、今後努力をしていきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

ちょっとやめますと言ったんですが、財政については町長、今の、今度のこれなんかも、一般財源じゃないんですか。国の、だから交付税から来たなかで、当初予算の場合にも、いろいろ感染症とかしますけれども、予防接種事業については普通的に一般財源で。

私が危惧するのは、平成27、8年には、水道なんかも統一性となっておりますがね。今、上水道は基本は700円、簡水は1,200円で500円差があります。それを一気にする、絶対、私は絶対と思うんですけども、屋地、虎居の人は反対しますよ。一緒にしてあげるとなると。今、簡水でも1億円ぐらい負担をしてるわけですから、そっちを段階的にしていくと、初年度はやはり今のところ、9,000何百世帯ですかね。500円ありますと。500万で12掛けたら6,000万ぐらいの一般財源がいて、段階的になる。

だから目の前にそういういろいろなことが財政的に厳しいのが出てきて、それは先ほど言われたように、公債費がどんどんどんどん落ちていきますから、行けるかなと人件費も思うんですけども、人件費については先ほど町長が言われましたように、ある程度、私は頭打ちの状態に来てるのかなと。こっから落とすとすると、この前、舟倉議員がプレミアムで買ってくれて言われたら、職員も給料が下がったと言われた、ここはちょっと町民の意識と私はかけ離れてると思うんですけども。

給料はやっぱりくれないかん。頑張るあれがあるから。だから物件費とか、そこに大なたを、これは選挙を受ける町長にとっても、我々にとっても、厳しい問題ですけども、ここで大なたを振るわんと、私は2万4,000の本当のまちのあり方、合併の効果を生かすためにはできないと思うんです。

だから、その辺はいろいろ交付税とか、その辺の中で、今後考えていただきたいと思うから言ってるわけでありまして、これは一方的な考えですけども、理解をしていただきたいと思えます。

○平田 昇議員

私の質疑もただいまの麥田議員と同じ視点からのものであると思います。例えば、ねぶたに対する考え方。町長の政策的、今会議で一般質問でのやりとりで町内の各地への思い。町民福祉への思いは酌み取れます。十分酌み取れますが、そういう各地の要望を受け入れようとする方針は、本当に町の財政力に裏づけされているのか。国策が大きくぶれてもそれにこたえられるのか。それを心配するんです。

はっきりした財政の裏づけもなく、町内からの各要望を取り入れようとする姿勢は、私には、そういう映り方をするわけですが。総花政策、オールラウンドポリシーになってしまうことをお

それているんです。

だから、例えば、町の財政力を確かなものにするために進めてきた行革の方針を簡単に変えるべきではない。町長の確固たる方針を示すときではないか。受け取っている当初予算をもとに試算しますと、厳密な意味での義務費、人件費、扶助費、公債費、これが77億円。128億円の予算のうちで77億円。それに義務的な性格を持つ維持補修費、物件費、補助的経費が26億円加わる。合計103億ですね。予算の80%を占める。非常に重い荷物なんです。

こういう状態の中で、庁舎をつくります。何々をします。何をします。大丈夫なのかという思いを持つのです。財政と政策の安心できるつながりをしっかり説明する機会を設けていただきたい。これを言いたいわけでございます。

○町長（日高 政勝君）

私は、この就任をしたときも、ずっと姿勢としては変わらないと思うんですけども。4つの柱を立てております。いわゆる大胆なる改革をしますということで、ずっと就任以来、人件費の問題、あるいは公債費の問題にしましても、公共事業等についても、それなりの、景気対策の分は町の一般財源はほとんど活用しなくて、ほとんどいろんな事業も実施をしてくれておりますけれども。

とにかく基本姿勢というのは、健全な財政を貫いていくんだと、そういうことには変わらないわけございまして、そのために行革の中にも、しっかりとそれぞれの大綱を定めて、具体的に進めていくということには変わらないわけございまして。放漫的な要望そのまま受け入れてやっていると、それは全くないと思っております。

○新改 秀作議員

23ページの環境衛生費のことと、21ページの子ども手当のこと、ちょっと予算とはちょっと外れるかもしれませんが、お許しを得て質問させていただきます。

環境対策の一環でございますけども、3月議会のころ、においの臭気対策のことで、一応課長のほうからも、いろいろ私聞いて臭気検査、これを実施するというので、今から事業者にいる説明をしてやるんだというようなことまで私は聞いたわけですけども。その辺を実施された経緯があるのか。

それと子ども手当は、ちょっと課長いらっしゃるよ。いまだに申請をされていない方、どれぐらいさつま町にいらっしゃるものか。まず、それからお伺いいたします。

○環境課長（貴島 晃人君）

悪臭に関する臭気指数規制の件でございますが、本年の4月1日から、それまで濃度規制、特定の悪臭物質22種類ですが。それから今度4月から臭気指数規制ということで、一応変えたところでございます。現在のところまで、臭気指数規制による検査というのは実施しておりません。

○福祉課長（二階堂清一君）

子ども手当の関係であります。きのう現在で未申請者が12名いらっしゃいました。けさ1人来られましたので、未申請者の方11名となっております。

○新改 秀作議員

いまだにまだということは、事業者、会社関係、説明はされていないということで理解していいわけですね。

実は、皆さんもご存じのように虎居の飲食店街、あるいは住民の方から、いろんな臭いの関係で、いろいろ相談を受けて「いや、こういうのもあるから、もし、であれば、こういうのもありますよ」といって。それが基準に達するか、それは判りませんが、こういうのもありますよということは言ったわけでございますけども。

そういう関係で、調査をして住民に説明をしたほうがいいんじゃないかと私は思うんですけども。その辺のお考えを、町長でもいいですけども、担当課長でもいいですけども、そのようなこととお伺いいたします。

それと、もちろん子ども手当のことでですけども、11名の方がまだ未申請。これは多分、私の考えは、普通考えたとき、自主申請であると思えますけども。これに私はちょっと、そのときの聞き間違えか判りませんが、保育料の滞納者とか、給食費の未納者とか、そういう対応が市町村単位でできるんだよとか、いろいろそういうのを聞いたことあるんですけども、学校の先生に聞きますと、そういうのあるんですかねとか、いろいろ聞いたことがあったものですから。そういう対策、対応はどのようにされたものか、お伺いいたします。

○環境課長（貴島 晃人君）

虎居区の悪臭の関係でございますが、虎居区の住民の方、あるいは虎居公民館のほうからも要望書が、悪臭に対する要望書がございまして、環境課、それから農政課と連携をとりながら指導といたしますか、したところございまして、会社のほうでも、そういう対策をするということで情報を得たところございまして、8月の初めぐらいにされたということでございました。

8月の末になりまして、環境課と農政課で現地調査といたしますか、中に入りまして、それぞれ会社の方に事情をお伺いしたところございまして、口蹄疫の関係で、やはり堆肥等が持ち出せなかったということで、たくさんたまつたと。

それと母豚等がちょっと多くなったという、そういう事情で、ちょっと悪臭が増加したというような話でございまして。会社の対応といたしましては、酵素発酵脱臭剤を堆肥の中にまぜて、処理を始めた。これは8月の初めからです。

効果としては、やはり2カ月ぐらいかかるのではないかとというような話でございました。8月の末にいろいろ中を見させていただきまして、それぞれ会社のほうも、ある程度対処されておりましたので、またちょっと今後様子を見ていきたいというふうに考えております。

○福祉課長（二階堂清一君）

子ども手当と保育園の保育料の未納の話であります。6月に子ども手当を1回目を支給しましたので、それにあわせて、その前に大口滞納者に対しまして催告書を送りました。

そして出てきていただきまして、16名の方に同意書をいただきまして、子ども手当の一部を保育料の滞納に充当するという旨の同意書をいただいたわけであります。

そのときに充当しましたお金が82万4,000円。10月にもう1回子ども手当の支給がありますので、その大体100万円の収納を見込んでおります。2月にもう1回ありますが、そのときも100万円の同意書ということで見込んでおります。

○新改 秀作議員

子ども手当は了解いたしました。この臭気のこと、いろいろ住民の方もまだそういう調査をされたとか、そういうのも全然知っていらっしゃらないようでございますので、その辺の機会があれば、こういうことをやりましたというような、そういうしたほうがいいんじゃないかと思っております。

私は臭気法のいろいろ、そういうあれを聞いたんですけども、そういう基準に達するというのは、相当な臭いでないと達せれないということも伺えてますけども。その臭気検査のそれも事業所に早く説明をして、やっぱ事業者もそれだけ説明をすれば、ちゃんと自分たちで、覚悟もできますから、その辺もやっぱり、したほうがいいんじゃないかと思えますけども。一応、要請をしておきます。

○平八重光輝議員

1点だけ、お尋ねいたします。22ページの衛生費の1番上にあります地域自殺対策緊急強化事業費。普通旅費として22万円ほど組み替えてありますが、最近は判りませんが、2、3年前までは、さつま町、宮之城町時代でもですけども、非常に人口からする自殺率が高いんだという、県内でも相当高いほうにあるというふうなお話を伺ったこともあります。

私の知り合いでも、ここ10年、20年の間に5、6名の方がうつ病になられて、複数の方が自ら命を断たれております。県のほうでも、国もでしょうけれども、うつ病に対する対策、相談所等を開設したら助成といいますか、補助をしますよというような、確か事業もあったかと思いますが、そういうような対策といいますか、自殺予防対策を具体的にされるお考えはないかどうかをお尋ねいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

今、自殺予防に対する質問ですが、私が今着ておりますのが県でやっております、「あなたの心を大切に」という自殺予防の洋服でございます。先月もプラッセ大和の駐車場を借りまして、自殺予防のPRをしたところでございます。本当、私どもとしても、自殺予防を食いとめるのが一番大事なことはないかなと思って、今、集団検診を行っておりますが、そのときにも川薩保健所と協力しながら、うつのスクリーニングを行っております。

それが毎日できないのが、やはり業務がありまして毎日できないんですけども、週に1回か2回程度、保健所のほうと、私どもの保健師のほうとで、来られた方に対してのうつスクリーニングを行って、そのあと結果を見まして、また結果報告会。そのあとまた家庭訪問等を行いまして、できるだけその悩み事を改善できればなということで、保健師のほうで活動を行っているところでございます。

○平八重光輝議員

少し、具体的に申しわけないですけども、うつの場合は、本人はもちろん気づかないし、周りも軽いときはほとんど気づかなくて、気づいたときは相当重くなってる状況にあります。

そういう中で、失礼な言い方かもしれませんが、ある種のテストではありませんけれども、会話の中で、いろんなこういうことを話したら、こういう返事があつたら、ちょっと可能性があるんですよちゅうようなひな型もあるようですので、そういうのもぜひ、町民の皆さんにちゅうわけにもいかんでしょうけども、活用していただいて。できるだけ軽いうちに、そういう方の対処をしていただいて、重くならないで。うつは、ちょっと私が聞いたところでは、治る直前が一番危ないんだというふうなお話も伺ったことがありますので、ぜひそういう対策を具体的にいただければと思うんですが、町長、その辺はいかがお考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

この自殺対策につきましては、もう国内の中でも大きな社会問題となっております、いろんな対策がとられておりますけれども、いろんな事象が、最近のこの社会経済情勢の中で起こり得る状況が多いのかなという感じでございます。町としましても、こういう形で現状の状況をしっかりとらえて、対策を講じなければならないということで、真摯になって関係の機関の皆さんと取り組んでおりますので、これからもそういう状況を十分把握をしながら、適切な対応をしてまいりたいと思っております。

○新改 幸一議員

所管が違いますので、2点ほど。25ページと26ページになります。

農産園芸振興費の中で、2,022万2,000円の防災営農対策事業補助ということで、お茶ということで話を聞いたところでございますが、この関係の事業内容をちょっと詳しく教えていただきたいというのが1点と。

それから26ページ、農地費の中で委託料計画策定業務450万、神子地区のパイプラインという説明があったようでございますが、この神子地区のパイプラインに伴う計画策定をされることなんですが、面積的にどれくらいの面積になるものか。それと受益者の戸数。補助率がどれくらいの事業費になっていくものか、わかっておれば教えていただきたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

25ページ、6款1項5目、農産園芸振興費の中の19節、負担金補助及び交付金2,022万2,000円でございますが、これにつきましては桜島の火山灰が飛来し、茶の生葉に付着して品質低下を及ぼすことから、活動火山周辺地域防災営農対策事業の導入によりまして、茶生葉の洗浄、脱水施設を整備し降灰を除去することにより、品質向上、所得の向上を図ろうとするものであります。

事業主体は4戸で構成されます南原共同茶生産組合、これは虎居の甫立地区にありますが、受益面積890アール、事業内容は茶工場内に洗浄機、仕上げ洗浄機、コンベアー、付帯工事等を行うものであります。総事業費は2,888万8,650円、補助率は70%であります。同額を県の補助金として受け入れております。

○耕地林業課長（山口 良一君）

上下大迫地区のパイプラインの関係でございますけれども、受益面積が9.6ヘクタールということでございまして、受益戸数が32戸、それから通常の補助事業を導入した場合には、受益者の負担が15%ということで考えております。現在、計画書を作成しないと具体的な事業費等については上がってこないわけですが、今、概算で計画見込んでおりますのは約6,000万円ぐらいの事業費になるかというふうに考えております。そうした場合に地元負担850万円程度ということで考えております。

○新改 幸一議員

お茶の関係の桜島降灰に対する関係の生葉の洗浄関係はわかったところでございますが、お茶の関係、昔からお茶の宮之城と言われまして、昔の旧宮之城町では、お茶に関しましては県の大会なり、いろんな優良茶、品評会あたりもどんどんどんどん出品して新聞等にもにぎわした時期があるんですけれども、近ごろ、そういうお茶の産地でありながら、そういうところは火が消えたような感じが受けるんですけれども。茶の生産者協議会ですか、そういう生産者の気持ち云々というのが衰退してるような気持ちも受けるような場合もあるんですけれども。

お茶のそこあたりは、そういう機運というのはないものか。そしてまた、もう県の大会、品評会あたりの、この地域に持ってくる。宮之城に持ってくるよとか、そういう機運というのはないものか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

お茶関係のそういったコンクールの出展ですけれども、ここ数年やはり3月から4月、一番茶の収穫時期にやはり異常気象といいますか、晩霜害とか、そういった被害を受けておまして、なかなか近年思うように栽培がいかない。

それと、ここに出しておりますけど、今回事業導入いたしますが、桜島の降灰、これが昨年6月ごろから噴火が活発化しておまして、昨年で爆発的噴火が6月以降545回、そして、ことしになりまして、9月までに749回という、そういった噴火になっておまして、こちらのほうにも大分灰が飛来しておまして。

そういったことから、灰まじりのお茶、そういったものが一番、茶にとっては品質を落とす原因になるわけですが、そういった灰の除去。そのために、やはり今、お茶農家につきましても、こういった洗浄機を導入して、できるだけ灰のまじらないお茶というのをしておりますけれども、

中には、そういった洗浄施設がない農家も1、2戸ございまして、雨の降るのを待って、そういった収穫をします。そうするとやはり適宜を外すと。収穫適宜を外すというようなこともあるようでございます。そういったことから、今回またこういった洗浄施設を導入して、品質のよいお茶づくりを努めていくというようなことに考えております。

茶の生産協会がありますけれども、コンクールについても、そういった部会をつくりまして、積極的に品評会茶のそういった茶園づくりにも努めておられますが、実際、ことしにありました、そういった経営改善コンクール等においても、若干入賞までには至りませんでしたけれども、一生懸命部会のほうでも努力はされておられるというふうに考えております。

○桑園 憲一議員

2件ほどお尋ねいたしますが、20ページ。3款1項4目の介護保険対策事務費ですが、3年に1回の高齢者実態調査127万5,000円組まれておりますが、どのような方法でこの調査がされるのか、お尋ねいたします。

それから22ページ。先ほど同僚議員のほうで質疑があったわけですが、4款1項1目の保健衛生総務費の地域自殺対策緊急強化事業。謝金が当初で123万6,000円組まれておるわけですが、それが22万減額されて普通旅費に回されておりますこの内容。それから、対策協議会が設置されていると思うんですが、年何回ぐらい、この対策協議会が開かれているものか、お知らせ願います。

○介護保険課長（中村 慎一君）

この20ページの介護保険対策事務費でございますが、3年に一遍の調査ということでございます。これにつきましては、すこやか長寿課で、従来、今までやってきておりますので、福祉課とタイアップしまして、この高齢福祉の関係につきましては、福祉のほうで対応されるというようなことになります。

それで、調査の方法といたしましては、高齢福祉のほうは一般高齢者、それから若年者64歳以下ということにつきまして、民生委員協議会に調査を委託されてされるというようなことになります。

それから介護保険課のほうでは、在宅の要介護者、それから施設の入所者というのがございますので、これに対しましてそれぞれの施設、それから居宅の事業所、こちらに委託をしまして調査をするということでございます。ただ、調査対象につきましては、コンピューターによります抽出調査ということになります。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

地域自殺緊急強化事業についてですが、謝金につきましては、研修会時の出会謝金を計画しておりましたけれども、講師の先生の都合でちょっとできないということで、その分を職員の研修旅費に変えたところでございます。

協議会につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答したいと思います。よろしいですか。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑終わります。

ただいま議題となっております議案3件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月17日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

答弁があるんですか。答弁させます。

答弁保留の分を答弁させますので、しばらく休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

○議長（中尾 正男議員）

会議を再開します。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

先ほど質問のございました対策協議会ですが、現在協議会はなくなってるちゅうことでございます。

○議長（中尾 正男議員）

答弁保留の分で、一応閉めましたけども、（発言する者あり）その関連ですので、また質疑を許したいと思います。

○桑園 憲一議員

先ほど同僚議員のほうから、非常にこの管内は県内でも自殺者が非常に多いと、その原因がつかめないというのが、私もこれは聞いております。

その中で、その対策協議会がないという。しかも、こういう地域自殺対策緊急強化事業という予算は組んでいながら、対策協議会は持ってないちゅうのは、ちょっと理解しがたいんですが。

やはり、いろんな相談ケースとか、あると思うんです。そういう前に、まず関係の機関、警察、民生委員、あるいは保健所とか、そういう関係機関の協議会をつくって、やっぱり情報収集をやって、しっかりとした対策協議会を設置してほしいと思います。

これについては、町長、どんな考えを持ってらっしゃるか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

これはさつま町の中にも、こういうものを自殺対策については取り組みをしようということで、協議会そのものは何らかの理由で今してないようでありますけども。保健所の皆さんとか、あるいは医療機関ですね、関係の。そういうところとは常に話し合いをして、いろんな対策は講じておりますので、これについては引き続きいろんな件数等についても多いというようなお話も承っておりますので、これは真摯にこれからも継続をして取り組んでいきたいと思っております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。9月29日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審査を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前10時53分

平成22年第6回さつま町議会定例会

第 5 日

平成22年9月29日

平成22年第6回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成22年9月29日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	代表監査委員	新屋敷浩君
商工観光課長	赤崎敬一郎君	教委総務課長	山口正展君
農政課長	平田孝一君	社会教育課長	岩元義治君
介護保険課長	中村慎一君	建設課長	三浦広幸君
健康増進課長	村山茂樹君	水道課長	脇黒丸猛君
総務課長	紺屋一幸君	監査事務局長	櫛山扶美子君
財政課長	下市真義君	消防長	高木卓朗君
企画課長	湯下吉郎君	耕地林業課長	山口良一君
税務課長	萩原康正君		
環境課長	貴島晃人君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 災害復興対策調査特別委員会報告
- 第 2 議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、
休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第54号 訴えの提起について
- 第 4 議案第55号 訴えの提起について
- 第 5 議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）
- 第 6 議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）
- 第 9 議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第12 報告第 6号 平成21年度健全化判断比率の報告について
- 第13 報告第 7号 平成21年度資金不足比率の報告について
- 第14 発議第 9号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書（案）の提出につ
いて
- 第15 議員派遣の件
- 第16 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

ただいまから平成22年第6回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

ここで執行部より、さきの総括質疑における答弁に対し訂正の申し出がありましたので、これを許可します。執行部の発言を許します。

○耕地林業課長（山口 良一君）

15日の総括質疑の中で、新改幸一議員からお受けいたしました神子上下大迫地区パイプラインの計画策定業務に関する質問の中で、地区内の受益戸数を「90戸」とお答えいたしましたけれども、「32戸」の誤りでございました。おわびして訂正申し上げます。済みませんでした。

○議長（中尾 正男議員）

ただいま執行部から説明のあった件については訂正されたものとして御承知おきください。

△日程第1「災害復興対策調査特別委員会報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「災害復興対策調査特別委員会報告」の件を議題とします。

災害復興対策調査特別委員会委員長から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、災害復興対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。川口災害復興対策調査特別委員会委員長の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○災害復興対策調査特別委員長（川口 憲男議員）

災害復興対策調査特別委員会のこれまでの取り組みの経過について中間報告をいたします。

当委員会は、平成18年7月に発生した鹿児島県北部豪雨災害の被害の原因、被災者への支援等を調査、検討するために設けられた豪雨災害対策調査特別委員会を引き継ぎ、平成21年6月議会定例会において設置されたもので、委員長に不肖私が、副委員長に森山大委員が選任されました。

これまで、平成21年6月17日の第1回会議の開催以来、平成22年9月の会議に至るまで、13回にわたる調査、検討をはじめ、国・県に対する要望活動、被災者協議会との意見交換等を行ってきたところであります。

第1回委員会において、正副委員長の選任をはじめ、具体的な活動方針を決定すると共に、7月7日第2回委員会においては、現在進められている激特事業の進捗状況と今後の対応策等を調査するため、国土交通省川内川河川事務所長及び鹿児島県北薩地域振興局建設部長を参考人招致すること等を決定した次第です。また、ダム再開発事業の計画概要及び曾木分水路の工事概要等把握のための現地調査の実施についても併せて計画することが決定されました。

9月15日の第3回委員会において、国土交通省川内川河川事務所長及び鹿児島県北薩地域振興局建設部長を参考人として招致し、専門的な立場から意見を聴取したところです。川内川河川事務所是沢所長の説明によると、「激特事業にあっては、本年度から来年度が工事のピークを迎えることになる。8月は約60件の工事の手続きを行っており、9月には残された工事も発注す

る予定である。今後、工事車両等の往来も激しくなることが予想されるが、遅滞なく進行するよう万全を期す」との説明でありました。

推込分水路にあっては、工事に伴う土砂の搬出等が進められており、下流部も立木伐採が進み、いよいよ本格的な工事へと着手されていくとのことでした。

また、曾木分水路にあっては、平成20年10月着工されており、施工に係る掘削量は25万立方メートルと膨大な量であり、現在、両サイド5メートル程掘り下げる工事が進行中とのことでありました。

これらの説明に対して、「用地交渉難航地区への対策・内水対策・曾木分水路完了に伴うダムへの流入量の増大と放流量のバランス・工事車両による交通渋滞対策と一般車両優先の指導徹底」などについて質疑を行ったところ、①事業に係る用地取得の状況は、68万平方メートルの取得計画の内88%取得を完了しており、これから順次工事が進められていくことになる。今後の用地取得にあっては、決められたルールに従い、地権者の理解をいただきながら対応していきたい。

②被災住民にとって内水対策は極めて重要なことであると認識している。しかし、内水と外水を比較したとき、まずは外水対策を十分に構築し、解決しながら次の対策として講じていきたい。築堤工事により、必然的に内水への懸念が生じることは十分に理解するが、まずは外水対策工事を優先したい。

③ダムの放流操作は、先の放流検討会においても議論されたところである。豪雨が予想されたときには、基本操作から一步踏み込んで予備放流を行っており、水位をさらに下げながら治水を図っていきたい。また、「ただし書き操作」にあっては、貯水容量を8割から7割まで下げることを決めている。これは、ダム再開事業が終了するまでの対応となっているが、非常時に対応したダム操作を見直しながら対策を講じていきたい。

④工事は、これからいよいよ佳境を迎えることになるが、交通渋滞により地域へ影響が出ないよう、十分に対応していきたい。また、地元車優先への対応については、これまでも再三指導しているが、車両にナンバープレートを設置しているので、不良車両等を見かけたら早急に通報願いたい等の回答がありました。

当委員会として、①内水対策については河川整備計画に基づき進められていくことになろうが、被災住民の大きな課題として捉え、今後の事業導入に向けた取り組みを要請していく。

②用地交渉にあっては早急に完了し、激特事業が計画どおりに完了するよう努力を促す。

③工事車両の増大による交通事故防止等啓発活動の推進。

④工事の進捗状況等調査の実施及び被災者協議会との意見交換の設定等の確認を行ったところでした。

10月4日第4回委員会では、松下忠洋経済産業副大臣との意見交換会を設定し、被災者が抱える課題や問題点について協議を行ったところです。

松下副大臣は、川内川河川災害復興には、本気で取り組むとした上で、「現在行われている事業仕分けにおいては、当事業の変更はしない方針である。また、今回の水害で約2,400戸が外水により被災したところであるが、激特事業が目指すのは、この内1,500戸の浸水を防止することにある。したがって、内水対策は対象外としてあるものの、今後の大きな課題として位置づけ、取り組むこととしたい。事業完了後においても、こうした大きな課題も待ち受けており、どのように対応するか議論が激しくなりそうである」等の状況説明を受けたところです。

意見交換にあっては、①昭和47年の大水害で浸水し、安全と言われた移転先の団地が今回も被災しており、想定外であったという国の説明に納得はできない。今回の激特事業は、十分な対

応を願う。

②築堤工事が進行する中で、内水被害への不安は拭い去れない。

③工事車両の渋滞により、商店街への影響は大きなものがある。何らかの対応を願う等の意見が出されました。

これに対し、松下副大臣は、現状は十分理解するとしながらも、「ダムの問題は下流だけの問題ではない。川は生き物であり、上流を改修することによって流入が早まり、必然的にダムへの加重が大きくなることになる。こうした諸々の問題を総合的に見極めながら、河川局長との協議を詰めていく。これら諸問題は、私に引き取らせていただきたい」との回答があったところです。

平成21年10月には第5回の委員会を開催し、町内各地で施工されている激特事業の現地や曾木分水路及びダム再開発事業の現地を調査し事業の進捗状況及び今後の計画を調査しました。

委員からは、①曾木分水路は、平成23年3月の完成に向け急ピッチで進められているが、工事完成後はダムへの急速な流入が懸念されることから、上流、下流域の同時進行または下流域の工事を優先すべきである。

②曾木からの土砂運搬は、広域農道を搬出路線と指定しているが、ドライバーに対し十分な交通安全の啓発をお願いする。

③工事計画区域における用地買収の遅れは、事業の進捗に影響が出てくることも懸念されることから、懸命な取り組みを強く要望する等の意見を踏まえ、当委員会としては、①用地買収の滞りない推進、②商店街への影響を考慮した取り組み、③工事進捗の検証等について、要望等を進めることを決定しました。

12月16日には、川内川河川事務所是沢所長を招聘し、ダム再開発事業に係る研修会を行い、その概要を調査したところです。

是沢所長によると、ダム再開発事業は、防災に特化したダムとして整備するため、平成19年に採択されたもので、現在夏場の洪水調節容量7,500万立方メートルであるものを9,800万立方メートル（発電容量及び死水容量）と、約1.3倍の洪水調節容量として確保しようとするものである。また、これまでの最低水位は130メートルに設定しており、これを115.6メートルまで下げようとするものであるが、既設の放流施設では対応できず十分な機能を発揮できないことから、新たな放流施設を増設することとなる。

また、この事業効果であります。激特事業に係る虎居地区周辺の河道掘削及び堤防工事、分水路工事等において、約1.5～2メートル水位を低下させ、さらにダム再開発事業によって0.5～1メートルの水位低下を図ろうとするもので、この2段階の事業により治水を図ろうとするものであるとの説明でありました。

この説明に対し、「汚濁水放出に伴う継続的な環境調査の実施」「放流管3条設置によるダム本体への影響と放流能力」「事業完成後の既設及び新設放流管の運用」等について質疑を行ったところ、①ダム下流域においては、定期的な環境調査を行っている。水質にあっても、その状況を専門家等が調査するなど、今後においても引き続き対策を講じる予定である。機会を捉え詳しく説明をさせていただきたい。

②新設する放流口にあっては、それぞれ主ゲートと副ゲートを設置し、本体に影響の無いよう、また水圧に耐え得る構造となっている。また、全国の再開発事業を行ったダムにあってもこうした施工内容がある。

③完成後の豪雨時は、治水に特化したダムとして、新設された放流管で調節することとなるが、操作ルールについては今後検討することとなる。また発電用の送水管も併せて布設するが、既設送水管は埋めることとなる等の答弁がありました。

当委員会としては、今後の工事状況の実態を的確に調査・検討しながら、地域との意見交換等を通じ情報を共有することを申し合わせたところです。

平成22年2月13日、激特事業に係る工事車両（ダンプトラック）が、普通乗用車と衝突した事故が発生しました。これは、さつま町神子地区の信号機のない交差点において、大口方面に進行していたダンプトラックに左側より相手車両が一旦停止の標識があったにもかかわらず進入してきたもので、左側面部に衝突されたトラックは、右側水田に押し出され、相手車両は標識に衝突し停止しました。この事故により、ダンプ運転手は打撲を負い、相手運転手は首と胸部損傷、その同乗者は肋骨及び骨盤骨折という重傷を負ったものです。

この事故を受け川内川河川事務所においては、①交差点では車が飛び出してくるかもしれないという「かもしれない運転」を指導すると共に、運転席に「かもしれない運転励行」のステッカーを貼付する。②朝礼時に交差点では徐行運転の徹底を促す。③社内安全部による安全教育を徹底する。以上の改善策を講じたとのことでした。

当委員会におきましては、この事故を重く受け止めると共に、激特事業工事車両の激しい往来により地域住民及び児童生徒に対する安全対策が求められることから、平成22年2月16日、九州地方整備局川内川河川事務所長及び鹿児島県北薩地域振興局長に対し「川内川激甚災害対策特別緊急事業等工事施工に係る交通安全等要望書」を提出し、交通安全への指導徹底を強く要望したところです。

平成22年7月21日、鹿児島県議会企画建設委員会が激特事業に係る事業概要調査を行い、川内川河川事務所をはじめ、ダム管理所、鹿児島県北薩地域振興局、さつま町、被災者代表者等との意見交換が行われました。

町議会からも議長はじめ、災害復興対策調査特別委員会委員長及び副委員長が出席し、被災者等が抱えるあらゆる問題について真剣に意見の交換を行ったところです。

出席者からは、①虎居地区交差点において、右折帯の設置計画があるようだが、アーケード撤去計画を予定している中、地域への情報が乏しく不安材料となっている。

②樋門の開閉にあっては電動で稼動するなど、豪雨時に早急に対応し得る施設としていただきたい。

③被災した商工業者に対する資金制度を構築していただきたい。

④輪中堤内にはポンプを常設するなど、内水対策に充分配慮していただきたい等の意見が出されましたが、県議会としては、このことを重要な案件として9月県議会定例会において議論する旨回答を得たところです。

平成22年8月24日、鶴田ダム管理所操作室において、本年度の雨季におけるダム操作の状況等について説明を受けると共に、洪水調節に至るまでのプロセスについて説明を受けました。

本年度は、緊急的なダム操作までには至らなかったものの、パソコン上において雨雲の状況をリアルタイムに把握し、予備放水等を行いながら貯水量の調整を行っているとのことでした。また、ダム下流域住民に対する洪水調節検討会は、9月16日虎居地区公民館において開催するとのことでありました。

当委員会としては、以上のような経過と今後の課題を踏まえ国及び県に対し、次のことを早急に対応されるよう、要請を進めていく必要があるとの確認した次第であります。

①鶴田ダム再開事業が進行する中、洪水調節効果等の住民への周知とあわせ、事業終了後の操作規則の見直しにあっては、住民の意向を聴取し結果を公表すること。

②被災した商店街等に対し、新たな生活支援に係る助成制度を構築すること。

③豪雨により流失又は撤去した建物等に対する補償がないことから、早急に新たな補助制度を

構築すること。

④工事に伴う交通渋滞により、地域へ影響が生じないよう十分な配慮と対応に努めること。

⑤被災住民にとって大きな課題である内水対策の事業導入に努めること。

⑥桜の名所といわれ人々に親しまれてきているダム周辺を、ダム再開発事業に関連する環境整備事業として計画し、住民の憩いの場や観光拠点として整備を進めること。

これまで13回の会議を経まして、激特事業及びダム再開発事業に係る課題の把握や進捗状況等を見守ってきたところではありますが、計画された期間内に事業が完成し、安心して安全に暮らせるまちづくりを進めることは、被災住民は勿論のこと、さつま町全町民の切なる願いであります。

今後、町当局のさらなる御尽力と議員各位の御支援を頂きますようお願いいたしまして、当委員会の中間報告といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの災害復興対策調査特別委員会委員長の報告に対し、質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで災害復興対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第2「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第54号 訴えの提起について」、日程第4「議案第55号 訴えの提起について」、日程第5「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第6「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第2「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」から、日程第7「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案2件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

具体的な改正点として、従来配偶者が常態として子を養育できる場合は、育児休業、育児短時間勤務、部分休業を取得することができなかったが、改正後は配偶者の養育状況に係わらず取得が可能となるものである。また、育児休業の再度の取得が可能になることや、育児を行う職員が請求した場合は、時間外勤務をさせてはならないといったものが主な改正点とのことであります。

委員から、今回の条例改正は職員に限ったものであるが、臨時、非常勤職員の処遇についても改善する必要があるのではないかと質しましたところ、年休の付与、病気休暇、研修等に参加する際の職務専念義務の免除等を導入している。ただし、出産、育児をした後の勤務関係については、まだ法令等の整備がなされていないのが実情である。今後、実態を踏まえながら処遇の改善を図っていきたいと思っていると説明であります。

次に、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費の中で、地デジの難視対策事業補助について、個人負担がどれくらいあるか把握していないかと質しましたところ、基本的に個人負担は3万5,000円であるが、NHKが受信できない所については、NHKから1戸当たり10万円を上限とする助成がある。この場合、最終的には7,000円の自己負担となる。ただし、NHKが受信塔を設置し、NHKを受信できるよう整備される地域については、やはり3万5,000円の自己負担になるとの説明であります。

次に、9款1項、消防費の中で、災害対策等備品について、社団法人九州建設弘済会より水防災の充実強化関連経費として役立ててほしいということで、150万円の寄付の申し出があった。今回、水難救助の際に着用するライフジャケットを36着、避難所等で活用できる簡易トイレ（水を使わずに済み、匂わず、排泄物を自動ラップする）、トイレに座る際の手すりトイレ専用個室を2セットずつ、また、避難所生活でのプライバシー確保のための間仕切り10畳分2セットを購入したいとのことであります。

このほか、虎居分団消防車庫建設用地の選定について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず1点目として、今回計上された用地購入費については、既に土地開発基金で購入された土地で、今回議案が提案されるまで説明がなかったことが疑問である。

2点目として、今回計画されている建設予定地は、虎居地区公民館の北側の隣接地であるが、平成18年度の水害で水没した箇所であり、また水没する可能性があるのではないかと。

3点目として、委員より多くの意見が出されたのが、昨年12月定例議会で議決し購入した虎居地区公民館の駐車場用地の有効活用についてである。9月15日に消防本部職員と現地調査をした際、駐車場には5台程駐車していたが、駐車場の外周部には草が茂り、管理が行き届いていない状況だった。駐車場としての機能を十分に果たされているように見えなかったことから、こちらの一部を活用したほうが、財政的に考えても無駄がないのではないかと。また、駐車場用地は国道にも面しており、今回計画されている土地よりも安全性、利便性が高いのではないかと。

以上3点について質しました。

今回の虎居分団の消防車庫建設については、9箇所を候補地とし、消防本部や地元消防団等でも検討してきた。消防団の活動は、緊急性、出動の体制を考えると利便性の高い所であることが

必要である。結果的に虎居地区公民館が避難所にも指定されており、避難者の確認や本部との連携も取れる場所でもあるので決定した。

また、今回の建設予定地は過去に水没した地域であり、その危険性もあるが、18年災害の規模のものが来ても大丈夫だと言える堤防なり、河川の掘削、あるいは分水路の開削、またダムの再開発までやって防ごうと工事が進められている。また、地域の住民の皆さんも住んでいるわけであるので、安全性が確保できるということで、ここに計画している。

また、土地の交渉については、協議の段階ですぐさま対応しないと交渉が決裂する場合もある。そのために土地開発基金を設置してある。タイミング良く取得するということから、基金を活用させていただいた。

今回の場合は、町長の執行権でできる範囲であったため先行取得をしたが、もちろんこの経緯についても、議会にも報告をすべきであったと思う。今後は必要に応じて、議会にも十分な説明をしたいと思っている。

また、虎居地区公民館の駐車場の一部に消防車庫を造ったらという意見もあるが、一般の会合等があると消防車が出動できないことも予測される。やはり消防車庫は専用の場所に設置し、いついかなる時でも出動できる体制を設けていく必要があると思っている。そのような考え方で今回計画をしているところである。

虎居地区公民館の駐車場については、昨年12月に地域の皆さん、あるいは周辺の皆さんの拠点施設として利用が多く、どうしても駐車場が不足するということがあったので、議案として提案し、種々論議をいただいた中で議決されたところである。公民館用として買った以上は、そこを専用的に公民館の利用者の便にしていこうということを目前提としなければならないと思っている。

外周部の管理が行き届いていなかったということであるので、今後担当課にも管理を徹底していくように、また、地元にも出来るところは清掃等していただくようお願いしてまいりたいと思っているとの答弁であります。

なお、「議案第56号 さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分については、修正案が提出されました。

歳入の10款1項、地方交付税の中の普通交付税を6,000円増額、16款1項、財産運用収入の中の土地開発基金運用収入を1万3,000円減額、21款1項、町債の中の消防施設整備事業を490万円減額し、歳出の9款1項、消防費の中の非常備消防施設費の用地取得費490万7,000円を減額するものであります。

修正案の提案理由は、消防車庫を建設することに対して異議はないが、虎居地区公民館の駐車場用地が、今回計画されている土地よりも適地であるということ。また、駐車場の管理状況等を見たときに、要望した時点での地元の熱意が感じられない状況であり、町の財政を考えたときに、駐車場用地に消防車庫を建設したほうが無駄がないのではないかと意見であります。

また、修正案に反対の意見として、車庫の移転先を9箇所検討され、その中で地元分団が最終的に要望された場所に決定し予算計上されたものである。利用されるのは地元分団であることを考え、反対するものであるとのことあります。

この修正案については採決の結果、起立少数により否決されました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの総務常任委員長の報告について質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案3件につきましては、現地調査を行い慎重に審査を行った結果、「議案第55号 訴えの提起について」は、可決すべきものと決定し、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分及び「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、いずれも原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

それでは主な質疑等、審査経過の概要について申し上げます。

はじめに、「議案第55号 訴えの提起について」であります。

本案は、現在の佐志地区公民館用地の一部において、所有権移転登記が未完了の状態であることが昭和61年度の国土調査で判明し、当時登記の手続きを進めようとしたものの、関係相続人の承諾が得られず現在に至っていた。

今回、公民館進入路拡張工事を計画する中で、再度、所有権移転登記の手続きを進めたところ、3名の承諾がどうしても得られなかったことから、民法第162条の規定による時効取得を申し立て、所有権移転登記を行おうとするものであるとの説明であります。

質疑の中で、現在に至るまで看過されていた経緯について質しましたところ、当時、所有権移転の登記承諾について交渉を行ったが理解が得られず、その後においても引き続き未登記状態であったものの、そのことの引継ぎがうまくなされていなかったということであります。

なお、提訴については弁護士にも相談したところ、時効取得が可能であると判断したとのことであります。

次は、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分についてであります。

当委員会関係の主な質疑について申し上げます。まず、3款1項、社会福祉費の高齢者実態調査の内容について確認しましたところ、第5期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に入ることから、介護保険課と福祉課が連携し進めるもので、一般高齢者、若年者、在宅の要介護者要支援者の各区分ごとに1公民会あたり3～6名程度抽出し、また施設入所中の要介護者は全員を対象にして調査する。また、調査方法については、民生委員及び介護関係の事業所等に委託するとのことであります。

次に、4款1項、保健衛生費の予防接種事業費で補正計上された日本脳炎予防接種のこれまでの経過について質しましたところ、平成17年に国の通達で積極的勧奨を控えていたが、新しいワクチンの開発により本年4月から3歳児への接種について積極的勧奨を行うと改められたことによる必要経費の補正であるとのことあります。

次に、同項の新型インフルエンザワクチン接種にかかる料金について質しましたところ、昨年の新型インフルエンザワクチン接種対応では国が接種単価を設定し取り組んだが、本年度は町独自で接種単価を設定して取り組むとなったことから、現在、薩摩郡医師会と協議中であるとのことあります。

次に、同項の環境対策費で計上された一般廃棄物処理基本計画の策定業務について質しました

ところ、この計画は一般廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出抑制対策、分別収集の種類や区分などについて定め、目標年次を概ね10年から15年先において作成するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中で定められた策定業務であるとのことであります。

次に、10款1項、教育総務費の理科支援員等実践研究事業費の削減に伴う教育現場への影響について質しましたところ、学校では理科支援員が当然いたほうがよいが、国の事業仕分けにより各担任が行うものということで、元に戻ったと理解しているとのことであります。

次に、10款5項、社会教育費の公民館施設整備事業の補正要因について質しましたところ、この事業については毎年11月までの申請分を次年度の当初予算に計上し、その後の申請分を9月補正で対応している。今回は、7月までの追加申請分を含め全部で9地区分を計上したとのことであります。

なお、この公民館施設整備事業の申請内容に対する質疑の中で、行政財産の用地を借用し区倉庫を設置する申請内容もあったことから、行政財産の借用は使用許可願い等を提出させ所要の手続きをとられているものと考えるが、各課の類似事案も含め、確実に手続きがなされるよう委員から意見がありました。

次に、同項の永野金山産業遺跡整備事業の導入経緯及び整備の方向性について質しましたところ、これまで地元において地域活性化の取り組みとして県に対し事業申請されていたもので、本年度において事業採択されたことから、町としても産業遺跡の保護・保存や案内、安全確保の観点から事業を導入するものである。今回は、駐車場の整備や案内板、方向板の設置、安全確保のための遊歩道への防護柵設置、景観整備等を予算の範囲内で行う。今後については、地域の考え方なども勘案しながら支援していくとのことであります。

次は、「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

質疑の中で、家族介護支援事業で取り組まれる「介護者の集い」の検討経過と参加者の環境づくりについて質しましたところ、この取り組みは平成19年度において一度取り組んだことがある。今回取り組み再開を検討するにあたっては、ケアマネージャーからの御意見や家族介護者へのアンケート等を通じて、介護の悩みを気軽に話しあえる場が欲しいなど関係者の希望を十分踏まえながら検討したとのことであります。

なお、本年度については11月開催予定であるが、開催にあたっては、当日、要介護者のデイサービスやショートステイの利用について、できる限り調整していただくようケアマネージャーとも連携をとりながら、介護者が参加しやすい環境を作っていきたいとのことであります。

最後に、今回の審査において質疑に対する具体的説明の中で、横の連携不足と思われるような説明も散見されたことから、今後十分留意されるよう委員長から要望したところであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの文教厚生常任委員長の報告について質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

報告の前に申しわけございませんが、資料の訂正をお願い申し上げます。

2ページの下から5行目の「穴川橋」とここに記述してございますが、「川原橋」の誤りでございます。それから、3ページの上から3行目の「穴川橋」も「川原橋」に訂正をいただければありがたいと思います。

それでは、報告申し上げます。

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました、議案3件について慎重に審議を行った結果、「議案第54号 訴えの提起について」は、可決すべきものと決定し、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）の関係分」、「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」、以上の議案2件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第54号 訴えの提起について」であります。

本案は、長期にわたる町営住宅使用料の滞納者に対し、町営住宅の明渡し等の請求を求める訴えを提起するものであります。

質疑の中で、連帯保証人の所得等の確認方法について質しましたところ、連帯保証人については、入居決定者と同程度以上の収入を有するものとなっており、所得証明、納税証明、印鑑証明等を添付した請書を提出してもらっているとのことでありました。

また、今後における同様の案件に対する基本的な考えについて質しましたところ、今後、公的措置実施の基準、悪質な滞納者等の定義を明確にするための規定等について検討し、これに基づき対応していきたいとのことでありました。

次に、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

6款1項5目、農産園芸費の防災営農対策事業補助2,022万2,000円は、茶生産農家4戸で構成される南原共同茶生産組合の機械購入等に係る補助金であります。

質疑の中で、最近茶生産農家も高齢化等が進み、補助採択要件である3戸以上の構成をクリアするのが難しいと聞かすが、この要件緩和についての国・県への要望活動の取り組み状況について質しましたところ、茶農家の高齢化による経営規模縮小や桜島の火山活動の活発化などもあり、事業導入にあたり基準の緩和を県に要望しているが、国の事業ということもありなかなか厳しい状況である。ただ、今後とも要望活動は続けていきたいとのことでありました。

8目、担い手育成費の集落営農水田利活用モデル事業は、町単独の新規事業であります。あながわ営農組合と鹿児島県パン工業協同組合との契約により麦栽培に取り組むもので、シートパイプ工法のは場も含めて、米に代わる作物の実証と検証、集落営農で成り立つ営農活動の実証と検証という観点からモデル事業として実施するものであります。補助金は小麦の種子代であり、補助率2分の1で限度額の20万円を助成するものであります。

9目、農地費の委託料450万円は、神子区上下大迫地区の受益面積9.6ヘクタール、受益戸数32戸のパイプライン整備に係る計画書策定業務であります。

質疑の中で、パイプラインの工事施工に関する地元の合意形成について質しましたところ、予算計上前に地元の意向を確認しておきたいということで、公民会長を通じて集約した結果、地元負担が伴うことも承知したうえで、要望書の提出があったとのことでありました。

6款2項2目、林業振興費の有害鳥獣捕獲事業費に関し鳥獣被害に対する抜本的な解決策は、報償金の思い切った増額や一斉捕獲等が考えられるが、今後の対応について質しましたところ、

報償金を増額することで一定の効果は上がるものと考えている。サルの捕獲に関しては、確実な情報伝達が必要なことからその方法や報償金の額についても今後協議検討していきたいとのことでありました。

8款2項2目、道路維持費2,030万円は、公民館等から要望のあった道路補修等に係る経費及び川原橋に歩道を設置するための施設改修工事費であります。

質疑の中で、重機借上料は、年間ではかなりの金額になると思うが、直接重機を購入した場合との費用比較について質しましたところ、重機もパワーショベルだけではなく、いろんな種類をリースしている。また、オペレーター付きで借り上げる場合も多いため、総合的に判断すると借上料として計上した方が効率的であるとのことでありました。

また、川原橋の歩道設置については、橋梁工事のときに施工できなかったのか質しましたところ、歩道の設置については地元も含め要望をしていたが、架け替えということで原形復旧の原則のもと施工されたものであるとのことでありました。

3目、道路新設改良費は、国庫補助事業において本年度から事務費が補助対象外となったため、全体事業費の枠内で事務費を工事請負費等に組み替えるもので、起債事業においては、各路線間の事業費組み替えであります。

8款5項3目、公営住宅整備事業費の委託料150万円は、佐志地区にある町営住宅広瀬団地の老朽化に伴い佐志ニュータウン団地を建て替え団地として位置づけ、平成23年度に計画している木造2棟4戸の建設に伴う設計業務委託料であります。

町営住宅については、耐用年数が経過し、かなり老朽化した建物もあるので、用途廃止等も含めた計画的な建て替えや改修等を要望したところでありました。

11款2項、土木施設災害復旧費の工事請負費7,500万円は、6月17日から24日までの梅雨前線豪雨による公共土木施設災害で、町単独災害2件を含む河川19件、道路13件の災害復旧に係る経費であります。

次に、「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

資本的支出の建設改良費は、県道、町道の道路整備等に伴う配水管布設及び観音滝浄水場取水ポンプ取替に係る工事請負費であります。

取水ポンプ等の老朽化に伴う今後の取替計画について質しましたところ、ポンプの耐用年数は15年で、観音滝浄水場の取水ポンプは昭和53年に設置し更新を平成8年に実施した。今後においても将来計画を定めながら、15年を目途に年次的に整備をしていきたいとのことでありました。

最後に、「議案第54号 訴えの提起について」に関連し、使用料等の滞納者に対する今後の対応・考え方について、特に町長の見解を質したところでありました。

税金の滞納者については、地方税法に則って滞納処分を行っている。今回の住宅使用料や保育料等についても税金と同様の対応を図っていく必要がある。

これだけ経済的にも厳しい状況になると、公平感を重視し、英断をもって対応しないとルーズになり、ますます滞納を招くこととなる。特別な事情がある方は別として、真面目に税金や使用料等を納めている町民の方を考えたとき、悪質な滞納者については厳正に対処する必要があると判断し、今回このようなお願いをした。

ただ、退去後の措置をどうするかということで、議論をし、民生委員や福祉課とも連携を図るようになっている。

今回の件は、多額の滞納があり、これ以上に増えると本人の負担も大きくなり、他の入居者へ

の影響もあるので、やるべきことは法に則って行い、その後はまた対応をしていくという考えを貫いていく必要があるとの答弁でありました。

以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま建設経済常任委員長の報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。本案に対する総務常任委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第53号 さつま町職員の育児休業等に関する条例及びさつま町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」は、総務常任委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第54号 訴えの提起について」及び「議案第55号 訴えの提起について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これからただいまの議案2件を順に採決します。まず、議案第54号を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第54号 訴えの提起について」は建設経済常任委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第55号 訴えの提起について」は、文教厚生常任委員長報告のとおり可決されました。

次は、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第56号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は、原案可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第57号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、「議案第58号 平成22年度さつま町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり原案可決されました。

△日程第8「議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。

今回の補正につきましては、先般27日の全員協議会で御説明を申し上げましたとおり、宮崎県での口蹄疫発生に伴って、本町でもこれまでも諸対策を講じてまいったところでしたが、農畜産関係者はもとよりイベント、あるいは会合等の中止に伴いまして、商工会等の商工会員等にも多大な影響を及ぼしたということでございます。

今回、国・県の対応策が明らかになりましたので、本町もこれにのっとり対策をさらに講じまして、今後の畜産の経営、それから商店経営等の意欲喚起によりまして、町全体の元気回復を図っていききたいということでございます。

それとまた、先日、虎居で発生しました火災によりまして、町の情報システムにも支障が出てまいりましたので、その修復の経費を補正しようとするものでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ452万5,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ135億4,503万4,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ここで、しばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第63号の審議を続けます。

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

7ページの情報システム管理費の85万5,000円ということで、補正を計上してあるわけですが、光ケーブルの修繕ということですが、金額的に関係はないんですが、この被災者の方は大変苦労されていると思うんですけども、原因がどういう原因だったか、判っていれば教えていただきたいと思えます。

○消防長（高木 卓朗君）

ただいま議員から御質問がございました虎居の火災の原因についてですが、火災鎮火後におきまして、警察並びに鹿児島県警本部の科捜研、合同で調査いたしまして、現在まだ調査中と、断定には至っておりません。

○麥田 博稔議員

2点ほどお伺いしておきたいというふうに思います。

この畜産業費に関連して、さきの説明で町長のほうから、高齢化が70歳以上が50%以上だということで非常に厳しいという話があったんですけども、この前もらった主要施策の成果説明書によりますと、肉用牛が全体の122億の農業生産のうちの30億ぐらいなんです。

ここは、もう根本的にやはり町の将来の農業が基幹産業ということを考えないと、大変な問題になると思うんですけども、その辺を町長としてどのようにお考えなのか、基本的なことをお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、プレミアム付き商品券に関連してですが、県の補助の上限が、この前の説明では1,500万円あると、今回は900万円ですけども、あと600万円残るわけですけども、今後の対応としてどのようにお考えなのかをお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

さつま町の農業の就業人口の中で高齢化の占める割合というのが、これはもう平成17年度農林業センサスの結果で、その後5年のことしの分がまだ集計がなされておられません。公表されておられませんので、その分の結果はまだ判りませんが、17年度の場合も69.数%ということで、非常に農業就業者の7割、いわゆる7割の方が高齢化の方だということでもありますから、現実的には、非常にこの将来的に見て厳しいなというのがございます。

そういうことで、基幹産業とって、当然これはもう今後もそういう方向になるかとは思いますが、そういうことで今後の担い手のことを考えますと、やはり今進めております集落営農なり認定農業者、そういった方を中心としたやっぱりこの方々を、中核となる方を育成していかないと、本当に先行きに不安が持たれるということがございます。そういうことで、何とかこれについては、力を入れていく必要があるかと思っておりますのでございます。

国のほうでは、今度新たな米についてはすべてが対象になっておりますけれども、若干この辺の考え方が変わってはきておりますが、やはり現実の問題として、やっぱり地域を支える、地域農業を守っていく、農村社会を支えていくということになりますと、そういう人たちがいないとなかなか難しいのかなと思います。

もちろん兼業農家の方、そしてまた、その他農業していない方も共同社会の中でやっぱりいろいろ取り組みをする必要はありますけれども、農業をとということを考えますと、とにかくやっぱりそういった担い手の確保というのは大事かと思っております。基幹産業としての位置づけをやっぱりしっかりとしていく上でも、そういうことは大事かと思っております。

畜産におきまして、この前申し上げましたとおり、70歳以上の方が全体の52%なんですよ、牛を飼っている方。この人たちがいわゆる少数で二、三頭とかそういう方で頑張っていたというわけでありまして、頭数としては多頭飼育の方がだんだん増やして、全体的な頭数というのはそう大きな減はありませんけれども、戸数的な割合からいくと、やっぱり下回っているわけでありまして、どうしてもやっぱりこういう高齢者の皆さん方が生きがいを持って畜産をやっていく、牛を飼っていく、そういうことが必要ではないかと思っておりますのでございます。

単に水稻部分についても今非常に米価も下がってきている、そしてまたこういう中でありまして、当然高齢者がやっていくとなりますと、畜産を合わせてやっぱり経営を維持していく必要がありますので、そのためにやっぱり高齢者の皆さんが、値も下がった、そしてまたこういう病気があってこれはもう心配だと、もうやめたということになりますと、非常に今後の本町のさつまの畜産の振興というのは、危ぶまれるというそういう懸案がございまして。

そして、もちろんそうなりますと、地域経済全体にも影響が出てくるということでもありますので、やっぱりここで踏ん張ってもらわんといかんというふうなことで、今回このような国の制度

を県もやるということでもありますので、本町も1割部分については支援をしていったらどうかということをお願いをしているわけでもあります。

現在で、9月30日現在で、この県下の平均を見ますと、まだ曾於とか喜界の競りが行われておりませんので、はっきりしたところは判りませんが、9月23日現在の県の平均というのが33万7,747円ということでもありますから、これからいきますと、やはり前年比からすると2万2,000円ぐらい下回っているということです。

国が38万円のラインを示しておりますので、薩摩家畜市場においても、7月競りで前回比3万3,000円の減、前年比でも9,500円の減、それから8月競りでも2万6,000円ぐらいの減、それと前年比からすると3万5,000円の減とこういう状況になってきておりますので、ほかのその地域からすると若干は高めではございますが、そういうことで非常に先行きに対する牛飼の方が、特に高齢の方が非常に不安を持っているというふうにありますので、そこを何とかこうしてお互いに国・県を合わせて町としても支えていって、今後の経営に頑張ってください、そういう気持ちであるわけでございます。

プレミアムにつきましては、今回5,000万、そして1割のプレミアムの500万ということで、若干事務費をつけておりますけど、合わせますと1億の額面、1億1,000万円の額面になるわけではありますが。

これにつきましては、県のほうでやはり口蹄疫の関係でどうしても支援をしていきたいと、やっぱり商店街の振興のためには、このプレミアムが一番有効ではないかということでもございまして、今回新たにそういう手だてが出てまいりました。

人口世帯規模で言ったときに1,500万まで、プレミアム分が1,500万ですから1億5,000万ですが、そこまではできますよということでもありますけれども、そこまでしたときに、非常にこの前申し上げましたとおり、使用期限が限られておりますので、例えばこの1億5,000万の限度いっぱいこう持っていったときに、恐らくは商工会としても、もうそこまではさばききらんであろうというようなお話がございまして、1億が最大限かなというお話がございまして、今回5,000万の500万ということをお願いをいたしているところでございます。

○麥田 博稔議員

農業の問題につきましては、口蹄疫でも非常に被害を受けて、商工業もだったんですけども、それから町長が言われましたように、やはり1頭2頭飼っている方が少なくなると非常に問題だと思えます。それと高齢化。10年後ぐらいになると、結局70だったら80になるわけですから。それが先ほどの説明では17年の統計ということですから、もう現状でやはり5歳ぐらい上がっているのかなと。となると、やはり後継者をいかにしてつくるかという問題だと思えます。

地域経済にとって、この前の町民所得のあれでは7,500万ぐらいで税金的に入ってこないけど、この122億のお金がやっぱり動いているわけです、さつま町で。

だからここを考えたときに、今後やはり大きな私たちの町の課題に、今もなっているわけですけども、今後の10年後を考えると大きな問題だと思いますので、ここはしっかりどういう対策をとっていくのか、どういう町にするのかという、根本的なことにかかわってくると思います。今後しっかりと検討していただくように要望しておきたいというふうに思います。

○平八重光輝議員

2つほどお尋ねいたします。

中身的には一つになるかもしれませんが、1つは、口蹄疫対策の中の防護服であります。

100何万買い戻しをするんだと、買い戻しちゅうか、今まであったものを使ったから、それにまた返すという話であります、これを買ったときの経緯が、新型インフルエンザが世界のどこかで流行しだして、入ってきたら大変なんだと、日本には入らないようにするんだということでいろいろ大騒動したわけですが。

実際に入ってきましたら、入る前は、当初はその医療機関も特別な医療機関で、川内保健所のほうに連絡をとって指示を仰いでいくような格好であったんですが、入ってきましたら思ったほど重くもなく普通のインフルエンザと症状が変わらないと。死亡される方も特別そう高いわけではないということで、最後にはもう自分の行きつけのお医者さんに行ってくださいと。もう入院もしなくて自宅で療養をしてくださいよというような形になって、ほかのインフルエンザとほとんど変わらない対応になったわけですが、その前にこの白衣を買って準備しておいたわけです。

幸いではありませんが、たまたま今回、口蹄疫でこれを使う機会があったわけですが、もうそれがなければほとんど使う機会はないというぐらいの代物ではないかと思っておりましたが、今回また新たに買われるということでありますが、具体的な使用をどのように考えておられるのか。

SARS等が入ってくれば非常に危険ですので、いろんな特別の対策も必要かと思いますが、新型インフルエンザと言われるインフルエンザについては、もうほとんど今までのインフルエンザと変わらないというふうに認識をしておりますが、どのようなお考えで買い物をされるのか、お尋ねいたします。

それともう一つは、牛が38万円以下だったら補てんをしますということですが、ちょっと私の聞き間違いか解釈違いであつたら申しわけないですが、平均が38万円を下つたら、40万円で売ろうが50万円で売ろうが100万円で売ろうが6万円あるんだというお話であります。

私は感覚が違うのかしれませんが、少し違うんじゃないかなと思います。38万円を下回つた方にはそれはあつてもいいかと思います。しかし、それより高い金額で売られたところにも同じ金額を、それは自分たちの共済的に出されて自分たちが出し合つたお金をそんなに使うんですよと、その中で決められたのであればそれでよろしいんですが、税金を使われるのであれば、どうかというちょっと疑問を感じるものですから、その辺のお考えをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

今ありました新型インフルエンザの対応についてなんですけれども、去年、昨年度購入したときに説明があつたかと思うんですが、今回、去年の新型インフルエンザにつきましては、さほど毒性が強くなかった部分もあるんですけれども、今後、世界中でもどういう細菌といいますか、そういう病気が発生するかもしれませんので、それにつきまして万全の体制をとるためには、やはりそういう防護服を含めて対応していくのが的確ではないかということで、昨年度購入したものですから、それにのっとって計画も立てておりますので、それについて順次対応していきたいということでございます。（「補助事業で購入して」と発言する者あり）

そうですね。昨年度購入したのは一応補助事業で購入しておりますので、それにつきましては、やはり確保しておくのが的確だと思いますので、今回、口蹄疫で使いましたけれども、実はやはりそれは本来からすると使つたらいけないことですので、今回の場合には、やむを得ず使わせていただきましたので、それを補充するのが的確だと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

今回、予算に計上しました900着分につきましては、一応、昨年健康増進課で購入しました

同レベル程度の防護服をとということで計画をいたしております。それと、一応口蹄疫のほうで、昨年850着そろえられたわけですが、一応口蹄疫のほうで590着を使用させていただきました。それと、今回一応850になるようにという形で900着を一応させていただきますけれども、そういった形で予算を計上させていただいたところでもあります。

それと、今回の肉用牛繁殖経営支援対策でございますが、この制度が二本立てになっておりまして、肉用子牛生産者補給金制度、この部分が一階立て部分になっておりまして、この部分は一応国と県と生産者が、国が2分の1、生産者・県が4分の1ずつということで拠出をいたしております。それでこういった基金をつくりまして、まず一階立て部分の31万円までの分をしていまして、発動基準が一応31万円を下回ったらということで、1階部分も制度はそういった制度になっております。

その上に今度38万円と、今度は新たに今回お願いしました肉用牛繁殖経営支援対策というのがのっかっておりまして、この部分が今度は38万が基準になりまして、これを下回った場合に31万円との間の部分を補てんをします。

今回お願いしたのは、一応6,000円をお願いしました。というのは32万円程度を一応想定しておりまして、その6万円が一応10割になりますけれども、その9割については国・県が見て、1割を町で一応今回お願いをしたということでございます。

32万円、例えば鹿児島県の今回の場合は、県内市場全体の平均が38万円を下回った場合ということになっておりまして、下回った場合には、その38万円との差額を全出場頭数、販売された牛に対して交付するというものであります。

今回の場合でも、今32万円程度を見込んでいるわけですが、高く売られた方では92万6,000円と、高く売られた方もおりまして、最低では1万5,000円という子牛もおります。そういった中で、平均が9月30日を過ぎた時点でどれぐらいになるか判りませんけれども、その鹿児島県内の平均価格が基準になりまして、その差額を国・県が90、それと町が10%ということで、全出場頭数に対して交付することになります。

ただし、この一階立て部分の基金のほうに、一応生産者が4分の1ずつ拠出するというようになっておりますが、加入されていない農家もあるように聞いておりますから、全頭数が確実に対象になるとは言いがたいと思っております。

○木下 賢治議員

歳入の地方交付税の減額、額的には500万なんですけれども、財政課長でもいいですのでお答えいただきたいんですが、予算編成当初、全国平均大体8%ぐらいの増の見込みの中で、本町の場合は、少しからいんじゃないかというような私は、そういうことを審査の中でもこう言った覚えがあるわけなんですけれども、見込みとして本町の場合はこれぐらいで済んだということは、正しい読み方をされたなというふうには思うんですが、全国的に見る中で、本町のこういう交付税の減額ちゅうか、いうもののとらえ方をどのようにされているか、お聞かせ願いたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

今回、交付税を減額いたしましたのは、財源の調整でございまして、交付税総体が減ったから減額したということではございません。既に普通交付税のほうも決定をいたしております、本年度の22年度の決定額が調整後でございますが、60億3,995万5,000円という決定を受けております。昨年が58億1,564万5,000円でございましたので、昨年に比べたら2億2,431万円の増と。率で申しますと3.9%の増ということでございます。

全国的には、当初予算段階では、出口ベースでの形で発表されますけれども、それぞれ需要額、基準財政需要額、基準財政収入額、差額での交付ということでございますので、当初見込んだよ

りも低目に見ておりましたので、予想よりは若干上回ったのかなということでございまして、今回計上させていただいたのは、財源の調整をさせていただいたということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

よろしいですか。ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第10「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第11「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第9「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から、日程第11「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」までの議案3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

まず、「議案第64号 平成21年度さつま町歳入歳出決算の認定について」提案理由の説明を申し上げます。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて、議会の認定をお願いしようとするものであります。

返りますと、平成21年度の国の予算編成は、世界的な経済金融危機にあつて、20年度の2回に及ぶ補正予算とあわせて、国民生活と日本経済を守るための施策を大胆に実行する生活防衛のための大胆な実行予算として編成をされました。国民生活を守るため、医師確保、緊急医療対策、雇用対策、出産・子ども手当支援などの施策が講じられまして、重要施策につきましては、重要課題推進枠を活用するなど思い切った予算の編成がなされたところでございます。

さらに、平成21年度におきましても、2回の補正予算が編成をされまして、2年度間にわたり、都合5回の経済対策等の臨時交付金が交付されまして、大規模な経済対策等の施策が展開をされました。

こうした中で、平成21年度地方財政対策につきましては、税収が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や、高い水準の公債費などによりまして、大幅な財源不足が生じると見込まれたところでございます。そのため、国と歩調をあわせ、歳出削減の努力を進める一方、極めて厳しい地方財政運営を強いられている地方の切実な声を踏まえて、歳入では地方交付税が、そして歳出では地方財政計画の歳出がそれぞれ1兆円増額措置をされたところであります。

このような国の動向を踏まえまして、本町における21年度予算編成におきましても、地方財政計画と歩調をあわせ、経常経費を中心とした歳出削減への取り組みを進めながらも、20年度から進められました国の補正予算に伴う経済対策5つの臨時交付金を十分活用し、生活対策や経済対策など、安心安全の実現と地域経済活性化等に向けた取り組みを積極的に進めてきたところであります。

これらによりまして、これまで先延ばしをされておりました事業、あるいは懸案となっていた事業につきましても措置が可能となりまして、今後の行財政運営に多大な効果をもたらしたと考えているところでございます。

これら臨時交付金の事業の実施に伴いまして、決算規模は膨らんだ形になりましたけれども、一方で行政改革への取り組みの推進も行った関係で、それらの関係から一時的ではありますが、財政指数等も経常収支比率を中心に大きく改善をしたところであります。

歳入決算額は、一般会計で159億735万3,000円、普通会計で159億530万6,000円となり、比較可能な普通会計で前年に比較しますと9億6,486万4,000円、6.5%の増となったところでございます。また、自主財源と依存財源の割合で見ますと、町税や使用料及び手数料などの自主財源が42億3,020万4,000円で、全体に占める割合が26.6%、地方交付税や国、県支出金などの依存財源が116億7,510万2,000円で73.4%となっております。

平成18年の北部豪雨災害や景気低迷を反映して町税等の割合が下がる一方で、地方交付税や経済対策臨時交付金などの国庫支出金の増額の影響などから、国、県などへの依存財源の割合が高くなったところでございます。

一方、歳出決算額は一般会計で150億9,372万8,000円、普通会計で150億9,168万1,000円となり、普通会計で前年度に比較しまして11億6,008万2,000円、8.3%の増となっております。

決算規模が伸びた要因としましては、ただいま申し上げましたとおり平成20年度から国の経済対策に連動しました臨時交付金事業等の活用で大規模な財政需要があったためでございます。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億1,362万5,000円で、これから翌年度へ繰り越すべき財源4,750万8,000円を控除いたしました実質収支は7億6,611万7,000円の黒字となったところでございます。

財政指数の状況を見ますと、先ほども少し触れましたけれども、行革の成果あるいは国の

経済対策臨時交付金等の影響によりまして、予想以上に改善をいたしております。具体的には、経常収支比率が98%から91.4%ということで、6.6%の大きな改善でございます。

この内訳の主なものは、人件費が1億7,590万2,000円の減、公債費が1億2,545万7,000円の減、物件費が5,585万3,000円の減、補助費等が9,618万6,000円の減、維持補修費が1,182万2,000円の減ということで、それぞれ減額改善をいたしているところでございます。

また、実質公債費比率は3年間の平均値が前年に比較しまして0.5%改善し、18%になったところでございます。けさの南日本新聞等にも掲載をされておったところでございます。22年度のも公債費負担適正化計画に沿った事業の推進を進めてまいりますことから、平成22年度の決算では確実に18%を下回ると、このように考えております。公債費負担適正化計画より早目に達成できると確信をいたしております。

一方、基金の積み立てにつきましては、財政調整基金を初め、目的基金への積み立ての実施をいたしました。具体的には財政調整基金が決算積み立てを含め7億7,561万5,000円の積み立てを行いました。当初予算計上の4億4,550万円の取り崩しを相殺いたしましても、実質3億3,111万5,000円の積み増しとなっております。21年度末の現在では、18億1,877万7,000円となったところでございます。

また、その他の目的基金としまして新たに子ども健やか育成基金としまして1億円の積み立てを行いました。そしてまた庁舎建設基金に対しまして1億8,090万8,000円の積み増し、減債基金に1億15万9,000円の積み増しなど実施をいたしまして、21年度末における積立基金の総額は29億6,572万8,000円となりまして、前年度より7億1,686万1,000円の増額積み立てを行ったところでございます。

こうした一連の効果から、将来負担比率は大きく改善をいたしました。平成21年度におきます施策の具体的内容、経過につきましては、決算書主要施策の成果説明書のとおりでありますので、御了承を賜りますようお願いをいたします。

次に、特別会計であります。まず国民保険事業特別会計であります。

歳入決算額34億5,406万7,000円、歳出決算額32億2,977万8,000円、差し引き2億2,428万9,000円の黒字となっております。

国民の生命と健康を支える医療制度につきましては、これまで世界最高の平均寿命や高い保険医療水準を実現してまいりましたけれども、急速の少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は極めて大きな変化をしてきているところでございます。

今後におきましても、健全な事業運営を目指しまして、医療費適正化対策、保険税収納率向上対策、保健事業への取り組みを推進してまいりたいと思っております。

次に、老人保健医療特別会計であります。

歳入決算額は2,301万3,000円、歳出決算額881万円、差し引き1,419万3,000円の黒字となっております。

老人保健医療制度は、平成20年度からスタートした県の後期高齢者医療広域連合が運営します医療制度に移行したことによりまして、平成22年度まで調整整理期間が設けられているものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。

歳入決算額2億9,275万8,000円、歳出決算額2億9,119万円、差し引き156万8,000円の黒字となっております。

総医療費につきましては、51億1,676万1,000円で、町負担額としましては一般会計から4億3,530万円余りを鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ支出をいたしたところでございます。

次に、介護保険事業特別会計であります。歳入決算額26億9,591万3,000円、歳出決算額26億4,070万4,000円、差し引き5,520万9,000円の黒字となっております。

歳出決算額は20年度に比較して1億1,343万7,000円、4.5%の増であります。また、歳出決算額の大部分を占めます保険給付費の総額は25億4,986万3,000円で、前年度と比較して1億4,319万4,000円、5.9%の増となっております。

今後におきましても、介護予防サービスや地域支援事業の充実を図りながら、早い段階での高齢者の支援に努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。歳入決算額1,945万7,000円、歳出決算額1,920万3,000円で、差し引き25万4,000円の黒字となっております。

歳出決算額は、20年度比較で150万9,000円の増額であります。

今後におきましても、適切な介護予防、ケアマネジメントの実施と介護予防に努めてまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計であります。歳入決算額4,767万1,000円、歳出決算額4,407万2,000円、差し引き359万9,000円の黒字となっております。

現在の加入戸数は339戸で、前年度に比較しまして2戸の減となっておりますが、さらに加入促進については努力をしております。農業用水の水質保全と農業集落における生活環境の向上に努めてまいりたいと思っております。

次に、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」及び「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

いずれの決算につきましても、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき監査委員の意見を付し、同条第4項の規定に基づきまして監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

まず、「議案第65号 平成21年度さつま町水道事業会計決算の認定について」であります。

年間の総給水量は110万446立方メートルで、前年度に比べまして1万3,125立方メートルの減となっております。1人1日当たりの使用量は前年度同じ306リットルとなっております。給水人口は、年度末現在9,843名で、昨年度に比べ114名の減少となっております。人口減の減少で給水人口も年々減少の傾向にあります。

給水量が昨年度と比較して減少いたしておりますが、給水人口の減少、あるいは節水意識の高まり並びに長引く景気低迷などが要因と考えられております。水需要の減少傾向は、今後も続くものと予測をいたしております。

なお、給水区域内の普及率は99.2%で、昨年度とほぼ同じであります。

一方、経理の状況であります。収益的収支においては収入額が消費税抜きで1億4,738万1,000円、支出額が同じく1億2,711万9,000円で、単年度純利益は2,226万1,000円となっております。

資本的収支においては、収入額が3,423万3,000円、支出額が1億942万5,000円で、不足する額7,519万1,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金ほかで補てんをいたしております。

施設整備につきましては、昨年度に引き続きまして上向配水池の場内整備及び送配水管布設工

事のほか、佐志駅穴川線の配水管橋梁添架工事などを行いまして、施設整備の充実を図ったところであります。

次に、「議案第66号 平成21年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

簡易水道事業におきます年間給水量は132万561立方メートルで、前年度と比べ2万624立方メートルの増となっております。簡易水道事業においても、水道事業と同様に給水人口が減少傾向であり、年度末における給水人口は、昨年度と比較して178名の減ということで、1万2,954名となっております。給水量につきましては、1人当たり1日の使用量が279リットルで、昨年度と比較して8リットルの増となっております。収益面に直接影響を及ぼす有収率については79.5%で、昨年度と比較して4.7%減少しております、年々減少傾向となっております。

一方経理の状況であります、収益的収支においては、収入額が2億4,354万9,000円、支出額2億1,759万円で、当年度純利益は2,595万9,000円となっております。

資本的収支においては、収入額が9,497万6,000円、支出額は2億1,060万1,000円で、不足する額1億1,562万5,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金ほか建設改良積立金で補てんをいたしております。

施設整備につきましては、上下大迫線配水管布設工事のほか、尾付野山小川田線の石綿管更新工事などを行いまして、施設整備の充実を図ってきたところであります。

以上、平成21年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、社会資本整備及び住民福祉向上並びに水道事業の健全経営に努めてまいったところでございます。

以上、ここに改めて議員各位の御理解と御協力に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、あわせてよろしく御審議を賜り、認定を賜りますようお願い申し上げまして、提案の説明を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（中尾 正男議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（中尾 正男議員）

会議を再開します。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの農業集落排水事業特別会計の説明の中で、現在の加入戸数を341戸と申し上げましたが、339戸ということで訂正をさせていただきます、比較のところの14戸を2戸の減ということでございます。失礼しました。

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

19番、木下賢治議員。

○木下 賢治議員

ここで動議を提出いたします。

ただいま議題になっております議案3件につきましては、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とされることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま19番、木下賢治議員から、議題となっている議案3件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とするとの動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がありましたので成立しました。

お諮りします。本動議のとおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま議題となっています議案3件については、9人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会委員の選任については、さつま町議会委員会条例第7条第1項の規定によって東哲雄議員、平八重光輝議員、平田昇議員、岩元涼一議員、楠木園洋一議員、桑園憲一議員、市來修議員、新改幸一議員、木下敬子議員、以上の9人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名をしました9名を決算特別委員会に選任することに決定しました。

△日程第12「報告第6号 平成21年度健全化判断比率
の報告について」、日程第13「報告第7号 平成
21年度資金不足比率の報告について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第12「報告第6号 平成21年度健全化判断比率の報告について」及び日程第13「報告第7号 平成21年度資金不足比率の報告について」の報告2件を議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第6号 平成21年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第7号 平成21年度資金不足比率の報告について」であります。

これは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表しようとするものであります。

いずれにつきましても、監査委員の意見を付しまして、議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「報告第6号 平成21年度健全化判断比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

次に、「報告第7号 平成21年度資金不足比率の報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告に対しお聞きしたいことはありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで報告第6号及び報告第7号を終わります。

△日程第14「発議第9号 臨時会の招集権を議長に付与 することを求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「発議第9号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書（案）の提出について」を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○議会運営委員長（柏木 幸平議員）

「発議第9号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

地方自治制度は憲法で、いわゆる二代表制が明確に位置づけられており、議事機関としても議会はその一翼として市長と対等の立場に置かれているとされております。

しかしながら、現行の地方自治法においては、議会の招集権は市長にあり、一定要件のもとにおける臨時会の招集請求権が議長及び議員にあるのみで、地方自治の本旨からして対等にあるとはいえない状況であります。

さきの第29次地方制度調査会においても、長年の悲願である議会招集権の議長への付与について議会3団体は強く申し入れをしておりますが、いまだ地方自治法の改正には至っていない状況であります。

一方、議長等が臨時会の招集請求を行っても、市長が議会を招集しない事例も出てきており、このことは憲法及び地方自治法の趣旨を著しく損なうものであります。

このように現行の地方自治法では具体的な措置を講ずることができず、速やかな地方自治法の改正による議長への招集権の付与が必要となっていることから、臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書を、内閣総理大臣ほか、関係大臣等に対し提出しようとするものであります。

議員各位の賛同をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思

ます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。
これから発議第9号を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第9号 臨時会の招集権を議長に付与することを求める
意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第15「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

日程第15「議員派遣の件」を議題とします。
お諮りします。会議規則第122条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催
される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第16「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第16「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。
各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規
定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があり
ます。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とす
ることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。
これをもって会議を閉じ、平成22年第6回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 平 田 昇

さつま町議会議員 舟 倉 武 則